

令和 7 年第 8 回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和 7 年 9 月 9 日

閉会 令和 7 年 9 月 18 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 7 年第 8 回定例会

会 期 令和 7 年 9 月 9 日（火）から 10 日間
令和 7 年 9 月 18 日（木）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	9	火	本会議	午前 10 時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、議案審議、一般質問
	10	水	本会議	午前 10 時	一般質問、議案審議
	11	木	休 会		13：30 企画経済建設常任委員会 15：30 総務厚生文教常任委員会
	12	金	本会議	午前 10 時	議案審議
	13	土	休 庁		
	14	日	休 庁		
	15	月	休 庁		敬老の日
	16	火	休 会		出納検査
	17	水	本会議	午前 10 時	議案審議
	18	木	本会議	午前 10 時	議案審議

第 1 号

9 月 9 日（火）

令和7年第8回湯前町議会定例会

[第1号]

令和7年9月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	発委第 1号	湯前町議会基本条例の一部を改正する条例について
日程第 6	発委第 2号	湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
日程第 7		一般質問

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議会事務局主事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷 和 人	副	町	長	清 藤 浩 文
教 育	長	栃 原 秀 明	総 務 課 長	西 村 洋 一			
税 務 町 民 課	長	黒 木 博 行	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子			
建 設 水 道 課	長	高 木 堅 介	企 画 観 光 課 長	伊 藤 賢 一 郎			
教 育 課	長	赤 池 寛 子	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 田 徹			

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 8 回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、田山議員及び吉田議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 10 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 10 日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（金子光喜君） 日程第 3、「諸般の報告」を行います。

まず、議長の公務について報告します。

6 月 24 日、熊本市において県庁織月会が開催されましたので出席しました。

6 月 26 日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社の株主総会が開催されましたので出席しました。

6 月 28 日、湯前町役場において、一般社団法人湯前町農業公社総会が開催されましたので出席しました。

7 月 2 日、宮崎県西米良村において、視察研修及び西米良村議会との意見交換会が開催されましたので全議員で出席しました。研修では、西米良村教育長による講演が行われ、その後、西米良温泉「ゆた〜と」宿泊棟及び西米良村福祉住宅を視察しました。

7 月 8 日から 9 日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、熊本・宮崎両県への要望活動と総会が開催されましたので、企画経済建設常任委員と共に出席し、国道 219 号上里工区の早期完成について要望を行いました。

7 月 10 日、人吉市において、三期成会合同定期総会及び川辺川ダム建設促進協議会総会が開催されましたので出席しました。

7月14日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。

7月22日、本町において、正副委員長研修会がオンライン開催されましたので、議員と共に出席いたしました。研修会では関東学院大学法学部教授 牧瀬 稔氏が登壇され「議員改革と議員のなり手不足への対応策」と題して講演が行われました。

7月23日、五木村において、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会総会が開催されましたので、西企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

7月28日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。会議では、上球磨正副議長会の本年度事業について検討を行いました。

8月18日から19日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、「一般国道219号の整備促進」並びに「道路整備促進のための予算確保」に関する国への要望活動が開催されましたので、西企画経済建設常任委員長と共に出席しました。要望先は、国土交通省九州地方整備局、国土交通省本省、熊本・宮崎両県の地元選出国會議員に要望を行いました。

8月20日、熊本市において、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が開催されましたので、椎葉副議長と共に受講しました。内容は、講師に時事総合研究所客員研究員 明石 和康 氏から「トランプ政権と世界＝力の外交と貿易戦争の行方＝」というテーマで講演がありました。

8月27日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。

8月28日、宮崎県庁において、国道219号整備改良促進に関する要望会が開催されましたので出席しました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告3件、議案9件、認定6件、同意2件となります。

一般質問は、4人の議員が通告されております。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は議長室にありますので、そちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。

報告書は同じく議長室にありますので、ご覧ください。

湯前町監査委員から、6月、7月、8月の例月現金出納検査結果報告書がタブレットに掲載のとおり、議長宛に提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○４番（遠坂道太君） おはようございます。令和７年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告を行います。

令和７年第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和７年８月２７日水曜日、午前１０時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。五木村議会議員の任期満了に伴い、議長が決定するまで、田中哲副議長（人吉市）が議長の職を行いました。

議長選挙では、指名選挙で行うことが決定し、８名の選考委員により推薦された田代利一議員（球磨村）が全員一致によって、議長に当選されました。

田代利一議員より、議会運営委員会委員の辞職等が出され、追加日程として審議することが決定しました。

会期の決定では、宮崎保議会運営委員副委員長（人吉市）の報告の後、会期を８月２７日の１日に決定しました。議会運営委員会委員の選任では、五木村の改選及び議長選挙によって、欠員となっている委員２名を下球磨地区の議員から選出し、１８番 中村たつき議員（山江村）、２１番 永椎樹一郎議員（球磨村）が選出され、議長が指名されました。

議会運営委員会が開催され、委員長に中村たつき議員（山江村）が互選されました。

行政報告では、理事会代表理事から、令和７年第１回議会定例会以降の定例議会における主な審議等についての報告がありました。

議案第１０号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第１１号、令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）。

追加日程で、認定第１号、令和６年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この３件を一括して、理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。

続けて、執行部から議案第１０号及び１１号の２件の補足説明を受け、議案ごとに質疑・採決を行い、議案のとおり可決しました。続けて、会計管理者から、認定第１号の補足説明を受けた後、続けて、代表監査委員から決算審査意見の報告を受けました。認定第１号の審査については、委員を８名とする、令和６年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定しました。新たに議事日程第１号の追加３を配布し、日程にしたがい審議しました。

追加日程第１、令和６年度決算特別委員会の設置についてでは、各地から８名が選出され、議長から委員に示されました。直ちに、第１回令和６年度決算特別委員会が開催

され、委員長に私、遠坂。副委員長に宮崎保（人吉市）が互選され、議長から報告されました。

同意３号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、不在となっている、議会選出監査委員について、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑・採決を行い、原案のとおり同意され、議会選出監査委員として、新たに、源嶋たまみ議員（多良木町）が選任されました。

追加日程 10、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、第 5 回委員会の調査内容及び正副委員長協議結果について、委員長から報告を受けました。

追加日程第 11、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に関する特別委員会並びに、令和 6 年度決算特別委員会の各委員長から申し出が提出され、申し出のとおり了承されました。全ての審議を終了し、閉会しました。

以上、令和 7 年第 3 回人吉球磨行政組合議会定例会の結果について報告します。

○議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○２番（吉田精二君） 令和 7 年第 2 回球磨郡公立病院企業団議会定例議会の報告をいたします。

令和 7 年第 2 回定例会は、9 月 4 日木曜日に招集、会期を 1 日とし、午前 10 時に開会、休憩等を挟み、午後 2 時 55 分に閉会されました。一般質問が 3 件、議案が 4 件（育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正 2 件、企業団事業の設置等に関する条例改正 1 件、令和 7 年度補正予算 1 件）、認定が 5 件、令和 6 年度の決算認定が 5 件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

議案第 8 号、第 9 号につきましては、育児休業法の改正に関連し、職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を行うものでした。

議案第 10 号、球磨郡公立多良木病院企業団事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、熊本県より、5 床削減の内容を受けまして、現行の 183 床から 178 床に削減するものです。旧床中の 33 床のうち、5 床を削減するものですが、入院医療や感染症対応病床は現行通りで皆さんへの影響はないということです。

議案第 11 号、令和 7 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入につきまして、補助金として、2,764 万円の増額補正を行うものです。収益的支出につきましては、人材紹介料及び九州厚生局個別指導返還金として 1,910 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでした。また、資本的収入につきましては、老健事業補助金として 1,350 万円の増額補正、資本的支出につきましては、建設改良費、機材備品購入費など 2,750 万円の増額補正をお願いするものでした。

認定第1号、令和6年度球磨郡多良木公立病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計の収益の、失礼しました。利益の処分及び決算の認定については、病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の3事業で9,578万8,415円の純損失となりました。事業ごとの内訳としまして、病院事業で3,849万7,711円の純損失。介護老人保健施設事業で6,476万6,495円の純損失。総合健診センター事業で746万8,850円の純利益となっております。

認定第2号、令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計決算の認定については、主な収入としまして、多良木町、湯前町、水上村からの負担金及び介護保険からの要望給付費収入により、6,243万9,627円です。歳出の主なものは、常駐しております職員7名の人件費などで、647万8,709円を翌年度へ繰り越すものです。

認定第3号、令和6年度球磨郡公立病院企業団病児・病後児保育特別会計の決算の認定については、主な歳入といたしましては、構成4か町村からの負担金、自己負担金及び繰越金で1,994万1,038円です。歳出の主なものは、職員の給与・手当などの一般管理費で493万2,525円を翌年度へ繰り越すものです。なお、利用者数は662人となっております。

認定第4号、令和6年度水上村立古屋敷診療所特別会計については、歳入歳出差引残額245万3,400円を翌年度へ繰り越すものでした。なお、延べ患者数190人であります。認定第5号、令和6年度槻木診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、362万7,806円を翌年度に繰り越すものでした。なお、延べ患者数244人でした。

一般質問では、多良木町出身の猪原議員から入院病棟の看護職職員負担軽減策について。同じく多良木町出身の久保田議員から当院の経営状況について、職員の採用確保について。水上村選出の小川議員から熊本メディカルネットワークの運用状況と今後の課題について問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」を行います。

町長の行政報告を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。本日からの第8回湯前町議会定例会に当たりまし、令和7年6月2日から8月31日までの行政報告を行わせていただきます。なお、主なもののみ報告をさせていただきます。

6月2日、球磨地域振興局寺町別館におきまして、6月定例郡町村会町村長会が開催

されましたので出席をしております。会議では、球磨焼酎酒造組合から農林水産省あてに要望された「球磨焼酎の原料米対策について（緊急要望）」の内容説明を受けました。具体的な要望内容は、加工用米として、備蓄米の安価での払い下げ、球磨焼酎製造業者に対する原料米購入資金への助成、水田活用支払交付金の加工用米にかかる金額の引き上げでありました。なお、この件については各町村で協議中でございます。

3日、球磨地域振興局におきまして、令和7年度人吉球磨管内主要事業説明会が開催されましたので出席しました。会議では、管内で実施される県関係の主要事業について、説明及び質疑応答が行われました。

4日、応接室におきまして、湯前町森づくり実行委員会総会を開催しております。同日、議会運営委員会が開催されましたので出席し、6月議会定例会へ提出した議案の説明を行っております。

5日、集団検診室におきまして、湯前町防災会議を開催し、関係機関に対し令和7年度湯前町防災計画及び水防計画について説明を行うと共に、各機関が実施する防災対策について報告を受けました。

6日、洋会議室におきまして、湯前町鳥獣害防止対策協議会総会を開催しました。

9日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道（株）第146回取締役会が開催されましたので出席をしております。終了後、くま川鉄道再生管理機構理事会と定時社員総会が開催されましたので出席しております。

11日から17日の間、議会議場におきまして、第6回議会定例会が開催されましたので出席をしております。定例会には、報告3件、議案12件、諮問3件、また追加議案といたしまして、2件、同意1件を含め全て御可決をいただいております。

13日、応接室におきまして、湯前町農業公社の決算監査が行われましたので出席をしております。

16日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席をしております。

19日、町長室におきまして、ふるさと納税感謝状贈呈式を開催しております。

6月23日、くま川鉄道沿線におきまして、台湾新北捷運公司訪問団が来日され、くま川鉄道と沿線施設等を視察されましたので、熊本県とくま川鉄道関係者と共に対応を行っております。同日、人吉市、鍋屋におきまして、球磨郡内町村長と熊本県町村会正副会長による懇談会が開催されましたので出席をしております。

25日、人吉市、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合6月定例理事会が開催されましたので出席をしております。同日、人吉・球磨スマートインターチェンジ協議会定期総会が開催されましたので出席をしております。この協議会では、スマートインターチェンジの維持管理に関する事業を行っており、湯前町の負担割合は8.2パー

セントとなっております。

26日、洋会議室におきまして、湯前町農業再生協議会総会が開催されましたので出席をしております。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里、第28期定時株主総会が開催されましたので出席をいたしました。第28期は、原材料価格の高騰などにより業績の回復までには至っておりませんでした。

27日、集団検診室におきまして、球磨プレカット、第31回定時株主総会が開催されましたので出席をしております。総会では、住宅着工数及び持家率の減少により、業績は厳しい結果に終わったとの報告がありました。

28日、中央公民館におきまして、湯前町農業公社総会が開催されましたので出席をしております。

30日、洋会議室におきまして、湯前町事業継承連携支援に関する協定締結式を開催しております。この協定は、若者が残り、集う持続可能な地域の実現に向けて、広域的な支援連携体制の構築や事業承継の機運醸成に向けて、各団体が協力し地域一丸となって取り組むものでございます。同日、集団検診室におきまして、中村教育長退任式を開催し、退任辞令を交付しております。

7月1日、集団検診室におきまして、新しく、栃原教育長就任式を開催し、辞令を交付しております。終了後、7月全体朝礼を開催し職員に対し訓示を行っております。同日、湯楽里におきまして、奥球磨広域連携推進協議会総会が開催されましたので出席しました。この協議会では、多良木町、水上村と連携して、奥球磨どんぶりフェア等の事業を実施しております。

7日、応接室におきまして、湯前町町有林計画伐採検討委員会を開催いたしました。会議では、令和7年度は合計4箇所14.90ヘクタールの伐採を行うことを協議しております。

8日、人吉市、球磨地域振興局におきまして、7月定例町村長会が開催されましたので出席をしております。会議では、人吉・球磨美術連盟作品展と球磨郡青年団協議会体育祭の後援依頼を承認し、また、熊本県治山林道協会の理事に、木下五木村長、松谷球磨村長、監事に北口あさぎり町長を推薦することを決定したほか、各種要望活動について協議を行っております。

10日、錦町、福寿庵におきまして、川辺川ダム建設促進協議会定期総会が開催されましたので出席をしております。総会では、ダムの早期着工完成、関連事業予算の確保、特別措置法等の整備を含む水源地域振興対策の支援等について、関係機関に対する要望活動を行うことが決定されております。同日、福寿庵におきまして、一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会、一般国道445号道路整備促進期成会及び球磨川上中流改修期成会による合同定期総会が開催されましたので出席しております。管内の道路整備、河川

改修の強力な推進を図るとともに、積極的に要望活動を行うことが承認されております。
ました。

15 日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による管内主軸事業要望が開催されましたので出席をしております。要望先は、熊本県知事と熊本県議会議長、要望内容は、球磨川における抜本的な治水対策の促進、球磨地域幹線道路網の整備促進、雇用対策に関する要望でありました。

16 日、人吉市、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合 7 月定例理事会が開催されましたので出席をしております。議事では、新ごみ処理施設建設検討委員の候補者選定、人事行政の運営等の状況の公表、入札及び随意契約締結結果についてなどでありました。

17 日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席をしております。会議では、共同分署、今後の行事予定等について協議を行っております。

22 日、熊本市、九州農政局におきまして、球磨郡町村会により、九州農政局への政策提案に係る意見交換会が開催されましたので出席をしております。提案内容につきましては、(1)球磨川北部地域の農業基盤整備の促進について(2)農業農村整備事業等の促進について(3)野生鳥獣被害対策について(4)家畜伝染病防疫体制整備について(5)地域資源を活用した地域活性化に対する支援について(6)山村振興事業等で整備した飲料水供給施設の改修についての意見交換を行っております。

23 日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席し、7 月臨時会への提出した議案の説明を行いました。同日、議会議場におきまして、第 7 回議会臨時会が開催されましたので出席しました。承認 1 件、議案 3 件を提出し、全てご可決・承認いただいております。同日、五木村役場におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通期成会総会が開催されましたので出席しました。現在の五木湯前線の実延長 20.3 キロ、改良率は 30.3 パーセント、幸野染田線の実延長 3.9 キロ、改良率は 46.4 パーセントとなっています。

24 日、福岡市、福岡第 2 合同庁舎におきまして、球磨郡町村会による九州地方整備局への要望活動が開催されましたので出席をしております。本町の個別要望として、一般県道五木湯前線道路整備事業の整備、一般県道幸野染田線道路整備（改築）事業の促進、地域優良賃貸住宅建設事業の予算確保、湯前町歴史的風致維持向上計画に基づく事業支援、上水道施設整備に係る交付金対象事業の要件緩和及び財源措置の拡大の 5 点、全体では、球磨川における抜本的な治水対策の促進、緊急防災・減災事業の期間延長などを要望しております。

25 日、湯楽里におきまして、全国自治体病院協議会熊本県支部定時総会及び熊本県自

治体病院協議会定時総会が開催されましたので出席しております。総会では、外国人就労者の雇用について、増収対策についてなど議題が提出され、議論が交わされております。

28日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、①集落営農組合の統合について②マンガ未来共創フェローの委嘱について説明を行っております。

29日から30日にかけて、東京都におきまして、球磨郡町村会による令和8年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席をしております。要望先は、国土交通省、農林水産省、総務省、厚生労働省、文部科学省、また県選出国會議員関係で、金子恭之代議士をはじめ衆議院議員4名、松村祥史参議はじめ参議院議員2名でありました。

31日、宇城市不知火防災拠点センターにおきまして、熊本県へき地医療自治体病院開設者協議会理事会及び総会が開催されましたので出席をしております。

8月1日、人吉市、保健センターにおきまして、南九州中部地域医療連携協議会総会が開催されましたので出席をしております。人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保のために、宮崎大学、熊本大学等へ要望活動等を行っております。

5日、東京都、国土交通省におきまして、くま川鉄道再生協議会による要望活動が開催されましたので出席をしております。高見康裕国土交通大臣政務官に対し、①復旧に関する支援②代替バス運行にかかる継続的な支援③復旧後の長期的な運行の確保に向けた支援④鉄道軌道安全運送設備等整備事業の予算の優先配分⑤鉄道事業再構築事業を実施したローカル鉄道の資産取得に係る税制の特例措置の延長、以上5点を要望しております。同日、衆議院第2会館・国土交通省におきまして、川辺川ダム建設促進協議会による要望活動が開催されましたので出席をしております。まず、地元選出国會議員には、金子恭之代議士をはじめ衆参合わせて12名の議員に対し、その後、国土交通省には、国定勇人国土交通大臣政務官、水管理・国土保全局長、関係役職25名に対し、①流水型ダムの本体工事の早期着手②関係予算の確保③五木村・相良村への支援策以上3点を要望しております。

6日、西都市民会館におきまして、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が開催されましたので出席をしております。この同盟会は、「地域振興は道路整備から」を合言葉に、宮崎・熊本両県、九州地方整備局、国土交通省、国會議員への要望活動を実施しております。

7日、熊本市、自治会館におきまして、全国過疎地域連盟熊本支部総会が開催されましたので出席をしております。

8日、人吉市、球磨地域振興局におきまして、8月定例町村長会議が開催されましたので出席をしております。会議では、球磨焼酎組合の原料米対策に関する要望について説明を受けたほか、県民体育祭に伴う町村体育施設の使用料免除について、町村会主催

の各種事業について、協議を行っております。

13 日、人吉市、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合 8 月定例理事会が開催されましたので出席をしております。会議では、第 3 回議会定例会の提出案件のほか、葬斎場火葬料金の改定、一般ごみ焼却処理施設建設に関する要望者が提出された件等について協議を行っております。

19 日、湯楽里におきまして、湯楽里第 2 回取締役会が開催されましたので出席をしております。

25 日、多良木町、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席をしております。会議では、第 2 回定例会の内容等について協議を行っております。

26 日、洋会議室におきまして、第 1 回湯前町振興計画策定審議会等合同会議を開催しております。会議では委員の皆様に対し、第 2 期総合戦略、総合計画（後期）、過疎地域持続的発展計画についての検証を諮問したほか、町政推進 P T メンバーより各種計画の検証結果報告がされております。同日、湯前マンガ未来共創フェロー委嘱状交付式を開催し、陳内裕樹氏、小出泰久氏に対し、委嘱状を交付しております。

27 日、人吉市、クリーンプラザにおきまして、令和 7 年第 3 回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席をしております。

28 日、宮崎県庁におきまして、国道 219 号整備改良促進期成同盟会による宮崎県要望が開催されましたので出席をしております。同日、肥薩線利用促進・魅力発信協議会定期総会が開催されましたので出席をしております。肥薩線の鉄道での復旧に向けて、関係機関等への要望活動をはじめ、会員自治体と各種団体との連携による肥薩線 P R 活動を行うことが承認されております。同日、人吉市、あゆの里におきまして、「熊本ディスプレイネーションキャンペーン」全国宣伝販売促進会議エクスカーショ C コース意見交換会が開催されましたので、担当課職員と共に参加しております。会議では、人吉市、錦町、湯前町が観光 P R を行い、国内の大手旅行会社に対しアピールを行っておりところでございます。

最後に 31 日、あさぎり町、あさぎり中体育館におきまして、球磨郡地域婦人会連絡協議会ミニバレーボール大会が開催されましたので、応援に駆け付けております。

以上、行政報告を終わります。

○議長（金子光喜君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第 5 発委第 1 号 湯前町議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第 5、発委第 1 号、「湯前町議会基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、議会活性化特別委員長から提出されております。

本案は、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって本案は趣旨説明を省略することに決定しました。

ここでお諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

これから、発委第 1 号、「湯前町議会基本条例の一部を改正する条例について」を採決します。

議会活性化特別委員長から提出された、条例改正案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、「湯前町議会基本条例の一部を改正する条例について」は、可決されました。

—————○—————

日程第 6 発委第 2 号 湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

○議長（金子光喜君） 日程第 6、発委第 2 号、「湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を議題とします。

本案は、議会活性化特別委員長から提出されております。

本案は、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって本案は趣旨説明を省略することに決定しました。

ここでお諮りします。本案の質疑及び討論は省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

これから、発委第 2 号、「湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」を採決します。

議会活性化特別委員長から提出された、規則改正案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、「湯前町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時56分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第7 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第7、「一般質問」を行います。

本定例会では、4名の議員が通告されておりますが、本日は、吉田議員、椎葉議員、遠坂議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、敬老祝金について、吉田議員の質問を許します。

○2番（吉田精二君） 2番議員の吉田です。通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。質問事項は、敬老祝金についてであります。

今年も9月に入り、祝金配布に役場職員が各家に回っていただきました。受給された方は、さぞ喜んでいらっしゃるのだと思います。しかし、この祝金は、当初は受給年齢が75歳以上であったものが、受給年齢を80歳に引き上げられ、さらに令和3年度からは、金額が1万円から6,000円に引き下げられております。そこで町長にお尋ねします。1万円から6,000円に引き下げられた経緯について教えてください。

○町長（長谷和人君） 敬老祝金の経緯についてというご質問でございますけども、この敬老祝金につきましては、令和3年度に創設しております、高校生等の通学定期券の補助の財源として活用させていただくために、敬老祝金の額を1万円から6,000円に見直しを行い、令和3年3月議会定例会におきまして、条例の一部改正を行っております。そして、この令和2年度までにつきましては、80歳以上の方に祝金として1万円の商品券を贈呈しておりましたが、祝金の額を6,000円に減額し差額4,000円を高校生等の通学時の定期券購入への助成の財源として、活用させていただいたということでご提案し、ご理解したうえで、全会一致での条例改正のご可決をいただいたところでございます。

その際に提案説明しておりますけれども、検討の経緯等でございますけれども、検討当時、コロナ禍で過酷な生活を余儀なくされた中に、重ねて令和2年7月豪雨災害でくま川鉄道が被災し、運航中止となり、特に高校世代への生徒様や保護者の皆様におかれましては、高校までの通学などにかなりのご負担、ご苦勞がございました。少子高齢化の進む中、本町におきましては、次世代を担う子どもたちの穏やかな育成を願い、成長を願い、子育て支援や教育施策を講じてきたところでございます。ここに高校生の通学に対する支援ができないかということで、ほかの施策とか、計画調整を図りながら、財源を確保したところで、検討したところでございました。結果安定的な財源確保でございます、一般財源で実施しております、敬老祝金に着目した次第でございます。以上でございます。

○2番（吉田精二君） ただいま経緯が説明されましたが、これにつきまして、当時、老人会又は老人個人様から色々な意見もあったと思いますが、その付近はどうだったのか教えていただければと思います。

○町長（長谷和人君） 3月の定例会に上程するというので、当時のちょっと記憶をちょっと遡りますけれども、当時の老人会長のほうにも、直接私1月の頭だったと思うんですけれども、お会いしました。その趣旨を説明いたしまして、当初の段階では、減額だけの話をどうもインプットされていたみたいだったもんですから、いやその財源は、今説明しましたように高校生の通学の財源に使わせていただくというふうなお話もしましたらですね、わかったということで了解をいただいたところでございました。それから、当時の役員の方にもお話をさせていただきましたし、正確な数字ではないかもしれませんが、老人会の皆様方にですね、20名から32名近い会員の皆様方にお話をしながらですね、そのお話をしましたら、中にはですね、4,000円というお話だけではなくて、もうそこは敬老会の祝金は必要ないと、全額そっちにまわしてくれと、そんなお話も私はお聞きしたところでございましたんで、それを受けて、先ほど経緯の中で説明しましたように、上程させていただいて、ご可決いただいたというところでございました。以上でございます。

○2番（吉田精二君） 先ほどの町長からの説明のとおり、列車通学生の通学定期の補助にまわさせていただいたということですね。令和3年度と言いますと、重複するかもしれませんが、令和2年7月豪雨、くま川鉄道が運休となって学生・保護者が心身ともに苦勞されている時に、少しでも手助けになればということで始められたんじゃないかと。コロナ関係もあるかと思います。そこで令和3年度から令和6年度、まだちょっと認定はされておりませんが、の高等学校等通学費補助金の支出額を調べてみました。令和3年度が159万9,300円、令和4年度が155万5,200円、令和5年度が172万8,600円、令和6年度が150万200円と。おおよそ、150万円から170万円で推移しております。

一方、令和3年度の敬老祝金は658名の方に支給されており、6,000円になってから1万円の時と比べて、総額で254万8,000円減額になっております。4年5年6年度も全て250万円程度の減額であります。町長、おかしいですよ。通学定期補助に充てるからといって250万円減額しているのに、実際は150万円ほどしか使われていない。100万円以上は落としすぎではなかったのかというような疑問がわいております。初年度は未知数の部分もあったかと思いますが、次年度からは予測できたのではないのでしょうか。祝金ですので、町からの経費として支給されるものであり、金額の多寡ではないとは思いますが、年1回楽しみにしていたお金を、未来を担う子どもたちのためならばと譲っていただいたお金が、実はそんなに削る必要はなかったんじゃないかということになりますよね。このことについて町長はどう思われますか。

○町長（長谷和人君） この時の、いわゆる条例改正の1つでございますけども、3年の対象生徒見込みが77人。定期券購入、これ往復の運賃かけることの3分の1ということで、約284万円ほどが計算で出てきております。いわゆる見込み額が300万円というふうにしたところでございます。その時の、いわゆる祝金の予算が400万等でございます、当時の見込み額は650人ということで、1人頭6,000円となるとところでちょうど横ばいの数字状態になるということで、当時はそういうふうにして計算の上、4,000円の減額をしたというところでございます。ただいま吉田議員がおっしゃっているのは、ずっと3年から始めて、残っているから、それをほかにまわせというふうなことを主張したいかもしれませんが、これあくまでも真水でございますので、一般財源でございます。ですから、監査委員もされておわかりかと思うんですけども、令和6年度、この後決算で承認されるかと思うんですけども、いただくんですけども、89.1パーセントの経常収支でございますので、そこが余ったからという解釈は、私としてはどうもいかんせん、納得しないところでございますので、そこはしっかりと、他の分野の中に財源がつぎ込まれているということもお話をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○2番（吉田精二君） この敬老祝金につきましても、鉄道補助につきましても、一般財源であると思いますが、ただ先ほど言いましたように、実際150万円から170万円ぐらいで推移しているということですので、敬老祝金を落とした分を充てるというふうな考えじゃなくてですね、やはりその敬老祝金につきましても、本当老人の方が身を削って、譲っていただいたものですから、その辺について、また元に戻すような考えはなかったのかというようなことでお伺いしたんですけど、そのような考えは当時なかったんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回もそういうことで、4,000円減額させて、予算も整理させていただいているところでございます。私もちょっとくどくなるかもしれませんが、もう一度ちょっと私も言わせていただきたいんですけども、今回の決算の意見書の中にもで

すね、令和6年度は全体の予算規模が拡大しており、特に扶助費、補助費や投資的経費の増加が目立っていると。経常経費のうち人件費は構成比で減少傾向にあり、全体としては、選択と集中を図りつつ投資的・支援的支出を強化した決算となっていると。今後も、物件費・補助金などの節減を図ることはもちろんのこと。真に必要な施策を見極め、各種事業に取り組むべきというふうに考えるというふうにご意見をいただいております。ですから、そこも含めながら、それから毎回申し上げておりますけども、既得権益なんですよこれは、貰っているからまた貰って良いんじゃないかというお話なんですけども、それは、真に選択と集中で集中的に投資するなら投資する、そのところも考えながら、今現在動かしているということもご理解いただければというところでございます。以上でございます。

○2番（吉田精二君） 近年、物価高騰によりまして、非常に今一般家庭につきましては逼迫しているわけでございます。物価高騰の経済対策として、色々町のほうでも商品券の支給とか考えていらっしゃる、しておりますが、特に年金しか収入のない高齢者におかれましては、死活問題、買い物も慎重にやらざるをえない。なるべく、安いところに行き物に行こうと思っても行けない、仕方なく家にあるもので済ませている。食事も偏って健康状態も心配じゃないか。このような老人の苦悩というのが町長のほうには聞こえませんかでしょうか。また聞こえなくてもですね、町長として、察することができるんじゃないかと思いますが、町長いかがでしょう。

○町長（長谷和人君） 今物価高騰対応とか大変厳しい状況、これは老人の皆様方だけでなく、全ての町民の皆様がそれに該当するのではなかろうかなというふうに思います。聞こえないかとかいうふうなお話でございますけども、そういう意見は、老人ばかりでなくて全ての町民の皆様方からそういうふうに思われているということは、私としても理解をしております。それから何か若者ばかり優遇しているんじゃないかというふうなこともちょっとご主張されているんじゃないかと思うんですけど、私も総合計画の中にも挙げておりますし、私も5本柱の1つとして、未来を託す子どもたちが輝くまちづくりということも挙げておりますので、今少子高齢化の中で一番重点的に行うべきなのは、私はやはり子育てではないかということで集中的に投資も行わせていただいていることもご理解いただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○2番（吉田精二君） 湯前町の人口約2,500弱でしょうかね。3,500です、失礼しました。のうち75歳以上の老人、今回、敬老祝金を受け取られた方。80歳ですかね、が636人。非常に大きなパーセントを占めているわけですが、今言われまして、老人に対する生きがい活動ですね、などに対する支援は色々行われているようですが、老人を特化した生活に関する支援っていうのはまだ、まだまだ足りていないように思われます。先に

も申しましたが、敬老祝金というのは、長年湯前のために頑張っていたいておるとい
うような経緯の表れとして、支給されるものでありまして、物価高騰を補うほどのもん
ではありませんが、町として、その苦悩を察して、お祝金の額をまた元に戻す時期では
ないかと、先ほど言いました一般財源からの持ち出しということですが、金額にし
て 200 万円程度でございますが、老人の方、本当に喜ばれるんじゃないかというふう
に思っております。先ほど子育てが最優先に考えるというふうなこと、人口増、子育てと
いうことになろうと思えますけども、例えば、お年寄りが幸せな町でないと、若者も定
住しないんじゃないかというふうな、私の考えであります。町に来てもお年寄りが自分
たちがお年寄りになった時に、そのように大変な苦労を思うような町には、若者も定住
しないんじゃないかと。もちろん子育ての支援も大事ですけども、動きも含めて町全体
が豊かな、明るい、世の中になってもらわなければ、本当に将来の見えない、まちなな
ってしまうんじゃないかなというふうなことを思っております。そういうことで、今一
度、町長の敬老祝金というふうな祝金ではございますが、もうここを上げるというふう
な考えはないのか、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） いわゆる物価高騰に対する、祝金という位置付けもされておる
んですけども、どうもこの祝金の本旨でございます、敬老の意を表すとともに、長寿を
祝し、高齢者の福祉の増進を目的とするという性格とちょっと私は、吉田議員の解釈と
私のところが違うのかなというふうに思って、どうも扶助費的な性質をおっしゃってい
るんじゃないか。いわゆる社会保障での、社会保障制度の一環として、例えば生活保護
あたりがそれに入ってくるんですけども、それに生活の維持するための支出の経費とし
て取るべきじゃないかということをご主張されているんじゃないかなというふうに思っ
ております。この祝金制度というのは、あくまでもこのライフイベント、人生において
大きな変化をもたらす出来事や状況に応じて、一時的に支給するというふうに私は思っ
ております。それから、年寄りには何もしてなかばいというふうにおっしゃるんですけ
ども、これ一部ちょっと私も調べてきました。福祉関係です。祝金と同じかどうかわか
りませんが、福祉関係でいきますならば、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業、住
宅改修費福祉用具購入補助金、シニアカー等購入補助金、高齢者等移動支援助成金、障
害児居宅生活支援利用者負担特別助成金。それから老人の方ばかりではございませ
んが、新旧施療の助成金等も支援制度として扱っておりますので、そこだけ切り取って
おっしゃるならばそうかもしれません、私としてはこの制度もちゃんと確立をさせな
がら、今後とも続けていきたいというふうに思っているところでございます。以上でござ
います。

○2番（吉田精二君） 今町長のほうから、私は扶助費的な意味合いで支給をお願いし
てるんじゃないかというようなことですが、先ほど言いましたように敬老祝金として、

もう長年勤めていらっしゃった方に対する祝金ですので、せめて扶助費じゃなくって、そういうような、気持ちも含めたところで上げたらどうかというようなこと言ったところですので、確認をしてもらえればと思います。それから、今言いました老人に対する部分で、在宅寝たきり介護者手当それから、住宅改修、移動、タクシー券ですとか、住宅につきましては、介護が必要な、介護・介助が必要な方に対してはそのような支援をするというようなことでありまして、一般、湯前にいらっしゃる 600 人を超える、80 歳以上ですか、の方に対して、全体的に見るというようなこと、特に健常者と言いますか、普通のそういうふうな障害とか介護とかを受けていらっしゃる、受けていらっしゃらない方ですね。一人暮らし、それから二人暮らしの方もいらっしゃいますので、そのような人も調べたところで広く、高齢者に対する敬意のために考えていただければというふうなことで質問をしたところでございます。町長、なかなか増額に慎重のようでございます。非常に湯前町内の、湯前町の財政につきましても、私もある程度理解しているところであります。監査の意見書にもあるということで、私も監査委員ですんで、そこんところは見ているところでございますが、その中でもですね、やはり 200 万、300 万という金額が大きいかどうかは別としまして、敬老者に対しても、こしこ上げているから皆さんのこともちゃんと見ているよというような意思表示のためにも、そのこのところ、今もう、実際減額してから 5 年目になっております。それからくま川鉄道、別なんですけども、もう 5 年目が過ぎて、来年の 8 月頃には、全線開通の運びとなっております。通学補助につきましては別問題ですけども、子育て育成のためにも、継続することに対しては私も賛成なんですけども、もう気分的にも楽になっていらっしゃった、そんな時期で、本当にもう来年度、もう今年は配っておりますけども、来年度からの部分でも、元に戻すか、せめて増額するぐらいの気持ちが町長にもあってよろしいんじゃないかと思っておりますけども、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） また同じことを申し上げるかもしれませんが、この敬老祝金は長寿を祝するということでございますんで、一時的の金額ということで私は思っております。加えてですね、先ほど申しましたけど、既得権益という言葉を使わせていただいたんですけども、これに限らずですけども、スクラップアンドビルドという言葉も令和 3 年の 3 月の議会の時にも使わせていただきました。行革もやっぱり考えながら、行政コストの部分も考えながらですね、考えて提案させていただいた経緯もございましたんで、金額が減ってきたから、対象者が減ってきたから、金額が余ったからということになりますと、全体的な調和の中にですね、バランスがまた崩れてしまう可能性も十分あるんじゃないか。当時合併の、平成の大合併が進みました折にですね、その行革も含めたところでの延長という部分があったんで、時間が過ぎてみてですね、どうもそこをちょっと忘れがちになっているんじゃないかなというふうにも僕は思っ

おりますので、引き続きですね、その部分もちやんとしっかりと見極めながら、先ほど申しました選択と集中という言葉も使いましたんですけども、重点的な配分もさせていただくというふうなことも思っておりますので、今回一般質問をさせていただきまして、そして今敬老祝金もちょうど今配布時期でございますので、今どういうこととお話を伺っているかどうか、多分聞いたらですね、皆さん値上げしてくれっておっしゃるんですよそれは。だから吉田議員はですね、老人のことがわかっとなんとかということをおっしゃるんですけども、大変苦しい生活もされておるということを私理解しております。ただそこを見ますと、行政のバランスを含めて考えますときに、なかなか、たった4,000円じゃないか、いや2,000円でもいいじゃないから上げてくれというふうにおっしゃるところはよく理解するところでございますが、先ほど申しました、全体的なバランスを含めたところでのですね、考え方を今後とも引き続きやっていきたいということで、答弁をさせていただくところでございます。以上でございます。

○2番（吉田精二君） 今答弁いただきまして、町長、なかなか町として増額に、なかなか慎重のようでございますけども、これまで湯前のために、長年尽くしていただいたことに感謝したい。また敬意を表したいと思うなら、今一度、老人の皆様の意見をお聞きしまして、前向きに対応されることを切に願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（金子光喜君） 一つ、敬老祝金について、吉田議員の質問が終わりました。

次に、一つ、スポーツ施設の使用料と改修について、椎葉議員の質問を許します。

○5番（椎葉弘樹君） 5番議員の椎葉です。スポーツ施設の使用料と改修について、一般質問を行います。

この質問では、B & G海洋センタープールをプールと略します。スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画では、施策1に、地域や学校における子ども、若者のスポーツ機会の充実と体力向上。そして、施策7にスポーツによる地方創生、まちづくり創出の全国での加速化が挙げられています。湯前町の総合計画では、体育施設を長期的な視点で計画的に整備を行う。とあり、総合戦略では、スポーツを通じた、地域コミュニティ育成が示されています。B & G海洋センターや町民グラウンドの管理運営は、教育委員会が所管でございますので、教育課に対して、一般質問を行います。なお、栃原教育長におかれましては、ご就任早々ではございますが、ご対応をよろしくお願いいたします。

要旨1、B & G海洋センター及び町民グラウンドの施設使用料を見直す考えはないかについてお尋ねします。まず担当課にお尋ねします。体育施設における使用料と維持管理費の収支バランスについて、現在どのような状況でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 令和6年度の収支についてご説明いたします。まず、体育施設の使用料の収入は、B & G海洋センター体育館、プール、町民グラウンド、多目的

コート全体で 112 万 4,060 円となっております。次に支出は、維持管理にかかる人件費、物件費、管理委託料など合わせて 1,682 万 7,444 円です。この結果、支出に占める収入の割合は 6.7 パーセントという状況となっております。

○5 番（椎葉弘樹君） 令和になってからの推移を比較してみましても、大体先ほど課長から述べられました、6.7 パーセント、或いは前後で推移をしているところでありまして、本町におきましては、大体 10 パーセント未満で、この使用料の徴収が行われているという状況でございます。余談ですが、トレーニングルームの使用料につきましては、令和 6 年 10 月の全員協議会におきまして、当面徴収しないとする教育委員会の見解が示されています。ただし、当委員会では、町外利用者は 100 円から 200 円を徴収したほうがよい、空調使用での無料は申し訳ないという意見もあったようです。このトレーニングルームの使用料につきましては、継続課題であると認識をしています。2 つの条例、湯前町 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例、並びに湯前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例は、いずれも昭和 60 年、約 40 年前に制定されています。そこで担当課にお尋ねします。施設使用料について、これまで改定したことはありますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 施設の使用につきましては、議員先ほどおっしゃいましたように、昭和 60 年 4 月に施設が B & G 財団から無償で引き渡されたときに、湯前町 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例と湯前町民グラウンドの設置及び管理に関する条例で規定しまして、その後の改定は、平成元年に消費税法が施行され、消費税が導入されたときに、消費税相当額の料金引き上げの改定を行っておりますが、それ以外の料金の改定は行っておりません。

○5 番（椎葉弘樹君） ご答弁のとおり、平成元年から消費税 3 パーセントを考慮した使用料にしてから、それ以降は 35 年間、改定は行われていない、見直しは行われていないという状況でございます。近年の光熱費の高騰により、運営コストの増加が懸念されます。一方で町民からは、できるだけ安くという意見と、ある程度の負担はやむを得ないじゃないかという、相反する意見があるのも事実です。一部の施設では、町内外の利用者が同一料金となっており、町民の公平性確保に課題があります。ほかの自治体では、段階的な料金改定や、町外利用者向け料金を設けているところもあります。安易な値上げは、利用者離れを招きますので、利用実態調査や他町村との比較を踏まえた慎重な検討が必要です。そこで担当課にお尋ねします。ほかの自治体の施設使用料の比較、分析の必要性について、どのように認識されているのでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 体育施設など公共施設の使用料金を決定する上で、他の自治体の施設の規模、使用料、料金適用に係る運用の考え方などにつきましては、幅広く資料を収集しまして、比較、分析することは必要であると認識しております。

○5番（椎葉弘樹君） これはスポーツ施設に限らず、公共施設全般に言えることではあるんですが、やはり例えば5年に1回とか、ある程度ですね、時期を決めて、使用料や利用料の見直しを行うことが必要であると考えているところです。現行の使用料には気になる点がいくつかあります。これはあくまでも私の視点でございます。まず、プールは、使用料が非常に安いです。また、幼児と小中学生が同一料金になっています。体育館は、時間ごとの区分が細かすぎます。町民グラウンドは多目的コートでテニスコートだけが一般と高校生以下の使用料が分かれています。野球場とソフト場は使用料が異なるということでございます。そこで教育長のほうにお尋ねします。今後、施設使用料の見直しに具体的に着手する考えはありますでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） 椎葉議員の詳しいご質問にとってもありがたく思っているところでございます。町民の皆様の健康福祉の増進と継続して気軽にスポーツを楽しんでいただくといった、町の体育施設の目的実現のためには、現行の料金は、気軽に利用できる料金設定ではないかと考えております。このため、現時点では、体育施設の利用料金を改定する予定はございません。しかしながら、議員もご指摘のとおり、平成元年の施設使用料の改定から36年間経過しており、その間に、消費税も段階的に引き上げられ、最近では、電気代や燃料費、人件費など、様々な物価が高騰するなど、経済情勢は、大きく変化しております。このため、先ほど課長が答弁させていただきましたとおり、他の自治体の施設使用料や運用状況を調査した上で、比較分析を行い、その結果を踏まえて、料金の改定が必要かも含めて、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） これから調査・分析等も行いながら考えていくというご答弁でございました。そこでちょっと関連でちょっと確認したいんですが、町外利用者と町内利用者の同一料金という考え方、これについては、公共施設管理の公平性の観点からも再考の余地があると考えています。実際に施設の維持管理は湯前町が行っていますので、それを他町村の方が利用する場合は、もしかしたらその町外利用料金っていうのが必要になってくる可能性も否定はできないと思います。現在は、町民グラウンドの夜間使用料、これだけが町内と町外で分けられている状況です。そこで教育長に確認します。公共施設管理の公平性の観点から、町外利用者に対する料金区分の考え方を調査・分析の中で整備していただくという考えはないでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） 町内のスポーツ団体加入者の施設使用料のいわゆる割引制度の導入になるかというふうには、大変失礼しました。ちょっと私のほうでしっかりと、質問の内容、確認ができておりませんでした。今議員の質問に対しましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町内の皆様方ができるだけ多く施設を利用していただき

たいという考えはございます。ご質問の内容については、今後検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○5番（椎葉弘樹君） 町内の方ですね、当然利用促進という観点では、考えていなくちゃいけないんですけども、今追加で質問していたのは、町外の方が利用する、その料金設定ですね。これを、この考え方を整理していく考え、必要があるんじゃないかといったところの確認でした。要は、そうですね、今、町民グラウンドだけが夜間使用料を分けている。それ以外の施設は分けてない。今後どうやっていくんですかといったところの確認でして、その町外利用者に対する料金区分の考え方を整理する考えはないかといったところの確認でしたので、もしその検討をなさるのであれば、そのような答弁でお願いしたいと思います。

○教育長（栃原秀明君） 他町村の実施状況等も確認をさせていただきまして、本町にそれが取り入れられるかどうかということで検討させていただきたいと思います。

○5番（椎葉弘樹君） 公共施設全般において、その町内の利用と町外の利用で料金設定を分けるかどうかというところは、これは、以前からの課題ではあるんですよね、だからその目的に応じて同一にするか、もしくは利用促進、町外からも呼び込みたいから同一にするんだとかですね、いろんな考え方があると思いますので、その考え方をですね、整理していただいて、使用料の設定等も考えていただければと思います。

次に、総合計画では、スポーツ団体加入率の目標値を前期が17パーセント。そして後期は15パーセントに下方修正してありますが、令和4年度時点で11.2パーセントということで、目標よりも、に届いていない、伸び悩んでいる状況でございます。加入促進のため団体加入者に使用料の割引を導入すれば、利用促進や健康づくりにも繋がります。余談ですが、郡民体育祭や県民体育祭に向けた練習期間は、施設を無料で利用できることは、選手の積極的な練習に繋がるありがたい支援になっているところです。そこで教育長にお尋ねします。町内のスポーツ団体加入者に対するインセンティブとして使用料割引制度を導入する考えはありますでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） 先ほど質問を取り違えた内容について、お答えをさせていただきたいと思います。町内のスポーツ団体加入者の施設使用料の割引制度の導入についてということですが、本町は元々各施設、丁寧な料金設定であることから、スポーツ団体加入者のインセンティブを導入したとしても、会員増加に大きく影響するものではないと考えております。近隣自治体において、そのような制度の導入状況と効果を調査しまして、必要であれば、スポーツ団体関係者と今後協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） このスポーツ団体加入に対する使用料割引制度というのは、ほかの町村はあまり例がないことだと考えております。ただし、例えばですね、郡民体育

祭とかの練習においては、一気に使用率が上がります。それはなぜかという、無料で使えるから、どんどん練習にいつてもらえるわけですね。だからそういったところも1つのヒント、アイデアかなと思っておりまして、今回この提案をしております。ですから、そんな大きな影響はないにしても、例えば、総合計画で定めるスポーツ団体加入者に対する、加入者の増加の一助になるとは考えておりますので、この辺はですね、ちょっと町長にもお尋ねしたいんですが、こういうアイデアを基にスポーツ団体の加入促進というのを図っていかれても良いのではないかなと思うんですが、町長の今時点での考えをお伺いします。

○町長（長谷和人君） いわゆるインセンティブですか、使用料割引制度の導入という、対しての私の考えということだと思っておりますけども、町民の皆様の健康増進または施設の利用、利活用ですか、これ大変良いことだというふうに私も思っております。引き続き、この点につきましては、予防介護、スポーツを通じた体力向上についても、行っていかなければならないというふうに思っております。ただこのインセンティブ、これどういうふうに解釈したら、わからないんですけども、動機付けというふうに言っているのでしょうか。各スポーツ団体の各会員の入会あたりにも、このインセンティブが、によって入会者が増えるということも考えられるのではなかろうかなというふうにも思います。ただ現在この低料金の状況ということでございますので、果たしてこれが会員の増になって、その呼び水になるのかっていうのはちょっと私も現時点では、よく理解することができないということでございますので、先ほど教育長の答弁ございましたけども、スポーツ団体とかスポーツ推進員さんの意見とかですね、要望等もお聞きした上で、検討したらどうかなというふうにも、今のところは思ったところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 例えばですね、湯前町に転入して来られて、スポーツ施設を利用される。そのときに、もしスポーツ団体に加入すれば、安くスポーツが推進できますよということがご紹介できれば、その方は、スポーツ団体に加入してくれるかもしれない。これはあくまでも例ですけど、そういった可能性もありますので、ぜひそういったアイデアを基に、このスポーツ団体の加入率というのを、少しでも引き上げていただきたいと思いますので、これについては引き続き、使用料の見直しとともに、ご検討いただければと思います。

それでは、要旨の2に入らせていただきます。B & Gトレーニングルームの施設改修をどのように進めていく考えかについてお尋ねします。トレーニングとは、体力や技能、知識などの向上を目的として、計画的に行われる訓練や練習、鍛錬のことです。特定の能力や健康状態を高めるプロセスを指しており、例えばダンスやヨガ、もっと言えば太極拳などの各種教室も含まれるところで、筋力トレーニングだけをするのがトレー

ニングルームではないという解釈です。B & G海洋センターのトレーニングルームは、平成 27 年度に B & G 財団の支援、地域コミュニティ再生モデル事業で整備されたもので、面積は 63 平方メートルです。現在はウォーキングマシンやバイクなどのトレーニング機材、体組成分析器などが配置されています。議会におきましても、北海道の積丹町にある B & G、こちらを視察研修をしたところです。トレーニングルームの利用者数は、令和 4 年度が 2,448 人、令和 5 年度が 1,784 人、令和 6 年度が 1,996 人、令和 7 年度が 7 月末現在で 630 人という状況で伺っております。その内訳は、一般町内利用と介護予防教室で約 9 割、町外利用が約 1 割となっています。そこで担当課にお尋ねします。現在の利用者数や利用状況について、教育委員会としてどのように評価されていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 議員のご質問の件ですが、まず先ほど、利用人数については議員からのご報告ありましたが、令和 6 年度の利用者数ですが、年間 2,009 人に修正をさせていただきたいと思います。2,009 人となります。開館日数は 308 日でありましたので、1 日の平均の利用者は 6.5 人という状況です。利用者の内訳は、毎週火曜日、水曜日及び金曜日に開催されている介護予防事業での利用者が 1,014 人で、全員が湯前町民の方のご利用であります。それ以外の一般の利用が 995 人で、町内が 859 人、町外が 120 人、県外が 12 人となっております。設置しておりますトレーニングの機材やルームの広さを考えますと、利用状況としては妥当ではないかと考えております。

○5 番（椎葉弘樹君） 私もその答弁のとおり、あのスペースにはよく利用されているなというのを印象を持ったところでございます。続けて担当課のほうに確認しますが、現在の施設について、利用者のニーズというのは把握されていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 利用者のニーズ調査の件につきましては、令和 6 年 9 月に開催しております、社会教育委員会の会議のほうで話題にしております。その際に意見を聞いておりますけれども、機材が少ないといった意見もございました。それと、現在はですね、施設は介護予防のためになっている面が多い、大きいということで、有料にするのは少し弱いのではないかとかいう意見もございました。後ですね、お金を取ることで利用者が少なくなるといった本末転倒な状況が起きるのではないかとご意見もございました。

○5 番（椎葉弘樹君） もしよろしければニーズ調査の結果をですね、ちょっと後で結構ですので、お知らせいただければと思います。おっしゃられたとおり、トレーニング機材の不足とかですね、スペースの狭さによって使用料もなかなか徴収しづらいという現状があるのは事実だと思っております。本町では、今後の介護予防教室やスポーツ合宿などを目指される場合、多目的な連携を創造すると、健康づくり拠点としての機能強化というのが必要であると考えております。令和 6 年 10 月の全員協議会において、前課

長のほうからトレーニングルームの使用料に関する教育委員会の検討結果が報告されておりまして、その中には、先ほど課長から、赤池課長から答弁されましたように、他市町村の施設と比べて、施設が充実していない。或いは、ルーム拡張や機能整備を進め、利用者を増やすことが望ましい、という意見もあったようです。これにつきましては先ほどのニーズ調査の分も合わせてまた改めて確認をしたいと思います。令和4年12月に未利用の町有財産の利活用の一般質問を行い、町長のほうからは、財源の目途や計画を立て、物事を動かしたいということでご答弁をいただきました。また、柔道合宿での活用のアイデアも示されているところです。そこで担当課のほうにお尋ねします。これまでに行ってきた改修、機能拡充に関する進捗状況は、どのようになっていますでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） トレーニングルームにつきましては、平成27年度にB＆G地域コミュニティの再生に関するモデル事業により、B＆G海洋センターのミーティングルームをトレーニングルームへ改修しまして、運動機材の導入、設置を行い、整備したものであります。また平成27年度の整備後から現在まで、トレーニングルームの改修と機材の追加設置は実施しておりません。なお、改修、機能拡充に関する具体的な事業計画は、まだ策定していない状況でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 現在の総合計画の実施計画には、令和8年度にとりあえず事業の予算計上はしていただいておりますが、まだ検討は進んでいないということでご答弁いただきました。この令和8年度に改修事業費、これはあくまでも概算でございますが、3,000万円ということが計上されておまして、今後どのように計画を具体化していくのが課題となっているということでございます。そこで教育長にお尋ねします。令和8年度以降での予算計上に向けて、トレーニングルームの改修計画をどのように具体化していく考えでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） トレーニングルームの改修につきましては、町の総合計画では、令和6年度から令和9年度の事業計画の中に、記載が確かにございますが、その経緯は、令和3年7月から令和5年3月まで、総務省が行う地域活性化企業制度、企業人制度により、スポーツクラブのインストラクターをご派遣いただき、トレーニングルームを活用した。働き世代や高齢者または女性向けに様々なプログラムを用いた教室を開催していただいたとお聞きしております。各教室とも大変で好評にあったということですが、トレーニングルームのキャパ的な制約による人数制限と設置機材の少なさが課題となっておりました。この課題を解決するために、トレーニングルームについて、地域活性化起業人制度の協定期間中に企業側からご助言をいただきながら、具体的に改修を進める計画としておりました。しかしながら、協定期間満了前に事業が終了したことにより、改修計画も進展していない状況にあります。将来的にトレーニングルームを整備

するためには、町内、町外を含めて、利用者の皆様方がどの程度見込めるのかを見極めることが重要にあると考えております。その結果を踏まえまして、整備する場合には、施設の規模、建設する場所、財源の確保など、具体的な計画を策定する必要がございます。このために、令和7年度中に、本年度中にスポーツ団体等との意見交換を実施させていただき、スケジュールを策定したいと考えております。その上で、町民の皆様方のニーズ調査や類似施設の実態調査、さらには、湯楽里や合宿棟を含めました、グリーンパレス周辺一帯の総合的な開発等も視野に入れながら、関係各課と連携をしまして、構想策定費など、必要な経費については、令和8年度予算への計上を検討したいと考えております。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） ただいま栃原教育長からご答弁いただきましたように、その内容で前向きに進めていただきたいと思います。トレーニングルームの改修は、町民の健康増進や介護予防の基盤強化、雇用の確保やスポーツ交流などにも直結する重要な課題であると認識しています。ぜひ、基本計画や整備方針を具体化していただきたいと思います。要旨2がちょうど終わりました。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、「一般質問」、椎葉議員の質問の途中です。発言を許します。

○5番（椎葉弘樹君） 要旨の3、B&Gプールの温水化を再検討する考えはないかについてお尋ねします。プール水温の最低基準は、学校では、調べたところ22度以上、幼児や初心者及び競泳では25度以上とされているようです。そこで、この質問での温水は25度以上を目安にさせていただきます。本町のプールは人口当たりの利用率で全国トップクラスです。屋根付きプールの部門において、令和4年度は全国2位、令和5年度は1位、令和6年度は2位となり、毎年素晴らしい実績をあげられています。そこで担当課にお尋ねします。プールの利用状況について、どのように評価されているのでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） B&G海洋センタープールの利用状況につきましてご説明いたします。令和6年度の開館は6月1日から9月16日までで、98日間開館いたしました。利用人数は6,996人で、町内が2,253人、町外が4,293人、その他450人、また、大人が2,786人、子どもが4,210人でありました。1日当たりの利用者は、全体平均で71人、夏休み期間中は102人で利用者の6割は夏休み期間中の利用となっております。この利用状況は、全国のB&G上屋根付きと屋外プール223か所の中で利用人数として

は 22 位。人口比率では 2 位でありました。さらに、湯前グリーンパレスキャンプ場との連携企画では、キャンプ場利用者にプールの利用券を配布し、プールの利用促進を図り、また、SUP 体験、SUP ヨガ、水辺の安全教室、消防署の水難救助訓練など、遊泳だけでなく、施設を幅広い用途で活用できたと考えております。

○5 番（椎葉弘樹君） 全国におきまして本町の B & G プールは誇らしい、とても自慢できる施設であると考えております。続けて、担当課のほうにお尋ねします。他自治体で最近整備された温水プールの状況について、令和 6 年度以降でどのような状況かについてお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君） 他自治体でのプールの温水化の状況は把握できておりませんが、全国の B & G 海洋センタープールの温水化の状況に限って言えば、令和 6 年度に温水化工事を行ったのは 2 か所であります。

○5 番（椎葉弘樹君） 令和 6 年度以降ということではちょっと範囲を狭めてしまいましたが、最近ですね、令和になってから、そのコロナ以降で結構、ぱらぱらと温水化がまた復活しているようで、特にですね、北海道の沼田町というところは、人口が 2,736 人なんですけども、何か温水化に取り組んだっていう情報もあっているようです。プールの温水化というのが、平成 23 年度以降の議会において、質疑が行われ、平成 24 年度の施政方針において、町民の健康福祉向上、雇用の拡大、合宿の誘致、入込客の増加など、多面的な角度から調査検討を行うことになりました。これを受けまして、第 5 次総合計画、今第 6 次ですので、第 5 次の総合計画の実施計画には、プールの温水化事業として 6,800 万円規模の計画が示されていました。しかし、平成 29 年度の前町長の答弁で、競技力の向上や体力づくり、健康増進の目的で調査したが、かなりの投資が必要になる、民間の施設が近隣にあるため、これ多良木町に昔あったんですけど、その効果を見ながらまた検討できればということで、一旦凍結されている状況です。そこで担当課にお尋ねします。以前検討されたプール温水化事業における前提条件、費用や施設環境などは、現在も有効でしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） プールの温水化の検討ですけれども、平成 25 年に行っております。当時調査しました内容は、既存プールを温水化する場合のイニシャルコストと、通年開館した場合のランニングコストの比較を行っております。その調査から 12 年が経過しまして、建設資材や人件費の高騰など、経済状況が大きく変化していること。また、当時検討対象となった木質バイオマス燃料を使用した加温システムについても、木材需要の変化により、燃料の生産コストが大きく上昇するなど、環境が大きく変化している状況です。このことから、平成 25 年当時の前提条件は現時点においては有効であるとは考えておりません。

○5番（椎葉弘樹君） ご答弁のように、まさに前提条件が大きく変わっております。しかもその当時はですね、通年開館ということで、あと多良木町の民間の施設というのももうすでになくなっている状況であります。また先ほどありました、チップ燃料費等もそのランニングコストの中に入っており、その温水化の仕組み、施設がもう変わっているという状況であります。平成2年度の総合計画アンケートを見ますと、プールの温水化を望む声が寄せられていました。現在のプール開館期間は、6月から9月までの約4か月間です。年間の3分の2は休館をしている状況です。プールの開館期間を今よりも延長できますれば、町民の健康増進や合宿の誘致、入込客の増加など、多面的な効果が期待されます。先ほど課長からもありましたように、町外からの利用が非常に多く、特に子どもさんの利用も多くなっている状況でございます。本町において、日中の平均気温が23度を超えるのは、過去の統計から見ますと、5月から10月の期間となります。プールの開館期間の延長は、公共施設の有効活用や稼働率の向上に繋がります。そこで教育長にお尋ねします。プールの開館期間を延長して、健康交流の拠点機能を向上させる考えはありますでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） お答えをさせていただきます。議員お話のとおり、現在のプールの開館期間は、水温が本町の場合には、常時22度以上を保てる6月から9月までの4か月間としております。昨今はもうご承知のように温暖化の影響で開館期間の前後でも水温が22度以上の可能性もあることから、温水化なしで期間を延長できる可能性があると考えられます。また、議員のご指摘のとおり、期間延長に伴いまして、健康づくりや交流の拠点としての機能強化にもなると思われますが、まずは開館期間以外の水温の調査を実施しまして、どれくらいの期間延長ができるのかを確認する必要があると考えております。加えまして、延長期間中の利用者の見込みや期間延長に伴う、経費の増加についても、検討する必要があると考えております。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） この開館期間の延長につきましては、5月から10月というのはあくまでも私の私見でございまして、それがどのくらい延長できるのかはちょっと、それはまだ調査した上での話になるかとは思います。このプールは、災害対策における、避難所機能としても活用できると考えています。プールには温水シャワーやトイレもありますので、避難所としての利用も可能です。平常時はプール、非常時は避難所と二重の役割を持たせることで、町民にとって安心感のある防災拠点にもなります。温水化による維持管理費の増加は懸念されますが、近年、他自治体では、ヒートポンプ方式や熱交換方式、ソーラーシステムなどを活用した省エネ型温水化事例があります。新たな方式を導入した場合、現在シャワーのほうで、プロパンで沸かされているということも聞いておりますので、その新方式を導入することで、もしかしたらそのプロパンの経費等もどうなるかは、効果があるのかもしれない。仮に開館時間を延長した場合、水温が

低いときだけ加温すれば、維持管理費を軽減できるということでもありますので、先ほど答弁いただきました、調査した上で、もし加温が必要であれば、そういった方式等も考えられると思っております。先ほども述べましたが、当時の検討からは、前提条件が大きく変わっていますので、まずはプールの水温調査も含めた、そして、施設、太陽光とか、プロパンガスとか、新たな方式、プロパンガスじゃない、ソーラーシステムや熱交換方式など、ほかの方式の導入でどうなるのか、そういったところも参考までにですね、調査していただければと思うんですが、そこで、教育長にお尋ねします。近年の省エネ技術を活用した温水化も含めて、新たな前提条件のもとで、再調査、再検討を行う考えはありますでしょうか。

○教育長（栃原秀明君） 椎葉議員お話のように、近年の省エネ技術も進歩し、温水化工法の種類も増えているということで、私も認識はしておりますけれども、イニシャルコスト或いはランニングコストともに、相当な経費を要することが必至だと思っております。温水化によって相当数の利用者増が見込めないのであれば、温水化の再検討、行うのは難しいというふうに今の現段階では考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 今教育長のほうからは相当なイニシャルコストが掛かるということで言われておりますが、それは検討されているのでしょうか。

○教育課長（赤池寛子君） 議員ご質問の件ですけれども、イニシャルコストについては詳しい調査はまだ行っておりません。

○5番（椎葉弘樹君） これは町長にお尋ねしますが、ほかのB&Gにおいても、すでに温水化プールの導入実績があると思います。そこにイニシャルコスト、ランニングコストを確認すれば、どのぐらいの経費が掛かるのかといったところも、ある程度は見通せるのかなと思っておりますので、まずは、先ほどの温水化の延長期間も含めて、この新技術の導入についても検討はしていくべきではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回プール開館の期間の見直し、それからもう1つ新しい形での、いわゆるそのボイラーも含めて、新効率のエネルギー代替というのも含めての、イニシャルコストと言うことで、他の自治体、いわゆるB&Gあたりが導入されているところの調べたらどうかというふうなお話でございますけども、調べはさせたいと思うんですけども、まずその前にですね、新しい熱交換の機械、これらは、どれぐらいの初期投資になるのか、よくわからないところがあるんですけども、かなり高額になってくるんじゃないかというふうに思っております。先ほどの答弁の中にございました、いわゆる浴室プールの、プールの整備事業の部分があるんですけども、かなりの額があっておりまして、今回それだけ投資して先ほど教育長のほうの話もあったんですけども、その投資額に見合ったような形でですね、イニシャルコストは下がるのかもしれませんが、その利用がどれだけになるのか、そこら辺も含めたところでですね、利用者の把握も含

めたところでの検討はする必要があるのかなというふうに思っております。それなりにやっぱりイニシャルコスト必要経費もアップしてくると思いますし、コストアップ分だけの収益が比例するのか、そんな課題もあるのかなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） おそらくですね、設備投資で高額な金額が掛かる、もしくは相当なお金が掛かるっていうのは、通年で運用する場合の設備投資を考えておられるのかなと思うんですよね、じゃなくて、例えば期間を延長した部分のちょっとした加温、ちょっと温水の温度が足りないという部分については、やっぱり加温をしてあげなくちゃいけない。そういったところも含めての検討なので、まずはですね、今現在その金額等もはじき出せていないのであれば、先ほどご答弁いただきましたように、まずは調査をかけていただいて、そして、期間をどのくらいの期間を運用するのか、そういうのも含めてトータル的に調査をしていただけないでしょうか。これは教育長か町長かどちらかにご答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） ちょっと先ほど私、舌足らずの部分があったんですけども、新たないわゆるボイラー施設とかですね、熱源を含めたところでの、が高額になるということも申し合わせたんですけども、言ったんですけど、そのほかにですね、実はこの温水化をする時点でプール本体自体もですね、昔でいう魔法びんな形でしてあげないと、今のやつはもうそのままコンクリートに色をつけただけの分でございますので、保温ができないという形になります。時間が過ぎれば冷えていくわけでございますけども、それをやっぱり一定保つためにはそこに被膜なり何なりのですね、暖房の部分の何ていうんでしょうね、どう言ったらいいかわかりませんが、そこら辺の被膜工事あたりも出てくるのではなかろうかなというふうに思って、私の素人考えなんで、しっかりと調べてないところなんですけども、そういうのも含めると、かなりの初期投資になるのではなかろうかなということでの、先ほど発言をさせていただきました。ですので、調査すること自体についてはですね、私としてもそれだけの、なりの部分が、回答が返ってくると思いますんで、調べはさせたいというふうに思っているんですけども、なかなか私も前向きにですね、この温水化の部分について、その期間を延長するということでもあるんですけども、360 だけの開館ではなくてですね、その期間的な延長とかがっていうことになりましてもやはり、初期投資は変わらないわけでございますので、そこら辺も含めたところでですね、調査させてみたいとは思っております。以上でございます。

○5番（椎葉弘樹君） 机上の空論じゃなくてですね、やっぱりしっかり調べてですね、そして、どのくらいの期間を定めるのかも重要になってくるわけですが、教育長的には調べて検討したいということでしたが、町長の頭の中ではその期間延長という可能性についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 温水化っていうのは、ちょっとまだ調査をする必要あるかと思うんですけども、現在の 22 度以上の水温の部分ですね、この部分については来年度でもですね、どれだけの状況の水温なっているか、それは調べる必要があるかなというふうに思っております。その場合には当然、監視人も置かなくちゃいけないということで、委託料等も増えてくるんじゃないか、どれだけ期間の延長できるのか、そこら辺も調べる必要があるんじゃないか、それと、それだけに先ほどの課長の答弁の中にあつたように、集中的にやっぱり夏休み期間中が一番多いという結果も出ておりますので、そこら辺も踏まえたところでの利用者のニーズがどうなってくるのか、そこら辺も検討した上でのことになってくるのかなというふうに思っておりますのでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） 利用者のニーズにつきましては、例えば今やられている、介護の、介護予防の教室とかですね、いろんな水泳教室とか、いろんな催しもできますし、今、プールを实际利用されている社会人の方から子どもさんまで、期間を延長して利用できるというメリットもありますので、ぜひ健康増進の面、そして、キャンプ場との流動による交流人口の増加、様々な観点からですね、しっかりとその前提条件を定めた上で、その調査というのを進めていただければと思います。イニシャルコストがどうしても高くなる、ランニングコストが高くなるということであれば、それが目に見えるような形で結果を示していただいて、そこでまた判断すればいいのかなと思っておりますので、ぜひ積極的な調査のほうよろしく願いいたします。

結びになります。スポーツ施設の充実、市民の健康、交流人口、地域経済、防災力の強化にも繋がりますので、教育課だけでなく、保健福祉課、そして企画観光課、あと防災の面では総務課などとも連携した多面的な検討を期待しております。今後は、グラウンド整備と照明の LED 化や施設の予約オンライン化等の課題についても、計画的に推進していただくことを申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、スポーツ施設の使用料と改修について、椎葉議員の質問が終わりました。

次に、一つ、安心安全なまちづくりに取り組むための防災対策について、遠坂議員の質問を許します。

○4 番（遠坂道太君） 皆さんこんにちは、4 番議員の遠坂です。ただいま、金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい一般質問を行います。

一つ、命を守る安心安全のまちづくりに取り組むための防災対策について伺います。巨大な地震と津波が東北・関東地方を襲った東日本大震災より 14 年の時が経ちました。2011 年以降も熊本地震（2016 年）や北海道胆振東部地震（2018 年）など大きな地震が次々と発生し、2024 年の元旦には能登半島地震が起き、多くの犠牲者が出ています。自然災害は地震に留まらず、2014 年には活火山の御嶽山で噴火災害が発生しました。また、

管内においては、令和2年7月豪雨災害が発生し、当町においても山腹の崩壊、河川の氾濫などで被害がありました。東日本大震災という特に続く災害によって私たちがいかに激しく動く大地に住んでいるということを実感されているんじゃないかならうかと思います。多くの人は、日本は地震国だということを改めて気付いたと思います。

2030年から2040年の間に、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が西日本を襲うと予想されています。また、30年以内の発生確率が80パーセントと推測されています。管内においては、人吉盆地内南縁断層が湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町、人吉東部、約22キロの断層があります。南海トラフ巨大地震によって、震度6強の地震が発生する予測となっております。

そこで、要旨の1、災害時における生活用水を確保するため、防災井戸の整備を行う考えはないのかについて伺います。令和6年能登半島地震では、能登地方を中心に大規模な水道施設の甚大な被害による断水の長期化により、水源の確保が大きな課題となりました。そのような中、一部の被災地では、住民の声かけ等により、井戸水や湧水が自発的に開放され、生活用水に利用される等、緊急時の代替水源として、地下水等の重要性を改めて確認されました。

現在、湯前町には、水源地が一か所、上猪地区にあるだけですが、地震等で震度6強の被害を受けた場合、どの程度の日数で回復するのか、まず伺いたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） まず答弁に入ります前に1つ訂正させていただきますが、南海トラフ地震で想定されておるのは、震度6強ではなく、震度6弱、最近では5強というところで、そのあたりになっておりますので訂正させていただきます。

水道施設につきましては、住民生活に欠かすことのできない、重要なライフラインでございますので、安全で良質な水を送り続けるだけではなく、地震などの災害時においても、給水機能を確保して、断水による住民生活への影響を最低限に留めることが必要と考えまして、本町ではこれまで様々に対策を講じておるところでございます。具体的に申し上げますと、耐震化につきましては、耐震L2ということで、本町で発生すると想定する範囲内で、最大規模の地震でも耐えられる設計で今、水道管の布設替等を行っております。また本町の施設の耐震化率は、全国平均と比較しますと、かなり高いものになっておりまして、年次計画によりまして、順次耐震化も進めておるところでございます。次に、浄水場についてですが、施設の裏が斜面になっておりますので、議員の皆さんも補正予算でお願いしたところでありまして、記憶に新しいと思いますが、擁壁を整備し土砂崩れ対策も行っておるところでございます。なお浄水場の耐震化率は100パーセントと数値上なっておりますのでございます。さらには、本町の水道施設の最大の強みでございますが、何といたしまして、自然流下でございます。熊本地震のときもそうだったように、災害発生時には、停電によりまして、ポンプが作動せず断水するこ

とが予想されます。しかし、本町の水道施設は、自然流下ということで、断水しても水の供給が可能であるということから、本町の水道施設は、非常に災害に強い施設であると考えております。ただし、飲み水に使おうと思えば、人が行って塩素を混ぜたりとか、そういった作業が必要になるところでございます。ちなみに、東日本大震災や能登半島地震で被害を受けた原因は、津波と海岸に近いというところで、液状化が起きたことにより、大きな被害を受けたというところがございます。復旧が長期化したと言われております。また熊本地震で水道施設が被災した箇所は、耐震化ができていない部分が被災しておりまして、耐震化ができていない部分については、被害が確認できなかったと、保たれていたというところがございますので、現在行っておる、耐震化の工事は、有効であるという認識でございます。以上のことから、本町の水道施設は、他自治体と比較して、災害時に非常に優れている施設であるということをご承知おきいただきたいと思います。お尋ねの、どの程度の日数で復旧するのかというご質問ですが、先に述べましたように、本町では、想定される地震の大きさに耐えうる設計で整備をしておりますので、被害が出るとするならば、現在でも耐震化がまだ終わっていない部分の水道管の被災は可能性は残っておるところでございます。被災の程度で日数は変わりますが、材料と業者の確保さえできれば、1か所1週間から10日程度では復旧可能ではないかと考えておるところでございます。ただし、想定を超える災害の場合は、その言葉のとおり、被害の大きさも想定できませんし、復旧の見込みも立たないというところで、想定を超える災害の場合はもうわからないという答弁しかできないところでございます。繰り返し申し上げますが、専門家が想定しております最大の震度に対する備えは、現在耐震化の工事を行っておるところでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） 課長より詳しく、ご説明いただきましてありがとうございます。私がお尋ねしたところは、まず私のほうも震度6強と言いましたが、震度6弱ということで訂正をしたいと思いますし、またそれ以上の発生することも想定して考えられるんじゃないかというふうに私は思っているところでございます。特に南縁断層にも近いところがございますので、非常に被害も出てくるんじゃないかという懸念をされるんじゃないかと思います。そうしますと特にあの、1か所で1か所の水源ということは、やはり今後、考えていかなければいけないことになるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。そこでですね、災害が発生した場合、まず対応するために、湯前町にですね、防災井戸は存在しているのか、それについて伺いたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 防災井戸と限って申し上げますと、上里2区の国道沿いに町が整備しました駐車場の横に1基防災井戸を設置しているところがございます。

○4番（遠坂道太君） 上里2区に1基、手押しのポンプ、手押しであるのが設置されているということだと思いますけれども、管理はですねどのような形で、どのような管理をされているのかそれにつきまして、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 皆様ご存じのとおり、井戸水は使っていないと、いざというときに使えるのかわかりませんので、防災井戸のご近所の方にご使用いただいて、異常があれば、ご連絡をいただくようなところをしております。また最近では、歩道の工事等も行っておりますので、そこで働いておられます作業員の方にもご使用いただいて、何かあればご連絡くださいというところで管理といいますか、そういったふうに状況を報告していただくようにしております。

○4番（遠坂道太君） 今、確認させていただきましたけども、近くのご近所の方に、が使っていただいて、されているということでございます。私が考えたのは、利用がされてなかったらどうしたらいいのかなということをもとに考えとったわけですが、利用されておられるのであればですね、従来ずっと使っていただきながら、故障とか、いろいろな問題が出ると思います。そのまま置いとくと、劣化のほうも激しくなって、特に悪くなるのが早いんじゃないかなというふうに思います。やはりその地区のですね、全体でも使えるような形もですね、今回していかなければというふうに考えております。そうすれば地区で利用されていけばですね、緊急時でもすぐに活用できるような、ではなかろうかというふうに思うわけでございます。そこで防災井戸の必要性につきまして、申し上げたいと思います。

まず1番目に、断水時の確実な水源確保です。大規模災害では、水道管が寸断され、広範囲で断水が起こります。防災井戸は地下水を水源とするため、ライフラインの寸断に左右されず、水を安定的に確保できます。特に水道復旧に時間がかかる山間部や海岸地帯とかは、広範囲で被災した地域では、井戸が唯一の水源となるわけでございます。

2番目に、命の水の確保です。飲料水は、災害時の食糧不足や衛生環境の悪化で飲料水の確保は最優先事項です。生活水は、トイレの洗浄や手洗い、洗濯、最低限の生活を送るために大量の生活用水が必要です。ペットボトルで飲料水が供給されても、生活用水が不足し、脱水症状や感染症の拡大を招くリスクがあります。

3番目に、地震に強い構造です。井戸は、地面に垂直に掘られるため、地震の揺れによる水道管のような広範囲の破損が起こりにくく、地盤の変動にも比較的強いので、そういうのが特徴です。

4番目に、電力に依存しない井戸です。現在の井戸は電気ポンプが主流です。防災井戸には電気供給が止まっても水が汲める手押しポンプの設置が不可欠です。手押しポンプは、子どもや高齢者でも容易に利用できます。

5 番目に、安心感の提供と避難所の機能性強化です。地域の学校、公園、避難所に防災井戸が設置されていると、災害時に水が使えるという安心感が住民に生まれます。避難所として指定された施設に水が確保されることは、避難所の機能強化にも直結します。

6 番目に、災害時の二次災害防止です。断水したトイレに排泄物が溜まり、不衛生な状態になると多くの人が水分摂取を控え、脱水症状や血栓症など引き起こし、命を落とす可能性があります。井戸水でトイレを流すことで、このような二次災害を防ぐことができます。今は、凝固剤と脱臭入りのトイレ簡易袋が販売されております。以上が防災井戸の必要性です。

そこで要旨 1 の、災害時における生活用水を確保するため、防災井戸の整備を行う考えないのかについてですが、最初は集落の公民分館に整備してはというふうに、まず私は考えたわけですが、申しますと、多額の事業費が掛かるんじゃないかなというふうに思いました。整備をするのであれば、町の指定避難所に防災井戸を整備してはどうか。また、町内に井戸がある家もあると思います。そこで、町内にある井戸を災害時協力井戸として登録をして、有事の際に地域住民に生活用水として提供してはどうでしょうか。このことについて伺いたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） ただいまのご質問 2 つあったと思いますが、まず 1 つ目の指定避難所に防災井戸を整備してはどうか。というご質問にお答えしたいと思います。指定避難所で必要となる水は、主に議員も申されましたとおり、トイレの水が最も多く必要な水ではないかと考えております。そのことから、本町の指定避難所では、臭いも菌も残らない、安心で衛生的な簡易トイレ。これを数多く備蓄をしておるところでございます。これにつきましては、過去、台風の時とか、大雨の時に実際運用しておりますが、逆に水を運ぶよりも衛生的で、こっちのほうがいいなというところで、その時も実感したところがございます。そのようなことから、令和 6 年度も数を増やして、今備蓄を増やしておるところでございます。またトイレを流すときですね、下水道とかは、もし停電した場合は、マンホールポンプとかが動かなくなったり、大雨のときとかも故障したりした場合はそこで止まりますので、簡易式トイレのほうが、何があっても対応可能というところで、最も安全で安心なトイレではないかと考えておるところでございます。また場所も選びませんので、様々なところに設置もできますので、議員ご心配の分館等でも、最近の自主防災組織に年額 10 万円の補助とかも行っておりますので、そういった地区の周辺に水路がなく水を確保できないような地区とかは、そういったところでも対応できるのではないかと考えておりますので、そういったところも周知できればと考えております。次に、町内にある井戸を災害時協力井戸としてはどうかというご質問ですが、これにつきましては、現在町でわかっております、町民の方が所有されている井戸が 30 か所あります。毎年確認をしております。今後、この方々に防災のときに、災害

のときに、ご協力いただけるかどうかの確認等も行っていければと考えております。ほかの自治体の例も議員の質問を気に確認しましたところ、様々な取り組みをされておりましたので、湯前町にあった方法を選んで、今後取り組んでいければと考えております。それよりもですね、やはり大体案ていうか、井戸を掘るよりもほかに安価で逆にそちらのほうが効率的に水を確保できるというところもありますので、そういったところも取り組んでいければと思います。まず飲み水の件ですけども、まず、この件については、自助の部分が大きいと考えております。報道でもよく言われますとおり、1人当たり3リッター1日いるというところで、3日分ぐらいはご自宅で準備してくださいというのはもうこれは基本だと思います。自分の命を守るためには、ご自宅にまず3日分、確保できる、していただければと思います。もし地震が起こった場合、町が全戸配って回れるかという、そういったことはできませんので、とりあえず3日分は、ご自宅に準備していただければと考えておるところでございます。今後も周知を努めていきたいと考えております。また、避難所にも大体650人ぐらい、最大で避難されるのではないかと想定しておりまして、1.5日分の水も備蓄を今しておるところでございます。大体ほかの災害時の状況見ますと、2〜3日で支援の飲料水が届いておるようでございますので、最低その分の、それまでの水は備蓄をしておるところでございます。次に、避難されずに自宅に残られた皆様の生活用水、特にトイレの水でございますが、まず家庭でできる対策としましては、例えば、お風呂の水を次の日まで流さずにとっておいて、沸かすまでそのままにしておって、その間に災害が起きればそれが利用できる。また最近100均とかでもよく見かけるんですが、タンクの、小っちゃいタンクとかですね売っておりますので、容器は何でもいいんですが、その残り水、雨水、そういったところを飲み水以外でトイレの分は何でも大丈夫ですのでそれを確保していただくというのも、1つ、自分でできることではないかと考えております。また幸い、本町は水田地帯でありますので、用水路も家の周辺に数多くございますので、バケツがあれば、もう近くの水を使ってトイレを流せますので、そういったところも可能ではないかと思えます。幸野溝につきましては、防災協定を締結しておりますので、使用できますし、いざというときには、その水利権の問題もあろうかと思いますが、私たちも事前にその件については、今後話し合いをさせていただいて、準備を整えたいと考えておりますし、もういざというときにはもう、近所の水路、川そういったところの水も利用できるのではないかと、本町のそれも強みではないかと考えておるところでございます。次に、共助についてです。主に自主防災組織で可能な取り組みとしましては、地区で水の、農作業の水のタンクとかありますが、そういったものを1つ用意していただくのもどうかと考えておるところでございます。プールの水であったり、水源地であったり、ため池であったり、そういったところまで、どなたかが軽トラ持っておられますので、それに積んで各地区に戻っ

てお年寄りのご家庭とか配って回ったらどうかとも考えております。防災井戸を作ってしまうとそこから家までお年寄りの人は多分持って、家まで持って帰ることはできませんので、逆にそういったこのタンクを各地区用意されて、配って回るという取り組みをされても、逆に効果的ではないかなと考えておるところでございます。また先ほど申しましたとおり、簡易トイレを分館で購入されるのも1つ、どうかなと思っておるところでございます。最後に公助の部分ですが、先ほども申しましたように、飲料水は、かなりの地区から自治体から支援いただくものと考えておりますが、町としましては、自衛隊や大きい都市、県などに給水車を持っているところに早めに連絡して支援いただくということも急ぎたいということでございます。防災井戸に反対するわけではございませんが、ほかに安価で準備できる水があるのであればそちらを選択して、それで浮いたという表現が悪いですが、使わなかった費用等はまたほかのまちづくりに使いますので、どっちがいいかと判断しますと、代替案のほうを今、選択して整備を進めておるところでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） 今、課長から細かくご説明いただきました。自助・共助・公助の観点からも答弁があったわけでございますけれども、水は飲料水は絶対ということになりますけれども、トイレのほうにつきましては、私も申し上げましたとおり、今現在はこういった便利なものが出ていますので、その考えはなかったわけでございますけれども、やはりですね、僕は指定避難所には絶対必要じゃないかということをするのはですね、やはり、被災時に水が使えるという、安心感が町民の方に生まれるのではと。やはり、一番の安心感じゃなかろうかと思います。近くにここで、学校では幸野溝がありますけれども、その時期、流れてくる水ってのは濁っております。それ汲んで今度は浄化するということは、浄化する機械が必要となるわけですね。そういういろんなこともですね、やはりいろんなことで水が使えるような状態が、1つの避難所ではなかろうかというふうに私は考えているところでございます。他所のですね、災害時の協力井戸事業に取り組んでいるところ見ますと、特に関西で大阪関係が多かったです。それと京都市とか福山市、熊本市もですね、なったようです。そして、四国の松山市、静岡市でも今現在全国的にも、やはりあと入ったら、東京の直下型地震とか、こっちの西に来ると南海トラフとか、そういうのとか、色々と言われておりますので、その中での事前の取り組みっていうのは今現在、取り組んでおられるようでございますので、もし先ほど西村課長からは、代替といった方向で言われておりますが、この代替というのはどんなものを想定されているか、それについて伺いしたいと思いますが。

○総務課長（西村洋一君） 先ほど申し上げたのが私のほうで考えておる代替案でございます。遠坂議員の質問の中にもありましたように、協力井戸というか、住民の皆様方の井戸に対する取り組みはまだ行っておりませんので、それも新たに加えて、防災井戸

を町で準備しなくても、そういったところの、現在ある井戸がご協力いただけるような取り組みも必要ではないかと思いますので、今回遠坂議員にご質問いただきまして、私達も新たな気づきがありましたので、大変感謝しているところでございます。特にこの球磨地方は、高速が止まれば流通も止まったりしますので、最悪の事態も想定しながら準備を行ってまいりたいと思いますので、また色々調査されまして、良いアイデアがありましたら、ご拝聴できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○4番（遠坂道太君） 防災井戸は、今後は考えていくというふうなことで言われておりますが、この防災井戸は町に30か所程度あると言われますけれども、各集落地区に1か所あるっちゃうことは、あるところとないところでわかりますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 23地区全てにあるわけではありませんが、もう本町狭い地域ですので、30か所と町が所有してる部分もありますので、全てご協力いただけるかどうかわかりませんが、十分ではないかと考えておりますが、実際の防災もですね、水を出しても、ショボショボと出るだけでなかなか全体の水を確保するには、大変だなというのが本音でございまして、それよりも一気に川とか汲んで、飲み水は別として、生活用水は大丈夫ではないかなと考えておるところでございします。

○4番（遠坂道太君） もう取り組むようなことも、今、課長からも説明いただいたわけですが、町として今回の防災専門職の採用するようになっております。町の防災対策は、災害対策基本法に基づいて、湯前町地域防災計画書に決められています。災害に強いまちづくりを取り組んでいただきたいと思います。災害はいつ発生するかわかりません。防災対策は、自助・共助・公助の観点から、個人、地域、行政がそれぞれの責任をどう果たしていくかが、また災害時に発生 of 具体的な対応や事前の備え、平時の訓練のあり方、さらには、災害時の復旧復興への道筋が主な論点となります。そこで、最後に町長に伺いたいと思いますが、指定避難所に防災井戸の整備、町内井戸に対する災害時の協力としての登録を促進することなどを含み、防災に対しての町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） まず初めに、防災井戸ということでございますけれども、指定の避難所に防災井戸ということでございますが、災害時の協力井戸ということで現状町内にございます井戸が先ほど、総務課長が30基というふうなことで言っておりますけれども、まずこれ以上に多分井戸があるんじゃないかなというふうに私も思っております。それとこの避難所を、指定避難所ですね、例えば各地区の公民館あたりも想定されているかもしれませんが、水脈の関係で果たして掘ってそこに出るのかどうかっちゃうのもございますので、今の申しました、現状の井戸をしっかりともう少し調査をさせたらどうかというふうに思っております。浜川から植木にかけて、分散して井戸はあるようでございますので、少し数が少ないと思いますのでちょっと調査をさせたいというふう

に思います。それから、もう1つ防災に対する考えというような、お話かなというふうに思いますけども、総合計画でも申しておりますように、命を守る安全安心なまちづくりということで、近年は格言に災害は忘れたころにやってくるという言葉がございますけども、近年はもう毎年のように災害が来ております。近年の気候変動、それからそれによります、激甚化、頻発いたします。自然災害に備えるための、やはり、日頃からの防災減災に取り組む必要があるのではなかろうかなということで、防災減災国土強靱化を掲げまして、政策・施策を今実行しておるということでございます。しっかりと、ないほうがいいわけでございますけども、まさかの災害に備えた体制と機材等の充実を今後進めながら、その対応を行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） ただいまの町長より、防災に対しての町長の答弁をいただきました。災害前の対応が今後必要だと、必要であると私も思っているところでございます。今後、町民の命を守る安全安心なまちづくりに取り組むための防災対策を期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、安心安全のまちづくりに取り組むための防災対策について、遠坂議員の質問が終わりました。

以上で本日予定した一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、一般質問が3人終わった途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日9月10日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議等を予定していますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後2時00分

第 2 号

9 月 10 日（水）

令和7年第8回湯前町議会定例会

[第2号]

令和7年9月10日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2	報告第 4号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について
日程第 3	報告第 5号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について
日程第 4	議案第58号 工事請負契約の変更について
日程第 5	議案第59号 湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第60号 湯前町避難防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第61号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について
日程第 8	議案第62号 令和7年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第63号 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10	議案第64号 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第65号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第12	議案第66号 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

応招議員に同じ

なし

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	栃	原	秀	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	町民課	黒	木	博	行	保	健	福祉課	佐	藤	由美子	
建	設	水道課	高	木	堅	介	企	画	観光課	伊	藤	賢一郎	
教	育	課	赤	池	寛	子	農林振興課兼農業委員会事務局次長			浅	田	徹	

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 8 回湯前町議会定例会、第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（金子光喜君） 日程第 1、「一般質問」を行います。

本日は、山下議員 1 名を予定しております。

一つ、湯楽里の定期券利用料金について、山下議員の質問を許します。

○9 番（山下 力君） 議長から許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。

令和 6 年 4 月から入浴定期券の利用料金を 50 パーセントの大幅な値上げをされ、指定管理者は 350 万円の増収を見込まれましたが、結果として、95 万 7,000 円の増収で見込みの 27 パーセント。その値上げによって、定期券利用者が 38 人も減少しました。重く受け止めていただきたいと思います。

町長にお尋ねします。年間 350 万円の増収を見込まれましたが、結果として、95 万 7,000 円の増収で見込みの 27 パーセント、利用者は 38 人も減少したことについての受け止めをまずお聞かせください。

○町長（長谷和人君） まず今ご質問がございました点について、ご答弁させていただくところでございますけれども、質問がございました 6 月の 26 日、令和 6 年の 2 月 26 日の開催されました、全員協議会の資料におきまして、当時の利用者数がこれ 159 名でございましたので、単純に 1 万 1,000 円を乗じた額ということで、見込み額を提示したということでございます。この運用の中で 4 月からの値上げ改定であったところでございますけれども、更新 1 回目につきましては有効期限の従前の 3 か月を継続したということで、完全に移行したのは 10 月であったということで、そのような要因もございまして、見込み額には達していなかったということでございます。ただ温泉部門の売り上げについては、今の山下議員がおっしゃったように、100 万円近い増収にはなったということで、一定の経営改善はあったというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○9 番（山下 力君） 今の受け止めを聞きますと、移行期間があったから、100 万円程度の増収だった。しかし、効果はあったというふうに受け止めておられますけれども、次にですね、いわゆる、町長の承認を得て指定管理者の判断、売り上げが大幅に下回ったことと、利用者が減少したこと、何が要因だったと分析されておられますか。

○町長（長谷和人君） いわゆる、3か月1万1,000円が、2か月の1万1,000円になりましたので、割高感もあったのかなというふうにも思っておりますし、加えまして先ほど申しました、移行期間等もございましたので、その辺の要因もあったのかなというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 私はですね、グリーンパレスの設置条例ですね、の8条の2に要因があったというふうに思っております。これについてはまた後程、条例については質問いたしますので、それからですね、湯楽里温泉の28期の定期総会、今年の6月26日に開催されましたけれども、その総会で1,024万円の赤字、赤字の要因は、原材料の価格の高騰、価格改定なども実施したが効果はなかったと、報告をされています。効果がなかったことに対して、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） そういう諸々な経営改善を行ったところでございますが、結果的には、1,000万円の赤字になってしまったということを私としては申し上げたところでございます。

○9番（山下 力君） 値上げによってですね、利用者が減少したと、これもちょっとまた後程質問しますんで、重く受け止めておいていただきたいと。いわゆる、経営の難しさ、厳しさを痛感されたんではなかろうかというふうに思っております。

次に進みますけども、大幅な利用料金値上げによって、350万円の増収見込みが達成できなかったことと、利用者が38人も減少したことについてですね、取締役委員会の受け止めは、いわゆる役員会で役員の方から発言があつておればですね、あつてればお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 温泉部門に対しての発言はなかったところでございますけども、それ以外の部分の全体的な見渡しの中でですね、改善するべきところがまだ残っているというふうなお話があったところでございますが、温泉部門はございませんでした。

○9番（山下 力君） いわゆる現条例ではですね、指定管理者が判断・決定されることになっておりますんで、その取締役委員会としてですね、発言があつてほしかったなと。いわゆる、どういう発言でもよかったんですけど、欲しかったなというふうに思っております。それと、その取締役役員の皆さんですね、現条例の利用料金が別表3に記載されてないことは説明し、役員の方は理解されておられますか。

○町長（長谷和人君） これ改定の時点でですね、そういうお話はさせていただいたところでございます。

○9番（山下 力君） 役員の皆様はですね、メンバーは知っておりますけども、能力の高い人たちだと思うんですよ。別表に記載がないことを説明してですね、説明の仕方次第では、色々考えてもらえるところがあったんではなかろうかというふうに私は思っております。私はですね、令和6年6月の議会一般質問で、いわゆる定期券の利用料金

が6年の4月から値上げされたと、それに対して、4点ほど、一応指摘をしております。

1つは、定期券利用者が減少しますよと。2つ目に、湯楽里温泉の経営が厳しいのであれば、運営補助金を公的支援をしたらと。あと3点目に、値上げをするんだったら、3年から5年かけて段階的に、いわゆる利用者に配慮した値上げをされたらどうだったかと。そして4点目には、いわゆる高齢女性の声を届けております。温泉に浸かり、1日の疲れを取り、温泉仲間との語らいの場がなくなり、値上げで温泉に来れなくなると、唯一の楽しみがなくなり、寂しいと。そういった声を届けております。それと平成10年3月オープンから長谷町政1期までの約25年間、この定期券の利用料金は3か月、1万から1万1,000円で推移してきました。昨年4月の大幅な値上げで、売り上げ増を見込まれましたが、見込みの27パーセント、利用者が38人も減少しました。このことについて、総会時の事業報告で発言・説明をするべきだったと私は思いますが、町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 私からの冒頭での挨拶の際にはですね、全般的に渡りまして、今期も赤字であったというふうなお話をさせていただきましたし、その要因には、大きくは、新型コロナウイルス感染症、後遺症と私は確か発言したんじゃないかなと思ってはいるんですけども、そこら辺を総括させていただきまして、ご挨拶をしたということでございましたんで、今、山下議員がおっしゃっている部分については、発言はなかったかなというふうに私は思っております。それからもう1点、これだけちょっと申し添えておきたいと思っているんですけども、今回3か月を1万1,000円でありましたので、以前もちょっと私発言したかと思っているんですが、1日の単価につきましては131円になってまいります。それから、新料金になりますと2か月で1万1,000円ということで、1日の単価は196円ということでございますんで、1日65円のアップだということでございますので、今1回の入浴料が500円でございますので、半分以下の料金でまだ入っていただいているということで、私としては値上げはしたものでございますけども、公共料金の中では格安でもございますし、私としては、公共の福祉に、この定期券については、資しているんじゃないかなというふうにも解釈しているところで、ちょっと付け加えさせていただきました。失礼いたしました。

○9番（山下 力君） 町長、尋ねた分だけ答弁をいただきたいというふうに思います。事業報告になかったということはですね。いわゆる住民に、利用者に、昨年4月からの値上げ、非常に関心があったんですよね、今後、住民の方たちにですね、何らかの方法で、値上げしたけども、思いどおりにいかなかったという、報告される気持ちはありませんか。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時14分

再開 午前10時17分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

○町長（長谷和人君） 今回の実情につきまして、広く町民の皆様方にその実態をお知らせすべきではないかというふうなご発言だったというふうに思っております。1つには、この後、上程しております報告、これによって、議員の皆様方には、令和6年度の決算の中身をお示しするという意味合いもございます。その中で、いわゆる実態がどうだったかっていうことになりますと、温泉部門で見ると当然赤字が出てきているというのはもう見えておりますので、そういう意味も含めながらですね、ちょっと今日のこの場ではですね、私はその旬報とか広報とかなんかでの多分、それを知らせろというふうなことではないわけですか。どういうふうな、私としてちょっと今そういうふうに思ったところです。そのやり方が色々ございますもんですから、それはちょっと持ち帰らせていただきたいと思いますと思っております。

○9番（山下 力君） 事業報告でですね、いわゆるそれに触れてなかったと、いわゆる25年間、3か月1万円から1万1,000円で来たやつを大幅に値上げしたことを、事業報告でされてなかったと、私が言いたいことはですね、今後、湯楽里温泉に公的支援をされたらという質問をするんですよ、その時に、住民の方に、湯楽里温泉は経営が厳しいんだなということを知らせておいたら、住民の理解もされるんじゃないかというふうに思って、今尋ねたわけですが、いわゆる今後、いろんな理由は、また後で申し上げますけども、公的支援は不可欠というふうに思っておりますので、今お尋ねをしたところでございます。

次に、まず進みますけども、大幅な値上げを町長の承認を得て、指定管理者が判断された要因の1つにですね、私はグリーンパレスの設置及び管理に関する条例にあると思います。思いますのでこれから質問をいたします。8条1項で、法244条の2の2、8項の規定によって、当該指定管理者の収入として収受させることができるとあります。この規定により指定管理者は、施設利用者から利用料金を収受することができますが、現条例には、別表3に定期券の利用料金が記載されておりません。施設利用料を指定管理者が独自に設定した利用料金を収受できないと思います。この今言いました、指定管理者が独自に設定した利用料金というのは、別表に書いてないものを町長の承認を得て、指定管理者で料金を決めたという、いわゆる条例改正をしてないという料金のことを指して、今申し上げました。しかし、その条例改正、議会の議決を得ずに独自に設定した利用料金をですね、去年の4月から今までずっと、利用料金を収入として収受されていると思います。当然ながら、条例で定めのない、利用料金ですから、指定管理者が独自

に設定することができないというふうに思います。そこで、独自にできないやつを指定管理者が独自に設定して、利用料金を収受されていることは、これは法律の 244 条の 2 項第 9 項、条例 11 条の 4 項に違反行為になるのではと。この指摘に対して、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） この条例の制定の背景、これからちょっとすいません、長くなるかもしれませんが、説明をさせていただきたいと思っております。実はこのゆのまえ温泉湯楽里ができました当時の趣意書を見つけました。この中にですね、ちょっと途中は省きますけども、この施設の運営については、採算性の確保が事業の成否、成功するか否決するかの成否でございますけども、大きな鍵であると。またサービスの提供が大きなウエイトを占めることから、これまでの行政的感覚での経営から脱却し、民間的なノウハウを取り入れた経営システムが必要とされるとともに、公益的な観点からの地域振興にも大きく貢献することが必要とされることであると。このことから、第 3 セクターによる株式会社湯楽里を設立し、来るべき 21 世紀に向けた湯前町が大きく飛躍する起爆剤としての役割を果たすものであるというふうに記載されております。これらを背景とした部分でですね、私はこの条例の制定が平成 10 年 1 月 24 日に施行されておるところでございますけども、背景があったんじゃないかなというふうに思っております。加えて、私もちょっと色々調べさせてもらったんですけども、その背景とともに、いわゆる、今ご指摘でございます、別表の 3 でしたか、の中に、いわゆる定期券のことを今おっしゃられているところでございますけども、いわゆる指定管理者がその収入を収受できるというところもございまして、先ほどの解釈からまいりますと、この承認料金制度ということで、いわゆるこの事業者が、今管理しておりますグリーンパレス、キャンプ場なども含めた連携によりまして、創意工夫による施設利用サービスの向上、このことはやはり商品とか売り出しものというふうに言っているんじゃないかなと思うんですけど、そういう意味で、弾力的に運営を可能化するために、この条例が当初から制度が使われたんじゃないかなというふうに思っておりますので、そうですね、制度的にもそういうふうに私は解釈をしております。ですから平成 10 年からもう 26 年、27 年経ちますけども、この制度によって動いておるところでございますので、この条例によります、2 項をこの中で、私は動いておりますし、それから、前もちょっと答えておりますけども、10 条の中においての利用料金の減免、これらも含めて総合的に、今サービスの向上を努めながら、今制度的には動いているということだけ申し上げておきたいと思っております。すいません、長くなりました。

○9 番（山下 力君） 法律、条例に非常に詳しい町長と私は思っております。それと、いわゆる地方自治は二代表制。そして、議会地位、立場、役割も全部理解されていると町長は思っております。それで、今色々言われますけども、別表 3 に定期券の利用料

金を記載する、条例改正案を提案されたですね、そして議会が審議して議決したら、話は済む話なんですよ、別表 3 に、いわゆる定期料金を記載する条例改正をなぜされないのか。町長理由をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 平成 10 年の 3 月の開業当時から、先ほど言いましたようにこの条文の規定に基づきまして、運用を行っております。この条例につきましては、あくまでも利用料金の基本的な枠を定めたものでございまして、定期券や割引制などは、利用者サービスの一環として、機動的に導入できると、導入できるよう整理した文言ではなかろうかなというふうに思っております。ですので、この地方自治法第 244 条の 2 の第 9 項、利用料金は公益上必要があると認める場合を除くか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとするという規定がございまして。また繰り返しになりますが、10 条に、町長は利用料金についての特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるという規定がございまして、あくまでも指定管理者の自主性を尊重しつつも、公の施設の目的を確保するために取られた、記載内容というふうに思っているところで、やむを得ない場合に限られたということで、記載がないというふうに思っているところでございます。

○9 番（山下 力君） 今の 244 条の 2 の 9 項とか、それから条例の 10 条とか、色々言われますけども、いわゆる別表 3 にですね、利用料金を設定しとったら、何もそういう言い訳じゃないですけども、いろんな法律条文の規律までいいんですよ。条例改正をされない理由をもう一度お聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほど申しましたが、一帯的にグリーンパレスからキャンプ場、諸々の施設がございまして、そこら辺も一定的な効果を上げるためにも、弾力的な運用が可能となるということで、この条文で、このままでしたんではなかろうかなというふうに思っております。ですので、弾力的運用が可能だから、これできているということでございます。

○9 番（山下 力君） 指定管理施設のですね、利用料については、地方自治法 244 条の 2 の第 9 項及びグリーンパレスの設置及び管理に関する条例 8 条第 2 項により、条例で定められた料金は収受することができますが、条例別表 3 に記載のない料金は指定管理者は収受できないと私は考えております。もし町長が色々言われて運用してきたと言いますけども、もしですね、何らかの法令や条例において、町長が条例には記載のない施設の利用料を承認して、指定管理者に収受させてもよいという、根拠法令がありましたら教えていただきたいと。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前１０時３３分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

○町長（長谷和人君） この条例の中の別表３のところの、温泉等の入浴の料金等が設定されております。これを大枠としまして、先ほどから答弁しておりますが、その中に、定期券というのを盛り込ませまして、その中で収受しているという解釈でございますので、ちょっと私と山下議員の解釈が違うかもしれませんが、この中であれば、私としては、可能であるという解釈の下、これまでも来てあったんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

○９番（山下 力君） 法的根拠はなくて、町長の解釈で運用してきたっちゃうことですね。

○町長（長谷和人君） これまで当初の首長さん方からですね、そういう条例上の解釈によってしてきているということでございますので、町長が勝手にやったということではございません。

○９番（山下 力君） グリーンパレス設置条例の１つ１つちょっとお尋ねします。条例９条、利用料金の納付についてお尋ねいたします。利用者が別表３に掲げる施設を利用するものは、前条に基づく利用料金を納付しなければならないとあります。定期券の利用者も別表３に記載されている料金を払ってということだと思います。何回も言いますけども、定期券の利用料金は別表３に記載されておりません。これも違反行為に当たるのではないかと思います。町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 繰り返しになりますけども、冒頭申し上げました利用料金の減免措置、これらも全部含めたところでの運用をしているということでの解釈であるところでございます。

○９番（山下 力君） 減免措置についてもまた後で尋ねますけども。いわゆるグリーンパレスの設置及び管理に関する条例第９条により、施設を利用するものは別表第３に掲げる利用料金を納付しなければならないとされております。同第８条第１項により、グリーンパレスの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者の収入として、収受させることができるとされておりますが、この規定により指定管理者は施設利用者から利用料金を収受することができますが、いわゆる別表３に掲げる利用料金は条例に定めておられませんので、施設利用料は、指定管理者が独自に料金設定して、施設利用者から利用料金を納付させることはできないというふうに私は思います。再度答弁をお願いいたします。

○町長（長谷和人君） １０条の利用料金の減免措置、これ特別の事由がある場合も認める時ということと、それから８条の２項にございますけども、この利用料金の扱いにつ

いては町長の承認を受けるということが書いてございますので、これによって、これまでも運用してきたというふうに思っております。

○9番（山下 力君） 法律条例に、いわゆる適応した運用をしてないんで今指摘しよつとですよ。町長今発言されました減免ですね、いわゆる、その別表3に記載されてないことを指摘しますと、条例10条に利用料金の減免があると説明されますが、この条例はですね、この減免措置ができるのは、別表3に利用料金を記載して、したやつを町長の判断で減免はできると、私はそのように思います。記載のない利用料金を減免はできないのではないかと思います、町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） これは承認という言葉を使って、条例が加えてございますので、その中で運用をしているということでございます。

○9番（山下 力君） 質問にですね、ちょっと的確に答えてください。いわゆる、条例10条の利用料金の減免ですね。これは別表3に利用料金を制定されてるやつは、記載されているやつは減免措置はできると、記載されてないやつは私は減免できないと思いますよ。それで町長、もう色々言いますけども、まだずっと言いますんですよ、別表3に記載しますと、定期券の利用料ですね、もう提案しますんでよろしく願いしますって言えば、もう済む話なんですよ。

○町長（長谷和人君） 繰り返しになるところでございますけども、この定期券以外にもですね、先ほどから申し上げておりますけども、その表の中にというふうな話になりますと、先ほどから出ております、そのグリーンパレスは一帯的にパッケージ、例えばグラウンドゴルフとか、温泉付きがございますね。そういうのも全て詳細にわたって、謳わなくちゃいけないというふうにもなってしまうんじゃないかなというふうに思います。ですから、弾力的な運用ということは何回も私使わせていただいておりますけども、これまでそういうふうに行ったというところがございますので、何らこの湯楽里の運営の中で支障があった、いわゆる高いか安いかは別にいたしまして、それまで26、27年間やってきたという実績がございますので、あえて今になって改正すればというふうなお話ですけども、そこまで必要があるのかどうか、弾力的運用が可能になっておることとでございますので、承認制度ということで申し上げているんですけども、そういう意味でできているというふうに私としては解釈しておるところでございます。

○9番（山下 力君） 別表3のですね、温泉部門のところに定期券の利用料金を記載するだけですよ、私が言うのは、今町長が言われたいろんなやつは、湯楽里温泉の自主事業のほうになると思いますんで、もうそれは、それでよかったですよ。とにかく、先ほど別表3に条例改正するような、理由を、されない理由も言われませんでしたけども、なぜそれに拘っているんですかね。別表3の温泉部門に記載するだけでいいんですよ。

○町長（長谷和人君） 拘っているっていうふうなことではございませんけども、これまでに、さっき自主事業とおっしゃったんですけども、温泉部門の中でパッケージという形でサービスを提供しているわけでございますので、事細かいやつまで全て条例のほうに入れなくては、料金徴収ができないというふうにも解釈、私今思ったんですよ、山下議員のおっしゃっている、ですから私としては、その総論的な部分のところをこの中に、3表に入れてやって、それを基本にしながら、湯楽里からこういうことで料金を変えたい、制度をちょっと少し、パッケージの中身を変えたりとか、そういうふうなことで、弾力的な運用が可能になっているということでの、私は解釈でこれまでも来ておるし、これからもそれでいいんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

○9番（山下 力君） ちょっと副町長と企画課長、ちょっと町長に言うてかせないよ。温泉部門の定期料金だけを記載することを言っているんですよ、それをなぜできないんですか。そうすると、いろんなグリーンパレス設置及び管理に関する条例のいろんな部分が解消されるんですよ、問題が。それと先ほど10条、減免ですね。これについて申し上げますと、いわゆる10条に記載されている利用料金の減免を根拠にこれまで定期券や回数券を販売していたと答弁されていますが、この条例第10条は、別表3に定められた料金の全部、又は一部を免除することができるという規定ではないですか。そもそも条例に定めのない、指定管理者が独自に設定した施設の利用料金に、この第10条は、私は当てはまらないと、町長の説明は、減免、10条の説明の根拠にはならないというふうに思います。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃっている第10条につきましては、町長は利用料金について特別の事情があるということでございますので、3表というふうな文言はございません。ですので、このままで私はいいと思っております。

○9番（山下 力君） 先ほど言いましたように、法律、条例に詳しい町長ですよ。条例に謳ってないんですよ。それを指定管理者が町長の承認を得て、独自の利用料金を設定して、それを減免するというから問題であると私は言うんですよ。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。ここの記載されております条例の中でございますけども、いわゆる条例の第3表に記載されている、この内容を基準といたしまして、それによって弾力的な運用ということでございますので、この減免についてもですね、その記載がないということではなくて、それに準じた形でですね、運用が来ているということでございますので、これもまた先ほど私申し上げとるんですけども、平成10年からの運用からこの形式でずっとされてきておるということでございますので、何ら私は問題はないというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 運用という言葉もですね、いわゆる法律の運用とか、いろんな運用で間違いでないと思うんですよ。間違いでないと思っています。ただ、何回も言い

ますけども、別表3に温泉部門のところに定期料金の記載をしたら済む話なんですよ。今日は結論が出ないと思いますんで、別の角度からいきますけども。

次に、湯楽里温泉の利用料金についてお尋ねいたします。現行の条例では、施設の利用料金は、下限が設定されており、施設の利用料金の増額については、法244条の2第9項に基づき、地方公共団体の承認、これは町長の承認ですね。その承認さえあれば、利用料金の値上げは青天井の条例であるんですよ。これではですね、議会が指定管理施設の利用料金について一切、監視・制限ができず、二元代表制の制度から言いましても、町長と対等の機関として機能できません。指定管理施設が町民の福祉のための施設であれば、議会がその執行を監視できるように、利用料金については、下限でなく、上限を設けて、その上限額を超える施設利用料金とする場合には、町長と対等の立場にある、住民の代表である議会の議決によって、施設利用料金の変更を認めることとするのが良いのではないかと私は思います。その一例が、相良村の茶湯里、球磨村のかわせみ、あさぎりのヘルシーランドの条例は、上限を設けてあります。住民の目線に立った条例になっております。下限を設定しているのは、人吉球磨では、湯前町だけであります。下限を設定してある本町の条例は、利用者、住民の目線ではなく、指定管理者など、経営者を守る条例で、指定管理者などの経営者を守る条例だと思います。利用者あつての温泉施設ですので、条例で定める利用料金は下限でなく、上限を設定すべきだと思います。町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 利用料金の設定につきましては、町民の皆様安心して施設をご利用いただくために、条例で一定の枠組みを定めているということでございます。これで適正であるというふうに思っております。議員ご指摘の上限を設ける考え方は、利用者の過度な負担を防ぐ点で、一定の意義もあるものというふうにも考えます。しかしながら、先ほど私申し上げましたんですけど、第3セクター方式で運営する湯楽里の利用料金は、平成10年3月の開業当初から下限で設定してございます。その理由としては、やはり収入を安定的に確保し、将来的に持続可能な経営基盤を築くことが大事であるということで、制定されたものと推察しております。過度な値下げや大幅な割引を抑制し、必要な利用料収入を下支えする仕組み、町財政への影響を最小限に抑える狙いがあったんではなかろうかなというふうに思っております。したがって、町としては、利用料の下限を条例に定めることにより、採算割れを防ぎ、安定した運営を確保することが適切であると判断し、また赤字の解消と経営改善に向け、現在運営体制の見直しや、サービス向上に取り組んでおるところでございます。今後も町民の皆様安心してご利用いただくよう、施設の、継続的に提供してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○9番（山下 力君） 町長の下限に拘った理由を色々言われますけども、下限を設定しても、上限を設定してもですね、いわゆる経営の安定的なことも考えてもですね、いわゆる二元代表制の下、執行部と議会がですね、色々協議して、町長が今のような説明をされればですね、議会の方も賛同されると思いますよ。下限を設定しとったら、議会が無視されて、何も発言できませんので、上限のほうを設けると、他市町村もそういうふうにしておりますのでと私は質問をしているんですよ。それに対して、再度、町長、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 議会が、いわゆる3セクに対しての、ものが言えないというようなお話だったと思うんですけども、地方公共団体の出資法人に係る法令等によりますと、議会の検査権、監査請求権、議会調査権、財政援助団体等への監査、それから町の調査権、それから先ほど言いましたけども、法人経営状況議会の提出というふうな規定がございますので、その中でしっかりと、ご議論いただければ良いのかなというふうに私は思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 下限を設定しているとですね、議会のほうは全くタッチできんですよ。いわゆる、今条例8条の2項に書いてあるように、いわゆる町長が承認して、指定管理者が料金を決めたらそれで決まるんですから。だから、そこに議会が関与できないから、軽視されていると。だから、他町村のように上限を設けて、そして、値上げる時も、たまには値下げする時もあるでしょう。その都度都度、条例改正を議会に提案されたら、議会は住民の目線で、いろんな考え方で判断をすると思うんですよ。それをなぜされないのかなと。利用料金は下限でなく、上限を設定していただきたいと、他町村のように、ちょっと伊藤課長、もうこれが終わってからでよかで、熊本県を調べてください。ほとんど上限ですよ。何で、理由は今まで言ったとおりですよ、町長そぎゃん拘らずに、自分の考えにですね、二元代表制は執行部と議会が協議して、たまには歩み寄りも必要ですよ。

○議長（金子光喜君） 休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、「一般質問」山下議員の質疑の途中です。発言を許します。

○9番（山下 力君） これも先ほどから出ていますけども、上限を設けて、その都度都度、条例改正するのは、値上げしたり、値下げをですね、するのは非常に手間がかかるので、会社側に立って、弾力的な運用という形で、この条文になったのだろうと、こ

の条文を制定された時のことを察して町長は発言されます。が上限を設定してですね、料金の値上げ、値下げを行う場合は、条例改正が必要ですので、議会はその都度都度ですね、利用者の目線に立って判断ができると思います。利用者目線だけじゃなくて、会社の経営も含めてですね。ですから、町長の福祉政策の一環として、適切な利用料金になるのではないかと、上限を設定したらですね、そういう考えですので、町長、最後の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 少し答弁がずれるかもしれませんが、冒頭私が趣旨説明も説明させていただいたところでございまして、この湯楽里株式会社、第3セクターで当初から会社経営体ということで設立運営がされているということで、法律上はもう株式会社という形態をとっておるところでございまして。これも承知のとおりでございまして。ですので、今の山下議員がおっしゃった上限っていう部分をですね、少しちょっと私も今考えたんですけども、どこでその基準点を持ってくるのか、先ほどおっしゃったんですけども、その上限を定めたときのどれだけの額を出すのか、それによっては頻繁に条例も出さなくちゃいけないと、その都度出すということになりますと、いわゆるスピード感あたりが、その必要なことも、今かなりの物価高騰となっておりますので、それに手間がかかってしまうという実態もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、現在までこの26、27年やってきた現在でですね、その件で、利用者の皆様方にですね、そういう何と言いますか、利用に際しまして、料金は上がっている部分は確かにございまして、ご不便をおかけしたっていうのは、この条例上ではないんじゃないかなというふうに思っているところでございまして。

○9番（山下 力君） 利用料金をですね、毎日上げ下げはせんとですよ。年に1回か2回ですよ、あっても。だから条例改正をしていいじゃないですか。ですから上限を設けていただきたいと。これは議員必携に書いてあるんですけども、議会の地位を、地方議会の設置根拠が憲法で保障されております。議会は条例の制定、改廃にとどまらず、広く行財政全般に渡る具体的な事務の処理についても意思決定機関としての権能を持ちます。このことから地方公共団体の長の独断専行を許さない建前がとられております。同時に、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかを教えております。しかし、町長も議会とも、住民の直接公選による機関であり、お互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということを十分理解しなければならないとあります。ですから、利用料金は上限を設けていただきたいと思っております。このことについてはですね、議会のほうも議長に相談しまして色々検討します。ですから、執行部のほうも、もう少し弾力的に考えて協議をしておいていただきたいと思っております。

次に、定期券の利用料金について、また別の角度から質問をいたします。平成10年3月オープンから長谷町政1期までの26、27年ですか、住民の福祉政策と位置付けされ、3か月、1万円から1万1,000円の料金で推移をしてきました。グリーンパレス設置及び管理に関する条例8条2の条文から、指定管理者は町長の承認を受け、今回50パーセントの値上げを令和6年4月からなされ、350万円の増収を見込まれましたが、思いどおりいかず、利用者は減少しました。商売の難しさ、厳しさを痛感されたと思います。そこで町長、2点だけ質問しますので、前向きに検討していただきたいと思います。

まず1つ目、湯楽里温泉に運営補助金として公的支援をされたらと思います。

そして2つ目、定期券利用料金を2か月でなく、3か月1万1,000円に一旦戻していただきたいと思います。

では1つ目の公的支援を入れたらという理由を申し上げますと、他町村にも類似施設、温泉施設、沢山ありますが、温泉の利用料金には、相場があると思います。運営が厳しいからといって、利用料金を大幅に値上げしますと、当然利用者はほかの施設に変わり、利用者は減少すると思います。

2つ、令和6年6月議会で公的支援を考えたらと尋ねますと、町長は公的支援をするなら、その前に自前の自助努力が必要。その自助努力が定期券利用者の利用料金の値上げでした。自助努力しても運営が厳しい時は、議会に相談したいと発言されております。町長は前々から湯楽里温泉の社員の給料が安い、上げてやりたいと、それが理由かわからないが、退職される社員が多いと。公募しても応募がない。現在、人材の確保と社員の待遇改善が大きな課題、運営の厳しさ等を考えたら、利用料金の値上げでは、社員の待遇改善等は、私はできないと思いますので、公的資金を入れたらということです。それと4番目に、町長は色々と政策を掲げ、バランスを考え、業務を執行されていると思います。1つの例を挙げますと、農業公社には令和4年から300万円の運営補助金として、公的支援をしております。この農業公社はですね、今後理事長と人材の確保、そして、規模が少し大きくなりますと、運営安定のために、さらに公的支援が増額すると私は考えております。議会には、農業公社への公的支援の理由は、経営安定のための、ですから理解を賜りたいと述べておられます。これが、4点が湯楽里温泉に運営補助金として、公的支援をされたらという理由でございます。2つ目に入る前に、今私が4つの理由を申し上げましたけども、公的支援をされるか否か、町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） この第3セクターの湯楽里につきましては、これまでの地域の交流拠点として、また町民の健康づくりや観光振興に資する施設として大きな役割を果たしてきております。コロナ禍以降、利用者の伸び悩みや、エネルギー価格の高騰や人件費の高騰など運営経費の増額により、赤字が続いている現状でございます。こうした

状況におきまして、経営改善の努力は当然必要でございます。利用促進策や経費の削減、利用体系の見直しなどについては、今後とも引き続き取り組んでいくところでございます。その上ですね、いわゆる施設の性格が単なる営利事業ではなく、町民の暮らしや地域活性化に直結する、公共的な存在であるということを踏まえれば、一定の公的資金による支援もやむを得ないというふうにも考えております。ただ赤字解消と健全経営も目指しつつもですね、町民にとって必要不可欠な湯楽里を存続させることが最も重要とも考えております。私としては、議員の皆様や町民の皆様の意見を拝聴しながらですね、持続可能な運営体制を築くために経営改善と公的支援の双方を組み合わせながら、責任を持って、施設の維持に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 2つ目の質問ですね。定期券の利用料金を元に戻したらということについて、理由を申し上げますと、令和6年4月から値上げされました定期券の利用料金がいかに高いか、参考までに、西米良村のゆた〜と温泉の利用料金を申し上げますと、ゆた〜と温泉は利用料金、定期券の利用料金が3か月で8,000円、6か月で、1万5,000円。湯楽里温泉は値上げされましたんで、2か月1万1,000円を6か月に換算しますと、6か月で3万3,000円になりまして、西米良村の倍以上でございます。西米良の関係者に尋ねますと、村長の住民福祉政策等の位置付け、運営補助金として、約2,000万円近くを支援しているという話です。他町村の類似施設もですね、補助金の額には差があるとしても、支援をされております。そういうことをして、湯前の湯楽里温泉にも支援をされて、まず値上げされました料金を一旦元に戻すことを、に判断できないか、町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 他の市町村の施設の状況も確認させていただいておるところでございまして、それぞれの施設による、それぞれの考え方、運営の仕方がございますので、そこは公的資金が入っている状況の中で、地域の福祉のためにということで、施設の運営がなされているというふうにも理解しております。これも繰り返しになるんですけども、湯楽里の本質といたしましては、令和元年までについては累積黒字でずっと、これ優等な私、熊本県においてもですね、優等な施設でと言いますか、優秀な施設であったというふうに思っております。これも先ほど申し上げたんですけども、新型コロナウイルス感染症による、もうこのいわゆる後遺症、これがずっと続いているわけですね。温泉部門もしかり、それからレストラン部門もしかりでございまして、最終的にホテル、宿泊部門につきましても、そういうふうな負のスパイラルっていうんでしょうか。それが連続しているということでございますので、ここは、さっきの山下議員の言葉を借りると、経営者であって難しい経営をするというのはわかるというふうな言葉も言っていたんですけども、私なりに考えまして、湯楽里の最善策を講じながら、今7年度については動かしをしているというふうな状況でございます。それで今、元に戻せとい

うふうな話でございましたんですけども、その部分も含めましてですね、その財源等も必要になってくるということで、何がしかの対策を私は講じたいというふうに思っております。現時点ではちょっと具体的には申し上げることはできませんけども、そういうことも考えながらですね、これがすぐできるかどうかわかりませんが、そういうのも実は考えておまして、来年度以降におきましてのですね、具体案あたりも、できないかと、そんなことも思っております。加えまして、公的資金関係につきましても、そういう意味でですね、考えながら対応していけばというふうに思っております。ここはこれまで公的資金っていう、運営補助金ということだけで公的資金と捉えるではなくて、いわゆるリスク分担の中で、これまで私が令和元年に町長に出させていただきまして、3億円かけて、リニューアルさせていただきました。途中もそのリスク分担の中で、今回も負担をさせていただきました、逐次、そのリニューアルといいますか、傷んだところについても、終了させていただいておるということでございますので、言い換えるとそれは公的資金になってくるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、ただ運営という部分だけに捉えてしますと、ここはちゃんと慎重にした対応でですね、理論武装をしてから、計画して、出すべきものではないかなというふうに思っておりますので、そういうことで今考えているということだけ申し添えておきたいと思っております。以上でございます。

○9番（山下 力君） 何回も言いますけどですね、昨年4月から値上げされました、定期券の利用料金の値上げ。これは別表3に、今の条例の別表3に記載されておきませんので、指定管理者が独自に設定した料金というふうに私は捉えておりますので、いわゆる条例に違反する料金だと思います。だから元に戻すことが必要ではないかと。答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 第3表に記載されてないから元に戻すということではなくて、今山下議員がおっしゃっているのは、記載されてないから条例違反なんで、元に戻せば条例違反じゃないんだというふうに私は解釈したんですけど、そこについては、これまで通りの運用とさせていただくところでございます。

○9番（山下 力君） 条例の別表3に記載されていない、定期券の利用料金を独自に指定管理者が定めた料金ですから元に戻す必要がないかと言っているんですよ。いわゆる議会の役割の1つで、条例の制定とか、いわゆる制定改廃があるんですから、それにかかっていないんですから。

○町長（長谷和人君） 別表のところに記載がないのでというふうな、先ほどと同じことになるかもしれませんが、元に戻したから独自でその経営者が決めた、条例違反だっていう、いうふうな見解でございまして、どうも私としてちょっとそこら辺、合点がいかないところがございまして、元に戻すっていうことには拘っておりません。

けども、現在の状況で、すでにもう1年以上経過いたしまして、運用させていただいているという経緯がございますので、私としては、このままの形でさせていただきたいと思いますし、先ほど申しました、なにがしの対策もちょっと講じたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） もうこれも、これで終わりますけども、町長の、いわゆる法律、条例に詳しい、能力からいけば、ちょっと今の答弁は、私はおかしいと思っています。今はですね、湯楽里温泉にお客様が減少しておりますんで、いわゆる定期利用券だけでなく、1日券利用者も減っております。ですから、どれだけお客様に来ていただくかが大きな課題だと思います。値上げで利用されなくなった前の定期券利用者に、来ていただいたり、また新たな利用者に来ていただくことが重要だと思います。そのためには、定期券の利用料金を元の3か月1万1,000円に戻すことが、今判断する時ではないかと、運営が厳しいのはわかっています。そして、今後、湯楽里温泉に公的支援をされるならですね、利用料金のほうも、一旦元に戻して、3年から5年かけて段階的に値上げされたらと考えます。最後、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今、最新の情報だけちょっとお知らせをしておきたいと思っているんですけども、令和7年度の8月までの売り上げでございます。入浴者、これ温泉部門だけでございますけども、1,113人の増でございます。利用料金が46万7,000円の増ということで、当初からの皆さん方にお知らせしておりました300万円増というところまではまだ追いついてないわけでございますけども、なんて言いますか、経営改善に向けた取り組みが少しずつこういう形で出てきているのかなというふうに思っております。ただこれは8月までの現在のお話でございますけども、厳しい状況っていうのは、もう引き続き、続いているものというふうに思っておりますんで、しっかり前を見てですね、経営改善については取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 伊藤課長、そぎゃんと俺にも見せんと。情報公開が少ないですよ。最後の結びとしてですね、いわゆる湯前町といえば、グリーンパレス一帯、湯楽里温泉だと思います。整備されて25、26年。湯前町にとってはなくてはならない施設になっていると思いますよ。ですから、利用者が増えるような、政策、営業をしていただきたいということを祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（金子光喜君） 一つ、湯楽里の定期券利用料金について、山下議員の質問が終わりました。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、これで一般質問を終わります。

—————○—————

日程第2 報告第4号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

○議長（金子光喜君） 日程第2、報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 報告第4号、令和6年度第28期ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について報告いたします。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。

別記、令和6年度（第28期）事業報告の説明をします。

まず総括では、コロナ禍、豪雨災害での補助事業が全て終了し、独自の旅行商品や体験プログラムなどの造成を行い、観光地としても湯楽里・グリーンパレス部門で、SNSの運用を活用し魅力ある情報、イベントを告知し営業活動を行ってまいりました。エネルギー価格・物価高・人件費高騰の影響で、売上原価が増加傾向にあり価格改定も行いました。しかし、効果的な取組みを行うには、人材不足の影響が大きく取組みが不十分でありました。課題の解決に取組みながら町、地域おこし協力隊との連携を強化し、観光地湯前を更に発信、集客できることが重要であると考え、観光客へ湯楽里の主力商品である宿泊、温泉、レストラン、公園利用者数をコロナ禍前の水準に戻し、観光需要を回復することを目標に取り組みしました。その中で、外部コンサルへ業務デジタル化を推進することで、ビジネス戦略を再検討し観光客の利便性向上、周遊促進、観光産業で魅力ある商品の提案を更に推進して行く手段として、顧客予約管理システム等の導入について検討をしています。業務の効率化やサービスの高付加価値化、山間部では珍しい潮湯が、観光客へ「湯」のまえに「湯」のあとに集客し利用できるように取組み、戦略を図ることが今後の課題となりました。令和7年度へ先進的な技術の活用を図りながら従業員、地域おこし協力隊、経営アドバイザーの知識、技能を活かしながら新たなサービスや業務改革、人事、人材育成を行い、経営基盤の構築に取り組み赤字からの脱却を目指す第一歩になったのではないかと思います。

各部門における主な活動を報告いたします。

湯楽里部門では、子どもの日や母の日、父の日などの家族や身近な人への感謝や祝意を表す記念日に入浴料の割引などを行い集客に努めました。

2ページをお願いします。

7月にはエネルギー価格高騰や人件費の高騰に伴い、宿泊料金の改定を行っております。

8月からは各団体の宿泊受け入れを行い、宴会等を積極的に受け入れ、湯楽里部門の売り上げ向上に努めました。

続いて3ページでございます。グリーンパレス部門でございます。

グリーンパレス部門では、湯楽里株式会社が、令和7年度から令和11年度の5年間、指定管理者として認定されましたので交付式に出席しました。

各月では、様々なイベントを計画し、集客に努められております。特に4ページ上段、10月には空と緑のマルシェを開催し、県内最大級である、50店舗の出店がありました。また、入湯手形の販売を開始し、湯楽里温泉を活用した事業展開を行い、湯楽里とゆのまえグリーンパレスの認知度アップを図っております。

以上簡単ではございますが、各部門の報告を終わります。

続いて4ページ中段から6ページまでにつきましては、研修、職場体験受入れ、取締役会の開催状況や監査などを記載しておりますのでご確認ください。

7ページをお開きください。第28期貸借対照表を御報告いたします。

まず左側の表、資産の部の説明をします。

現金、普通預金、定期預金のほか売掛金などの流動資産につきましては、4,660万5,308円となりました。中ほど固定資産は、1,607万4,873円となり、内訳は有形固定資産に1,219万2,764円、投資その他の資産に388万2,109円の合計となっております。一番下の資産の部合計は、6,268万181円となりました。

続いて、表右側の負債の部でございます。

流動負債は、買掛金から未払い法人税等まで950万3,340円となりました。

固定負債額は、長期借入金の残高2,709万円を計上し、負債の部合計が3,659万3,340円となっております。

次に、下欄の純資産の部でございます。

株主資本につきましては、資本金1億円から利益剰余金マイナス7,391万3,159円を引いた額となり、2,608万6,841円となります。

利益剰余金は、利益準備金40万円から、その他利益剰余金マイナス7,431万3,159円を差し引いた額でございます。

その他利益剰余金の内訳については、記載のとおりでございます。

純資産の部合計は、2,608万6,841円となり、負債・純資産の部合計額は6,268万181円となります。

次のページをお願いします。

第28期の損益計算書を報告いたします。

まず売上高は、温泉売上からゲストハウスまでの各部門の売上合計は、① 1 億3,108万8,974円となりました。前年度と比べまして87万7,807円の増であります。

続いて、期首商品棚卸高、当期商品仕入高合計2,207万9,006円から期末商品・製品棚卸高を差し引いた額、④売上原価は1,914万6,086円となります。

⑤売上総利益は、①売上高合計から④売上原価を差し引いた、1 億1,194万2,888円となり、⑥販売費および一般管理費 1 億4,306万9,820円を差し引いた、⑦営業利益は、マイナス3,112万6,932円となります。

⑦営業利益に⑧指定管理料などの営業外収益を加え、⑨営業外費用差引いた⑩経常利益はマイナス1,006万4,232円となりました。

⑪、⑫の欄、特別利益、特別損失を相殺し、⑬法人税等を引いた⑭当期利益はマイナス1,024万6,732円となっております。

⑮前期繰越利益のマイナス6,406万6,427円に⑭当期利益を加えました⑯当期末処分利益はマイナス7,431万3,159円となっております。

右の欄をご覧ください。第28期利益処分につきましては、当期末処分利益がマイナス7,431万3,159円で配当金、利益準備金ともに支出がなく、第28期繰越利益も同額となりました。

9 ページ、10ページには、第28期の各部門の利用実績表とグリーンパレス利用状況を掲載しておりますのでご確認ください。

最後に11ページをお願いいたします。

令和 7 年度第29期の事業計画を掲載しています。

「基本方針」では、会社が設立され約30年が経過し、第 3 セクターに取り組む環境も当初の頃と大きく変わってきております。湯楽里が公共性を踏まえながら、宿泊料金の適正な見直し等も含め更なる経営の健全化を目指していくこととしております。経営の効率化・健全化を実現できる体制の確立では、業務分掌や事務分担の見直しを行い、経営的視点を取り入れた売上管理と販売促進活動の実施や I T システムによる予約・顧客管理方法を導入し業務の省力化・効率化・正確化を図り多面的サービスの実現を目指します。なお、その他の事業につきましては、11 ページ中段から13 ページに記載しておりますのでご覧いただければと思います。

最後になりますが、この報告に関する参考資料として、議案説明資料フォルダ内に令和 6 年度経営状況の概要及びキャッシュフロー計算書を掲載しておりますのでご確認ください。

以上、報告第 4 号の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○6 番（森山 宏君） 未払い消費税ですか、これが前期と比べますと 200 万円ほど減

っております。これは俗にいう、消費税預かり金が 200 万円減ったということになるのか、経費が 200 万円、俗にいう、経費が 2,000 万円以上掛かったというふうに、捉えてよろしいのでしょうか。あと 2 点目、長期借入金が 3,000 万円からあったんですけども、返済がちょっと少ないように思いますので、民間金融機関等との折衝の折では、5 年なり 10 年なりであったと思うんですけども、そのこのところのずれはないのでしょうか。2 点お願いします。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 森山議員のご質問で未払い消費税等の 132 万 2,100 円、これ 200 万円程度下がっているということで、この詳細については、ちょっと湯楽里側のほうにお聞きをさせていただいて、後程報告をさせていただければなと思っております。それで固定負債の長期借入れですけれども、借入れがですね、令和 3 年 3 月に借入れております、3,000 万円。令和 6 年 1 月までは利子だけを支払っております、令和 6 年 2 月から令和 17 年 9 月までが、返済の元金と利子を含めて今返済をしているということでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○4 番（遠坂道太君） これは今後の事業計画ですかね、取り組んでいただければということでお話をしたいと思いますんですけども、私が 7 月に天草にちょっと行ったときに、そのイベント会社の社長さんとお会いしまして、湯前町は潮温泉がございまして、という話がありました。そこで、潮温泉をですね、成り立ちを A I を通じた形で、大々的に P R したら、もっと全国的に広がるんじゃないかという意見をいただきました。そういった形で今後ともですね、そういった形で取り組んでいただければと思いますが、そのこのところについての質疑、お尋ねしたいと思います。

○議長（金子光喜君） 遠坂議員、報告に対する質疑とは少し違いますので、答弁は今のお考えだけでいいですかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 遠坂議員の貴重なご意見ありがとうございます。今令和 7 年度動いております、様々に湯楽里側でも展開をしておりますので、そういった点も含めてですね、湯楽里のほうにお伝えをしたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

○2 番（吉田精二君） 説明資料のほうですけども、5 番ですかね、5 番の指摘意見と

いうところでクレジット決済が増えている反面、手数料が増えてきている。経営に影響がないよう、じゃなくてその下ですね、キャッシュレス取り扱いについては、現金の支払いでメリットが出るよう改善策を考えるとあります。本編というか、本編の12ページにはIT等を活用して省力化とかに努めますとあります。直接的なITではないんですけども、キャッシュレス決済というのは大体が手間を省いたり、現金を扱わなかったりというふうなことでやっているのです、ここの部分はちょっと反している部分があると思いますが、その部分はどうお考えでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 吉田議員が言われているのは、経営状況の概要の中の監査委員の意見ということで、確かにクレジットの手数料が、クレジット等の決済ですね、湯楽里側で支払う分が増えてきております。ただやはりその部分を、宿泊料の差別化をさせていただいて現金だったら現金割引をするとかですね、そういった運営方法ができるんじゃないかということで、湯楽里側と今調整をかけているところでございます。ただ主流がもうインターネットの時代になりまして、この部分を手数料をどう抑えていくかというよりも、魅力ある商品をどう動かしながら、利益を増やしていく、宿泊の回転を上げていくかという経営改善を今後湯楽里側と行っていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第5号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

○議長（金子光喜君） 日程第3、報告第5号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第5号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 湯前町農業公社の経営状況につきまして報告いたします。併せまして、タブレットに議案説明資料として、農業公社経営状況の概要とキャッシュフロー計算書を掲載しております。

それでは、タブレットの2ページをお願いします。事業実施状況を読み上げます。

第14期となる令和6年度は、除草作業の依頼件数の増加により受託作業収益が増となりました。公社が所有している農地については、除草や耕起による保全管理を行い、周辺農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことのないよう、適切に管理を行いました。栗生産においては圃場管理を向上させ、売上高が増加しました。前年度から拡充した機械貸出については、引き続き町内回覧などを用いて周知に努め、貸出を行いました。また、ふるさと納税返礼品事業についても継続して行いました。

1 第14期湯前町農業公社関係行事等でございます。

理事会は4月30日の第1回をはじめ、3月19日の第6回まで合計6回の理事会を開催しております。監査・総会は、6月21日に決算監査を実施し、通常総会を6月27日に開催しました。そのほか、6月と3月に湯前町農業再生協議会総会、湯前町地域計画作成検討委員会へ出席を行いました。

次に3ページをお願いいたします。

2 農業生産実績につきましては、栗は一部収穫ができたところですが、年度末1万8,142平米の管理作業と収穫。また(2)保全管理は年度末2,524平米で対前年増減なしとなります。

次に4ページをお願いします。

3 売上高等の実績(1)売上高 ①売上高は、栗10万8,652円。その他の売り上げは、ふるさと納税返礼品で、3万円の合計13万8,652円となりました。前年、令和5年度と比較しますと、10万円余りの増ですが、栗のJA出荷分となります。②役務収益は作業受託90万2,368円と機械リース23万3,500円で作業受託が対前年で157パーセントの増となりました。(2)営業外収益につきましては、農業公社事業町補助金300万円を受け入れました。

4 農地の管理は、圃場条件が悪く耕作困難な農地について、周辺の農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。

次に、5ページをお願いします。

財産目録で資産の部合計1,979万236円、負債合計169万1,677円、差引純資産は1,809万8,559円で対前年33万9,467円の減となりました。

次に、6ページをお願いします。

貸借対照表で、まず資産の部ですが、流動資産は現金、普通預金、定期預金までの合計が1,150万6,482円です。次に、売上債権は2,640円。次に、棚卸資産は製品から貯蔵品まで5万6,887円です。次に、その他流動資産は0円で、流動資産の合計が1,156万6,009円となります。次に、固定資産は建物から車両運搬具まで有形固定資産の計796万9,769円。次に、投資等は、出資金・長期貸付金等併せまして合計25万4,458円です。固定資産の合計は822万4,227円となり、資産の部合計は1,979万236円となりました。

次に、負債・純資産の部です。流動負債は未払金から未払法人税等まで、流動負債の計 169 万 1,677 円です。年度末に購入した中古トラクター代金が主なものとなります。

次に、純資産の部で、株主資本ですが資本金 9,000 万円、その他利益剰余金で繰越利益剰余金はマイナス 7,190 万 1,441 円となり、株主資本計は 1,809 万 8,559 円で、負債・純資産の部の合計が 1,979 万 236 円となりました。

次に 7 ページをお願いします。 損益計算書です。

売上高の合計が 127 万 4,520 円です。次に、売上原価の計が 302 万 5,616 円で、売上総利益はマイナス 175 万 1,096 円となります。

次に、販売費一般管理費の合計が 192 万 3,000 円で、営業利益はマイナスの 367 万 4,096 円となります。次に、営業外収益の計が 343 万 2,172 円です。次に、営業外費用は 0 です。ので、経常利益はマイナス 26 万 8,467 円となりました。

次に、特別利益は 0 円で、税引前の当期損失はマイナス 26 万 8,467 円。法人税、住居税及び事業税が 7 万 1,000 円ですので、当期利益はマイナス 33 万 9,467 円となりました。

次に 8 ページをお願いします。

第 15 期、令和 7 年度事業計画をご説明します。基本方針、湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、「農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割」並びに「町の生き残りのための産業創出すること」を目的として平成 23 年度に設立し、現在 14 期が経過しました。令和 3 年度に農業公社経営方針を策定して各種事業に取り組み、令和 7 年度からは、経営方針（第 15 期）分を策定したところです。この方針に基づき、第 15 期は農作業受託事業や機械貸出事業、農地維持・保全事業、ふるさと納税返礼品事業などについて継続して実施するとともに、作物生産事業として試験的に水稻栽培に取り組みます。また、円滑な運営をしていくための人材の確保に努め、各種事業の拡充や新たな取り組みについて実施に向けた検討を行います。

次に 2 の事業計画です。

（１）農作業受託事業ですが、表 1 の公社所有機械トラクター 3 台と次ページ、表 2 の町からの借受機械で除草関係機械 10 台及び田植え機等を活用しまして、主に水稻生産に係る受託作業を計画しています。表 3 となりますが、事業量として、除草作業 430 時間、耕耘等 92 アールを計上しました。

（２）農業機械等貸出事業では、表 4 となりますが、草刈機の貸し出しで畦畔用 47 時間、法面用 40 時間、トラクター 20 時間の合計 107 時間を計上しました。

次のページをお願いします。

（３）農地維持・保全事業では前年度同様に 2,524 平米を計上しました。

(4) 作物生産事業では、品目クリで前年度同の 18,142 平米、収量 150 キロ、水稻で 4,305 平米、収量 1,600 キロを計上しました。

(5) ふるさと納税返礼品事業では、ぴかまる 80 キロを計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 2 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第 3、報告第 5 号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」説明が終わったところです。

質疑に入ります。発言を許します。

○2 番（吉田精二君） 2 ページですけれども、1 番目の事業実施状況の 1 行目の中で、公社が所有している農地とありますけれども、実際公社は所有はしていないので、ここは賃借とか管理とかに変えるべきじゃないでしょうか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 吉田議員のおっしゃるとおり、公社自体が所有する農地ございません。賃貸借、或いは無償貸借の農地ですので、この書きぶりはちょっとまた検討させていただきたいと思います。

○4 番（遠坂道太君） ページの 4 ページですけど、説明の中で機械リースですね、22 台という実績になっておりますけれども、どの機械がどのぐらい利用されたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 件数ベースでよろしいでしょうか、まず畦畔草刈り機が 8 件です。それから法面草刈り機が 5 件。田植え機が 2 件。トラクターが 3 件。ウイングハローが 3 件ございます。

○4 番（遠坂道太君） 機械はあるわけですけども、活用されるような方法、今後ですね、利活用できるようなことをどのようにして考えておられるのか、質疑したいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 機械ですけども、理事会のほうでもですね、もっと活用を図って欲しいということで、今年になりまして、旬報、或いは町のホームページ、こういったものに掲載をして周知を図っているところでございます。今後ですけども、おそらく、受託作業のほうが増加するのではなかろうか、或いは米の生産ですね、これの基幹作業の受託も農業公社が請負っていく場面が出てくるのではなかろうかと思っていますので、そういったことを見ながらですね、機械のほうは活用を図っていきたいと

いうふうに考えております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第5号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第58号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第58号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第58号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前駅レールウイング複合施設再整備工事について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第58号、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額については、変更前の3億5,420万円を変更後において、3億6,820万3,416円とするものです。主な変更増の理由は、床改修工事におきまして、車両通行帯部の既設屋根基礎の形状などが設計段階では不明でありましたので、改修を進める過程で、工法の検討を行い、その工事が追加となっております。また、大屋根工事につきましては、地質ボーリング調査結果を基に構造計算を行っていましたが、調査等を行った去りに、想定地層と変わっておりましたので、地耐力を把握するために、その調査費を追加したものでございます。そのほか、大屋根、付属棟においては、土間コンクリートとタイルの境界の施工において、境界精度の確保を耐久性を上げるため、目地材の変更等を行ったために増となっております。それぞれ変更事項の増減を精査した結果、1,400万3,416円の変更増額となりました。

契約の相手方については、変更前と同じです。

2ページに仮契約書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3番（西 靖邦君） 建設工事の請負契約においてはですね、当初契約の内容に変更が生じた場合、契約の透明性や適正な履行を担保するため、工期が延長する場合だけでなく、短縮される場合であっても変更契約の手続きを行う必要があると承知しております。今回の工事については、本年度11月に完成予定と伺っていますが、その際、契約変更の手続きは行われるのか、お尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 現契約の工期につきましては、令和6年10月29日から令和8年2月27日までということで契約を結んでおりました。ただ債務負担の工事の中で、等を含めましてですね、工期の短縮が大幅にできましたものですから、その部分については、本町の運用としまして、竣工検査を受けまして、目的物の引き渡しをした時点で、その工期はもう完了したということで、手続き的には大丈夫かなと思っております。それに伴いまして、現場代理人等の専属した現場代理人等はございますけれども、そこもその時点で終了という形をとっておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 私のなんかあれでは、請負契約書やから、その変更工期になったら、変更工期でまた契約するのは当たり前と思ったんですけどね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員の今の答弁でお答えなんですけども、一応町のほうではですね、そういう工期が短縮したので変更契約を、そのままう、併せて行うという運用をちょっとやっておりますでしたので、現契約でそのまま2月まではしておりますけれども、目的物引き渡しをもって、きちっとその工事の完了は終わったということで認識をしているところでございます。

○3番（西 靖邦君） それでもいいかもしれませんが、やっぱ変更契約書の正式のあれですから、今後工期が変更になったとしても今後はですね、その変更工期ということで、こういう増減の金額がある場合に、やっていただきたいと思うんですけどその辺どうですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） その件も含めまして、企画観光課以外の工事もありますので、その件はちょっと関係課と協議をしながら、運用を進めていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第59号 湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第59号、「湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第59号、湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を用いて宛名番号を付番・管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当するため条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第59号をご説明いたします。

2ページをご覧ください。

議案書を用いての説明では逆に分かりづらい内容となっておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

これは、国のシステムの標準化・共通化の取組によりまして、住民ではない、住民記録台帳に登録がない個人又は法人の情報を取り扱う場合、これまで利用してきた住登外宛名番号が標準ではなくなったため、今後も住登外宛名番号を使い続ける場合は、各自自治体で、特定個人情報を取り扱う事務として条例に定めなければならなくなったためでございます。そのことを記したものが、この度の改正となります。国からの指示によるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

2ページをご覧ください。附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、「湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第60号 湯前町避難防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第60号、「湯前町避難防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第60号、湯前町避難防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前駅レールウイング複合施設再整備事業に伴い、施設の追加や使用料の見直しをするため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第60号について、ご説明申し上げます。ページは5ページをお開きください。新旧対照表により、説明いたします。

新旧対照表、表左側が改正後、右側が改正前でございます。改正では、第3条に規定されている『防災交流施設の名称及び位置』から、『防災交流施設』を削るものでございます。

続いて、別表第1（第3条関係）中の表中段、「ア、レールウイング」を「屋根付広場」に「ウ、展示体験販売施設」を「コミュニティ施設」に名称を変更し、「カからコ」につきましては、今回新たに整備した施設名を追加したものでございます。

6ページをお開きください。

別表2（第8条関係）で、利用料を変更するもので、屋根付き広場及びコミュニティ施設の利用料を改定し、新たに整備した会議室の利用料を設定したものでございます。

ページ戻っていただきまして、4ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）　これから質疑を行います。

○４番（遠坂道太君）　６ページです。６ページの利用料ですね、屋根付広場の、この料金の根拠についてお伺いをしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　屋根付広場の根拠ということでございますけれども、今回、事業費的には３億数千万投資をさせていただきました。今まで５,０００円の利用料金ということで設定をしておりましたけれども、やはり付加価値をした施設ということもございまして、皆さんが使いやすい料金設定、安く設定すると使いやすいのかなと。ただやはり、町としましては、やはりあそこの施設を有効的に活用しながら、やはり指定管理者が管理するわけでございますけれども、料金については、やはりある程度の費用負担を求めて今回設定をしたところでございます。倍ということになっておりますけれども、ほかの同施設、周辺には施設ちょっとありませんで、周辺ていうか、県内の施設をちょっと条例等見まして、１万円が妥当ということで、今回ご提案を差し上げたところでございます。

○４番（遠坂道太君）　今課長から答弁いただきましたが、なんですかね、商売とかですね、商いをされるときはどのような形をとられるのかそれにつきましてお願いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君）　第２表の下の方に書いてありますけれども、営利目的で使用する場については、上限の金額に２倍を徴収するということで、運用をしていきたいと思っております。

○議長（金子光喜君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６０号、「湯前町避難防災交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君）　起立全員。したがって、議案第６０号は、原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第７　議案第６１号　令和７年度湯前町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（金子光喜君）　日程第７、議案第６１号、「令和７年度湯前町一般会計補正予算（第７号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第61号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,641万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ45億594万円とするものでございます。

主な補正は、龍谷大学女子柔道部とのロゴ契約に係る消耗品と広告料のほか、国の制度改正に伴う各種システム改修費、国県関係の令和6年度事業実績に伴う精算返還金等の費用を計上するものでございます。また、地方債の補正も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは説明申し上げます。事項別明細書の歳出13ページをご覧ください。

款1議会費、節12委託料、6万6,000円は、本会議映像配信業務委託料を増額計上いたしました。子ども議会の動画を録画・配信するとともに、今後の教材となるよう映像として記録するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費22万5,000円は、龍谷大学女子柔道部の関係者様の公式ジャージ等に、湯前町のロゴを掲載させていただきたいと考えておりまして、湯前町ロゴのワッペン150枚の購入費となります。節11役務費60万円は、そのロゴを令和7年10月から3月までの6か月間掲載していただく広告料でありまして、湯前町のPR等に繋がりたいと考えております。

目9企画調整費、節18負担金補助及び交付金138万円は、令和7年度湯前町LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金でして、これは熊本県LPガス協会が実施します、LPガス使用世帯支援事業に対する補助金となります。この事業は過去にも行われておりまして、今回は第4弾ということになります。事業内容の詳細は省略いたします。なお、財源は県の物価高騰対応生活者支援交付金で2分の1の額69万円交付されまして、町負担の2分の1は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）から69万円を充当いたします。

目11電算情報管理費は、国の子ども子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業）分として、13万2,000円が交付されますので、財源更生として一般財源を減額いたします。

目12諸費、節1報酬9,000円は、指定管理者選考委員報酬でして、サテライトオフィスの指定管理者を選考しなければなりませんので、その委員2名の報酬、また節8旅費4,000円は、費用弁償でございます。

項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費、節 10 需用費 2 万 5,000 円は、システム標準化に伴い、税及び使用料等の納付書に使用する専用の領収印の購入費を計上いたしました。

項 3 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料 251 万 9,000 円は、令和 7 年 5 月 26 日施行の改正戸籍法により、戸籍の氏名にフリガナが記載されることになり、その対応のためのシステム改修費となります。なお、財源は国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で全額補助されます。

14 ページをご覧ください。

項 5 統計調査費、目 2 指定統計費、節 1 報酬 7 万 9,000 円は、国勢調査の指導員と調査員の報酬として、単価改定分を増額計上いたしました。なお、財源は県国勢調査委託金で全額補助されます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料 25 万 5,000 円は、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料として、改正障害者総合支援法によって新設された、就労選択支援というサービスに対応するものです。この就労選択支援とは、障害のある人が自分に合った就労先や働き方を選択できるよう支援する障害福祉サービスの一つでございます。なお、財源は国の制度改正に伴うシステム改修費補助金で 2 分の 1、12 万 7,000 円が補助されます。

節 22 償還金利子及び割引料 548 万円、その下、目 2 老人福祉費、節 22 償還金利子及び割引料 38 万 3,000 円は、何れも説明の欄に記載の令和 6 年度事業の事業費確定に伴います、国・県への返還金となります。

節 27 繰出金マイナス 113 万 1,000 円は、介護保険特別会計繰出金として、前回の全員協議会でも説明しました病院から介護保険特別会計へ返還金が入りますので、その分の一般会計からの繰出金を減額するものです。

目 4 国民年金費、節 12 委託料 16 万 2,000 円は、年金生活者支援給付金システム改修委託料を計上しました。なお、財源は国の年金生活者支援給付金支援業務委託金で全額補助されます。

目 5 後期高齢者医療費、節 27 繰出金 209 万円は、後期高齢者医療保険システム改修繰出金として、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修となります。なお、財源は国の子ども・子育て支援事業費補助金で全額補助されます。

15 ページをご覧ください。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 12 委託料 77 万円は、妊婦のための支援給付事業に関するシステム改修費を計上しました。なお、財源は国の妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業補助金で 3 分の 2、51 万 3,000 円が補助されます。

節 18 負担金補助及び交付金 31 万 7,000 円は、保育所等物価高騰対策支援金補助金を計上しました。物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、光熱水費、燃料費等の

一部を支援するものです。なお、財源は国の子ども子育て支援事業費補助金で全額補助されます。

節 22 償還金利子及び割引料 628 万 5,000 円、その下、款 4 衛生費の同じく目 1 保健衛生総務費、節 22 償還金利子及び割引料 12 万 2,000 円、目 2 予防費、節 22 償還金利子及び割引料 18 万円は、何れも説明の欄に記載の令和 6 年度事業の事業費確定に伴います、国・県への返還金となります。

戻りまして、節 10 需用費 40 万円は、保健センターのエアコンが故障いたしましたので、その修繕料を計上しました。

16 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、節 18 負担金補助及び交付金 14 万 3,000 円は、湯前町農業再生協議会補助金として、国の畑地化促進事業において、1 名の方が土地改良区決済金等支援を要望されており、それに係る支援金については、町での予算措置が必要となるため計上いたしました。なお、財源としましては、県の畑地化促進事業補助金 14 万 1,000 円を充当します。県から受けた補助金を町から再生協議会への補助金として支出し、再生協議会から幸野溝土地改良区へ支払うことになります。いわゆる県補助金のトンネルの事業でございます。

目 3 農業振興費、節 1 報酬 3 万 6,000 円、節 8 旅費 1 万 3,000 円は、農業振興検討委員会関係で、当初予算では会議の回数を 2 回としていたものを、より議論を深めるために 3 回とするため、報酬と旅費それぞれ増額計上しました。

目 4 畜産業費、節 18 負担金補助及び交付金 60 万円は、酪農ヘルパー制度補助金として、酪農を営んでおられる農業者の方が複数怪我をされまして、ヘルパーの利用がかなり多くなっておりますので、年度末までの不足額を見込み増額計上いたしました。

目 5 農地費、節 14 工事請負費 500 万円は、辻地区沈砂池整備工事として、近年の豪雨被害等により、その度に用排水路内に大量の土砂が流入しておりますので、土砂流入防止対策を目的とした沈砂池を整備するため計上いたしました。なお、財源は国県の団体営水利施設等保全高度化事業補助金、国 55 パーセント、県 14 パーセントの 345 万円を充当いたします。財源内訳の国県支出金の欄は 415 万円となっておりますが、これには、下溝合西農道舗装工事に伴います県からの農業農村整備推進交付金 70 万円が交付されますので、その分も含んで記載しております。また、補助残となる町負担分は、かんがい排水事業債 130 万円を充当いたします。この起債の交付税措置率は 50 パーセントとなります。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 8 旅費 11 万 7,000 円は、首都圏での町主催の企業誘致イベント開催など、当初予定していなかった普通旅費を増額計上いたしました。

目 3 観光費、節 8 旅費 11 万円、節 10 需用費、食糧費の 4 万円は、いずれも多くの企業との包括連携等が活発化しており、関連する事業に関して、訪問して、また地元での意見交換の機会が増えたことにより増額計上したものです。

款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 21 保障補填及び賠償金 4 万 8,000 円は、浅巻谷川改修工事に伴う電柱支線移転補償費を計上しました。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 1 万円は、車検の際の重量税が本年度改定され、増額となった分を下水道事業会計へ繰り出すために増額計上しました。

17 ページをご覧ください。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 12 委託料 7 万 3,000 円は、小学校の校内無線ネットワーク保守業務委託料でして、当初予算では消費税分が未計上となっておりましたので、その分を補正するものです。計上もれでございます。誠に申し訳ございませんでした。

歳出は以上です。

次に、歳入です。11 ページをご覧ください。

歳出の中で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 3 衛生費国庫補助金、1 万 9,000 円は、母子保健衛生費国庫補助金でして、母子保健事業歯科衛生士講師謝金の 2 分の 1 が補助されるものです。歳出の款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費に充当しております。

12 ページをお願いします。

款 17 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 5 介護保険特別会計繰入金 384 万 2,000 円は、令和 6 年度実績に伴う一般会計への返還金となります。

款 18 繰越金は、今回の補正財源として、1,339 万 2,000 円を計上しました。

款 19 諸収入、項 3 雑入、節 2 雑入マイナス 688 万 9,000 円は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金でして、当初予算では令和 6 年度と同様に計上しておりましたが、この度、令和 7 年度は実施しない旨の通知が国から届きましたので、更正減額いたしました。

節 3 過年度収入 313 万 6,000 円は、障害児通所事業関係で令和 6 年度の事業実績による追加交付金を計上しました。

歳入は、以上です。8 ページをご覧ください。

第 2 表 地方債の補正で「変更」です。かんがい排水事業債の限度額を 2,520 万円に変更するものです。このことにより町債の総額は、4 億 8,550 万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○6番（森山 宏君） 先ほど課長が述べられました、辻地区の沈砂池の問題、そんときに500万円計上されております。その中に、県から国からですかね。歳入のほうに出てきております。415万円のうちの340万円は、その施設に対する補助。別に70万円を農業農村整備推進交付金、これから充当するように伺いましたけども、70万円の用途というのが沈砂池のほうに振り替えても、用途外支出というふうにみなされる可能性はないのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては、あくまでも財源充当でありまして、不足分は起債でしておりますので、この目に財源充当しておるとこのところでございます。その事業には充当しません。

○1番（田山幸平君） この今回の補正予算の中にも、これまでも制度ごとだとかそういったところあるんでしょうけども、システム改修費っていうものが数件上がられてますが、こういったものっていうのは実際にどのような作業をされるんでしょうか、その時間帯とか、今既存にあるものにパッチを当てるだとか、なんか具体的にどういった作業でこれをされるのか、お尋ねいたします。

○税務町民課長（黒木博行君） 今の議員の質問につきましてお答えさせていただきます。一応、総務費のほうの戸籍住民基本台帳費に載せております、戸籍情報システム改修業務委託料ですけれども、251万9,000円、それにつきましては、一応ですね、国の戸籍のふりがなの記載に伴うものでありまして、発送、多分、皆さんのお手元にも届いていると思いますけれども、ふりがなの確認のはがきが届いていると思います。その発送が3,478通発送しております。その内、申し出があった分は、職員のほうで対応して修正を行うんですけれども、その残った分についてを一括して修正していただくということで、ちょっと3,000何百件を職員がするっていうことができない、ていうかマンパワー的にもできない部分もありまして、そういうので委託をしております。とする予定になっております。ほかにも内容につきましてはですね、国民年金費、それと後で特別会計のほうにも出てきますけれども、システム改修がありますけれども、そういったのも作業自体は日中であつたり、時間外であつたりとか、そういうものも含まれますので、ちょっと一概にどういった作業をするという、ちょっとお答えは難しいですけれども、今のお答えで大丈夫でしょうか。すいません。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 田山議員のご質問に答弁いたします。ページ14ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費に計上しております。障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料につきましてご説明いたします。こちら、総務課長のほうからご説明ありましたが、新規になります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、新たに、就労選択支援が令和7年10月1日から施行されます。就労支援とは、障害者本人が就労先や働き方について、より

よい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、ご本人のご希望の就労能力や適性に応じた選択を支援するサービスとなっております。今回のシステム改修につきましては、既存のRKKシステムで行っておりますサービス管理に、新たに当該サービスが追加されることに伴うものです。改修内容につきましては、決定サービスコード、請求サービスコード、申請書等の様式追加等などに係る改修費になります。こちらにつきましては、RKKからの指定時間に作業が行われることとなりますので、例えば、稼働している時間帯、日中の時間体を避けての作業が必要になります場合は、時間外指定となる予定になります。続きまして、ページ 15 ページでございます、妊婦のための支援給付事業委託料でございます。こちらが臨時の事業です。こちらも総務課長のほうから説明がございました、社会保障税番号制度に係る情報連携につきまして、妊婦支援給付金の支給情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの簡易版が実施予定となっております。それに伴いましての改修になります。こちらは、やはり既存のシステムの追加改修となります。こちらの内容としましては、標準準拠版、健康管理システムから中間サーバーへの複本登録を可能とするための改修です。改修しない場合の影響としましては、各機関が中間サーバーへ台帳情報を照会した際に、照会が不能となるなど、情報連携のメリットである円滑な業務が損なわれまして、業務に支障が生じることがございます。こちらにつきましても、既存のシステムの稼働時間を避けて、時間外になる場合がございます。

○1番（田山幸平君） 詳しいご答弁、概ね理解しまして、やはり今、何すかね、取り入れられているサーバーなりそういったシステムをその現場にこられて作業員さんが対応されるっていうような、これに1時間なのか、2時間なのか、もっとかかる場合があるのかって、多分金額がその作業量にも比例しているのかもしれませんが、こういったものっていうのは大体、導入時に保守契約みたいなものもあるかと思いますが、何でこういったお尋ねをするかということ、なんでしょう、都度こういった改修って何度も出てくるかと思うんですが、この保守業務の中に、こういったですね、改修業務も例えば回数であったり時間であったりそういったものも踏まえたこうなんですか、契約の検討とかなさったことはあるんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） システム改修につきましては、基本は国の補助、県の補助が入りますので、その想定されない費用の補助はありませんので、契約はできません。できますがそれでしたら、自前の、湯前町の経費で契約しなければなりませんので、そんなもったいないことはできませんので、できません。非常に高いとお感じになっておられるからこそ、そういったベースがあったりするのかなというのがありますが、今こういった情報関連の単価といいますか、もう時間の単価とか見ますと非常にもう、その水準が高くなっておりますので、それと湯前町でする作業、また会社のほうでする作業

で、行政が取り扱います情報は、もし情報流出とかなった場合は、もう大変なことになりますので、そのテスト等がですね、かなり長い時間いろんなところを検査されますのでちょっと時間が長くなる、情報を扱う、一番湯前町だけではなく、今は標準化といひまして、全国繋がっておるようなシステムですので、そういったところの作業がちょっと増えておりまして、なかなか難しい、私たちも実際こう高いなと思うんですが、もう検討はできても、それに従ってやるしかもう方法がない。もう国の、自治体として、システムを運用していくにはもうそうするしかない、もうそれ以外の選択肢はないというのがもう本音でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。湯前町だけ単独で行うことはもうできないというのが理由でございます。

○3番（西 靖邦君） 14 ページのですね、目2の指定統計費、節1の国勢調査指導員調査員報酬で7万9,000円が計上されています。これ先ほど単価改定分ということでしたが、これは何名分に充当する金額でしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 大体各地区おられますので20数名だったと思ひますが、大体ですね、指導員がお1人3,630円、調査員が調査区を1つの区域を持っておられる方が2,000円、2つの地区を持っておられる方は3,620円増えるということになります。しかし、国で示しているのはその一区切りっていうか、件数はしてありませんので、本町の場合はそれを調査員の方が受け持たれる戸数によって、それをケース配分というか割合で配分をしておりますので、その人その人でこう、増える額がちょっと違うというところがございます。割れば20数名というところがございます。

○3番（西 靖邦君） これは人件費の高騰とかで報酬のアップがあったんですかね。国から。

○総務課長（西村洋一君） 正式な理由は、国から聞いておりませんがおそらくその理由だと思います。

○3番（西 靖邦君） 調査員の方の実働時間でいうたら、1日7時間として1週間から2週間程度やっぱりかかるわけですか。

○総務課長（西村洋一君） 現在はですね、スマートフォンとかでの回答もできますので、そこの地区の対象者の方が、スマートフォンいっぱいお持ちでされれば回収の手間は省ける。ご高齢の方が多くてスマホをお持ちでないのっていうところは、数回、通いながら、指導しながらになりますので、それはちょっと、地区地区によって事情が違ふというところがございます。

○6番（森山 宏君） 先ほどの田山議員の質問と関連ですけども、総務課長システム改修で言われて、上がるけん下はそれにしたがわんばんっていう考えじゃなくって、単純に聞きます。このシステム改修っていうのは、RKKコンピューターサービスですか、そこ1社にお任せっていいですか、そこが全部握っているんでしょうか。去年か一

昨年か聞くときに、ほかの町村で、RKKコンピューターサービス以外のところと、業務提携しているところもあるというふうに聞いたような気がするんですけども、本町の場合はどうなっているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 基本的な基本システムをRKKコンピューターでしておりますので、違うところに頼めば、そこの中には入れませんのでできません。違うところをしようと思えば、もう基本のコンピューターからもうやり直さなければいけませんので、天文学的な数字を自前で準備しなければなりませんので、RKKコンピューターサービスも法外に高い費用をとっているのではなくて、国と一緒に制度設計されておりますので、国が補助する金額は、国が認めた金額となっておりますので、RKKコンピューターサービスが、熊本県内で自分のとこしかなかけん、大幅に上乗せしてやろうというのは、おそらくできないシステムになって、仕組みになっていると思いますので、それだから私たちも当然、値段の交渉というか、正式な契約の手順に則ってやっておりますので、もう言いなりっていうわけではないというところをご理解いただきたいと思います。

○6番（森山 宏君） 総務課長にお聞きしたいのは、県内各自治体全てRKKコンピューターサービスですかね。民間会社一社に、限定じゃなくて集中しているのでしょうか。ほかの自治体では、県内はRKKという民間会社ですよ。ちょっと各県においてもやはり、どこか上と密接のある会社に限られているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） RKKコンピューターサービスは、国のシステムの中です。非常にウエイトを占めておりまして、西日本いっぱいをほぼ網羅しておるような会社でございます。県内で違うメーカーを使っておられるところは、誘致企業とかでたまたまあって、RKKコンピューターサービスよりも高いけども使わなければ仕方ないというようなところが多分違うところをやっておられる、これはもう私の私見ですが、それが本当かどうかわかりませんが、聞いた話によるとRKKコンピューターサービスのほうが安かったというところがございます。当然、多くなれば、その共通部分もありますので、共通部分は安くなるのではないかと想定できますので、本町の場合は、RKKコンピューターサービスを選択したほうがベストであるという判断でございます。

○4番（遠坂道太君） ページの13ページの一般管理費の中での82万5,000円で、これにつきましては、龍谷大学女子柔道部のロゴ契約に関わる消耗品及び広告料となっております。そこで効果、どのような効果を求めているのかそれにつきましてお伺いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） この間全協で説明しました4つの効果ではないかと思えます。町のPR、町の知名度を上げる、交流人口を増やす、地域活性化を図る、住民の皆様や子どもたちの誇りといいますか、夢を育む、この4つがメインだと考えております。

○４番（遠坂道太君） 難しいかもしれませんが、数字で表していただきたい。どのくらいの数字を考えておられるか。

○総務課長（西村洋一君） 何の数字でしょうか。これはもうあくまでも個人の想定です。それに向かって取り組めることはありませんので、少しでも多く町に来ていただくように、ふるさと納税もしていただくようにしますが、それを特にふるさと納税に関しましては、あまり表に龍谷大学さんに言ってしまうと嫌らしくなって効果が逆効果になりますので、信頼関係を結びながら、口に出さなくてもしていただけるような、その心と心の交流ができてくれば、繋がってくると思いますので、あまりこう、釣り針を見せてではなく、本当の心で交流できればと思っておりますので、議員の皆様方もご理解いただいて、来町された場合は、歓迎していただければと思います。よろしくお願いします。

○４番（遠坂道太君） 私も賛成でございますので、これを期待してですね、やっぱり関係人口を増やしながら、そしてまた龍谷大学さんのいろんな、今後の大会等もですね、踏まえて、計画等でされれば、もっともっと知名度も上がるし、また関係人口も増えると思いますので、期待をしていきたいと思います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６１号、「令和７年度湯前町一般会計補正予算（第７号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第６１号は、原案のとおり可決されました。

————○————

○議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

————○————

休憩 午後１時５７分

再開 午後２時０８分

————○————

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

**日程第 8 議案第 6 2 号 令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について**

○議長（金子光喜君） 日程第 8、議案第 6 2 号、「令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 6 2 号、令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 158 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8,802 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（黒木博行君） 議案第 6 2 号、令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算、目 7 県支出金返還金、節 22 償還金利子及び割引料に、令和 6 年度社会保障・税番号システム整備費等補助金返還金 158 万 4,000 円を計上しました。令和 6 年度当初予算に計上しておりました、システム改修業務委託料につきまして、マイナ保険証への移行に伴い 2 件のシステム改修を予定しており、補助金の申請を行っていましたが、1 件分の改修が不要となったため、実績に基づいた返還金となります。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。

款 6 繰越金、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に、歳出予算計上額と同額の 158 万 4,000 円を計上しました。

歳入歳出それぞれ 158 万 4,000 円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号、「令和 7 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第63号 令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金子光喜君） 日程第9、議案第63号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第63号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,722万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億938万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議案第63号、令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、令和6年度の介護給付費・地域支援事業費等の実績確定に伴う国・県・町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算返還金及び実質余剰金の積立金計上と介護給付費の返還請求が主なものになります。

事項別明細書、9ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。介護給付費の返還請求に係るものについては、後ほど、ご説明いたします。

款4基金積立金は、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴い、負担割合により精算し、追加交付金及び返還金などを含めました、実質収支を計算した結果、1,315万1,917円の余剰金が生じたので、介護保険給付基金積立金1,315万2,000円を計上しました。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金及び項2操出金、目一般会計操出金は、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費等の実績確定に基づきまして、国・県・支払基金・町一般会計に対する負担金・交付金等の返還金を計上いたしました。

次に歳入について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節2過年度分は、令和6年度実績確定に伴う追加交付分を計上いたしました。

款8繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

款9諸収入は、介護医療院への介護給付費返還請求に係るものになります。

項 1 延滞金加算金及び過料、目 3 過料には加算金と利息、8 ページの項 3 雑入、目 2 返納金につきましては、介護給付費の返還請求額と利用者への高額介護サービス費の返還請求額を計上いたしました。

7 ページにお戻りください。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料から、款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました介護医療院の返還請求に伴い、それぞれの負担割合に基づきまして、減額の財源更正をいたしております。また、返還請求に関連しまして、9 ページにお戻りください。

歳出になります。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、項 4 高額介護サービス等費につきましても、返還請求の関係で財源更正しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3 番（西 靖邦君） 9 ページですけども、目 2 償還金の節 22 介護給付費負担金返還金として、国費が 759 万 3,000 円、県費が 46 万 7,000 円計上されています。これは介護保険サービスに対して負担した費用の一部を返還するものと理解しておりますが、これはどのような理由やケースでこのような返還が発生したものかお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 西議員のご質問に答弁いたします。6 年度の給付費、地域支援事業費等につきましては、当初見込みを計上しまして、国への交付申請を行っております。こちらが変更申請がありませんので、当初見込みました、それぞれのサービスの利用状況等で当初見込んで申請をしておりましたので、その実績確定に伴いまして、結果返還が生じたというものでございます。

○3 番（西 靖邦君） その辺はちょっと理解するんですけどその内容ですよ。その返還金のこれに使われなかったとか、ケースがあるでしょ色々。その辺がどんなんがあったのかなという。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 当初見込みました、各サービスが、項目が多ございまして、その利用見込みは、やはり年度の途中で変更申請もできないものでございますので、当初、これまでの推移等を見まして、ある程度足りる分としてですね、当初見込みまして、実際、実績が当初見込んでいた各事業メニューのサービスの利用者数等が、それよりも下回りましたので、精算の結果で減額となりまして返還が生じたものでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、「令和7年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第64号 令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（金子光喜君） 日程第10、議案第64号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第64号、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,932万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（黒木博行君） それでは、議案第64号、令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料に、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修業務委託料209万円を計上しました。これは、子ども・子育て支援金制度による料金の徴収が、令和8年度から開始されることに伴い、広域連合との連携インターフェースや保険料決定通知等の帳票の変更が必要になったため改修を行うものになります。

続きまして、歳入を説明します。

7ページをご覧ください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金に、歳出予算計上額と同額の209万円を計上しました。

歳入歳出それぞれ209万円を追加した補正予算となります。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、「令和7年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第65号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（金子光喜君） 日程第11、議案第65号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第65号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、排水地監視システム通信端末改修に伴う修繕費の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第65号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、高区及び低区配水池の監視システム通信端末について、現在の通信規格が3G回線という、通信速度が遅い、いわゆる第3世代移動通信システムであり、この3G回線サービスが令和8年3月末で終了するため、通信速度が速い4G回線、第4世代移動通信システム、今スマホ等で使われている規格になります。それに対応した監視システム通信端末への改修・修繕に係る経費を補正するものでございます。

2ページでございます。

第2条、収益的支出の補正につきましては、湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものです。

支出の第1款、水道事業費用は、251万2,000円を追加し、補正後の合計を6,939万6,000円とするものです。

8 ページをお願いします。

令和 7 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）見積の基礎により、説明いたします。

収益的支出につきまして、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費、節 4 修繕費に配水池監視システム通信端末改修修繕費 251 万 2,000 円を追加補正しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 5 号、「令和 7 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 6 5 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 6 6 号 令和 7 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 2、議案第 6 6 号、「令和 7 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 6 6 号、令和 7 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算につきましては、自動車重量税の改定に伴う、公課費の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第 6 6 号、令和 7 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、公用車の車検に伴う自動車重量税の不足分を補正するものであります。自動車重量税につきましては、令和 5 年度税制改正により燃費基準達成率や新車登録

経過年数などにより税額区分が細分化されておりました。当初予算編成時の確認が不十分でありました。今後、制度改正など十分確認してまいります。

2 ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入の第1款、下水道事業収益は、1万円を一般会計から繰入れ、補正後の合計を1億5,822万5,000円とするものです。

次に、支出の第1款、下水道事業費用は、1万円を追加し、補正後の合計を1億5,822万5,000円とするものです。

第3条、他会計からの補助金につきましては、今回の補正により、一般会計からの補助金を受ける金額を9,139万7,000円とするものです。

8 ページをお願いします。

令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）見積の基礎により、ご説明いたします。

収入は、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3一般会計補助金に1万円を計上しました。

次に、支出は、款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節27公課費に自動車重量税に不足する1万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（金子光喜君） お諮りします。委員会調査のため、明日9月11日を休会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 11 日を休会とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は 9 月 12 日、午前 10 時に開きます。

議事は、決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 34 分

第 3 号

9 月 12 日 (金)

令和7年第8回湯前町議会定例会

[第3号]

令和7年9月12日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第 1号 令和6年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平
3番 西 靖 邦
5番 椎 葉 弘 樹
7番 味 岡 恭
9番 山 下 力

2番 吉 田 精 二
4番 遠 坂 道 太
6番 森 山 宏
8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤 池 昌 信 議会事務局主事 中 山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	栃	原	秀	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	黒	木	博	行	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	長	高	木	堅	介	企	画	観	伊	藤	賢	一
教	育	長	赤	池	寛	子	農	林	振	浅	田	徹	郎
							興	課	長				
							兼	農	業				
							委	員	会				
							事	務	局				
							長						

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 8 回湯前町議会定例会、第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 6 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

本件の審議方法について、お諮りします。

本件につきましては、最初に歳出から、款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和 6 年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款 1 議会費の説明を求めます。

○議会事務局長（赤池昌信君） おはようございます。

それでは議会費の説明をいたします。決算書のページは 65 から 68 ページになります。

款 1 議会費、予算現額 7,220 万 6,000 円に対し、支出済み額は 7,143 万 8,117 円、執行率は 98.9 パーセントでございます。議会費が一般会計の歳出に占める割合は、1.5 パーセント。前年度の決算と比較して、853 万 5,898 円の増となりました。増の主な要因は、議場用椅子の購入、議会議場音響設備機器の更新を行ったことによるものです。

それでは節の順によりご説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係であります。議員 10 名、事務局一般職員 2 名の経費を支出しております。

節 8 医療費は 231 万 2,744 円を支出しました。議員会議出席に伴う費用弁償及び出張に伴う費用弁償が主なものでございます。

節 9 交際費は、議長交際費として、31 万 5,830 円を支出し、昨年度と比較して 7,902 円の増となっております。

節 10 需用費のうち、印刷製本費は、年 4 回の議会だより及び本会議の会議録印刷代として、93 万 4,461 円を支出しました。

節 12 委託料では、会議録をマイクロ撮影し、電子化して残すための費用として、128 万 7,000 円を支出しました。令和 6 年度は、昭和 44 年から昭和 53 年分を行っております。また、本会議の一般質問の様子を、YouTube によるライブ配信及び録画配信を行う委託料として、88 万円を支出しました。

次のページ、67 ページ、68 ページをお開きください。

節 17 備品購入費では、議場用椅子の購入費として、106 万 5,900 円を支出しております。また、議場音響設備機器購入費として 759 万円を支出し更新を行っております。

最後に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金など、総額 79 万 2,500 円を支出しております。

以上で款 1 議会費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから、款 1 議会費の質疑を行います。

ページは 65 ページから 68 ページです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款 1 議会費の質疑を終わります。

次に、款 2 総務費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款 2 総務費のご説明を申し上げます。

それでは、67 ページ、68 ページをご覧ください。

令和 6 年度の総務費は、全体で 13 億 8,190 万 8,542 円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、28.4 パーセントになります。令和 5 年度と比較して、3 億 1,721 万 1,536 円の増となっております。増額の主な原因は、総務課関係では、特別職と一般職の退職手当負担金、財政調整基金をはじめ、ふるさと応援基金など将来に備え各種基金に例年より多く積み立てたことによるものです。また、役場庁舎屋根防水工事と指定避難所空調整備工事など、例年になく支出が生じたことが、増額の理由でございます。

以下、目ごとに、例年と相違する点を中心に、ご説明を申し上げます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、1 億 7,947 万 3,298 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、4,065 万 7,593 円の増となっております。

節 1 報酬は、情報開示審査会から特別職報酬等審議会までの委員報酬と総務課所属の会計年度任用職員 1 名の報酬を計上しました。

節 2 給料は、特別職と総務課一般職員給料 5,266 万 8,749 円を支出しました。令和 5 年度と比較しまして、副町長分が増額となっております。

節 3 職員手当等 7,575 万 6,469 円は、特別職と総務課職員の各種手当を支出しました。不用額が 53 万 3,531 円出ておりますが、令和 6 年度は災害が非常に少なく、待機する職員の手当支給が少なかったためでございます。しかし、防災に関する予算は、特に地震

など、いつどこで起きるか予測がつきませんので、あえて予算は落とさず残しておいたものでございます。

69 ページ、70 ページをご覧ください。

備考欄、上から3段目、児童手当679万5,000円は、令和6年11月から制度改正により増額されたことにより、令和5年度と比較して125万円の増となりました。またその下の2つ、特別職と一般職の退職手当負担金は、役職定年制度の導入によりまして、定年退職者がいる年、いない年で負担金額が変わりまして、定年退職者がいる年度はいない年度の約4倍の額となりました。令和6年度は定年退職者がいる年度でありましたので、令和5年度と比較して3,164万3,298円の増となりました。

節4 共済費1,967万7,790円を支出しました。市町村共済組合負担金をはじめ、会計年度任用職員の社会保険料等、その他公務災害等の保険料となっております。

節5 災害補償費2万6,796円を支出しました。職員の工作中的怪我による治療費を支出したものです。

節7 報償費6万7,200円を支出しました。区長会の会議開催分です。令和6年度は区長会を2回開催しました。

節8 旅費267万5,580円を支出しました。令和5年度と比較して、45万9,945円増加しておりますが、新型コロナも落ち着きまして、上京しての要望活動等が完全に再開したことによるものでございます。また、不用額が43万9,420円ございますが、この金額はほぼ普通旅費の不用額となります。緊急時に国・県への要望活動等が必要になった際の備えとして、あえて予算は落とさず残しておいたものでございます。

節9 交際費は122万3,017円を支出しました。各種総会の御樽、式典等の会費、企業との意見交換、要望活動時の手土産、慶弔費などでございます。

71 ページ、72 ページをご覧ください。

節10 需用費700万9,467円を支出しました。役場全体で使用します事務用品をはじめ、プリンター関係の消耗品、新聞代などを支出しております。なお、令和5年度から金額が大きく増加しておりますが、特にプリンター・印刷機のトナーをはじめ、全体的に価格高騰が激しくなっております。今後は、ペーパーレスの動きも加速させたいと考えているところでございます。

食糧費14万8,500円は、関係団体・事業者との意見交換会ほか、職員が出席しました総会等の負担金を支出しました。

節11 役務費91万7,824円は、切手代等の通信費及び広告料のほか、災害対策費用保険料を支出しておりますが、昨今の九州地区の災害の増加により、九州地区の市町村の料率が値上がりをしております。

節 12 委託料 1,138 万 5,982 円は、区長業務委託料をはじめ、職員健康診断委託料、産業医委託料、職員採用試験委託料などを支出しております。

節 13 使用料及び賃借料 398 万 9,032 円は、コピー使用料、有料道路等使用料、印刷機等リース料、タブレットの文書共有システムのソフトライセンス使用料などを支出しております。なお、不用額 31 万 7,969 円ございますが、有料道路等使用料が主なものとなっております。Web 会議の増加により見込み額を下回ったこと、こちらも緊急事態に備え、予算を落とさず残しておいたところでございます。例えば、先の水害により、現在毎日公用車 1 ～ 2 台程度で災害支援に赴いておりますが、このような場合に備えてでございます。

節 17 備品購入費 53 万 2,290 円は、新規採用職員用と老朽化した机と椅子、故障したタイムレコーダー、会計室の棚等の購入費を支出しました。

73 ページ、74 ページをご覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金 99 万 2,751 円は、全国・県及び球磨郡の町村会負担金を支出しました。

目 2 文書広報費は、475 万 7,331 円を支出しました。

節 10 需用費 186 万 9,395 円は、広報紙・旬報の印刷製本に要した経費等を支出しております。なお、不用額が 10 万 6,605 円となっておりますが、広報・旬報はページ数により金額が変わります。最終補正予算の締切は 2 月中旬で 3 月発行分のページ数は確定しておりませんので、不測の事態に備えて残しておいたものでございます。

節 12 委託料 217 万 8,000 円は、町例規データベースシステム保守委託料を支出しました。

節 13 使用料及び賃借料 27 万 8,770 円は、広報・旬報を作成するソフト使用料とフォントライセンス使用料を支出しました。

目 3 財政管理費は、4 億 1,733 万 6,043 円を支出しております。令和 5 年度と比較して 5,492 万 3,835 円の増となっておりますが、増額の要因は、各基金への積立金の増額でございます。

節 12 委託料 496 万 4,300 円は、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、固定資産台帳管理システム保守業務委託料を支出しました。

節 24 積立金、4 億 1,232 万 6,643 円は、75 ページ、76 ページをご覧ください。上から、財政調整基金の地方自治法 233 条の 2 の規定による基金受け入れと利子分で 2 億 4,216 万 2,604 円、減債基金積立金に利子分と合わせて 952 万 5,557 円、2 つ飛ばしまして、ふるさと応援基金積立金に利子と合わせて 8,301 万 6,035 円、湯前町情報通信関連事業整備基金に利子と合わせて 6,504 万 6,070 円、水の恵み交付金基金積立金に利子と合わせて 1,000 万 6,672 円を積み立てました。

また、ただいま読み上げなかった分につきましては、利子を積み立てました。

目 4 会計管理費は、70 万 5,455 円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しました。令和 5 年度より増額しておりますのは、節 11 役務費の一番下、公金振込手数料を各金融機関とも徴収するようになったため支出いたしました。

目 5 財産管理費は、1 億 6,363 万 5,068 円を支出しました。令和 5 年度と比較して 1 億 1,087 万 7,551 円増加しておりますが、増加の原因は役場屋根防水工事をを行ったためでございます。

77 ページ、78 ページにかけてご覧ください。

節 1 報酬から節 8 旅費は、町長車運転手の人件費関係と指定管理者選考委員の報酬・費用弁償を支出しました。

節 10 需用費は、814 万 1,487 円を支出しました。この中の修繕料 195 万 1,937 円は、公用車のオイル・バッテリー・タイヤ交換と修理、役場庁舎トイレの配管詰まりやエアコン等の修繕などを行いました。不用額が 15 万 1,513 円出ておりますが、特に年度末にトイレ詰まりが頻発しておりましたので、不測の事態に備えて予算を残しておいたものです。

節 11 役務費 716 万 6,491 円は、電話料をはじめ、公共施設、公用車の保険料等を支出しました。不用額が 29 万 4,509 円出ておりますが、年度末に電話をクラウドフォン形式に入れ替えましたが、初めてのことであり予測がつきませんでしたので、不測の事態に備えて電話料等の予算を残しておいたものでございます。

節 12 委託料 990 万 8,692 円は、下から 2 段目、役場庁舎屋根防水等工事管理業務委託料 286 万円、一番下、クラウドフォン環境構築業務委託料として 549 万 760 円を支出しました。不用額が 21 万 1,308 円出ておりますが、これは年度末に行う役場不燃物処理業務委託料を予算計上しておりましたが、処理業者に持ち込みましたところ、逆に買い取ってもらえることが判明しまして、予算が不用となったところでございます。

79 ページ、80 ページにかけて、節 13 使用料及び賃借料 463 万 6,198 円は、I P 電話サービスの利用料ほか、公用車のリース料等を支出しました。

節 14 工事請負費 1 億 2,670 万 7,447 円は、上から、役場庁舎屋根防水工事と庁舎空調設備集中リモコン取替工事を行いました。不用額が 20 万 3,553 円ございますが、工事の追加など不測の事態に備えて予算を残しておいたものです。

節 17 備品購入費 290 万 6,200 円は、耐用期間満了を迎えた A E D 1 基の買い替えと、役場の固定電話をクラウドフォン対応に買い替えたものです。

○農林振興課長(浅田 徹君) 目 6 公有林管理費は、7,367 万 9,149 円を支出しました。町有林の森林整備事業と維持管理に要する経費が主なものです。

節 7 報償費は、還暦者植林記念品代で、記念木を出席者に贈呈しました。

節 11 役務費は、339 万 5,471 円を支出しています。町有林の森林災害保険料 337 万 5,923 円が主な支出となります。

節 12 委託料は、6,773 万 7,130 円を支出しました。まず、町有林造成事業委託料 2,285 万 9,023 円では、下刈りほか再造林、間伐 14.23 ヘクタール、防護柵設置、作業道補修 249 メートルを施工しました。

くれないの森造成事業委託料は、5 万 5,000 円を支出し、下刈り 0.24 ヘクタールを施工しました

J T の森造成事業委託料は、1,193 万 6,666 円を支出しました。再造林 0.96 ヘクタール、下刈 6.75 ヘクタール、間伐 8.20 ヘクタールなどを行っています。なお、J T との第 4 期協定は、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年となっています。

次に、J R 九州商事の森造成事業委託料は、1,434 万 6,977 円を支出しました。再造林 5.48 ヘクタール、下刈 10.45 ヘクタール、防護柵 1,329 メートルの事業量となります。なお、令和元年度から 6 年度までの 2 期 6 年間をもって協定期間満了となりました。

次に、ダイダンの森造成事業委託料は、652 万 1,274 円を支出しました。再造林 1.9 ヘクタール、下刈 2.68 ヘクタール、防護柵設置を行いました。

次に、公有林管理委託料は、349 万 990 円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道の除草や補修、その他測量調査や補助対象外の下刈等を上球磨森林組合へ委託施工したものととなります。

次に、湯前町有林管理計画変更策定業務委託料 403 万 8,100 円は、森林環境譲与税を事業財源としまして、平成 28 年度からの 10 か年の事業計画であった町有林管理計画書の変更を行い、令和 8 年度事業分からの 10 か年計画を策定したのになります。

次に、作業道下仁原線補修業務委託料 448 万 9,100 円は、9 月に補正予算を行った事業で、仁原川左岸の上部に位置する再造林後の作業道、延長 29 メートルの区間において、土工・フトン籠工、法面補修等を行ったものです。なお、事業財源は国県補助の森林環境保全整備事業となります。

82 ページをお願いします。

節 13 使用料及び賃借料、98 万 2,080 円は、森林 G I S 及び林地台帳の管理システムの利用料 67 万 3,200 円と、林道災害復旧事業等で使用します積算システム等使用料、30 万 8,880 円を支出しました。

次に、節 15 原材料費 1 万 7,600 円は、作業道牧良線の法面保護に使用しました緑化用配合種子の費用となります。

節 18 負担金補助及び交付金 130 万 8,127 円は、公有林経営協議会負担金 1 万 6,000 円と、森づくり実行委員会補助金 129 万 2,127 円を支出しました。企業法人等との協働の森づくり事業の森林保全活動など、ソフト事業に要する経費で、そのほかに町有林伐採

計画の検討等も実施しました。なお、当初、町補助金として 184 万円の交付決定を行いましたが、年度末の事業実績の結果、残額 54 万 7,843 円を戻入したため不用額となりました。

公有林管理費は以上です。

○総務課長（西村洋一君） 目 7 交通安全対策費は、935 万 1,729 円を支出しました。

節 7 報償費 297 万 600 円は、交通指導員報償費を支出しました。

節 10 需用費 391 万 7,203 円のうち、2 段目の光熱水費 236 万 1,681 円は、街路灯・防犯灯の電気代を支出しました。その下、修繕料 133 万 7,545 円は、街路灯・防犯灯の修繕及び電球交換等が主なものになります。不用額が 12 万 9,797 円ございます。修繕料が主なものですが、街路灯・防犯灯の修繕は予測ができませんので、予算を残しておいたものでございます。

節 14 工事請負費 202 万 3,956 円を支出しました。交通安全施設設置工事は、台風被害及び老朽化したカーブミラーの交換と必要箇所への設置工事を行いました。LED 防犯灯設置工事は、要望のあった箇所と故障した箇所に LED 型防犯灯を設置しました。なお現在、防犯灯・街路灯は、合わせて 573 基ございまして、330 基が LED となっております。進捗率は 57.6 パーセントとなります。

節 18 負担金補助及び交付金 35 万 2,880 円は、交通安全関係の各種負担金等を支出しました。

目 8 防災諸費は、1 億 2,843 万 4,542 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、大幅に増額となっておりますが、小学校体育館の空調整備工事を行ったためでございます。

83 ページ、84 ページをご覧ください。

節 7 報償費 50 万 9,779 円は、重機の操作研修の講師謝金と防災訓練講演会及び自主防災組織防災講和謝金となります。

節 10 需用費 38 万 9,496 円と令和 5 年度から大きく減額となっておりますが、令和 5 年度は、防災マップの作成と職員にドローン国家ライセンス取得させるための費用があったからでございます。

節 11 役務費 39 万 9,988 円は、防災関係の通信費等を支出しております。不用額が 37 万 4,012 円ございますが、ビデオ会議システムは災害時に使用するものでございますので、緊急時に備え、残しておいたものでございます。

節 12 委託料 1,032 万 4,160 円は、例年支出しております、防災ラジオシステム維持管理業務委託料と、令和 6 年度は湯前町指定避難所空調整備工事管理業務委託料 242 万円を支出いたしました。

節 14 工事請負費 1 億 134 万 1,680 円は、指定避難所空調整備工事 1 億 86 万 4,500 円で、小学校体育館の空調を整備しました。

節 17 備品購入費 1,364 万 9,350 円は、災害用ドローンと可搬型ビデオ会議システムを購入いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金 174 万 3,269 円は、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金、令和 6 年度から新たに湯前町自主防災組織活動補助金の申請のあった 13 地区に合わせて 130 万円を支出しております。なお不用額 751 万 2,731 円ございますが、これは熊本県の事業でして、熊本県の市町村を繋ぐ地域遠征通信ネットワークシステムが県の入札が不調に終わるなど、準備が整いませんので令和 6 年度で執行できなかったものです。令和 7 年度に新たに予算計上をしておるところでございます。

以上です。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 目 9 企画調整費は、1 億 5,821 万 181 円を支出しました。企画振興係の職員の人件費のほか、計画策定にかかる経費やふるさと納税関連、移住定住促進事業、公共交通に係る経費が主なものでございます。

節 1 報酬では、振興計画策定審議会委員報酬に 19 万 9,600 円を支出しました。令和 6 年度は、第 3 期湯前町総合戦略策定に伴う会議を開催し、委員の皆様から計画策定に向け、様々な意見を頂戴し計画に反映をしたところでございます。なお、このほかに費用としまして、節 8 旅費、費用弁償を支出しました。

節 7 報償費では、若者会議講師謝金や移住定住促進事業講師謝金などに 17 万 1,500 円を支出しました。

節 11 役務費は 332 万 5,689 円を支出しました。主な支出の内容は、ふるさと納税の決済手数料です。また企業版ふるさと納税広告料として 11 万円を支出しております。

節 12 委託料に、7,961 万 2,033 円を支出しました。ふるさと納税委託料は返礼品や送料、事務にかかる経費に 7,299 万 7,733 を支出しました。次に、湯前町総合戦略策定支援業務委託料に 661 万 4,300 円を支出しました。令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画でデジタルの力を活用し、人口減少対策と地域活性化を図り、町民誰もが将来の希望を持って活躍できる地域社会構築に向けて取り組んでまいります。

87、88 ページをご覧ください。

節 13 使用料及び賃借料は 49 万 6,300 円を支出しました。主な支出は地域おこし協力隊活動用車両リース料でございます。

節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨地域管内で連携して取り組む事業などに係る負担金及び補助金を支出しました。上から 4 番目、人吉球磨スマートインターチェンジ協議会負担金は建設に伴う起債償還金の負担金で、209 万 8,868 円を支出しました。

次に、住宅リフォーム補助金は 10 件の 300 万円を支出しております。地方バス運行等特別対策補助金は、産交バス株式会社が運航し、本町に関係する 3 路線に対し 474 万 2,000 円を支出しております。

次に、くま川鉄道経営安定化補助金については、維持管理に関する経費などに1,241万6,000円を支出しました。また、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道災害復旧事業関係では、再生協議会運営費分として66万5,300円、人件費に85万8,460円、災害復旧費に1,989万186円を支出しました。

89、90 ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、983万9,459円を支出し、その内訳は、くま川鉄道安定化補助金災害復旧費分に517万5,459円を支出しました。また新築応援事業補助金に3軒分170万円、物価高騰に伴うLPガス支援事業補助金に296万4,000円を支出しました。

○総務課長（西村洋一君） 引き続き、目10情報通信管理費は、974万440円を支出しました。

節10需用費26万1,800円は、修繕料を支出しました。倒木、電柱移転等に伴う光伝送路の移設が主なものになります。

節12委託料703万7,030円は、一番下、光ケーブル撤去及び共聴施設整備調査業務委託料627万円を支出しました。なお、不用額が13万8,970円ございますが、ほとんどが光伝送電柱移転に伴う保守委託料でございまして、電柱移転等の要望は想定できませんので、予算を残しておいたものでございます。

節13使用料及び賃借料242万9,070円は、光伝送路電柱共架料等を支出しています。

目11電算情報管理費は、6,310万5,668円を支出しました。

節11役務費155万430円は、議員の皆様にもお使いいただいております会議用タブレットの通信費を支出しました。

節12委託料は、電算関係の各種保守委託料等1,612万7,881円を支出しました。役場の業務で使用します各システム等の保守・改修等を記載のとおり支出いたしました。

91、92 ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料は、電算関係のリース料・使用料等3,078万8,299円を支出しました。

93、94 ページをお願いいたします。

節17備品購入費375万2,100円は、電算関係備品購入費では、パソコン、これは災害対応・通常業務兼用タイプ10台、税務関係等の特殊業務専用タイプ7台、会計室用OCR読み込みタイプ1台、ウェブ会議等で使用します持ち出しタイプ2台を購入しました。また地デジ再送信用機器購入費では、V-onu これは光ファイバーケーブルで伝送されてくるテレビ信号を、テレビで受信可能な同軸ケーブルの信号に変換する装置でして、10台購入いたしました。この機械が製造中止になるということで、地デジ難視聴の新しい対策へ移行するまでの予備として購入したものです。

節 18 負担金補助及び交付金 1,053 万 936 円は、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金と中間サーバ維持管理負担金を支出しております。特に、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金が大きく増加しておりますのが、これは電子決裁システムを導入したものでございます。今後、紙による決裁を電子決裁に移行することでペーパーレスが進み経費削減と環境保護が図られると考えております。また各課が決裁板を総務課長席まで持ってくる、町長決裁が終わればまたとりにくるという作業が不要になり、業務の効率化に繋がるものと期待しております。

目 11 電算情報管理費、これは繰越明許分ですが、11 万 5,500 円を支出しました。社会保障・税番号制度システム改修委託料になります。

目 13 諸費は、745 万 2,961 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金 744 万 761 円は、人吉球磨広域行政組合運営費負担金ほか各種協議会等の負担金を支出しております。また、一番下、職員研修費は、183 万 2,941 円を支出しました。受講研修数延べ 76 件、受講職員数延べ 173 人でありました。なお、不用額が 58 万 2,239 円ございますが、Web による研修が増加したほか、緊急に職員向け研修会を開催する必要性が生じた場合や、遠方での研修への参加など、全課が対象となり把握が困難でありますので、予算を残しておいたところでございます。以上でございます。

○税務町民課長（黒木博行君） 続きまして、95、96 ページをご覧ください。

目 13 定額減税に係る調整給付事業費は、3,321 万 8,220 円を支出しました。給付金の給付に要する経費として、節 10 需用費は、確認書等用のコピー用紙を購入しました。

節 11 役務費につきましては、確認書・口座振込通知書等の送付・返送に係る通信費及び口座振込手数料を支出しました。

節 12 委託料は、個人住民税システム並びに給付金システム改修業務委託料として合計 298 万 3,200 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、定額減税に係る調整給付金を、対象者 694 人分の合計 3,002 万円を支出しました。

続きまして、目 15 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事業費は、917 万 3,241 円を支出しました。

節 10 需用費は、コピー用紙を購入しました。

節 11 役務費は、通信費及び口座振込手数料を支出しました。

節 12 委託料は、給付金システム改修委託料を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金を、1 世帯あたり 10 万円の 82 世帯で合計 820 万円を支出しました。

続きまして、目 43 物価高騰対策給付金給付事業費（繰越明許）は、1,043 万 8,954 円を支出しました。

節 10 需用費は、コピー用紙等を購入しました。

節 11 役務費は、通信費及び口座振込手数料を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、1 世帯あたり 10 万円の 104 世帯、合計 1,040 万円を支出しました。なお、給付金における 460 万円の不用額についてですが、均等割りのみ課税世帯の可能性のある全ての方を見込み繰り越しておりましたが、確認作業において対象外となられた方もおられたため、結果として 460 万円の不用額となったものです。

続きまして、項 2 徴税费です。

徴税费につきましては、5,005 万 9,001 円を支出しました。106 万 9,524 円の減となっております。減の主な要因は、税務総務費のマイナンバーカード関連申請書作成システムの導入等に係る委託料の減、賦課徴収費の制度改正に伴うシステム改修委託料の減によるものです。

97、98 ページをご覧ください。

目 1 税務総務費につきましては、4,735 万 5,771 円を支出しました。職員 5 名と、通年及び確定申告時の会計年度任用職員 2 名の人件費及び物件費などのほか、経常的経費が主なものとなっております。

節 10 需用費については、税の賦課徴収に係る図書代や、公用車の燃料代並びに併任徴収会議等の際の食糧費を支出しております。

節 11 役務費については、公用車の法定点検手数料を支出しました。

節 12 委託料については、3 年ごとの固定資産税の評価替えに伴う不動産鑑定委託料などのほか、家屋評価業務委託料は、令和 5 年度の実績より 7 棟少ない、新築住宅 7 棟を含む新增築家屋の合計 14 棟分で 57 万 91 円を支出しました。また、令和 5 年 12 月に撮影された航空写真を地籍管理システムへセットするための航空写真背景図編集作業委託料 143 万円を支出しました。

節 13 使用料及び賃借料については、令和 5 年度同様に、地方税ポータルシステムなど各システムの使用料及び利用料、リース料など、306 万 864 円を支出しました。

99、100 ページをご覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金については、地方税共同機構負担金として、30 万 5,143 円を支出しました。また、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金として、その徴収事務を取り扱う熊本県への支払いとして、3 万 6,805 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料については、町税還付金及び加算金として、76 万 2,101 円を支出しました。令和 5 年度より 8 万 9,884 円増加しております。増加した主な要因に

つきましては、過年分の所得の修正申告が行われたことにより、個人住民税の還付が 27 万 6,984 円の増となったことによるものです。

続きまして、目 2 賦課徴収費につきましては、税の賦課及び徴収に要する費用として、270 万 3,230 円を支出しました。

主なものとしましては、節 10 需用費については、消耗品費として、事務用消耗品、申告関連書籍等に 6 万 466 円を、また、印刷製本費としまして、税目毎の納税通知書及び納付書のほか、口座振替依頼書などの印刷費としまして 41 万 7,129 円の合計 47 万 7,595 円を支出しました。

節 11 役務費については、通信費、口座振替手数料に合計 158 万 8,115 円を支出しました。

節 12 委託料については、電子申告手続きに係る初期導入業務委託料として 61 万 6,000 円を支出しました。

続きまして、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費については、4,462 万 5,605 円を支出しました。2,426 万 5,184 円の増となりました。戸籍及び住民基本台帳事務職員 1 名、会計年度任用職員 2 名分の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものとなっております。増の主な要因につきましては、一般職員及び会計年度任用職員の人件費の増、及び繰越明許費における、戸籍への氏名の振り仮名追加に伴う住基システム改修や戸籍総合システム改修によるものであります。

101、102 ページをご覧ください。

節 12 委託料では、住基ネットワークシステムプログラム修正業務委託料として、46 万 2,000 円を支出しました。法令改正対応などを行いました。また、戸籍情報システム改修業務委託料として、273 万 9,000 円を支出しました。職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための改修、並びに国籍・地域を記載するための改修を行いました。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー使用料、戸籍総合システム及び住基ネットワークシステムに係る機器のリース料及び戸籍総合システムウェア使用料と合わせて 343 万 434 円を支出しました。

103、104 ページをご覧ください。

目 1 戸籍住民基本台帳費（繰越明許）につきましては、節 12 委託料から 1,750 万 7,600 円を支出しております。

マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等に係る住民基本台帳システム並びに戸籍附票システムの改修、戸籍に氏名等の振り仮名を追加するための戸籍情報システムの改修を行ったものです。

以上です。

○総務課長（西村洋一君） 項4 選挙費は、659 万 3,056 円を支出しました。

目1 選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償等、20 万 108 円を支出しております。

目2 町議会議員選挙費は、292 万 3,952 円を支出しました。令和6 年 11 月 17 日執行分
でして、無投票でありましたが、選挙事務に要した御覧の費用を支出しました。

105、106 ページをお願いいたします。

この中で、節 18 負担金補助及び交付金に選挙運動公費負担金として 109 万 7,988 円を
支出しました。

目7 衆議院議員選挙費は、342 万 6,796 円を支出いたしました。令和6 年 10 月 27 日執
行分でして、選挙事務に要した御覧の費用を支出いたしました。

107、108 ページをお願いいたします。

項5 統計調査費は、68 万 126 円を支出しました。

目1 統計調査総務費 2 万 140 円は、市町村民経済計算負担金、県統計協会負担金を支
出いたしました。

目2 指定統計費は、65 万 8,726 円を支出しています。国から委託されました、農林業
センサスの調査指導員と調査員の報酬などに要した経費を支出いたしました。以上です。

○監査書記（赤池昌信君） 107 ページから 110 ページにかけまして、項6 監査委員費を
説明いたします。監査委員費としまして、128 万 3,515 円を支出しております。令和5 年
度と比較して、3 万 4,729 円の増となります。

監査委員費の主なものとしましては、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等にか
かる委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修等出張に伴います費用弁償、郡町村監査
委員連絡協議会負担金などを支出しております。

以上で、款2 総務費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

—————○—————

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、一般会計決算の認定について、款2 総務費の説明が終わったところです。

これから、款2 総務費の質疑を行います。ページは67 ページから110 ページです。

○6 番（森山 宏君） 先ほどちょっと言っときましたけども、72 ページの使用料及び
賃借料、この中でテレビ受信料がありますよね。これで、よく自治ネタかなんかでよく
見るんですけども、受信料の未払い金がなんぼとかいうのがよく出てきております。本

町におきましてそういう事案はないのかなと、そこをまずお尋ねしたいというのが、なんでかなと思いましたが、ナビが付いている、テレビ受信機能がついているナビを搭載した機器は、受信料払い込み対象になるというふうにちょっと調べてわかったので、個人の場合には関係ないんですけども、役所がしている場合には、個々に、車両ごとにナビに受信機能があったら、受信料は払わんばんというふうに伺っております。本町においてそのところは大丈夫なんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 本町の場合は、幸いにも調査が毎年来まして、該当するところは、NHKのほうに報告して支払いをしております。また新しく追加になった分とかあった場合は追加してお支払いをしておるところでございます。

○6番（森山 宏君） 今最新のナビのやつも、個人は個人で契約しておる分だけなんですが、個人はですね、役所の場合にはもう車両ごとに、何かそのナビに受信機能があったら、払わんばんというふうに、ちょっと調べたところそうになっていたんですけども本町は大丈夫なんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 森山議員お見込みのとおりでございます。そのように対応しております。

○3番（西 靖邦君） 私からちょっと4点質疑させていただきます。68 ページのですね、款2 総務費の不用額がですね、3,139 万 3,458 円となっております。令和5 年度と比べて約 1,100 万円増加しています。予算編成における見積もり制度に関わる部分かと思いますが、今回の不用額は具体的にどのような要因によって生じたものか、例えば、事業の中止や繰延べ、人件費の精算など、主な理由についてお尋ねいたします。

○総務課長（西村洋一君） お答えします。最も大きかったのがですね、県の衛星通信システムの事業でして、これは県がやりますので、町のほうは負担金をお支払いするだけ、県のほうが準備を進めておりましたが、年度末まで入札の不調等で事業ができなかったというところで、最後まで県も粘っておられましたができませんでした。6 月の議会の時に、補正予算でその分を組み直しておりますので、その分が一番大きかったところでございます。また総務費の場合は、防災関係もありまして、防災関係はほとんどの事業というよりも、待ち受けの予算でありますので、予算を削ってしまいますと、そういった災害の対応ができなくなりますので、基本総務費の場合はほとんどは落とさず、残しておるのが実際でございます。見積ってというのが、災害がどのくらい起きるのか、お前の見積りが甘かったというのはそうなりますが、災害の場合はちょっと厳しゅうございますので、そういったところが不用額として残ったというのが現実でございます。

○3番（西 靖邦君） ちょっと概ね、前年度よりも 1,100 万円増加したということですかね。1,100 万円の増加というのは、その辺に含まれているわけですか。

○総務課長（西村洋一君） そのとおりでございます。県の事業は 650 万円ございまして、あと先ほど申しましたとおり、災害がございますと、長い時では、職員が 1 週間 2 週間、避難所を 2 つ 3 つ空けて、夜中待機する分の宿日直手当とかそういったところも含めて準備しておりますので、その辺は補正予算で落とさず、地震はいつ起こるかわかりませんので、できなかったというところがございます。それとそれに関しまして、町長等が上京して、その復旧の要望に行ったり、そういったところもありますので、主に総務費の場合は、災害関係の分が不用額が出ておるというところがございます。

○7 番（味岡 恭君） 78 ページの財産管理のこのドローン保険料というのがあります。ドローンは今現在何機あるんでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 2 機でございます。

○7 番（味岡 恭君） 大きいのが 1 台ありましたよね。撮影用か何か、それともう 1 つは何の使用のドローンなんでしょうかお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） これ以前に購入しました、ちょっと小ぶりのタイプになります。

○7 番（味岡 恭君） 保険料が 23 万 1,000 円程度出ておりますが、これはその 2 台分の保険料ということで考えてもよろしいでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） そのとおりでございます。

○7 番（味岡 恭君） 少し高いようですが、これは掛け捨てなんでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（西村洋一君） 掛け捨てになります。空を飛びますので、もう落ちたら凄い金額の修繕費になりますので、今後ですね、さらに高くなる見込みがありますので、将来にわたっては、ドローンも今購入しているのは 600 万円とかしますので、掛けずに、一か八かでいくのか、保険を掛けるのか凄く悩むところがございます。

○7 番（味岡 恭君） 要はそこを聞いたかったんですけど、先に課長のほうが述べられたものですから、ちょっと聞きようもないんですが、今後古くなった場合の保険の金額と、それとまた、今これから墜落した時に保険料が入っていくと思いますので、それも含まれて、今言われたように含まれておるんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） この保険がですね、まだ一般的に浸透しておりませんのでドローンの場合は事故とか多くなりましたら、その分上乗せしていきますので、令和 7 年 6 年ですかね、事故もしておりますので、新しい保険を加入の時にはまた上がるのではないかと考えております。

○7 番（味岡 恭君） 今大体内容わかりましたけど、今後また増やしていく可能性もあるんでしょうか。ドローンの数を。

○総務課長（西村洋一君） 現時点ではございませんが、その使用の目的と幅広くなったり、また金額も汎用化して安くなったり、そういった場合にはまた検討していきますが、現時点では今の台数を維持したいと考えておるところでございます。

○1番（田山幸平君） 72 ページ総務費の委託料の中ですね、区長業務委託料について、お尋ねしたいんですけども、世帯数人口と23区内でもそれぞれあるかと思いますが、この区長さんにお支払いされる報酬については一律なんでしょうか。それとも何かこう加算の式によって支払われるものなのかお尋ねいたします。

○総務課長（西村洋一君） これは基本割と戸数割というところで、戸数が多いところの区長さんには多くの委託料、少ないところは少ない委託料というところでございます。

○1番（田山幸平君） 区長さん方、非常に自分が住んでいる地区でもお世話になっておりまして、色々配布物であるとか調整だとかですね、凄くご尽力いただいて感謝をしている次第なんですけども、お仕事の量を減らせないかなとか思うような中で、今放送とかですね、何かデジタル式になっていたりとか、もうご年配なこともあって、なかなかそういったとの取り扱いに難儀されているような姿もお見受けしているんですが、何かそういった業務に対しての支援とかそういったものは行われているんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 実際ですね、区長さんと分館長さんと兼務をされている方が多くて、区長業務はもう町から委託する内容だけ、地区の調整とかは、分館長としてやっておられますので、これ町長が委嘱する内容を、広報・旬報の配布とか、いろんな調査物の配布とか、そういったところの費用になりますので、実際の支援というのは、分館長業務のほうが多いのではないかなと考えておるところでございますが、実際ですね、区長さんももうスマホを持っておられますし、わからない部分はよく聞きに来られますので、具体的にこういった支援事業というのをやっているわけではございませんがよく総務課のほうに来ていただいて、お尋ねされておりますので、丁寧に対応したいと考えております。

○1番（田山幸平君） そのような取り組みしていただいて、実際にお尋ねに来て、丁寧に対応されているということで安心もしたんですが、ちょっとこれに伴ってではないですけども、やっぱ区長さんもですが、各役員であるとか、こう成り手であったり、そういった本当にこうなんですか、押し合いのようにして決まらなかったりとかですね、結構出て来られる方も決まっていたりとか、そうするような中でこうなんですかね、地区のコミュニティーとして、どうにかここを存続させたいなとかいうような思いも持ちながらなんですけども、こういった少子高齢化とか人口減少とかが進んでいく上ですね、例えば行政区の統合とか再生、そういったもう少しまとめてですね、各長が起こすイベントとかそういったのにも、もう人が揃わないけん出られんとか、なんでしょう、婦人会がもうなくなったとか、子ども会を今していないとかいうようなものも、含めて

なんですが、まとめるとかそういった大体のですね、見直し等とかいうのは、町のほうでは検討なり、何かこう話し合いなりされているでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 行政区の統合につきましては、これ住民の皆様の意見が最優先でございますので、町のほうから率先してこうしなさいっていうのは、なかなか言いつらいところでございます。以前そういったのを検討を始めたばかりなのに、勝手に町がしたと大分おしかりを受けたこともありますので、総論賛成各論反対みたいな形になって、隣地区まであそこまで俺しきらんばいとか、逆に叱られたりとかですね、そういったところもございますので、これにつきましては、区長会でも区のほうから、そういった要望が出た場合には、町も一緒になって検討しますが、町のほうから率先して、形を示すっていうのは、行わないというスタンスで今取り組んでおるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 72 ページの節 12 委託料ですけども、アルコールチェック機器保守委託料費で 28 万 3,800 円が計上されています。この委託のサービスの内容ですが、どんなことを委託されているのか、その委託の範囲とか具体的にどのようなものかお尋ねします。またこの保守委託料、毎年度発生する経常的な経費と考えてよいのか、それも併せてお願いします。

○総務課長（西村洋一君） これ法律でですね、事業所等にはアルコールチェックをするように定められましたので、アルコールチェックを行うアプリっていうか、そのソフトの導入になります。毎年使用しますので、保守料は毎年かかってくるところでございます。なぜこれをするかと言いますと、私が安全運転管理者を行っておるんですが、全員車に出るたびに、付いてそこでチェックをできるわけではありませんで、アプリを使ってパソコン上でやって、それを私がパソコン上で確認するというようなことになりますので、これにつきましては、もうアプリではないと、実務上ちょっと無理かなというところがございますので、お認めいただければと思います。

○3番（西 靖邦君） 保守料は毎年発生するんですよね。そうですね。74 ページですけども、節 24 総額で、4 億 1,232 万 6,643 円の積立金が計上されていますが、この種類の積立額というのは、どのような基準や方法で、その算出されているのかお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 基準というのは明確にあるわけではありませんが、まず財政調整基金、これについては、翌年度に繰り越す分の 2 分の 1 というのが法的に決まっておりますので、2 分の 1 の額をしております。あとは任意的にも積立てることができますが、令和 6 年度は法定の 2 分の 1、あとふるさと納税関係のふるさと運営基金につきましては、ふるさと納税の募集経費等を引いた残りが、ふるさと応援基金に積立られる。あとは水の恵み交付金は企業局のほうから 1,000 万円毎年いただいておりますので、

その1,000万円。それ以外につきましては、その年度の町の財政の状況によりまして、町の負担にならない、積立ることによって、歳入の欠損額を補うような、不足が行わないような金額で、これぐらいなら大丈夫だろうという見込まれたところを、積立ておるところでございます。議員ご承知のとおり、本町の公共施設等は特に古くなっており、いろんな改修も今後も見込まれておりますので、その分の備え、またLED化も行っておりませんので、その分の備え。そういったところがございますので、可能な限り積立たいなところではございますが、住民サービスがそれによって低下するといけませんので、そのバランスをとりながら積立ておるところでございます。

○3番（西 靖邦君） 86 ページのですね、節12の、湯前町総合戦略策定支援業務委託料として661万4,300円を計上されています。この委託によりですね、町民のためにどのような総合戦略が策定されたのかをお伺いします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 策定の内容でございますけれども、先ほど説明の中でも言いましたけれども、デジタルを活用しました部分を含めましてですね、次世代に残せるような地域がですね、活力ができるような部分で策定をしているところでございます。令和7年度から11年度、5か年でございますけれども、やはり上位計画の総合計画に基づいた、計画の中でですね、総合戦略できちっとしたKPIを設定しまして、計画的にその事業が成し遂げるように、今回策定をしたものでございます。

○3番（西 靖邦君） その中で大きな具体的な内容とかあるんですか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず総合戦略なんですからけれども、基本目標がですね、力強い産業の仕事の創生、続いて2番目に、誇れる・選ばれるまちの創生、3番目に未来を担う、若い世代の希望創生ということで3つの大きな柱があります。その中に、色々総合計画で載せています事業と併せてですね、ここにその数値目標を掲げまして、いろんな事業を今後やっていくということで計画を策定しております。

○3番（西 靖邦君） てことは色々今からやっていくと、事業内容というのはこれからなんですね。内容は。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 事業内容はですね、総合計画との計画に則って、総合戦略を策定しておりまして、色々今まで事業やっております農業の施策とか、子育てに関しては、子育ての施策とか、そういうのをそれぞれですね、KPIで設定をしまして、事業目標を設定しまして、それに向かって人口減少をある程度抑えていくとか、また地域産業を増やすとか、認定農業者を減らさないように事業を展開していくとか、商工業の振興については、商工業振興補助金とか、色々補助金等を出しておりますので、支出しておりますので、それに向かって、KPIを使いながらですね、事業管理をしていくということで、総合戦略には謳っております。

○5番（椎葉弘樹君） 92 ページの公衆無線LAN環境サービス業務委託料についてお尋ねします。これは令和5年度から委託料のほうに切り換えられています。そして、要項上は、第5条のほうにそのサービスの利用状況について記録をすることになっています。そこで、令和5年度と令和6年度について、利用状況の記録というのはできていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 記録はないところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 要項上はですね、第5条のほうで記録をすることになっておりまして、それがないと、多分Wi-Fi スポットエリアの検証とか分析ができないと思っているんですが、この記録については、今後は記録していく考えはありますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） すいません。先ほどの私の答弁がちょっと勘違いをさせるあれでありまして、記録のほうは、イクストライドのほうに保管してあります。

○5番（椎葉弘樹君） これまで2年間委託のほうでやられてきて、利用状況について、検証等は行われていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 公衆Wi-Fi をするのは社会的なインフラとしても、必要最低限の状態にもなっておりますので、それは言い訳にはなりません。検証のほうはできていないところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 町内には、現在11か所のWi-Fi スポットがあると認識しております。そのですね、Wi-Fi スポットが利用がされているかされていないか、このあたりの検証は最低限やる必要があるのかなと思っておりますので、今後の課題としていただければと思います。あと令和8年度に向けて、今企画観光課のほうで、屋根付広場とか会議室及びサテライトオフィスとかもう建設中でございますが、今後このWi-Fi スポットというのは増やされていくお考えでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員のレールウイング周辺のWi-Fi に関してはですね、ちょっと工事関係でちょっと外したかもしれないのでちょっとそこは確認をさせていただきたいと思います。サテライトオフィスの建設についてはですね、Wi-Fi 今度、有線でまた別で引きながらやりたいと思っているところでございます。

○1番（田山幸平君） 81 ページ、目交通安全対策にちょっと纏わることでお伺いしたいんですけども、LED灯は壊れたものを前提に、失礼しました。街灯なんかはLED化されているとかいうような中でなんですけども、カーブミラーについては、管理とかってどのようなふうになっているか、お尋ねいたします。

○総務課長（西村洋一君） カーブミラーについても、この交通安全施設管理修繕のところで修繕をしておるところでございます。交通指導員さんとかが見回りをされて、ここが不適ですよというところをご指摘いただきますので、そういったところを換えたり、

また地区から、ここ危ないから付けてくれという要望が入ったりしますので、そういったところを追加したりしておるところでございます。

○1番（田山幸平君） 現状でなんですけども、そういった要望の対応してくれというような件数と言いますか、そういったものって、把握されているでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） カーブミラー等につきましては、その方が必要と言われてもその警察とかそういったところと協議をしなければなりませんので、そういったところもありますので、現時点でほたっておるといえるのか、しているところはないところでございます。防犯灯につきましては、現在LED化を進めておりますので、新規はちょっと、よっぽど必要なところではない限りは、今のLED化のほうを優先して、交換作業を行っておるところでございます。

○6番（森山 宏君） 総務課のほうに伺いますけども、今安全運転管理者、運行管理者ですかね、総務課長がなさっている職務が、さっきのアルコールチェッカーにする維持とかいうのもして、ここにありますストレスチェックとかいうのも全部管理されて、大変だとは思いますが、いわくこのドローンも今車両系も入っていますよね、B & Gからいただいた災害用なんですけども、こういう時にも資格、資格に関しては期限があります。多分職員さんなり、公用車を運転される方の道交法の免許者の交付期限、乗る車両の有効期間というのも全部一元管理されているのは大変だとは思いますが、個人が所有している道交法の、俗にいう運転免許証、あれの基準とかいうのも全部把握されていると思いますけども、車両の車検有効とかという期限とかいうのも全て、可視化、誰が見てもわかるように可視化されて管理されているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 免許の種類とかはですね、本町の場合は各個人全員の記録証明書をとおっておりますので、事故歴・違反歴等も全て把握しておるところでございます。そういったところを含めると、今度は逆にそういったプライベートなところもありますので、その可視化して全部に誰が事故したというのはちょっとわかりませんが、その管理につきましては、誰が見てもというか、管理者が管理しますんで、そこでチェックしますので、その一覧表を、全部の一覧表があるかというのと、あれですが、管理のほうはきちっとやっておるところでございます。私1人って言いますか、本町の場合は副管理者も設置しておりますので、2名体制で行っておるところでございます。また、教育課であったり、福祉課であったり離れたところにつきましては、その代理を立てることができるということになっておりますので、その課長等がアルコールチェック等は行っておるところでございます。

○6番（森山 宏君） 総務課長確認ですけども、結局なんすかね、運行管理者なんすかね、個人の経歴、これはその時点での記録ですので、それはわかるんですけども、車両等の自賠責の期限とか、俗にいう車検の期限とか、それと重機の場合でしたら、取

扱業務者の、なんつうか、俗に言う免許の有無、修了書の有無というのも、全て確認され、なんかほら、ある事業所に行きますと、社員 1 から 100 まであったら、その方の、ここの事業所まで来る通勤車両、その車両から全て一元化されとつとですよ、ね、だけ、結局大変だろうとは思いますが、結局自賠責とか車検とかせめて車両、有資格者の確認っていうのをなさっているのか、今月は、どこのどこが車検ばい、自賠責が切れるばいとか、免許がいつまでばいとかいうとは、全部管理されるのは大変でしょうけれども、入れとれば 5 年ごとに、5 年間の有効期限はわかると思いますのでそういうふうな取り組みはなされているんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 行政は指導的な立場にもありますので、そういったところは法で定められたところはちゃんとやっているとごさいます。当然役場の共通管理部分は総務課、各課で補助事業とかで買っている車とかはもう各課で。役割を決めておりますので、また通勤用の車は、総務係で、担当担当がおりますので、当然担当は一元を管理しておるところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○1 番（田山幸平君） 86 ページ、企画調整費の中の報酬で若者会議講師謝金についてなんですけども、こちらについては、どのような講師が来られてて、どのような対象者、人数も含めてなんです、内容含めて、どういったものを開催されたのか、お尋ねいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 若者会議の講師謝金ということでございすけれども、おそらく田山議員もその 3 月実施しました、開催をしました公民館のほうで、包括連携を結んでいます、iroha. 社とオンライン会議でまちづくりの会議にご出席いただいたのかなと思っておりますけれども、若者会議、この会はですね、J A 青壮年部、商工会青年部、あと町の青年団に声をかけさせていただきまして 21 名参加をいただいております。先ほど言いましたように、包括連携を結んでいる企業さんの iroha. 社さんのほうで行っているまちづくりの状況、それとですね、地域産業ということで、I T 化、D X 化ができないかということで、ご提案をいただいて、オンラインでしたけれども、そこに対しての報償を、社員さんが 1 来られておりましたので、そこの旅費関係というか、報償費としまして支出をしているところとごさいます。

○8 番（倉本 豊君） 先ほどから言っておりました、84 ページの災害用ドローンの購入です。これ 616 万円となっておりますが、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） これ消防庁のですね、モデル事業を活用いたしまして、消防庁のほうから定額の 500 万円の補助があつておりますので、それを利用して、導入しております。消防団員のですね、安全確保というか、その火元まで見に行ったりとか、

そういったところの運用であったり、夜中の捜索とかですね、人探しとかも赤外線カメラが付いておったりとか、様々に効果というか、性能がありますので、そういったところを使って、団員の安全確保であったり、効率的な消防活動をやりたいというところで導入したところでございます。

○8番（倉本 豊君） ということは、例えば、避難者が出た場合、そこへの物資等々の運搬等はできないわけですか。

○総務課長（西村洋一君） 運搬用のドローンは、また運搬用が別にありまして、これは映像に特化したドローンとなります。

○8番（倉本 豊君） これドローン本体が600万円じゃなかったでしょう。あとバッテリー等々の含めたところだと思っておりますが、いや何でかと言いますとですね、これ農業用ドローンの倍しととですよ、2倍。その装置は、別に装置が高いかもしれませんが、装置はというドローンでもはめられるはずですので、500万円の補助があったというのは、それがあったから、特別なこういうことで、こういう良いものを購入されたのかなと思っておるんですが。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどカメラの性能の話をししましたが、これかなり高性能なカメラが付いておりまして、カメラだけで200万円ぐらいするカメラが付いておりますので、このような金額に積み上がったところでございます。

○8番（倉本 豊君） その充電器、バッテリー等々は、かなりの本数準備されととですか。

○総務課長（西村洋一君） 大体車用のバッテリーぐらいの容量があるやつが4つ付いています。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（森山 宏君） 今んと関連してですけども、可搬型ドローン何とかやったかな、ビデオ会議システム、これは最初に何か、飛んだり、デモ走行のことは聞いておりましたけども、そのあとの実績っていうのは何かあるでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどから申し上げておりますとおり、令和6年度は災害が非常に少なかった年というところで、その災害に対する出動はなかったところですが、今議会の遠隔放送するのに使用したり、また消防団の全国大会の様子を、こちら湯前のほうに送ったり、防災とは違うところですが、様々なところで、可能な限り使用したいというところで使用しております。災害については、まだ出動がなかったところでございます。

○6番（森山 宏君） 先ほどから倉本議員もおっしゃるように、ドローンは電気物ですので、バッテリーがないと動きませんし、ずっと保存して、こっちのビデオシステムのほうじゃなくてですよ、ドローン本体のほうも、使わなきゃそじっちゃなかつちゅうか、

思うものですから、結局定期的な普通車両でも自主点検なんかされていると思うんですけども、ドローンの実際の時に動かんかったら、あらっていうふうになるものですから、そういう点検とかは、デモ走行とかなんかも例えばしよんなとですかね、というのが、これも免許のいっとでしょ。そんドローンを扱う時に、ですので、たまに訓練の時かなんかん時、出初式でも、何かの時でも、デモ走行なんかしなはっと、どぎゃんかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 当然本町職員ライセンスを持っておるものが、定期的に訓練を行っておりまして、いざという時に飛ばせなかったら何にもなりませんので、訓練は定期的にやっておるところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、款2総務費の質疑を終わります。

款3民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 款3民生費についてご説明いたします。

ページは109ページから126ページまでです。

民生費は、予算現額9億9,311万7,000円に対し、決算額9億6,657万3,935円、執行率は97.3パーセント、歳出全体に占める割合は、19.9パーセントになります。

令和5年度と比較して、4,198万5,155円の増でありました。増の主な要因は、障害者介護給付・訓練等給付扶助費、児童措置費、令和5年度の社会福祉施設費（繰越明許）、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業費などの増であります。

主なものについて、目ごとにご説明いたします。110ページをご覧ください。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、3億6,062万5,235円を支出しました。令和5年度と比較して215万5,000円ほどの増となりました。増の主な要因は、障害者介護給付・訓練等給付扶助費、社会福祉施設費（繰越明許）、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業費の増です。主な支出の内容は、担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員9名分の人件費を支出しました。

110ページから112ページにかけてご覧ください。

節12委託料は、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修委託料16万5,000円、人吉球磨成年後見センター委託料77万92円など、合計108万6,892円を支出しました。

112ページの節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,424万4,000円のほか、民生委員協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動を行う団体への運営補助金や負担金、高齢者等移動支援助成金、合計3,694万4,420円を支出しました。

高齢者等移動支援事業につきましては、申請者 386 人に対し、利用助成券を交付しまして、助成実績は 591 万 4,500 円となりました。

114 ページをご覧ください。

節 19 扶助費は、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付扶助費 1 億 7,481 万 7,751 円、障害児通所事業扶助費 2,323 万 3,888 円のほか、各種障害者支援に係る扶助費や助成金など、合計 2 億 1,146 万 6,779 円を支出しました。障害者介護給付・訓練等給付扶助費は、令和 5 年度と比較して、572 万 341 円の増となりました。主な要因は、共同生活援助、就労移行支援の利用人数の増、及び生活介護、就労継続支援につきましては、利用延べ人数は減となっておりますが、給付単価が増額改定となったことに伴うものです。障害児通所事業扶助費は、主に対象児童の就学に伴う利用人数の減により、前年度と比較しまして、185 万 1,014 円の減となりました。利用人数の内訳については、主要な施策の成果、第 4 章、第 5 節、障がい福祉に記載していますので、ご参照ください。また、節の不用額が 736 万 7,221 円発生しておりますが、年度末の医療費扶助費や障害者の給付扶助費などの増額支払いに備えるためのものであり、町民生活に支障がないよう、予算を確保しながら運用をしているために生じたものです。

節 22 償還金利子及び割引料は、障害者自立支援事業などの国県負担金について、令和 5 年度分の精算に伴う返還金を支出しました。

節 27 繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

116 ページをご覧ください。

目 2 老人福祉費は 1 億 3,969 万 2,930 円を支出しました。高齢者福祉サービスの推進などに関する経費で、敬老祝金、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブなど各種団体への運営補助金、養護老人ホーム入所措置費、介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節 7 報償費の敬老祝金は、支給要件に該当する 80 歳以上の高齢者 636 人に対し、1 人当たり 6,000 円、総額 381 万 6,000 円を支出しました。また、在宅ねたきり高齢者等介護者手当は、日常生活において常時介護を必要とするねたきり高齢者及び認知症高齢者を在宅で 1 年以上介護している方、12 名に対し 100 か月分、50 万円を支出しました。

節 12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料 928 万 5,000 円など、合計 938 万 5,000 円を支出しました。

116 ページから 118 ページにかけまして、節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金 87 万円、敬老会実行委員会補助金 118 万 3,654 円、介護予防拠点活動補助金 75 万 3,000 円など、合計 404 万 9,860 円を支出しました。また、令和 5 年度から開始しました、シニアカー等購入費補助金を 24 万 6,000 円支出しました。内訳は、自操用ハン

ドル型電動車椅子、いわゆるシニアカー 2 件の 20 万円と電動アシスト自転車 1 件の 4 万 6,000 円です。

節 19 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム 2 施設、6 名分、養護老人ホームが 1 施設廃止となりましたので、年度末時点では、1 施設、5 名分の入所措置費 1,287 万 426 円を支出しております。

節 27 繰出金は、介護保険特別会計繰出金 1 億 840 万 9,000 円を支出しております。

○議長（金子光喜君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 12 時 01 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、款 3 民生費の説明の途中です。発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） まず初めに、先ほどご説明しました、目 2 老人福祉費、節 18 負担金補助及び交付金、このうちのシニアカー等購入補助金、金額を 42 万 6,000 円と説明しておりましたが、正しくは 24 万 6,000 円になります。修正させていただきます。

続きまして、目 3 社会福祉施設費、節 10 需用費の修繕料については、老人憩いの家の戸袋版張替え、及び煙突修繕に合計 4 万 7,080 円を支出しました。また、高齢者生活福祉センター機械室 浴槽系統大型修繕料は、高齢者生活福祉センター湯愛の浴槽系統が経年劣化により温度調整ができない状態となったため、浴槽系統大型サーモスタット等の取換修繕のため 59 万 1,800 円を支出しました。

目 3 社会福祉施設費（繰越明許）は、令和 5 年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象事業費として、2,180 万 1,939 円を支出しました。これは、高齢者生活福祉センター湯愛の浴場の漏水に伴いまして、老朽化した配管の更新や、ろ過装置の設備等改修工事において、国からの交付決定が年度末でありましたため、令和 5 年度内の完了が困難となりましたので、令和 6 年度に繰越したものです。

民生費、目 3 社会福祉施設費（繰越明許）までは、以上です。

○税務町民課長（黒木博行君） 続きまして、目 4 国民年金費について説明させていただきます。

目 4 国民年金費につきましては、4 万 5,789 円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等にかかる経費になります。なお、本町における令和 6 年度末の国民年金加入者につきましては、314 人となっておりまして、加入率は約 27 パーセントになっています。

119、120 ページをご覧ください。

目 5 後期高齢者医療費につきましては、9,418 万 7,658 円を支出しました。

節 12 委託料については、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する健康診査委託料 272 名分、283 万 4,943 円を支出しました。

入院者等を除いた、後期高齢者の健診受診率は、28.5 パーセントになります。

節 18 負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として 134 万 9,000 円、広域連合特別会計事務費負担金として 361 万 8,000 円、療養給付費負担金として、町の負担割合 12 分の 1 相当額の 5,948 万 6,759 円を支出しました。この、療養給付費負担金の確定は、例年、翌年の 10 月頃となりまして、その際、過不足が生じた際には、返還、若しくは追加負担となります。

節 27 繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分としまして 79 万 6,450 円、基盤安定繰出金として 2,609 万 1,275 円、合わせて 2,688 万 7,725 を後期高齢者医療保険特別会計へ繰り出しました。137 万 6,125 円、5.4 パーセントの増となりました。

以上です。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 項 10 住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業費は、令和 6 年度の臨時事業で、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るもので、世帯全員の令和 6 年度住民税均等割が非課税の世帯等に対しまして、一世帯当たり 3 万円と子ども一人当たり 2 万円の加算給付を行うもので、給付費と給付に係る事務費としまして、合計 1,850 万 4,211 円を支出しました。また、本給付事業費につきましては、対象要件の審査などに時間を要しまして、実務的に年度内支給完了が困難でありましたので、令和 7 年度に 193 万 6,000 円を繰り越しました。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、8,203 万 3,827 円を支出しました。主な支出の内容は、出生祝い金、地域子育て支援拠点事業委託料、放課後児童健全育成事業補助金や病児・病後児保育事業補助金など、子育て支援や児童の健全育成を図るための環境づくりに要する経費です。

節 7 報償費の出生祝金は、出生児一人につき 15 万円、16 世帯に対し 240 万円を交付しました。

節 12 委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料 1,302 万 6,000 円、一時預かり事業委託料 863 万 8,000 円など、合計 2,718 万 5,508 円を支出しました。臨時支出としまして、令和 6 年度に策定する第 3 期湯前町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 401 万 5,000 円を支出しております。また、児童手当制度改正に伴います、児童手当システム改修業務委託料 141 万 2,400 円支出しました。

122 ページから 124 ページの、節 18 負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金 1,993 万 3,000 円、病児保育事業補助金 825 万 9,000 円、放課後児童クラブ支援事業補助金 737 万 5,000 円のほか、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金など 4,966 万 4,655 円を支出しました。

令和 4 年度から始まりました、出産・子育て応援給付金事業につきましては、出産応援ギフト対象者 7 人、子育て応援ギフト対象者 15 人に対し一人当たり 5 万円、合計 110 万円の給付金を支出しております。

124 ページの、目 2 児童措置費は、2 億 4,717 万 9,100 円を支出しました。こども園・保育園の運営補助金、児童手当が主なものです。

節 18 負担金補助及び交付金は、慈光こども園、湯前保育園の運営費補助金、広域入所運営費負担金など合計 1 億 9,885 万 4,100 円を支出しました。保育園、こども園の運営費については、公定価格の改定等により増となりました。また、広域入所運営費負担金については、入所児童数の減により負担金も減となっております。

節 19 扶助費は、子育て支援のための児童手当 4,832 万 5,000 円を支出しました。国の制度に基づく児童手当は、令和 6 年 10 月施行の制度改正により、支給対象期間の延長、所得制限撤廃、第 3 子以降の支給額の増額、並びに多子カウント要件が拡充されております。これに伴い、令和 6 年度の児童手当対象者数は、延べ 3,699 人で令和 5 年度と比較して、延べ児童数は 218 人の増、支給額は 808 万 5,000 円の増となりました。

目 3 母子福祉費は 46 万 1,112 円を支出しております。

節 19 扶助費、ひとり親家庭等医療費助成金は 44 万 5,852 円を支出しました。

126 ページをご覧ください。

目 5 低所得者の子育て世帯給付金（住民税非課税等世帯分）給付事業費は、0 歳から高校生までの、子どもを養育する住民税均等割のみ課税世帯 8 世帯（子ども 14 人）に給付を行いました。給付費及び事務費総額 70 万 1,830 円を支出しました。

目 10 低所得者の子育て世帯給付金（均等割のみ世帯分）（繰越明許）給付事業費は、子育て加算分対象の 9 世帯（子ども 14 名）に給付を行いました。給付費及び事務費総額 70 万 1,424 円を支出しております。これは、支給要件の審査などに時間を要しまして、令和 5 年度内の完了が困難となったため、令和 6 年度に繰越したものとなっております。

以上で、款 3 民生費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから、款 3 民生費の質疑を行います。

ページは 109 ページから 126 ページです。

○1 番（田山幸平君） 112 ページの、節負担金及び交付金の部分でですね、高齢者移動支援助成金についてなんですけども、これなんですか、病院とかお買い物と非常に重要な事業になるかと思いますが、知的障害者についてちょっとお尋ねしたいんですけども、

要項を自分が見た限りですと、重度と言いますか、ランク A の 1 とか 2 とか対象に入られているというようなふうにお見受けしまして、(4) のところについては、療養手帳、ある程度のなんですかね、そういう手帳を持たれていて、運転免許書がなければというような記載をちょっと見たんですが、これ軽度の方たちとかもこの申請の対象になるんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 軽度の方たちにつきましてもこの対象となります。

○1 番（田山幸平君） 間違いなくてよかったんですけど、ちょっとこれ私の耳に入った分でのお話になるかもしれませんが、軽度の知的障害の方が、にもこういう支援が欲しいというようなお声をいただいております、間違いなくそういった制度的には補助して補ってあるんだなっていう上でなんですけど、こういう方たちに周知であるとかですね、こういうことができますよというようなサポート面についてはどういうふうな対応をとられているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 通常年に数回、旬報等でお知らせをさせていただいているところです。

○1 番（田山幸平君） この何ですかね、旬報でされているっていうことだそうなんですけども、民生委員さんなんかこういったことでちょっとご案内されたりだとか、もしくは町のほうでですね、こういう方がいらっしゃるってというような、数の把握があるならその申請のお手間かもしれませんが、为什么呢、紹介みたいなことっていうものの自体は、実施することは可能でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） まず民生委員さんへの周知の件なんですけど、毎月 1 度の定例会におきまして、そういった町の様々な施策の周知等はさせていただいているところです。あとはですね、先ほどの対象者を絞り込んでご協力をお願いというところなんですけれども、そちらにつきましては、やはり個人情報を含む部分にもなりますので、そこの取り扱い等今後ですね、担当とも話し合ってますね、それでもし繋げる部分については、協力をご依頼して、なるべく周知が行き届くような対応をとっていきたいと思っております。

○3 番（西 靖邦君） 110 ページですけども、款 3 民生費の不用額がですね、2,466 万 7,065 円。これはですね、令和 5 年と同じく約 2.6 パーセントの不用額となっています。毎年ほぼ同じような金額残っているのであればですね、その部分をもって住民の暮らしや福祉の充実に生かすこともできるのではないのでしょうか。お伺いします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 議員ご指摘のとおり、不用額が高額残っておるところでございます。ただこちらにつきましては、当初説明の中に申し上げましたとおり、各扶助費のほうが高額かかります。年度末までの新規の利用等を見込みまして、住民の生活に充てるものとして給付を行うものでございますので、申請があった時に不足が生

じて、支払い対応ができないということになりますと、住民生活に支障を来しますので、扶助費等につきましては、年度末まで最大の見込みを確保しまして、支払いの対応を備えておるところでございます。そのために生じる、不用額となっております。

○3番（西 靖邦君） ということは前年度と一緒にですから、毎年これぐらいの不用額を確保せなあかんということですね。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 年度によりまして、臨時的な事業等もございます。ただその中で、事業ごとに先ほど申しましたような、年度末までの特に住民様に対して、至急対応すべきものにつきましては、最大限見込みをしておりますので、大体毎年度、同額程度の高額な不用額というのはあるところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 田山議員と同じく112ページの高齢者等移動支援助成金についてお尋ねします。タクシー券の利用申請等実績については、説明のとおり把握しているところですが、ＩＣカードの入金費用についての実績というのは、どのようになっていますでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） ＩＣカードの利用につきましては、令和5年度、令和6年度につきましては、利用件数が0件ということであっております。令和7年度につきましては、今お1人申請が出ているというところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 実績が1人ということでかなり少ないという状況でございます。令和6年の11月か12月頃には、そのＩＣ系の全国系のカードの利用制限もあって、もうくまモンのカードしか使えないのが現状で、実際ＩＣカードを使ってバスに乗るとい方は本当にごくわずかなんだと思います。そういった時にそういう公共交通を考えた時に、令和8年からはくま川鉄道も全線開通しますので、そういったところの移動手段っていうのも、考えていく必要があると思っているんですが、その利用実績を見たところで、今後どのように考えているかについてお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 当課としましては、住民の福祉の向上と利便性を図ることを重視しまして、そういった利用できるものにつきましては、幅広く選択ができる選択肢を多くとる方向で検討をしてみたいと思います。

○5番（椎葉弘樹君） あとその産交バスの利用が、そのＩＣカードという利用がですね、ちょっとやりにくいのかなと思っておりまして、もしバスの利用者が多いのであれば、その別の手段というのも検討していく必要があると思っているんですが、その点についてはいかがですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 今ＩＣカードの選択ができてから、利用実績がまだですね、今多く見えていないということがございまして、検討まで至っておりませんが、今後利用件数が増となっていきました場合につきましては、その辺りも検討してみたいと考えます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○5番（椎葉弘樹君） 124 ページの湯前保育園運営費と慈光子ども園運営費についてお尋ねします。この入所の定員数を見ますと、令和6年度が60人と40人ということで合計が100人。令和2年度、4年前に遡りますと、70人と75人で合計の145人ということは4年間で45人の減少となっているところです。そこでこの少子化の状況が続いているわけですが、この保育園や子ども園の運営上の問題や課題というのは、現状どのような状況でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 保育園、子ども園の各運営状況につきましては、毎年度、県の指導監査等で運営状況のほうも監査を受けているところでございます。今のところ、利用定員に対する運営費の状況ってということでご指摘を受けたことはございません。しかしながら、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、児童数の減少によりまして、両園ともに定員を下げている現状ではございますが、今のところ、その運営費国の公定価格というものが、各入園児童数に応じた定員で運営費の設定もされているところでございますので、運営状況につきましては、今一定こう保っているところと考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 現在は何とか運営上はカバーできているのかもしれませんが、ただ、令和2年の2月に厚生文教常任委員会のほうで、各保育園の園長さんと呼んでヒアリングをしたところ、やっぱり今後少子化に伴って、運営上は厳しくなってくるというお話は聞いておりました。もうこれ4年前の話なんですね。本町には、湯前町の保育所運営検討委員会っていうものの設置条例というのがあります。もうこのあたりですね、一応そういう検討委員会に諮問をするという方向性もあるのかなと思っているんですが、これちょっと町長のほうにお尋ねしたいと思います。この検討委員会、多分最近開催されていないんじゃないかと思うんですが、これ町長の諮問となっておりますので、町長この合計100人というですね、定員100人で減少している、現状においてですね、やはり1回ここで検討を入れてはどうでしょうか。

○町長（長谷和人君） 湯前保育園60、それから慈光さんの40でしたか、100という姿なんですけども、6年度までに16名でしたか、出生数が、ここ5～6年につきましては、現状で動くだろうというふうに思っており、その後、いわゆる児童数が減少していく可能性も非常に高いんじゃないかなというふうに思っています。合わせましてですね、先ほど課長が答弁したんですけども、定員の部分をですね、見直すことによって、厚労省からの、いわゆるその扶助費の補助金あたりが交付金等がございまして、その分についてはですね、何とか運営ができるんじゃないかなというふうに思っており、ただ今ご質問の部分のところのですね、いわゆる運営検討委員会、これに諮問したらどうだろうか、いわゆるおっしゃっているのは、統合のことをおっしゃっているのかなというふうに思

っておるところでございます、一旦4～5年前にもそういうふうなお話がありました。ただ一方は社協、それから一方は私立という表現でいいのかどうかちょっとわかりませんが、それぞれのやはり経営の考え方、保育方針、こういうのがちょっと違っていましたんで、その時には、私としては慎重にそれぞれに運営の仕方が、子育ての仕方が違いましたんで、それは子育ての世帯の方がどちらかを選択する、そういうことで、現状のままいっていいんじゃないかということで私としてはここまで来たというふうに思っておりますので、その諮問の仕方がどうするのかという部分もあろうかと思えますけれども、子育ての計画書なるものもございますし、そこら辺を見ながらですね、将来的にこういうことになりうるのであれば、こういうことも考えられるのではなかろうかと、そういうことぐらいならですね、私としても諮問してもいいのかなというふうに思えますし、統合については、私としてちょっと慎重に、今おっしゃっているのは統合のことがよくわかりませんが、その点についてはちょっと慎重に私としてはしたいというふうに思っているところで、ちょっと申し訳ない、私が統合で意識したものですからそういうふうに答えてしまっているんですけども、今のところはそういうふうに思っているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 慎重に行かれるのもいいんですけど、やはりもう4年前からそういう課題というのは見えてきている状況で、やっぱりこういうのは火がついてから対応すると後手後手に回ってしまいますので、今の段階でもし打てる対策等があって、何か保育園の運営とかうまくカバーできるような支援ができるのであれば、なんかそういうのも考えていかなくちゃいけないし、そういったところを総合的に含めたところで、考えていかなくちゃいけない。4年前は先ほどちょっと答弁がありました。統合の話と小規模の保育園運営っていう2つの話も出ておりましたので、そういったところも含めて、まず現状調査というところの諮問、そういったところも必要になってくるんじゃないかと思えます。そこについてはですね、担当課もしかり、そして現場の保育園の声も聞いていただいて、必要に応じて、その対応をしていただきたいと思うんですね。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時32分

再開 午後1時33分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 地域の保育園、子ども園の今後の事業計画につきましては、令和6年度に湯前町子ども計画を策定いたしております。こちらが令和7年度から令和11年度の5か年の計画となっております。その中で、国が指定する特定事業量

っていうのがございまして、その中に教育・保育事業の確保の人数っていうところがございまして。そちらに今、令和５年度にこの計画を６年度策定するために、まずは地域からのご意見をアンケート調査させていただきまして、その意見も、この計画策定の時に反映させていただいております。それと、この計画の策定時に湯前町子ども子育て協議会というのがございまして、その協議会の中に、保育園、子ども園の園長先生方、そして地域の団体からの代表、ＰＴＡ等の会長様方にメンバーとして入っていただきまして、協議会の中でも議論いただいて、この計画は策定されておるものです。ですので、今後、令和７年度以降、この協議会を通じまして、またご意見等を踏まえながら、その時の世情に応じました対策を検討していきたいと考えております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款３民生費の質疑を終わります。

款４衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 款４衛生費をご説明いたします。

ページは１２５ページから１３２ページまでです。

衛生費は、予算現額１億７,３８４万９,０００円に対しまして、決算額は、１億６,７５３万８,０３６円を支出しました。執行率は、９６パーセント、歳出全体に占める構成比は、３.４パーセントになります。令和５年度と比較しまして、２,４９７万７,４９０円の減となりました。減の主な要因は、多良木公立企業団負担金の減、人吉球磨広域行政組合負担金斎場分の減、及び、項４新型コロナワクチン接種事業費の減であります。

目ごとにご説明いたします。

１２５から１２８ページの項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は５,６７４万１,１９８円を支出しました。令和５年度と比較しまして、２８１万９４９円の減となりました。減の主な要因は、令和５年度の会計年度任用職員（看護師）２名が専門職でありましたが、令和６年度の会計年度任用職員は、一般事務職員１名と専門職１名（管理栄養士）の採用でありましたことと、一般職員人件費の増です。支出の主な内容は、職員人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び子ども医療費助成金などです。

１２６ページの節１報酬から節８旅費までは、各種健康診査及び歯科検診の報酬・費用弁償、担当職員２名及び会計年度任用職員２名の人件費を支出しました。

１２８ページの節１０需用費は、各種保健事業用消耗品や保健センターの維持管理にかかる消耗品のほか、保健センターの光熱水費など２１３万１,１８５円を支出しました。

節１２委託料は、妊婦健康診査委託料１０７万２,１００円、令和６年度からの新規事業で、産後ケア事業委託料１７万９,５００円のほか、保健センターの維持管理にかかる委託料など、

合計 256 万 6,076 円を支出しました。令和 5 年度と比較しまして 44 万 9,566 円の減となりました。減の主な要因は、妊婦健診診査委託料の対象者の減であります。令和 5 年度の対象者 25 人に対し、令和 6 年度の対象者は 19 名で、6 名の減となりました。

132 ページをご覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金 1,420 万 5,000 円等、合計 1,516 万 2,000 円を支出しました。公立多良木病院企業団負担金は、令和 5 年度と比較しまして、529 万円の減となりました。これは、介護老人保健建設事業分シルバーエイトの建設病院債の償還が完了し、負担金算定が減となったためです。

節 19 扶助費は、子ども医療費助成金 1,565 万 783 円など、合計 1,631 万 652 円を支出しました。

131 ページから 134 ページにかけまして、目 2 予防費は、各種検診や予防接種など、疾病の早期発見・早期治療、感染症予防などに係る経費としまして、4,231 万 962 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、1,349 万 8,104 円の増となりました。増の主な要因は、各種検診及び予防接種委託料の増、令和 6 年度から開始しました、各種予防接種補助金の増、令和 5 年度の国庫補助金の返還金が主なものです。

134 ページの節 12 委託料は、総合健診委託料 1,161 万 5,829 円、各種予防接種委託料 1,578 万 8,722 円のほか、改善センターで実施した集団健診の際の基本健診や各種がん検診等委託料など、合計 3,571 万 7,221 円を支出しました。予防接種委託料につきましては、令和 5 年度と比較して 772 万 1,681 円の増となっております。増の主な要因は、令和 5 年度にコロナウイルスが 5 類となり、令和 6 年度からコロナワクチン接種が定期予防接種に移行したことに伴います委託料の増と、臨時的に健康管理システム改修業務委託料の支出があったものでございます。なお、各健診項目ごとの受診状況、各種予防接種の接種状況等につきましては、決算書付属書類の主な施策の成果 247 ページから 249 ページに掲載しておりますのでご参照ください。

節 18 負担金補助及び交付金は、インフルエンザワクチン接種補助金など、合計 68 万 8,866 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、41 万 3,587 円の増となります。これは、令和 6 年度から、新たに带状疱疹ワクチン接種補助金、委託契約外医療機関予防接種補助金、先天性風疹症候群対策接種補助金等新設されたことに伴うものです。

節 22 償還金利息及び割引料は、コロナウイルスが 5 類に移行したことに伴います、コロナワクチン接種対策費等の精算返還金など、合計 546 万 8,638 円を支出しました。

136 ページをご覧ください。

目 3 環境衛生費については、本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費として 463 万 3,376 円を支出しました。

節 10 需用費は、家屋消毒用の薬剤代など 28 万 3,100 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）220 万 1,000 円、合併処理浄化槽設置補助金 198 万 6,000 円など、合計 419 万 8,100 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、457 万 8,900 円の減です。主な要因は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）が 468 万円減額となっております。これは、令和 5 年度に水上斎場火葬炉設備修繕にかかる負担支出があったためでございます。また、合併処理浄化槽設置補助金としまして、5 人槽 3 基分となりました。

136 ページにかけまして、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、5,455 万 7,500 円を支出しました。

節 12 委託料は、町内 88 か所のごみ収集所の収集運搬、リサイクルステーションの清掃管理及び資源ごみの運搬等の業務委託料として、760 万 7,600 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨クリーンプラザ等の管理運営に係る負担金 4,685 万 4,000 円を支出しました。また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器 5 基と分解処理器 3 台の購入補助金として 9 万 5,900 円を支出しました。

目 2 し尿処理費は、家庭から収集される、し尿の最終処理施設である汚泥再処理センターの維持管理などに係る負担金 929 万 5,000 円を支出しました。

以上で、款 4 衛生費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから款 4 衛生費の質疑を行います。

○3 番（西 靖邦君） 134 ページですけども、節 18 の負担金補助及び交付金ですけども、令和 5 年度はですね、子宮頸癌ワクチン接種補助金が計上されていたんですけども、令和 6 年度は接種された方がいらっしゃらなかったという理解でよろしいですかね。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 子宮頸癌ワクチン接種につきましては、国の制度改正に伴いまして、この補助対象のワクチン接種から対象外となったためでございます。

○1 番（田山幸平君） 136 ページ、目環境衛生費の需用費のところの、なんすかね、家屋消毒の薬についてなんですけども、これ今実施されている地区ってどれぐらいあるんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 令和 6 年度実績が 9 地区で実施となっております。

○1 番（田山幸平君） 私の地区でもこれ参加しておりまして、嫌いじゃないイベントのように捉えているんですけども、この薬っていうのは効くんですか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 現在使用をしております液剤につきましては、スミチオンというものになります。こちらは、一定の効果はあるというところで、町のほうでも、こちらの薬剤を今提供しているところでございます。

○1 番（田山幸平君） 年配の方々からですね、やっぱこう何ですかね、昔は牛とかなんかば飼うとって、そういうもんでハエとかが多くてやり始めたみたいなことも聞いて

ですね、昔はもしかしたら全区域でされていたものが、今9地区まで減ったとかいうような経緯もちょっと想像するところなんですけども、これって、今後継続するとかですね、何かそういった方針的なもの、各区長さんとかの間でももしかしたら議論になっているかもしれませんが、そういったところの見解をお示してください。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 令和7年度の4月の区長会におきまして、この家屋消毒の今後の実施の検討ということで、各区長様に、それぞれアンケート調査を行っております。そのアンケートの結果を基に、令和8年度以降の実施の検討を行っているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（森山 宏君） インフルの補助金っていうのはあったんですけども、今年度と言いますか、コロナワクチンは5類に移って、この補助対象にはなるんでしょうか。それとあと1点、コロナ対策の時に超低温の保冷库、冷蔵庫ですかね、ああいう備品購入をされたと思うんですけども、これは結局国のほうに返還せなんでしょうか、それか何か、本町で有意義な活用を検討されとったんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） まず1点目のコロナワクチン接種の助成につきましてですけれども、令和6年度までは、インフルエンザワクチン接種と同様に接種していただいた後、助成をするという形をとらせていただいております。令和7年度に、すみません。ちょっと修正いたします。コロナワクチン接種につきましては、令和6年度インフルエンザの接種と同様に窓口払いでご負担をいただきまして、それを接種された医療機関のほうに支払うという形をとらせていただいております。ですので、ご本人様の一旦負担っていうのはない、助成の方法をとらせていただいております。2点目の低温保冷機の件、備品の件ですが、こちらについては、国の感染予防対策ということで、備品自体を国が提供されたということでございまして、それを国のほうに返納するということはございません。ですので、今後本町の備品として有効活用していきたいと考えております。

○6番（森山 宏君） それと本年度は、コロナワクチンに関しては、補助っていうのはないわけですね。それと、今言われた保冷库、多分超低温の保冷库だったと思うんですけども、これはもう1年以上経っていますので、現状どういうふうな活用をされているのか。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款4衛生費の質疑の途中です。発言を許します。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 森山議員のご質問にお答えいたします。もう一度、先ほどご質問が7年度のワクチン接種のご質問でしたので、7年度としてお答えをさせていただきます。まず7年度のコロナワクチン接種に対しての国からの補助はございません。あとはご本人さんが接種することに対しての内容なんですけど、今コロナのワクチン接種、7年度が単価が2万661円でございます。このうち個人負担していただく金額が4,700円となっております。その差額分ですね、差額分を個人様が接種された医療機関へ委託料として支払いを行うようにしております。2点目の備品の件です。保冷庫につきましては、やっぱり特殊な保冷でございまして、マイナス70度を保つ必要がございます。このマイナス70度、大変電気料等も消費しますので、現在その常時使用はしていないところでございます。また国の備品としまして、適正管理をしているところでございます。

○6番（森山 宏君） 国の備品、町の備品じゃなくって、国から結局各自治体が預かってという形ですかね。ちょっとできたら、このマイナス70度っちゃうのは、ドライアイスが解けない温度なんです。普通の業者さんはいりませんので、逆にあってもスペースだけ、各自治体のスペースをとんなと国のほうに言うて、返却しなはったらどぎゃんかなと思ひまして、それとあと1つ、ワクチンのやつは、普通ほらインフルで湯前の場合には、個人負担が1,500円ぐらいで済むわけなんですけども、インフルの場合ですね、すると、コロナの場合は4,700円というふうに理解すればよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） まず1点目の備品の件ですが、すみません、私が先ほど、当初国から提供された備品ってということで解釈しまして、国の備品とお答えをさせていただいたんですが、正しくは、今現在は町の備品として適正管理しておるところでございます。2点目のワクチンの助成の件ですが、こちらにつきましては、やはり現行の4,700円個人負担ということで、今させていただいているところです。

○3番（西 靖邦君） すいません。ちょっと先ほどちょっとお尋ね忘れたんですけども、子宮頸癌ワクチンの接種料の補助金なんですけども、国から止められた、無くなったということなんですけども、特に重要だと思うんですけど、町単独での補助金は、今後考えていかれないんでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 国の定期接種としては対象から外れたということですが、町の定期接種としての継続は行っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 予防接種のですね、委託料と、負担金補助及び交付金についてお尋ねをいたします。多額の不用金が出ておりますが、その中で、247ページのですね、各種癌検診等受講状況、癌検診の受講状況が書いてあるんですよ、247ページの中を見ま

すとですね、令和6年もですが、前年度に比べ、年々受講者が減っているんですよ。受講者が受ける受診者が年々減っているんですよ。健康保持や増進のため、やっぱり早期発見、早期治療をするべきじゃないかと思います。町長にお尋ねしますが、今後どのようにして推進していかれるつもりかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今主な施策のところの247ページの受診状況のお話だろうというふうに思うところでございますけども、今ちょっとお聞きしたんで私が気づきっていうか見ますと、1つ目は、人口減少によります受診者が少なかったのかというふうに思っております。これにつきましては、しっかりと担当課のほうでですね、引き続き、要望という見解からですね、検診につきましては、積極的に受診していただくよう呼びかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○7番（味岡 恭君） それと旬報とかですね、区長会とかでも、区を通じてやっぱりその受診をしてくださいということで進めていただければというふうに思います。

○5番（椎葉弘樹君） 136ページのごみ処理容器設置事業補助金についてお尋ねします。これは令和6年度までに合計で82台ほどが、本町補助金を出して設置をしてもらっています。この補助金要項を見ますと、町の責務として、第9条のところにはですね、生ごみ処理機等が適正に維持管理されているか、定期的に調査をするっていうふうに書いてあるんですけど、この補助金で設置した、この定期的な調査というのはやられているのかについてお尋ねします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 現在定期的な管理の確認まではいたしておりません。

○5番（椎葉弘樹君） これ82台はあるんですけど、82基というんすかね、これ行政がですね、1回1回定期的に調査をするっていうのは大変な作業だと思っているんですよ、だからこれ、補助要項を見直したらどうかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） お気づきいただきましてありがとうございます。また課内担当とよく協議しまして、そこも含めまして、検討させていただきたいと思います。

○5番（椎葉弘樹君） 参考までにあさぎり町のもですね、同じ条文がありまして、そこでは、必要に応じてっていうことになっておりますので、本町もちょっとそっちのほうに合わせたほうがいいのかっていうところでございます。ご検討のほうよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款4衛生費の質疑を終わります。

款5農業費の説明を求めます。

○農林振興課長（浅田 徹君） 款5農林水産業費について説明いたします。

予算現額2億5,037万2,000円に対し、2億4,121万526円を支出しました。歳出合計に占める割合は4.96パーセント、執行率96.3パーセントとなりました。

138ページをお願いします。

項1農業費 目1農業委員会費は、2,315万5,017円を支出しました。農業委員7名と農地利用最適化推進委員8名の報酬と費用弁償、会計年度任用職員1名の報酬、そして事務局職員の給料等の人件費が主なものです。

節1報酬は、農業委員会長32万8,000円ほか、職務代理者報酬、農業委員と農地利用最適化推進委員報酬をそれぞれ支出しました。また、最適化推進活動実績に応じた報酬67万4,010円は、農地利用最適化に係る成果の実績に応じて交付され、国からの最適化交付金を財源としまして、委員ごとの活動実績に応じて支出しました。令和6年度の総活動日数は1,058日でした。

節2給料から節4共済費まで、農業委員会事務局職員の給与と会計年度任用職員の人件費にかかる経費をそれぞれ支出しました。

節8旅費96万7,880円は、例月の農業委員会総会出席の費用弁償、全国農業委員会長大会等の出張に伴う費用弁償、普通旅費が主なものです。

節10需用費の46万7,998円は、農業委員会の事務に必要な消耗品、燃料費、印刷製本費、食糧費を支出しました。

節11役務費の56万606円は、通信費のほか、農業委員用タブレットの通信費を支出しました。

節12委託料は、マイクロバス運転委託料3万2,000円のほか、140ページをお願いします。農地台帳システム保守委託料33万円、農政業務支援システム保守委託料56万7,600円を支出しました。

節13使用料及び賃借料154万5,150円は、農政業務支援システムリース料76万8,240円、農地台帳システムリース料69万360円、農業委員タブレット利用料7万7,550円などをそれぞれ支出しました。

節17備品購入費では、農業委員会用タブレット11台分の44万7,700円を支出しました。

次に、目2農業総務費は、6,493万6,237円を支出しました。農林振興課職員の給料ほか、会計年度任用職員、地域おこし協力隊員報酬などの人件費、湯前町農業再生協議会補助金が主なものとなります。

節1報酬で、まず農振整備促進協議会委員報酬2万2,000円は、農振農用地を沈砂池用地に転用する案件があり、湯前町農業振興地域整備計画の個別見直しについて審議をいただきました。

次に、人・農地プラン検討委員会委員報酬 9,000 円は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが地域計画として法定化され、令和 6 年度が策定年度となりましたので、計画案の事前協議を検討会で実施しました。また、農業分野で活動する地域おこし協力隊 1 名分が活動 2 年目となり、報酬ほか人件費を支出しました。

節 2 給料から節 4 共済費まで、農林振興課職員の給与ほか、会計年度任用職員と地域おこし協力隊員の人件費にかかる経費をそれぞれ支出しました。

142 ページをお願いします

節 11 役務費と節 13 使用料及び賃借料で、地域おこし協力隊員用の公用車リースに係る経費を支出しました。

節 12 委託料 605 万円は、令和 7 年度に全体見直しとなる農業振興地域整備計画の基礎調査部分を委託したものととなります。

節 18 負担金補助及び交付金は 232 万 9,640 円を支出しました。県野菜振興協会負担金 8 万円のほか、くま農業活性化協議会負担金、熊本県花き協会負担金をそれぞれ支出しております。稚魚放流補助金 10 万円は、球磨川漁協が実施する町内 2 つの河川での稚魚放流に対し補助金を支出しました。湯前町農業再生協議会補助金 167 万 1,640 円は、経営所得安定対策事業の申請事務が主なもので、作付け状況現地確認、農業経営改善計画認定審査、耕畜連携説明会、営農座談会等を行いました。費用の内訳は、会議謝金等のほか、経営所得安定対策事業に係るシステムリース料などの事務経費 95 万 8,000 円が主なものととなります。

目 3 農業振興費 は 1 億 1,019 万 3,115 円を支出しました。主なものを説明します。

節 1 報酬は、農業振興検討委員会委員報酬 4,600 円を支出しました。農業振興施策全般にわたり農業者等の意見を反映させた振興施策など町長の諮問に応じて調査・検討を行うため令和元年度に設置したものでございますが、令和 6 年度は、担い手対策事業の先進地視察として、鹿本農業協同組合地域担い手育成センターの視察を行いました。

144 ページをお願いします。

節 10 需用費 83 万 9,910 円は、事務用の消耗品費、公用車に係る燃料費、農産加工施設の電気料などを支出しました。修繕料 57 万 970 円は地域産業交流施設の設備機器等の修繕が主なものととなります。

節 11 役務費 17 万 4,168 円は、農業者への各種通知用通信費ほか、公用車法定点検手数料を支出しました。

節 12 委託料 62 万 3,000 円は、農産物加工施設の杵つき精米所改修工事監理業務委託料 39 万 6,000 円と施設改修後は指定管理者制度での再稼働が始まり、令和 7 年 1 月から 3 月分の実稼働分として 22 万 7,000 円を支出しました。

節 13 使用料及び賃借料は多面的機能直接支払事業に係る現地調査用タブレット使用料として 18 万 4,800 円を支出しました。

節 14 工事請負費では、旧杵つき精米所の改修工事として 671 万円を支出しました。天井・壁・床面などの内装改修及び照明設備改修が主な工事内容となります。

節 17 備品購入費 97 万 8,230 円は、旧杵つき精米所の備品購入で、施設で商品の冷蔵保管を目的とした汎用プレファブ冷蔵庫 1 基を購入しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、1 億 50 万 4,592 円を支出しました。主なものを説明します。

農業用廃プラスチック類処理対策補助金 31 万 7,117 円は、園芸用ビニールやポリなど、24.8 トンの廃棄処理費の 3 分の 1 の補助金を支出しました。

中山間地域等直接支払交付金 3,131 万 8,512 円は、26 集落、383 ヘクタール分に対し、国県補助金 75 パーセントと町補助金 25 パーセントを合わせた交付金を支出しました。

次に、上球磨地域農業振興協議会負担金 8 万 8,000 円は、上球磨地域の農業振興で農業関係者の情報共有と事業推進を図り、主な事業は、会議や営農座談会のほか、農作業委託標準賃金の作成・普及を行いました。

鳥獣被害防止対策協議会補助金 34 万 8,868 円は、農作物被害調査等の報酬、費用弁償のほか、カラス捕獲わなの購入設置などを実施しました。

環境保全型農業直接支払交付金 510 万 9,900 円は、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む生産者 4 組織、面積 44.3 ヘクタール分で、国県交付金 4 分の 3 と、町交付金を合わせ交付しました。

次に、農業次世代人材投資事業補助金 150 万円は、就農直後の経営確立を支援する国の補助率 100 パーセントの間接補助金で、令和 2 年度に新規就農された就農者 1 名に 150 万円の補助金を交付しました。

多面的機能支払交付金 3,072 万 2,266 円は、農道の除草、水路の浚渫など共同で管理する活動の農地維持支払、また用排水路や農道等の老朽化部分の補修など農業用施設の資源向上支払・長寿命化活動に国県交付金、町の交付金を合わせて交付しました。

次に、農業後継者等支援補助金 144 万円は、町の単独補助事業で、就農 3 年目の 2 名の方に補助金を交付しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金は 5 集落に対し、324 万 6,936 円の補助金を支出しました。

狩猟免許取得支援補助金 1 万 8,400 円は、1 名の方が新規でわな猟免許を取得され、講習会受講料などの補助を行いました。次に、農耕車資格取得補助金 2 万円は、町の単独補助事業で、1 名の農業者に補助金を交付しました。

146 ページをお願いします。

有害鳥獣捕獲補助金 661 万 6,000 円は、シカ、イノシシ、サル、アナグマ、カラスを捕獲対象鳥獣とし、それぞれの捕獲単価により補助金を支出しました。近年では、シカの捕獲頭数が減少、イノシシが増加傾向を見せているところとなります。

次に、県水土里情報利活用協議会負担金は、県、市町村、J A、土地改良区などで農地の情報を共有し、地域全体で今後の農地の有効利用を図る土地情報システムの負担金 27 万 9,000 円を支出しました。

次に、熊本県農業制度資金利子等補給費助成金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利用に伴う利子補給と保証料を助成するもので、11 万 4,593 円を支出しました。

次に、農業公社運営補助金 300 万円は、農業公社経営計画により、受託作業や農業用機械リース事業を主体とした取り組みを進め、町の農業振興を担う公益性事業に対し補助金を交付しました。令和 6 年度の農業機械関係では 18 馬力のトラクターを処分し 26 馬力の中古のトラクターを購入されています。

次に、新規就農者育成総合対策事業補助金 150 万円は、国全額補助の事業で、令和 4 年度からの新規就農者 1 名 3 年目となります。経営開始資金として 150 万円を支出しました。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業補助金（認定農業者等）382 万 1,000 円で、経営規模の拡大及び発展を目指す意欲ある農業者に対し、農業機械等の導入支援を行うため、田植機やトラクターなどを導入された経営体 3 件に補助金を支出しました。

農業用施設等導入事業補助金 152 万 4,000 円は、補助件数 1 件で強化ハウス導入を行いました。

農業雇用等支援事業補助金 16 万 3,000 円は、高齢化等により農業従事者が減少し、労働力が不足する中、繁忙期の農家負担を軽減するため、臨時雇用に係る経費の支援を行うもので、外部雇用をされた生産者 3 名の方に補助金を支出しました。臨時雇用者は 17 名分となります。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業補助金 55 万 2,000 円は、認定農業者及び法人、認定新規就農者以外で、地域の中心となる経営体に位置づけられ、かつ経営規模拡大と経営安定のため機械等導入の支援を行う目的で、農業機械を導入された生産者 1 名に補助金を支出しました。

次に、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金 849 万 1,000 円を支出し、球磨地域農協湯前葡萄部会 3 戸を対象としまして、耐風性ハウスの導入を支援しました。

目 4 畜産業費は、370 万 6,391 円を支出しました。主なものを説明いたします。

節 7 報償費は、子牛品評会等の賞品代として 7 万 7,900 円を支出しました。

節 10 需用費で、光熱水費の 15 万 2,244 円と節 13 使用料及び賃借料の下水道使用料 5 万 1,480 円を支出していますが、アグリセンターの電気料などの経費となります。施設

の一部を農業公社に無償貸し付けしていることから、光熱水費等の一部を農業公社の負担とし、歳入の諸収入で受け入れをしております。

節 18 負担金補助及び交付金は 320 万 4,300 円を支出しました。酪農ヘルパー制度補助金 33 万 4,100 円は、本町 5 戸の生産者の制度利用に対し、4 分の 1 の補助率で補助金を支出しました。畜産奨励補助金は、283 万 6,000 円を支出しました。繁殖素牛及び肥育素牛の導入 32 頭、連合子牛品評会の出陳補助金に 15 頭分を支出しました。

148 ページをお願いします

畜産業費の繰越明許では、畜産飼料価格高騰対策支援金 417 万 2,000 円を支出しました。配合飼料価格の高騰などの影響を受ける生産者に支援金を交付したものです。乳用牛 1 万円 の 86 頭、肥育牛 8,000 円 の 295 頭、繁殖牛 7,000 円 の 136 頭、合計で 517 頭分、生産者 9 件に支援金を支出しました。

目 5 農地費では、2,491 万 4,438 円を支出しました。主なものを説明します。

節 10 需用費の修繕料 99 万 8,500 円は、農業用水路の修繕 2 件、農道修繕 1 件に支出をしました。

節 12 委託料、農道等管理委託料 30 万 3,875 円は、農道と農村公園の除草作業を委託しました。基盤整備関連経営体育成等促進計画作成業務委託 295 万 9,000 円は、中部・松下地区を対象とした、農業農村整備事業に向けた計画策定で、当初 2 地区の計画として進めておりましたが、計画策定過程で 1 地区での計画とすることに変更となりましたので、委託費が圧縮することとなり 135 万円余りの不要残が発生することとなりました。なお、中部・松下地区の用排水路整備事業については、県営事業として、令和 8 年度採択に向け手続が進められているところとなります。

節 14 工事請負費 198 万 2,889 円は、辻溝の取水口等の改修 142 万 3,209 円と長谷場沈砂池の浚渫工事 55 万 9,680 円を施工しました。

節 16 公有財産購入費は、町田川の流末に設置する辻地区沈砂池の用地費等として、21 万 740 円を支出しました。また、次の 150 ページとなりますが、節 21 補償補填及び賠償金に関連する立木等補償費として 8 万 9,700 円を支出しました。

ページ 148 に戻りまして、節 18 負担金補助及び交付金は、1,784 万 9,400 円を支出しました。主なものは、蓑谷ため池の事業となります、農村地域防災減災事業負担金 682 万円、150 ページをお願いします。上溝・中溝の二溝事業となります、県営水利施設等保全高度化事業負担金として 1,060 万 5,000 円を支出しました。

○教育課長（赤池寛子君） 目 6 農村環境改善センター管理費になります。

農村環境改善センター管理費につきましては、279 万 7,788 円を支出しております。令和 5 年度と比較し、6 万 1,261 円の減となっております。支出額につきましては、改善

センターの光熱水費、修繕料、施設の清掃・警備といった維持管理費の経常的経費が主なものとなります。

150 ページをお願いします。

節 10 需用費、修繕料の主な内容は、改善センター雨漏りの修繕 14 万 3,000 円になります。

目 6 農村環境改善センター管理費の説明は以上です。

○農林振興課長（浅田 徹君） 続きまして、項 2 林業費、目 1 林業振興費は、733 万 5,540 円を支出しました。また、節 12 委託料におきまして、森林環境譲与税を財源としました、民有林内路網補修事業 300 万円を原材料調達に期間を要したため、繰越明許としております。

節 18 負担金補助及び交付金は、314 万 7,200 円を支出しました。球磨地域林業振興・木材需要促進対策協議会負担金 4 万 7,000 円をはじめ、各種協議会負担金のほか負担金が主なものです。

152 ページをお願いします

みなと森と水ネットワーク協議会負担金 5 万円は、東京都港区と森林を有する自治体が、間伐材を始めとする国産材の活用を通じて森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることで、低炭素社会の実現を目的とする協議会で、加入市町村負担金を支出しました。

林業担い手対策事業補助金 112 万 8,000 円は、町内の林業事業体が雇用される林業従事者に対する担い手支援で、事業所が購入した刈払機、チェーンソーなど小型機械、防護着などの安全装備品に対し補助金を支出し、この財源には森林環境譲与税を充当しました。

次に、竹たけのこ生産支援事業補助金は、熊本県単独補助の特用林産振興事業で、湯前町竹材活用協議会に対し、竹林整備 0.99 ヘクタール、伐竹用チェーンソー導入 1 台に対し、125 万 1,000 円を交付しました。なお、同額を歳入の県補助金で受け入れをしております。

次に、節 24 積立金 405 万 8,070 円は、歳入のほうで令和 6 年度の森林環境譲与税 1,293 万 7,000 円を収入し、歳出では、先ほど説明した、林業担い手対策事業補助金と繰越明許としました。

民有林内路網補修事業 300 万円、60 ページに戻りますが、公有林管理費の委託料の中で、湯前町有林管理計画更新策定業務委託料 403 万 8,100 円などの事業に充当し、譲与税の残額を積み立てました。後年度の事業財源として活用していくこととなります。

なお、令和 6 年度末の基金積立金現在高は、890 万 3,703 円となっております。

以上で款 5 農林水産業費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから款5農業費の質疑を行います。

ページは135ページから152ページです。

○3番（西 靖邦君） 138ページですけども、節11の役務費の農業委員タブレット通信費ですけど、48万693円が計上されています。これは、令和5年度5万8,080円でしたけど、この増額はタブレット台数が増えたからですね。確認です。

○農林振興課長（浅田 徹君） 議員お見込みのとおりでございます。次のページの備品購入費で農業委員会タブレット購入、これ11台分となりますので、この分の通信費が増加したものととなります。

○7番（味岡 恭君） 農業振興費の146ページの負担金補助金及び交付金の中で、令和6年の9月に補正で組まれた、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金ですかね、それが1,041万7,000円だったですかね、その中で、不用額が約190万円出ております。目的を達成されたのか、減額されたのか、その辺の減額の不要金の訳をお聞かせください。

○農林振興課長（浅田 徹君） 先ほどご説明しましたとおり、この攻めの園芸につきましては、湯前の葡萄部会3戸の方の耐風性ハウスの導入というところでして、施設が完成したのが2月末となりまして、ちょっと補正予算で減額することができませんでした。が、計画時の事業費から、いわゆる入札ですね、入札残が発生したものととなります。ですので、計画どおりの施設は整備が行われております。

○7番（味岡 恭君） ということは当初計画されたとおりのあれで、金額が、その不用額がそれだけの金額が出たということで良いんですか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 味岡議員お見込みのとおりでございます。

○7番（味岡 恭君） 当初計画が甘かったとか、何とかはないんでしょうか。えらい減額が大きいもんですから、1,000万円に対して、190万円まで出たと、これが計画がずっと前に計画されてたのは別ですけど、補正で9月ですかね、補正されて9月に補正されてもすぐなもんですから、計画が何かどっか間違ってたのかなと思いますが、その辺の説明をもう一度。

○農林振興課長（浅田 徹君） この葡萄のですね、耐風性ハウス施設ですけども、事業計画段階でもやはり、見積の単価を採用されております。ちょっと私考えますに、物価高騰等が続いておりまして、見積段階では少し高めに設定をされた見積を立てられ、これを3社だったと思うんですけども、入札にしたら、競争性が作用しまして、事業費が落ち込む形になったそのように考えております。

○3番（西 靖邦君） さっきの攻めの園芸緊急生産対策事業補助金とあるんですけど、その攻めの園芸って先ほど葡萄とか言った、どんなが入るんですか。品種いうたらおかしいけど。

○農林振興課長（浅田 徹君） まずこの攻めの園芸というネーミングが私はよく理解できませんけども、県の単独事業として、主に果樹振興を、いろんな果樹、梨とか柿とかありますけども、品目が限定されていないようでございます。そういった事業となります。

○8番（倉本 豊君） 144ページの農耕車資格取得補助金2万円、1名ということでございますが、相当な対象者がおられると思っております、これなんか、もうちょっと啓発と言いますかね、してやらんと、申請制度でしょ。だから、もうちょっとこう、皆さんお取りくださいというようなことをやとかなと、まだ警察が動いていませんが、もし動いていたら大変なことになるんじゃないですかね。

○農林振興課長（浅田 徹君） 特に大型特殊と牽引もされている方もおられると思いますので、令和6年度は全戸にチラシを配布から旬報への掲載から町ホームページへの補助事業一覧掲載と、そういった広報をしているところですけども、おっしゃるとおり、対象者がですね、1名でございましたので、引き続きその周知の強化を図っていきたいと考えております。

○8番（倉本 豊君） 町がするのは大体そういう啓発ですよ、啓蒙ですよ。でもそれで本当に申し込んで来られる方がおられるのかということですよ。そこがもうちょっと何か、もう一押し良い案はないもんですかね。

○農林振興課長（浅田 徹君） 先ほどの答弁の中で、営農座談会での事業案内ということが言われておりました。もう1歩踏み込んだ周知または普及ということですけども、元々はですね、法令に基づく、本来取るべきものが取られていない方がもし乗っておられたら違法ということになりますので、町としましては、周知をまず強化していくと、そういうふうと考えております。

○8番（倉本 豊君） 誰か捕まったらそれこそ、みんな動きなっとかもしれんですけども、それプラスのその、これだけの補助は町がしてあげますので、どうぞお取りくださいということをですね、徹底してやっぱり皆さんに周知することですね。

○農林振興課長（浅田 徹君） 現時点で具体的にこのような方法をもってというお答えができないですけども、農業委員会の協力を得るとか、いろんな形でですね、普及・周知ですかね、免許取得の徹底を図っていききたいと、そういうふうには考えております。

○5番（椎葉弘樹君） 144ページの補助金一覧の中に、令和3年度まであった、特産品新商品開発支援事業というのが無いのが前から気になっていました。これ実施要領はしっかり作ってあるんですが、予算化されてないし、決算にも出てこないということで、それで総合計画等を見ますと、しっかりと事業があがってまして、総合戦略のほうにも第2期、第3期とあげられているのに、これ重要な事業なんじゃないかなと思うんですが、その辺りの担当課の考えについてお伺いします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 町の単独補助事業につきましては、湯前町農業振興検討委員会の中でメニュー立てをしまして、ほかにもですね、実際実績があがらなかった事業というのがあることでございます。ちょうど令和7年度が見直しの時期ということですので、6年度までの実績等を踏まえて、また単独補助事業の組み直しをしていくことで考えております。

○8番（倉本 豊君） 今のことにちょっと関連していきますが、中心経営体の出している補助、5年度で認定農業者で708万7,000円、今回は382万円、半分ほど。認定外で63万4,000円が55万2,000円、この少なくなった理由を何か考えておられますか。ただ単にその申し込みが少なかっただけでなくて。

○農林振興課長（浅田 徹君） 主に高額な機械の導入となりますので、これ以前に申請もある程度進んで、ちょっと落ち着いているのかなと考えておりますけども、今後、引き続き農家さんのですね、要望等を聞きながら、この機械と施設の補助につきましては、また考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○8番（倉本 豊君） 色々私も聞いてみたんですが、非常になんちゅうですかね、ノルマがあったり、もちろんあるわけですが、そういうことを踏まえてですね、手続きが面倒だったり、そういうことでもう申請しない、というような意見がかなりあっていました。あれいつだったですかね、認定農業者の方々との意見交換をした時もそういう意見が沢山あったわけですので、今回その事業の見直しをされるということですので、補助事業の、そこら付近も検討されたいかがでしようかね。って思いますがいかがですか。

○農林振興課長（浅田 徹君） 倉本議員がおっしゃるとおり、これ目玉事業になりますので、今年度も第1回目の検討協議会をしたところでございます。その中でも、規模拡大要件でありますとか、3年に1度しか事業ができないとか、或いは上限額が適正なのか、こういった議論を今進めているっていうところでございます。その中で、新しい形ですね、継続した事業を考えていきたいと、かように思っております。

○8番（倉本 豊君） 町長も農林業が本町では一番というふうに毎回毎回おっしゃっておられる割には、出し惜しみされているような感覚に私はなっておりますんで、そこら辺をですね、検討委員会されのほうで検討されると思いますが、十分に練っていただけて、借り良いちゅうですかね、借りがっての良いような、補助事業にしていいただければというふうに思っております。

○町長（長谷和人君） 申しましたように、検討委員会、今年度で実施予定を3回ほど計画しておるところでございますので、今ご意見いただきました分についてはですね、しっかりと検討はさせていきたいというふうに思っております。使いやすいというふうなお話もあったところでございますが、本町のですね、中心を成す農業の補助でございますので、しっかりとその申請関係についてもですね、簡略できるところは簡略はさせ

ますし、それから導入された後、しっかりとそれもお使いいただくというふうなこともすべきというふうに思っておりますので、そこら辺も含めて、ご意見を伺いながらですね、より良いものを作り上げていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） ぜひ検討委員会の中で検討されたと思いますが、過去補助してやった機械が眠っているというようなところは私は見かけておりませんので、それなりに皆さんちゃんと必要だから補助を貰って購入されていますし、ちゃんと利用もしておられるということだと思っております。今検討委員会の話が出ましたので、検討委員会監査の中で会議が開かれていないということですがどういうことですかね。

○農林振興課長（浅田 徹君） 監査で指摘事項としてですね、会議が開催されていないという書きぶりでもございましたけども、ちょうど中間年度に当たったというのも1つあるのかなと感じております。実績から言いますと、令和7年の3月にですね、鹿本の農業共同組合の担い手支援センターというところに研修に行くということでご案内しましたけども、やはり農家の方は忙しくてですね、お1人の方しか参加できなかったということがあります。これ取り戻すっていう話ではございませんけども、今年度はちょっと3回に回数を増やしてですね、しっかりとした検討を進めていきたいと、かように考えております。

○8番（倉本 豊君） おそらく何か諮問事項がなかったのかなということでは思っておりますが、町長は何事にしてもですね、これは検討委員会で決定したことからっていう逃げ道の口上をいつもされますんで、ぜひですね、3回と言わずに、その諮問もでしょうけど、今後の農業の町の農業の施策の要を決めていく委員会ですので、ここはフルに活用してですね、何回会議をやっても私はいいと思っていまして、その3回とか4回とかじゃなくて、とにかく町の今大変農業、私は一番危惧しているのは畜産なんですけど、そういう問題も含めてですね、検討委員会の中で検討されたいかがでしようかね。

○町長（長谷和人君） 私もそれ同様の考えでございまして、現在の制度もですね、この検討委員会でいただきましたものをですね、そのまま実はスライドしてきています。私が出した時のですね、採択条件が厳しく、検討委員会でされていることもあるんです。ですから、私としては良いものを今のところは出してですね、動かしてるというふうに思っておりますんで、今倉本議員がおっしゃった、3回と先ほど申し上げましたけども、それなりのものが出てくるというふうに私も思っておりますんで、その出てきましたご意見についてはしっかりと受け止めて、今年度中にですね、その答申をいただいて、そしてその制度設計にですね、結びつけていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（金子光喜君） お諮りします。

議案調査のため、明日 9 月 13 日から 9 月 16 日までの 4 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 13 日から 9 月 16 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第 1 号、「令和 6 年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9 月 17 日午前 10 時に開きます。

議事は、決算認定を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後 3 時 02 分

第 4 号

9 月 17 日（水）

令和7年第8回湯前町議会定例会

[第4号]

令和7年9月17日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第1号 令和6年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平
3番 西 靖 邦
5番 椎 葉 弘 樹
7番 味 岡 恭
9番 山 下 力

2番 吉 田 精 二
4番 遠 坂 道 太
6番 森 山 宏
8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	栃	原	秀	明	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	黒	木	博	行	保	健	福	佐	藤	由	美
建	設	課	高	木	堅	介	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	課	赤	池	寛	子	農	林	振	興	課	兼	農
													業
													委
													員
													会
													事
													務
													局
													長

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 8 回湯前町議会定例会、第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 6 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、議事を続けます。

ただいま、歳出、款 5 農林水産業費の質疑の途中です。

ページは 135 ページから 152 ページです。発言を許します。

○4 番（遠坂道太君） おはようございます。142 ページ、農業振興費、負担金補助及び交付金、湯前町農業再生協議会の補助金について伺います。再生協議会は、地域の水田収益や地域利用集積、耕作放棄地の再生など、地域農業の振興を図る上で重要な役割を担っています。そこで再生協議会の目的と役についてまず、数字については、監査委員のほうで、監査をされていると思いますけれども、一応、協議会の目的と役について、お尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 湯前町農業再生協議会ですけども、基本的な経営所得安定対策の運用を図る、事務的な組織というふうに考えております。詳細は、必要でしたら、後程お答えいたします。

○4 番（遠坂道太君） この再生協議会の補助金ですが、私の調べたところで経営所得安定対策推進事業が主になっていると思いますが、他何かプラスで入れていらっしゃるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） まず経営所得安定対策のほうで、水田活用と畑地化事業という 2 つの事業項目ございます。それと、担い手対策もですね、一応この協議会のほうでやっているということになっております。

○4 番（遠坂道太君） 先ほど経営所得安定のための 1 つの協議会というようなことで、答弁されましたけれども、これにつきまして湯前町の農業施策等についても、今後協議をされ、町長のほうに答申されていくというような考えはあるんでしょうかね。

○農林振興課長（浅田 徹君） 今後の町の農業振興ということでございますけども、別途あります、農業振興検討委員会、こちらのほうで主に検討を進めているところでございます。

○4 番（遠坂道太君） すいません。引き続き 148 ページの畜産業費で、繰越明許で畜産飼料価格高騰対策支援金につきまして、お伺いします。これ 5 年度の支援金というこ

とでくると思いますが、6年度はなかったということで、私も理解しておりますけれども、年々畜産農家が減少しているということは、でございますので、やはり、できる範囲の、今後ですね、取られるべきことがあればですね、検討していければというに、もう町長にまずこれだけはお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。これ繰越事業で、400万円ほど支出していると、それでいわゆる6年度は、事業を実施してないという意味でございました。申し訳ありませんちょっと、いやそうやっていうことではございませんし、畜産関係につきましては、当然本町の独自の事業等も進めておるところでございますので、引き続き、これにつきましても先ほどの質問にございましたけども、検討委員会の中でも、そこら辺も取り上げていただいて、町長のほうに答申していただければというふうに思っているところでございます。

○4番（遠坂道太君） やはり、今年もまた1件、酪農家が減っておりますし、やはりこういう中で、やはり湯前の農業の1つの柱という形になっておりますので、それも今後検討していただければというふうに思っております。

○7番（味岡 恭君） 148ページ、農地費の12の委託料で、基盤整備関連の育成と促進計画作業業務委託等が組んでありますが、6年の6月の補正で、460万円ばかり補正されたかと思えます。そのうち、不用額が164万円ぐらい不用額が出ております。なぜ不用額が出たのかご説明をお願いいたします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 基盤整備関連経営体育成等促進計画作成業務委託料というところで、当初ですね、中部地区、それから松下地区、この2つ地区を対象としまして、計画策定をですね、進めていたところでございますけども、事業規模、それから採択要件等を鑑みまして、2つの地区を一本に合わせましてですね、計画を立てたほうが、合理的であるということになりまして、この委託費が減額、圧縮される形となりましたので、不用額が発生したものとなっております。

○7番（味岡 恭君） 当初からそういう計画はできなかったんでしょうか。何か、2つに分けた、なぜ分けたのかを説明をお願いします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 先ほどと繰り返しになりますけども、事業の規模ですね、面積の大きさ、それから採択要件と県のほうからも色々アドバイスをいただきまして、一本化したほうが採択も有利になろうと、そういったことで年度途中での変更となったものでございます。

○8番（倉本 豊君） 146ページ畜産奨励補助金ですが、6年度は283万6,000円、5年度が152万円程度だったと思っておりますが、130万円ほど伸びております。これ確か優良牛だけでなく、ほかにも出したほうがいいんじゃないかということで、そういうことになったのかなと思っておりますが、詳しい説明をお願いします。

○農林振興課長（浅田 徹君） 畜産奨励補助金ですけども、令和6年度が見直しの初年度となりまして、事業の内容も少し変わったところがございます。議員ご指摘のとおり、令和5年度が152万1,000円というところで伸びたわけでございますけども、繁殖牛、元牛の導入が32頭、それから連合子牛品評会の出品の補助が15頭分、これら合わせまして、283万円ということになったものでございます。

○8番（倉本 豊君） 導入が結局は進んだということで、効果があったというふうに解釈していいんですかね。今までは奨励牛にしか出せなかった奨励金を、一般牛にまで出したということだったと思いますが、導入が多く進んだのであればいいんですがね。

○農林振興課長（浅田 徹君） すいません。先ほど令和6年度に事業の見直しの初年度と申しましたけども、令和7年度からが正確なことということで、まず修正をさせていただきます。それからこの事業の伸びですけども、ちょっと対前年比較の検討をまだしておりませんので、お調べして総括の時に答えさせていただければと思います。

○8番（倉本 豊君） とにかく、その畜産には相当な覚悟で応援をしてやらんと、今何回も申し上げますが、大きい畜産農家もかなり廃業を予定されており、廃業されたり廃業を予定されておりますんで、この問題を真剣にですね、やっば取り込んでいく必要があるんだろうというふうに私は思っておりますんで、畜産の、先ほどの飼料の高騰のあれも、国からだけの部分ですが、ほかにもいろんな支援策があるんじゃないかなというふうに思っています。そこら辺について、町長にもご見解をお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今多頭飼いの方が、今お話がございましたように、今もう減頭の方で動いてらっしゃる農家のことも承知しております。当然この制度の見直しというところもあるのかなというふうに思っておるところでございますが、その中でやっぱり一番気がかりになっているのが、後継者がいらっしゃらないと、これが一番の課題というふうに私としては認識しております。事業継承といいますか、ご自身のお子さんか親戚筋あたりもですね、そういうふうにして後継者になればいいんでしょうけども、なかなか難しい部分がございます、それができないということで、やはり1つには、個人の農家の方が、畜産農家の方が、どこまで畜産農家として頑張っていたか、そのためには、今倉本議員がおっしゃるような制度の充実というのも含まれるというふうにも思っておりますし、これ本町ばかりではございませんで、日本全国の畜産農家がそういうふうにもなっている。それと、1つには、もう1つの原因といたしましては、畜産の価格ですね、これが低下価格に推移している。それとさっき言った遠坂議員おっしゃいました、その資料あたりの補助金も当然あるかと思うんですけども、それにもう間に合っていないような状況であるということで、なかなかその1頭の価格が上がってくれば、当然その後継者になる人も未来が、経営的な安定ができるということとなりうるかというふうに思うんですけども、なかなかこう色々複雑な状況も入

り組んでいるのかなというふうにも思っておるところでございます。この点について、以前からこういうお話をお聞きしましたので、県のほうの要望に行きました折にもですね、こういうお話もさせていただいている経緯でございますので、引き続きその部分はですね、十分私もお話を聞いておりますので、しっかりと上ほうを導きながら、より良い制度の拡充ができないかどうか、そんなことも含めて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款5農林水産業費の質疑を終わります。

款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 款6商工費の説明をします。ページは151ページから160ページとなります。151、152ページをご覧ください。

款6商工費は、予算現額4億1,703万3,000円に対し、2億6,510万4,386円を支出しました。歳出合計における割合は5.4パーセント、予算現額に対する執行率は63.6パーセントになります。令和5年度と比較して1億435万5,316円の増となり、増の主な要因は、湯前駅レールウイング複合施設再整備事業や物価高騰対策事業によるものです。以下項、目ごとに説明します。

項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,621万3,787円を支出しました。企画商工観光係の職員3名分の人件費となります。

目2商工振興費は、1億5,260万9,056円を支出しました。湯前駅レールウイング複合施設再整備事業のほか、避難防災交流施設などの指定管理料や物価高騰対応に伴う、くらし応援券事業に係る経費が主なものでございます。節ごとに説明をします。

節1報酬につきましては、くらし応援券事業に伴う会計年度任用職員の報酬に304万5,112円を支出しました。このほか、会計年度任用職員の人件費につきましては節3職員手当等、節4共済費、節8旅費、費用弁償を支出しています。

153、154ページをご覧ください。

節10需用費につきましては、131万103円を支出しました。くらし応援券事業に伴う消耗品費や印刷製本費が主なものです。また節11役務費では、75万3,521円を支出し、くらし応援券発送に伴う通信費として64万6,669円を支出しました。

次に、節12委託料は1,870万5,695円を支出しました。主な支出として、湯前町避難防災交流施設の指定管理料475万6,885円、湯前駅レールウイング指定管理料411万8,740円を支出しました。1つ下のワーケーション推進事業委託料に662万7,000円を支出しました。令和4年度から継続事業として行い、IT関連企業を中心に15社24名がワーケーションを体験されました。また、2月には地方創生に興味がある企業向けに対し、

ビジネスカンファレンスをオンライン形式で2日間開催し、延べ30社が参加されました。次に、令和7年度に建設しておりますサテライトオフィス建設事業に伴う実施設計委託料として311万3,000円を支出しました。

節14 工事請負費は、湯前駅レールウイング複合施設再整備工事の前払金8,970万円を支出し、1億1,230万円を翌年度へ繰越をしております。

節18 負担金補助及び交付金は3,725万3,500円を支出しました。主な支出としまして、一番上の商工会補助金は、くま川鉄道全線開通に見据えた商品開発や商品パッケージ作成などの事業を行うため、通常補助金650万円と別に200万円を追加し補助を行いました。次に、人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金は、熊本県と国際協力機構J A I C Aのサポートのもと、人吉球磨地域の課題解決や各市町村が個別に抱える課題に対し201万8,000円を支出しました。1つ下の湯前町事業承継サポート事業には、承継3年目の方に月6万円を2名、承継2年目の方に月8万円を1名に支出し合計240万円を支出しました。

155、156 ページになりますが、

物価高騰対策事業としてゆのまえ暮らし応援券事業を行い、1704万6,500円を支出しました。令和5年度から補助制度を創設しました、商工業振興補助金については、3事業所に対し455万9,000円を支出しました。なお、この補助金では、1事業所が交付決定後に年度内の事業完了を目指しておりましたが、国の承認が遅れ、年度内着手ができず、補助金の取り下げ申請が行われたため不用額が発生しております。商工会青年部AR事業補助金については、本町の賑わい創出や、くま川鉄道全線開通に合わせた、仮想空間を創り出すAR事業に155万円を補助しました。プロモーションビデオを製作し、HPやSNSでの発信、また漫画フェスタでのAR体験が実施されております。令和6年度から事業の創設を行いました、サテライトオフィス等進出支援事業補助金については、月額5万円を上限とし、1年間は全額、2年目及び3年目は補助対象経費の2分の1を補助するものですが、令和6年度は包括連携協定を締結した1社の企業に対し、事務所家賃相当額を補助しました。

目2 商工振興費の繰越明許については、ワーケーション推進事業委託料に249万8,000円を湯前駅レールウイング複合施設再整備実施設計委託料1,368万3,873円を支出しました。

目3 観光費につきましては、7,536万6,855円を支出しました。主な支出は、地域おこし協力隊の人件費のほか、WEB上で本町の観光PRを行うための広告料や観光施設の指定管理料、イベント実行員会への補助が主なものです。

節ごとに説明をいたします。

節 1 報酬につきましては、710 万 3,419 円を支出しました。避難防災交流施設湯〜とびあ及びグリーンパレス公園に従事する地域おこし協力隊の報酬となります。このほかに地域おこし協力隊の人件費としては、節 3 職員手当等、節 4 共済費を支出しております。

節 7 報償費は、本町の観光 P R 事業にかかる経費として 17 万 5,500 円を支出しました。

節 10 需用費は、343 万 9,312 円を支出しました。主な支出につきましては、印刷製本費で観光パンフレットの増刷に 89 万 8,150 円を支出しました。次に、観光施設等修繕料では、湯楽里非常用発電機の修繕や観光施設外灯の修繕などに 152 万 3,819 円支出しました。

節 11 役務費につきましては、1,323 万 1,102 円を支出しました。主な支出については、W E B サイトにおいて、本町の知名度アップを図るため、P R を行なった広告料が主なものでございます。

節 12 委託料は、1,479 万 8,388 円を支出しました、主な支出につきましては、キャンプ場を含めたグリーンパレス公園一帯の施設管理に伴う指定管理料の 1,355 万 1,318 円でございます。このほかに、令和 6 年 9 月に開催しました、地図と G P S アプリを使って町内を周遊し、チェックポイント競いあうロゲイニング運営委託料に 49 万 9,400 円を支出しました。県内外から 37 名の参加があったところでございます。

節 17 備品購入費に、グリーンパレス公園の芝を管理する乗用芝刈機 1 台を購入しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、広域連携による各観光協議会などの負担金をはじめ、漫画フェスタなどのイベント実行員会への補助金に 3,110 万 6,624 円を支出しました。

上から 3 つ目、湯前町観光物産協会補助金につきましては、物産協会の人件費のほか、ふるさと便や関東・関西ふるさと会など町と連携する事業などに 480 万円を支出しました。下から 2 つ目、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金につきましては、事業費に 419 万 3,000 円、事務費分として 159、160 ページになりますが 118 万 6,000 円を支出し、人吉球磨の観光振興に資する事業に支出しました。イベント実行委員会補助金では、11 月に開催した漫画フェスタや熊本県と共催で開催した夏目友人帳声優トークショーに 1,106 万 7,624 円を支出しました。下から 3 つ目、キャンプ場等誘客事業補助金は、湯楽里株式会社が業務の効率化と顧客管理の観点から宿泊管理システムを試験導入するためのシステム導入サポートとして 272 万 7,000 円を支出しました。観光施設修繕補助金については、548 万円を支出し、キャンプ場内にあるトイレの洋式化と施設内の立木伐採の経費に対し補助を行いました。

最後になりますが、繰越明許につきましては、節 14 工事請負費に湯楽里株式会社の温泉泉源の揚水ポンプ更新工事に 473 万 2,815 円を支出しました。

以上で款 6 商工費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから款6 商工費の質疑を行います。

ページは151から160ページです。

○1番（田山幸平君） おはようございます。ページが154ページ、商工振興費の中の委託料のですね、ワーケーション推進事業料についてお尋ねするんですけども、契約先はiroha.さんだと思ひまして、6年度の実績が、誘致15社24名というようなご説明がありましたが、この方たちって言われるのは、実際に何日ほど滞在されてだとか、町内に来られてどのような利用といたしますか、過ごし方をされたのか、お尋ねいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） IT関連の企業さんということで、2泊3日から3泊4日のスケジュールで、ほぼ東京首都圏とオンラインでのお仕事をされたりとか、あとそれぞれの企業間との交流も兼ねて、同じ部屋でオンラインの仕事をさせていただいているので、企業間との連携を湯前でされている。ITさん、企業さんっていうのは、それぞれの企業でもオンラインで仕事されるところがほとんどでございまして、対面で仕事をされるっていうことがなくてですね、そういうワーケーションを通じて、企業間のレベルが上がったとか、士気が増えたとか、好評の反応をいただいているところでございます。

○1番（田山幸平君） 来られてのなんでしょうかね、活動の仕方なんかとは理解したんですけども、2泊3日ぐらい滞在をされているということで、ちょっとなかなか町民の方に理解がおよんでないかなとちょっと心配するところでありまして、この滞在期間中、来られた方々のなんでしょう、実際にお話をされた内容からなんですけども、宿泊とか移動経費だとか、一切費用がかかっていないというようなことを伺っております。これなんでしょう。まずは来てもらうとかですね、無償で来てもらうとかいうようなことも含めてなのか、ちょっとこのあたりについて、どういうふうに誘致っていうか、来られている方は、どのようにしてお呼びしているのか、その部分をお願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず誘致の方法につきましては、やはりiroha.さんと委託契約をしておりますので、iroha.社から企業さんにアプローチをかけていただいています。本町もPRを含めてですね、やっております、その中でワーケーション自体はですね、湯前町をまず知ってもらおうという趣旨で実施しておりますので、今後誘致に向けてはですね、今行っています、令和7年度行っています、企業誘致の委託料を別にやっております、そういう企業さんを含めてですね、事業を展開しております、ワーケーションの企業さんが興味があるということであればですね、またそういう、企業誘致に向けての動きってのはできるのかなと思っていますけども、なかなかワーケーションっていうのが、企業さんの経験があまりないところもございまして、そういうところですね、今令和7年度から本格的に企業誘致に向けて動かしているというところでございます。また町民向けの、町民さんの交流ですね、そういうところにつきし

ましては、今サテライトオフィスを展開しておりますので、建設をですね、そういうところも含めて、今後町民の方も一緒になって町の課題解決とか、そういう産業の発掘とか、そういう部分を今後、その拠点として、サテライトオフィスのほうでですね、できればなということで今動いているところでございます。

○4番（遠坂道太君） 田山議員の関連になると思いますが、今課長から答弁されたように、私もどのように企業にアプローチされたかというのをまず聞こうと思ったのですが、1つは湯前の立地の魅力を、やはりPRをしてもらうことということで理解したいところでございますが、まず今後ですね、誘致に向けた環境の整備と支援策について伺いしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず今年度の事業となっておりますけれども、企業さんとの面談をここ4月からやっております、今10社程度面談をさせていただいております。地方創生に興味のある企業さん、また営業の範囲内でお話を聞かれている企業さん、それぞれ温度差はあると思うんですけれども、そういう企業さん向けにですね、今積極的に担当係のほうで面談を行っております。もちろんそこには町が今独自で行っています、企業誘致に向けての補助金の制度の説明とか、また2月にカンファレンスをしましたけれども、熊本県の企業立地課さんの、県としての企業誘致の補助金の説明とか、そういうのを様々にやりながらですね、今企業誘致に向けての動きを進めているところでございます。

○3番（西 靖邦君） 152ページですけども、款6商工費の不用額なんですけども、1,813万614円です。これ令和5年度よりも約840万円増えております。こうした不用額の発生を踏まえてですね、次年度の予算編成にあたってより実態に即した精査を行い、急な支出等については補正で対応するなど、より適切な予算編成に繋がるようご配慮いただければと存じますが、その辺はどうでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 観光費の不用額がということでございますけれども、まず不用額が一番大きかったのが、工事請負費の800万円ということで、この部分については、債務負担行為で今回工事を今レールウイングのほう行っております、出来高の部分認定、年度内で認定する部分もあったもんですから、予算を残していたということで不用額として残っております。それと負担金補助及び交付金の事業を、商工業振興補助金が、やはり予定していた年度内竣工できなかったということで、300万円の不用が残ったということで、多く不用額が残ってしまったということでございます。予算の執行についてはですね、適正に担当係のほうでもやっておりますので、今後も不用額がないように、努力はやっていきたいと思っております。

○3番（西 靖邦君） 156ページですけども、節12湯前駅レールウイング複合施設再整備実施設計業務委託料について伺います。今回ですね、1,368万3,873円が計上されて

います。これは前払いを含めて委託の委託料の総額は幾らになるのか、また、その金額は請負工事費のおよそ何パーセントに相当するのかについてもお尋ねします。併せて、この工事費に対する委託料の水準は妥当とお考えか、その辺の所見を伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず繰越事業で行っています、業務委託につきましては、最終的に請負額がですね、1,832万9,000円になっております。工事を受けておりますところから考えますと、5パーセントが委託料ということでなっているところでございます。高いか安いかわかるところで西議員が言われていますけれども、本町のまず基準ですけれども、国交省が定めています、業務報酬委託というのが公表されております。それに基づきまして、新築と改修につきましては、それぞれの業務の人数をですね、積算で出しまして、それを入札のところではかけるところで妥当ではないかというところで考えているところです。

○3番（西 靖邦君） 私も妥当やと思っています。大体多目的ホールとかいうのは、いろんな設計でありますけども、大体3パーセントから15パーセントかかるんですよ、それで今のルールウイングみたいに空間が大きくてですね、詳細設計があんまりいらない、構造設計もいらないということで、多分5パーセントは妥当かと思います私も。次の質問します。同じく、そのルールウイングの件なんですけども、節12ですけども、概要とかですね、意匠図、構造図、設備図を含めた実施設計図について、全体でおおよそどの程度の図面になっているのか伺います。併せてですね、この委託料における図面1枚当たりの平均単価はどのようになっているのか参考までお聞かせください。なお、平面図、立面図、断面図、各詳細図から数によって基本料金が異なることは、私も承知しておりますが、その点も含めてご説明いただければと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 図面枚数につきましては、116枚になります。大屋根、付属、床改修を含めまして、全体で116枚になります。意匠図、構造図、電気機械設備の図面、トータルの図面となります。請負額でいきますと、1枚の単価は13万6,000円程度というところで、なっているところでございます。

○3番（西 靖邦君） 13万6,000円ってことは、経費とかいろんなやつも、技術料も含めた話ですよ。わかりました。

○5番（椎葉弘樹君） 158ページの、ロゲイニング運営委託料についてお尋ねします。決算ベースで見ますと、令和4年度が100万円、令和5年度が80万円、令和6年度が49万9,400円ということで、だんだん減少していますと、そこで、令和6年度の実績が、その令和4年度と比べて半分程度になっている理由について、まずはお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ロゲイニングの回数、規模なんすけども、半分になっているということで椎葉議員ご指摘なんですけれども、ロゲイニングが令和4年度、

湯前が、ちょうど郡内で行っているのがうちだけだったということもございまして、ここは誘客を含めてですね、やろうということで、100万円の予算を組ませていただいております。ただ水上さんとか人吉さんのほうでですね、ロゲイニング大会がそれぞれ行われるようになりまして、集客が減ったというわけでもないんですけども、お客様が同じ方が来られたりとか、そういう方があったということも踏まえまして、ちょっと事業を縮小しようかと。それは郡内でそれぞれ回っていただけるので、そこも含めて事業の評価を考えたときにですね、半分程度、50万弱の予算で、今回令和6年度は動いたところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 令和4年度における、町長の施政方針、当初予算の説明の中には、交流人口・関係人口の拡大というのが1つありました。また、消費喚起に繋げるのが目的ってことで、主に2つがですね、目的とされておりました。そこで付属資料見ますと、毎年度関係人口の創出に努めたという記載がございまして。先ほど説明を受けました、総勢37名の参加があったということで、町外からは何名ぐらいの参加があったんでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ちょっと資料をですね、ちょっと持ってきておりませんので、後から説明をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○5番（椎葉弘樹君） あとですね、消費喚起の部分で、宿泊利用や飲食について、経済効果として算定できる実績、これについても確認をしたいと思います。実際37名のうち、町外の方が何名来られて、何名の方が宿泊され、どのくらいの飲食の消費があったのかについてももしわかっている範囲でお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず37名の参加のパーセント程度でちょっと分かればということで、県内が64.9パーセントの方が県内です。福岡・宮崎がそれぞれ8.1パーセント、鹿児島から16.2パーセント、佐賀から2.7パーセントということで来られております。一応宿泊の方も何名かいらっしゃったということでございまして、そこ付近の経済効果、もう1回ちょっと資料をお持ちして、後から説明させていただきたいと思います。

○5番（椎葉弘樹君） 本町において、令和4年度から6年度まで事業を実施しているわけですが、付属資料見てもなかなかこの実績のところが確認できなかったものですから今確認したところでした。最後にですね、町長の所信表明においては、このロゲイニング事業を引き続き開催するというふうに言われていました。また、第6次総合計画後期計画の中でも、このロゲイニング事業というのが示されており、観光資源や魅力を効果的に発信することが必要と示されているところです。これ令和7年度以降、今後の対応についてですね、どのように考えておられるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 令和7年度以降の対応なんですけれども、やはり各近隣の町村で同じような展開をちょっとやっていっているというのがあってですね、事業の効果を踏まえたときに、また関係人口の交流、交流人口の交流を含めてですね、まだ違う方法もあるんじゃないかということで事業の成果を見極めまして、来年度、令和7年からの事業については、今予算的には未定ということでございます。

○5番（椎葉弘樹君） これ町長にお尋ねしますが、町長はその所信表明等でですね、ロゲイニング事業、しっかりとやっていきたいということだったんですけど、最近のこの状況を見ますと、ちょっと事業実施、ちょっと別の方向を、角度でやっていったほうがいいんじゃないかという担当のご説明でした、本町においてこのスポーツイベント、スポーツレクリエーション関係のイベントについて、町長の何か思い等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 実は今課長が答弁しましたように、本町が人吉球磨では第1番目でございます、私第1番が大好きなものですから、すぐ取りかかろうということで関係人口創出という形で実施しました。2か年にわたってはですね、順調にいったんですけども、他町村が、悪い意味ではございませんけども、うちの状況を見られてですね、真似をされたということで、そちらのほうにも、逆に言うと、他の町村がバージョンアップされてですね、行かれたということで残念ながら40人を切っちゃっているという状況がございましたので、1回ちょっとここは見直そうやということで、7年度は、予算のほうをちょっと休止したというふうな状況がございます。それからもう1点、7年度におきましてはですね、スポーツ関係で今椎葉議員がおっしゃったので、もうお答えしておきたいと思っているんですけど、実は自転車でございますけども、これも昨年度まで実施したところでございますが、本年はですね、見送っております。と言いますのが、本町の場合は夏場において事業実施するという方向で動いていたわけでございますけども、今年はですね、紅葉の季節に合わせてくれないだろうかというお話がございまして、とてもとても紅葉時期ということであれば、10月11月になってまいりますもんですから、当然このフルーティーロードと言いますか、ここは何と言ったらいいいんだろう。ふるさと農道沿いでのですね、いわゆる農業をされる、いわゆる水稻の収穫期にもなってまいりますし、いろんな形でちょっとご迷惑をおかけするパターンがあるんじゃないかということで、実はそちらのほうも、さっき言いましたように見送ったところでございまして、今後熊本県の自転車協会ですね、これ高校生のなんですけども、私としては実施したいという方向であるわけでございますけども、関係人口創出、これ特に泊りがもうほとんどゆのまえ温泉湯楽里合宿棟を使っておられますし、それから食事等も、競技の前、それから競技後におきまして、飲食を町内でやってくれる、それからガソリンスタンドでも、当然燃料を補給してくれるというところがございましたので、私としては実施

したいところでございますけども、そういう事情がございます、今年は、確かに五木村に行ったのではなかろうかなというふうに思っております。ただ五木村もよくわかりませんが紅葉の季節になると、相当土日はですね、紅葉狩りと言いますか、そういうところがあるので、支障をきたす場合もあるんじゃないかなというふうに思っております。ただ私としては、前向きには考えておるところでございますので、引き続きそこら辺はですね、自転車連盟ともですね、協議しながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○4番（遠坂道太君） ページ154 ページの商工振興費で、商工会補助金 850 万円について伺います。当初は 650 万円ということで上がっておりましたけれども、令和6年度から新たに商工会が観光振興事業を立ち上げられ、くま川鉄道の全線に向けた商品開発に対する補助金 100 万円というふうに説明がありました。そこで商品開発でパッケージとほかにどのような商品の開発がされたのか、またそれについての、どのような成果が持たされたのか、それにつきまして伺いたしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 商品開発につきましては、2 事業者が取り組まれておられます。またパッケージ関係についてはですね、漫画の町にちなんだ、パッケージを作成するというので、コンサルティングを商工会のほうに委託をされて、その成果をいただいているところでございます。

○4番（遠坂道太君） 今説明がありましたけども、パッケージと那須良輔先生の漫画を使ったようなパッケージと私もお店で買ったときありましたのでそれを見ましたけれども、また今後ですね、やはり考えていかれるというのはというのは、せっかくゆっくんとユノマエさんという方が、今バッチはあります。1つユノマエさんのですね、この前課長にも一言話したように、小さいぬいぐるみじゃないですけども、物を作って、そしてたら女の子、女性が、若い女の子が可愛いなという子もおりますので、やはり今回はそういった向けの形の物を作っても、考えてみられたらということを思いますけど、担当課長としてはどのように考えておられるか伺います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 商工会の商品開発向けの補助金ということで、昨年令和6年度と令和7年度、今年度も事業展開をいただいているところでございます。くま川鉄道が来年、上半期に全線開通するというので、商工会としても、何らかの動きをお願いしたいということで、こちらのほうから打ち合わせをする中でですね、話をさせていただいたところでございます。ゆっくん、ゆのまえさんということで、うちのキャラクターの使用ということも踏まえまして、今後商工会さんと打ち合わせする際はですね、そういうご意見があったということでお繋ぎをしたいと思います。

○4番（遠坂道太君） 成果のほうですね、どのような成果が商品開発においてですね、あったのか。その辺ちょっと伺いたい。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 商品開発の成果ということでもありますけれども、まだ来年のくま鉄さんの全線開通に向けたということでございますので、まだ成果としては商品を売ったりとかはされてないようですけれども、事業者については、それに向けた商品開発、商品を開発されたということで、認識しているところでございます。

○4番（遠坂道太君） くま鉄の開通に向けての2社がですね、そういうような取り組みをされているということでございます。次のちょっと質問に入らせていただきますが、湯前町事業継承サポート事業240万円につきましてお伺いしますが、4年度は2人、5年度は1人ということで3人で、6年度は0だったというふうに私も聞いておるんですが、今後承継される申請は出てくるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今年度1名、令和7年度1名、令和8年度1名の見込みで、今事業者のほうからは聞いているところでございます。

○4番（遠坂道太君） 今後1名でも数名でも何名かですね、出て来ると、こういった形で出ていくんじゃないかなと思いますけれども、1つの一定のやり方というのはあると思いますけれども、やはりもう結構商店街のほう、空き家が、結構空き店舗が多くあると思いますけれども、町のホームページ等を活用してですね、都会向けに湯前でお店をやってみませんかとか、そういう思い切った募集をしてみたらどうでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 空き店舗ということで、利活用のホームページということでございますけれども、やはり店舗を改装するには、やはり事業資金等も必要でございますし、それぞれの経営者の方が事業を継承するということでご相談があればですね、いろんな補助制度の説明とか、そういうのを踏まえて、お考えになられるんだろうなと思っておりますけれども、本町においてもですね、担当係のほうでも、今後継ぎさん、事業承継をしていただける制度、この事業制度をサポートすることによって、後継者の方が帰ってきているという実態もございますので、まずはそちらを優先的にさせていただきながら、今後の展開についてはですね、空き店舗も含めまして、商工会と協議をしながら、やっていければなと思っております。

○4番（遠坂道太君） 今課長から説明いただきましたけれども、もし来ていただくのであれば、財政の支援ってのが非常に必要になってくるんじゃないかなと思うわけですよ、やはり先ほどもワーケーションの形も言われたように、いろんな補助金の説明とか、そういう形もしてやるというふうな形でございましたので、やはり昔の賑わいまではいかないかもしれませんが、ある程度やはり、湯前町が賑わうような形の中での取り組みを今後やっていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（金子光喜君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます

ただいま、款6商工費の質疑の途中です。発言を許します。

○4番（遠坂道太君） 160ページでございます。観光費、負担金補助及び交付金で、キャンプ場誘客促進事業について伺います。他町村のキャンプ場との差別化を図るということで、今赴任されております協力隊を中心にSNSと情報発信、マルシェの開催で誘客に努められたようですが、どのような目的のマルシェだったのか、それについての成果はどうだったのか、それについて伺いたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） マルシェの目的ということでございますけれども、町主催じゃないところで、グリーンパレスの施設を貸すというところで、1つの目的としてはですね、マルシェの経営はまた別の団体さんがおられて、そこでグリーンパレスのキャンプ場を使わせてもらえないかというご相談がございまして、そこに50店舗ですかね、マルシェでいきますと、県内有数の数が多かったということで、地域おこし協議会のほうから聞いておりますけれども、そこにあることによって、集客が増えたということでございますので、目的とすれば、町の目的とすれば集客、町を知っていただくことが大事、それと併せて、湯楽里とグリーンパレスの拠点ということで、お客様が認知されたのではないかなというところで考えているところでございます。

○4番（遠坂道太君） ほかのところが中心とされたということでございますが、やはり、湯前町もですね、こういうふうないろんなお客さんが来てくれたということが1つの流れだというふうに思いますけれども、今後ですね、やはりこういうされるような人が寄ってくるような形のマルシェをやれるところとの色々協定をしながら取り組んでいて、していただければというふうに思っているところでございます。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） マルシェだけじゃなくてですね、駅前周辺再開発もしておりまして、今後湯前町が、くま鉄も全線開通するということで注目を浴びる部分が非常に多ございます。レールウイングの整備もいたしまして、もう来年度にイベントをしたいというご相談も実はあっております。そういう相乗効果を踏まえましてですね、湯前町全体が賑わい創出、関係人口、交流人口が増えるような仕組みづくりをですね、今後やっていきたいなと思っているところでございます。

○6番（森山 宏君） 154ページのくらし応援券について伺います。これは国からの重点交付金ですか、その分で行われた事業とは思いますが、まずその配布執行率ですね、配布率当然100パーセントとは思いますが、それと逆にこれ期限付きだったと

思うものですから、実際使用された分、率っていいですかね、決済率といいますか。これは共に 100 にはなっているのでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ゆのまえくらし応援券の執行率、換金率につきましては、97.7 パーセントでございます。使用についてはですね、やはり地元の商工会の会員のところと、今回は 5,000 円の分の 2,500 円の部分は商工会以外の店舗でも使用できるようにしましたので、そういう形で換金率は 97.7 パーセントという形になっております。

○6 番（森山 宏君） 97.5 パーセントの換金率。結局町のほうに請求が来たのが 97.5 ということで、まず最初聞いたのが、配布率っていうのは、当然 100 パーセントなんですけども、これは確認で 100 パーセントだったのかって言うのをお聞きします。それと今言われたように、商工会外のなんすかね、配分率で実行されたわけですけども、結局使用実績っていう割合っていうのは判明しているのでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 配布率につきましては 100 パーセントです。商品券をもう辞退されている、辞退をされた方もいらっしゃる、そういう方も含めて 100 パーセントでございます。商工会会員の店舗とそれ以外の店舗の使用についてはですね、ちょっと手持ち資料ございませんので、後程総括でも報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 先ほどの椎葉議員のロゲイニングの部分ですけれども、まず町内の参加者 0 です。熊本県が、県内が 24 名です。宮崎県が 3 名、佐賀県が 1 名、鹿児島県が 6 名、福岡県が 3 名ということで 37 名の参加がございます。経済効果ということで一概に幾らという試算をしておりませんけれども、キャンプを利用させていただいたりとか、くま鉄道を利用して、協議中にですね、とか町内の店舗で買い物をするとかロゲイニングのポイントが上がるとか、そういう競技内のポイント、経済効果はございますけれども、協議が終わられて、そのあと町内周遊されての調査とかが、ちょっとございませんので、そういうところを含めると経済効果ということで数字的にはできませんけども、何らかの効果はあったものということで考えているところでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） 今の答弁の中で、確か令和 6 年度は湯楽里のお弁当とかも配布されたとかいう情報もあったかと思います。今後はですね、そういうイベントを実施された時には、どれぐらいの経済効果があったのかといったところも、しっかりと確認しながら、その目的に合った事業運営っていうのをですね、やっていただければと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員がおっしゃるとおり、町内の飲食店も含めてですね、一緒になって盛り上げられるように今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、款 6 商工費の質疑を終わります。

款 7 土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君） それでは款 7 土木費について、ご説明いたします。

159 ページから 170 ページまでとなります。

款 7 土木費は、予算現額 5 億 2,100 万 6,000 円に対し、決算額は、4 億 246 万 4,258 円、執行率は 77.2 パーセント、歳出全体に占める割合は、8.3 パーセントになります。なお、土木費では、繰越明許費として、1 億 590 万 3,000 円を令和 7 年度に繰り越しました。以下、主なものについて、項、目ごとにご説明いたします。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費は、5,204 万 6,509 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、120 万円ほどの減となりました。減の主な要因は、人事異動に伴う職員人件費の減、また国県事業負担金の減でございます。土木管理費の主な支出の内容は、職員人件費のほか、積算システム等使用料など、経常的かつ義務的経費であります。

162 ページから 164 ページにかけまして、節 18 負担金補助及び交付金は、各種期成会等の負担金 50 万 4,700 円を支出しました。国県事業負担金は、県道錦湯前線改良事業 250 万円の 15 パーセント、37 万 5,000 円を支出しました。

次に、項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費は、7,551 万 5,668 円を支出しました。主な支出の内容は、町道の維持管理に関する経費及び道路舗装修繕や改良工事などに要する経費です。

節 10 需用費は、道路舗装や側溝、路肩法面などの維持補修のための修繕料など 217 万 8,027 円を支出しました。修繕内容及び件数、箇所数の減により、令和 5 年度と比較して 240 万円ほどの減となりました。

節 12 委託料は、除草作業など道路維持管理委託料 169 万 8,683 円を支出しました。なお、需用費と委託料については、突発的な修繕や作業に備えて更正減額をしておりますので、不用額がそれぞれ 200 万円と 100 万円ほどになりました。

節 14 工事請負費は、町道向田上辻線など 3 路線の舗装修繕工事として、5,129 万 5,519 円、下町橋補修工事の構成支保工補強工事分として 419 万 9,691 円、町道旧県道線改良工事 1,570 万 3,090 円、合計 7,119 万 8,300 円を支出しました。なお、町道新村線歩道整備工事については、年度内完了が困難なため 5,000 万円を令和 7 年度へ繰り越しました。また、入札残及び設計変更に伴う減額により、不用額が 160 万円ほどとなっております。

次に、道路維持費、繰越明許としまして、節 12 委託料は、下町橋補修工事監理業務委託料 105 万 902 円を支出しました。

166 ページにかけて、節 14 工事請負費は、石造高欄や取付道路など、下町橋付帯工事 2,705 万 8,028 円を支出しました。

次に、道路維持費、事故繰越としまして、節 12 委託料は、下町橋補修工事監理業務委託料 978 万 6,981 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、下町橋本体の補修工事分 4,877 万 8,019 円を支出しました。

項 3 河川費、目 1 河川総務費は、4,776 万 1,035 円を支出しました。主な支出の内容は、町内河川の維持管理に要する経費及び河川改修工事や各種協議会等の負担金などです。

節 12 委託料は、県管理河川及び準用河川の維持管理に係る経費のほか、浅巻谷川及び都川支川の改修工事に係る経費として、合計 226 万 5,636 円を支出しました。なお、都川支川改修工事に伴う登記委託料 10 万円を令和 7 年度へ繰り越しました。

節 14 工事請負費は、浅巻谷川改修工事の前払金 690 万円及び大谷川と浅巻谷川の土砂浚渫工事 335 万 5,000 円の合計 1,025 万 5,000 円を支出しました。なお、年度内完了が困難なため、浅巻谷川改修工事については 1,610 万円、都川支川改修工事については、3,965 万 3,000 円の合計 5,575 万 3,000 円を令和 7 年度へ繰り越しました。

節 16 公有財産購入費は、浅巻谷川改修工事に伴う用地購入費 3,394 円を支出し、都川支川改修工事に伴う用地購入費 5 万円を令和 7 年度に繰り越しました。

168 ページをお願いします。

節 21 補償補填及び賠償金は、浅巻谷川改修工事に伴う立木補償費 17 万 753 円を支出しました。

次に繰越明許としまして、節 14 工事請負費は、浅巻谷川改修工事 3,500 万 252 円を支出しました。

次に、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、一般会計から下水道事業会計への繰出金 7,859 万 7,000 円を支出しました。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、6,187 万 116 円を支出しました。

主な支出の内容は、町営住宅の維持管理及び地域優良賃貸住宅建設に要する経費のほか、J A 倉庫跡地及び牧原地区分譲地の測量設計などに要する経費です。なお、令和 6 年度末の町営住宅管理戸数は 160 戸であります。

節 10 需用費の修繕料 323 万 3,480 円は、町営住宅の外壁や屋根などのほか、内壁や床板、電力引込盤や漏電ブレーカなどの電気設備、住宅敷地内外灯など、11 団地 44 件の修繕を行いました。

節 12 委託料は、1,434 万 1,468 円を支出しました。町営住宅の点検及び町営住宅敷内共用部分の除草等の維持管理業務委託として、48 万 6,898 円を支出しました。駅前団地

7号棟の建設に係る地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料として、148万262円を支出しました。また、現在整備中のJA倉庫跡地分譲地にかかる計画測量設計及び上下水道敷設設計業務委託料として、827万9,626円、令和8年度に整備予定の牧原地区分譲地にかかる用地測量及び上下水道敷設設計業務委託料として、409万4,682円を支出しました。

節14 工事請負費は、上牧原住宅2棟の解体工事に228万9,160円を支出しました。

170ページをお願いします。

節22 償還金利子及び割引料は、住宅使用料還付金6万円を支出しました。

次に、繰越明許は、地域優良賃貸住宅（駅前団地）建設に伴うものです。

節12 委託料は、2戸分の工事監理委託料264万円を支出しました。

節14 工事請負費は、2棟2戸の建設工事費3,892万2,597円を支出しました。

以上で、款7 土木費の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから、款7 土木費の質疑を行います。

ページは159から170ページです。

○3番（西 靖邦君） 164ページ目1の道路維持費、節14の町道舗装修繕工事の執行額は5,129万5,519円と計上されています。今実際にですね、道路を走行していますとですね、センターラインとか、止まれの停止ライン、横断歩道などの表示がわかりにくい箇所が見受けられます。安全のためにも、今後はライン表示の整備も含めて、予算の執行をご検討いただければと思いますが、その辺はお考えどうでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 質問がありました、ライン等につきましては、横断歩道とかですね、停止線とか、警察管理のものもありますので、交通担当が総務課になりますので、建設水道課と、そのほか、あと農道でもそういう箇所があると思いますので、農林振興課とですね、連携しまして、そういう危険なところ等はですね、早めに対策するようにしたいと思います。

○4番（遠坂道太君） 166ページですけども、工事請負費で、先ほど河川の土砂の撤去あたり、都川と大谷川というようなことで説明いただきましたけれども、大谷川はどの部分の土砂等を撤去されたのか、それにつきましてお尋ねします。

○建設水道課長（高木堅介君） 大谷川につきましては、山ノ口地区の道路沿いの部分になります。

○4番（遠坂道太君） 前のされた部分のところら辺かなと思うんですが、やはりこの水害等の発生っていうのは、上流部分がまず撤去することが先じゃないかなと、上流から流れてくるもんですから、それを撤去して、するのが本当じゃなかろうかと私は思っておるところでございます。今後上流部分のですね、撤去あたりの土砂の撤去あたりの計画はあるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君） 河川の堆積土砂につきましては、現地も確認しながらですね、計画的に進めたいと思います。今年度から着任しましたがけれども、現地の確認をしたいと思います。

○1番（田山幸平君） 168 ページ、住宅費の需用費のですね、修繕料の部分でなんですけども、何ですか、大分古くてですね、今後用途廃止の対象のなんすかね、住宅等も令和6年度から出てきてるんじゃないかと思うんですが、この修繕費というのは、そういったものも含めて依頼があればなのか、何かそういう修繕をする基準みたいなものって設けられてるんでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 修繕の基準ですが、現に入居されてて不都合が生じる部分で修繕をすることになります。その中で、入居者が負担する部分と、町が責任を持って修繕する部分と、その区分表とか、作りまして、対応しているところであります。

○1番（田山幸平君） 为什么呢、実際もう先々じゃかなりなんすかね、入居率も高いようにお見受けもしてるんですけども、古ければ古いほど傷んでいつまでこう直し続けるのかみたいな、そういったものっていうのは何か方針とかって立てられてるんでしょうか。その区分とかもあるんでしょうけども。

○建設水道課長（高木堅介君） 住宅について計画を作っておりまして、用途廃止の部分は用途廃止に向けて、住み替え等の斡旋と言いますか、相談とかもさせていただいております。ただ、現に住まれているところは、やはり支障がある部分はもう修繕をしていっているところですけども、今年度住宅対策に対する提言をいただきましたので、現在プロジェクトチームを立ち上げまして、その提言に向けた答申はもう作る途中であります。言われましたように、用途廃止を決定している住宅も、団地もありますので、そこにはもう、あとの入居者の募集はかけずにですね、対応しているところであります。

○1番（田山幸平君） ちょっと関連するかどうかかわからないんですけど、節12の委託料の中で住宅維持管理業務委託料、主に除草等をされているっていうことだったんですけども、対象は現状の用途廃止の物件も含めて、全部を管理されているような状況でしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 町が管理する住宅ですので、全てになります。

○1番（田山幸平君） 当然平等にっていうか、全部を管理されるようなことだとは思いますが、为什么呢、こうなかなかいつまで手を入れ続けるのかとか、今は全部見られているっていうことで安心はしてるんですが、ちょっと自分の地区を、上元町住宅なんですけど、現状かなり入られている方も減っているってところなんですけど、猫が凄いと。結構空き家の中に入り込んでしまったりとか、そもそも臭いとかもたって迷惑しているみたいなお話を聞くんですけど、こういったものにも対応とかって何か取られているんでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 今言われた猫について、私は直接は聞いてないところですが、原則住宅では、そういう動物を飼うことは禁止ですよということは伝えてあるところです。ただ家の中だったり、周りだったり餌をやられたりですね、そういうことをされている入居者の方もおられるのが現状であります。そこはまた引き続き、注意喚起と言いますか、飼ってはいけませんよというルールがありますので、それを伝えながら、周辺住民の方への影響がある部分についてはですね、保健福祉課、環境衛生担当とも連携しながら、何らかの対策をしていきたいと思います。

○6番（森山 宏君） 町道舗装修繕工事というのが、どこやったかな、あったんですけども、舗装修繕工事っていうのは、多分路面性状調査をされて、5年ぐらいで舗装修繕を計画されていることだろうとは思いますが。現状が町道においても、舗装のところで、ギャップ、段差があるところないところ、これが多々見受けられると思いますけども。2次製品のところは、道路は、路面は下がらないんですよね、それと、出てきている上水道、がされてるところの、なんですかね、マンホールと言いますか、ああいう蓋のどこへも2次製品でたち上がってきていますので、その部分は下がりません。ただその60センチ、80センチぐらいの幅はされているのは、今簡易舗装ですよ、アスファルトを流し込んでの転圧するだけの簡易舗装で、本来の舗装のやり方ではないんです。何かといいますと、路面調査において5年計画立てられると思いますけども、現状において、今上水道の簡易舗装が進んでいると、2次製品のところのギャップがあって、車で通る場合、もの凄くギャップが酷いところがあるんですよ。私が経験しているところは、町道幸野溝線の隣の現場ですけども、ああいうのがちょっと酷いところが湯前町にも、多々あるんじゃないかなと、そういう調査も含めて、舗装修繕計画は立てられているんでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） この工事請負費の舗装修繕につきましては、路面全般的なものになります。維持管理の修繕料とかありますけれども、そういう部分的なものにつきましてはそちらで対応しております。これにつきましては、職員がパトロールで回って気づいた部分であったり、あと住民の方からあそこがちょっと、段差があるからとかっていうのがありましたら、その都度ピンポイントでですね、修繕を対応するようにしております。

○6番（森山 宏君） そうしますと、今現在緊急的な事案、箇所はないというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 現在建設水道課で把握している、今すぐに危険だというのはないと思っておりますが、現状としましては、段差があるところはマンホールであったり、水道の止水弁であったり、先ほど言われた、水道の布設替施設の部分的に舗装で、簡易舗装と言われましたけど、本復旧はしておりますがそういうところで段差が

出ているところは、町内広うございますので、いたるところで、若干の段差があるところはあっていると思います。ただそういうところでも、特に酷いところがあればですね、すぐに対応を心がけておりますし、住民の方からだったり、区長さん方からですね、色々側溝に土砂が溜まっているとか、そういうのがありましたら、早めに対応するようにはしておるところであります。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款7土木費の質疑を終わります。

款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款8消防費について、ご説明を申し上げます。

消防費は、1億7,143万104円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、3.5パーセントになります。

目1常備消防費は、1億1,702万718円を支出しています。上球磨消防組合負担金1億1,663万1,000万円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金38万9,718円を支出しました。

目2非常備消防費は、2,575万4,260円を支出しています。

節1報酬596万1,000円は、団員の年報酬と出動報酬を支出しました。不用額81万円出ておりますが、令和6年度は、火事・災害共に少なく、出動報酬の支出が少なかったためでございます。ただし、家事と災害はいつ起こるか分かりませんので、不測の事態に備えて予算の減額は行っておりませんでした。

節8旅費は、団員の出動及び訓練に伴う費用弁償115万5,200円等を支出しています。不用額19万8,096円出ておりますが、団員の出動に伴う費用弁償であり、理由は先ほどと同じ内容でございます。

節10需用費154万244円は、操法大会及び放水大会等の全国大会、県大会、郡大会の弁当代をはじめ、慰労会・報告会等の経費を支出しました。

171、172ページをお願いいたします。

節11役務費59万1,732円は、消防団災害活動用自動車保険料等を支出しました。

節12委託料151万5,000円は、全国操法大会のポンプ車輸送委託料等を支出しました。

節18負担金補助及び交付金1,006万8,330円は、団員の退職報奨金掛金をはじめ、各種負担金を支出しています。

目3消防施設費は、2,095万333円を支出しました。

節10需用費650万3,588円のなかで、3段目、修繕料55万5,606円は、消防団各部のポンプ車及び積載車の車検などに伴う修繕、詰所の修繕が主なものでございます。そ

の下、被服購入費 508 万 5,561 円は、冬季活動用の防寒着を全団員に整備をはじめ、新入団員用及び老朽化したハッピー及び活動服の購入等を行いました。

173、174 ページをお願いします。

節 14 工事請負費 83 万 5,395 円は、野中田 2 区防火水槽安全対策工事と下京田住宅の消火栓修繕工事を行いました。

節 17 備品購入費 619 万 5,200 円を支出しました。充電式保冷温庫、消火栓用格納庫、ルートカッター及び、第 2 分団第 3 部（浜川）の積載車と小型ポンプを更新したものです。

節 21 補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、上村地区と下村地区の消火栓を更新したため、その工事負担金を水道事業会計に 684 万 2,000 円支出しております。

2 つ目は、消防力の維持という関係で、一度に更新となると、すべての機材が同時に古くなった時期には消防力が極端に落ちる恐れが想定されます。また、機材は特殊であり在庫があるわけではございませんので、一度に揃わない場合もございます。

目 4 水防費は、770 万 4,793 円を支出しました。

節 10 需用費 201 万 7,188 円は、備蓄用の飲料水、避難所用の簡易トイレ消耗品 40 セット、町内全戸配布用のハザードマップを購入したものです。

節 17 備品購入費に 568 万 7,605 円を支出しております。充電式スタンドライト 14 セット、ポータブルバッテリー 2 台、簡易トイレセット 3 台を購入し、水害等に備えることにしています。

以上でを説明終わります。

○議長（金子光喜君） これから款 8 消防費の質疑を行います。

ページは 169 ページから 174 ページです。

○3 番（西 靖邦君） 174 ページの節 21 補償補填及び賠償金についてですけども、予算額 940 万円に対して、27 パーセントにあたる不用額 255 万 8,000 円が生じています。前年度の支出額はですね、904 万 7,500 円で、不用額わずか 500 円でありました。それに比べると大きな差が見られます。こうした状況を踏まえると、予算計上にあたって、設置箇所などの実態を十分反映できていなかったのではないかと考えます。その辺の所見をお伺いします。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては、説明の時も申し上げましたとおり、水道事業会計のほうの、工事の進捗によって大きく変わってまいります。請求があるのは 3 月末でございますので、予定は最大限に進捗するところで組んでおりまして、令和 6 年度末の進捗はこれでしたというところで請求がありますので、ちょっと私達のほうでコントロールできないところがございますので、このような結果になったところがございます。ここにつきましてはまた、次の年度にまず支出をしていくというところにな

りますので、厳密に言えば今どれだけやっていうのを確認はできるかもしれませんが、総務課のほうでの確認は請求があつてからということでございますので、予算の積算の時には、その年度内の工事の進捗まではちょっと確認できないところでございます。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） 確認できない。そのすり合わせはできないんですか。予算を組む時に、私は可能やと思うんですけども。

○総務課長（西村洋一君） 予算のすり合わせはちょっと厳しいんじゃないかと思えます。当初予算の時はですね、進捗状況で、その先のすり合わせは可能かもしれませんが、今後はそのように注意しまして、進捗状況等も確認したいと思います。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで消防費の質疑を終わります。
ここで昼食のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後13時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、款8消防費の質疑が終わったところです。

款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（赤池寛子君） 款9教育費について、ご説明いたします。

173ページから208ページになります。

教育費につきましては、予算現額5億3,639万6,000円に対し、4億3,861万4,674円を支出しました。また、年度内完了が困難であるため、項4社会教育費、目1社会教育総務費において、美術館改修等の社会教育施設整備事業費6,341万円、目3文化財保護費において、下里御大師堂周辺整備事業2,212万円の合計8,553万円を繰越しております。そのため、執行率は81.8パーセント、歳出総額に占める割合は9パーセントとなります。

歳出合計は、令和5年度に対し7,440万3,446円の増となりました。その主な要因は、体育施設費で対前年2,100万2,000円の減がありましたが、社会教育総務費のまんが美術館他改修工事で対前年1億120万4,000円、文化財保護費で下里御大師堂関係事業の対前年799万1,000円の増などとなります。

それでは項ごとに主な決算の説明をします。

173ページから174ページをお願いします。

項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費につきましては、教育委員会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので 54 万 6,544 円を支出しました。教育委員会定例会 12 回、臨時会 2 回、辞令交付式・学校訪問等の教育委員会行事に出席いただいた教育委員報酬・費用弁償などとなります。

節 7 報償費につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、事務管理及び執行状況について 3 名の学識経験者に点検及び評価を行っていただいた際の評価員謝礼となります。

176 ページをお願いします。

目 2 事務局費につきましては、4,660 万 3,223 円を支出しました。対前年で 95 万 4,679 円の増となっておりますが、人件費の増、学習 A I ソフト使用料の純増などが主な要因となります。事務局費は、教育長及び事務局職員の人件費及び学校 I C T 支援委託料、外国語指導助手委託料と、各種団体への負担金・補助金が主なものとなります。

節 3 職員手当等の会計年度任用職員期末勤勉手当は令和 6 年度から会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されることとなったため対前年増となっております。教育費のうち小・中学校の学校管理費、社会教育費の美術館費、保健体育費体育施設費の会計年度任用職員期末勤勉手当についても同様となります。また、令和 3 年度より継続して、小中学生入学祝い金、高等学校等通学費補助、小中学校の修学旅行補助などの子育て支援関係事業を実施しています。

節 7 報償費では、教育支援調査員等、学校運営協議会委員謝金のほか、特別支援連携協議夏期研修会では、ゲーム・ネット依存について講演会を開催しました。また、小・中学生入学祝金として小学 1 年生 19 名、中学 1 年生 35 名の計 54 名に総額で 54 万円の祝金を支給しました。また、中学生進級祝い品 26 万 5,320 円は、中学生全員にヘッドセットを贈呈しました。

178 ページをお願いします。

節 12 委託料では、学校 I C T 支援委託料として 199 万 1,660 円を支出し、小・中学校現地での I C T 機器活用支援や遠隔支援業務が実施されました。外国語指導助手委託料では、509 万 5,200 円を支出しておりますが、令和 5 年度からは、フィリピンよりラニー・ガルシア・フェルナンデス先生の派遣を受け、小・中学校をはじめ、保育園や生涯学習受講者も含め、皆さんに親しまれ、英語の学習として安定した指導をしていただきました。

節 13 使用料及び賃借料では英語 A I 学習ソフト使用料 78 万 2,760 円を支出しました。対象は小学 5、6 年生で、児童一人一人に合った英語学習ができるソフトであります。

節 18 負担金補助及び交付金においては、小・中学生を対象とした英語検定の補助を行い、小中学校英語検定料補助金 13 万 5,600 円を支出しました。児童・生徒延べ受験者数 43 名、実人員 36 名のうち、28 名が合格しました。高等学校等通学費補助金では実人数 47 名に 150 万 200 円を支出しております。また、小中学生修学旅行補助金では、小学 6 年生 21 名、中学 2 年生 27 名の合計 48 名分として、総額で 75 万円の補助金を交付しました。

続きまして、項 2 小学校費につきましては、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございますが、令和 6 年度は、5,495 万 4,562 円を支出しました。令和 5 年度に対し 1,065 万 1,129 円の増となります。人件費の増加と教科書改訂に伴う指導書等の購入費が対前年増の要因となります。

目 1 学校管理費につきましては、5,172 万 1,415 円を支出しております。

節 1 報酬で児童の検診に伴います、学校医報酬、薬剤師報酬、また特別支援教育支援員などの会計年度任用職員の報酬として、1,917 万 3,866 円を支出しました。会計年度任用職員は、8 名で学校庁務手 1 名、学校図書室司書 1 名、特別支援教育支援員等 6 名がその内訳となります。

節 3 期末勤勉手当等は会計年度任用職員の期末勤勉手当となります。

180 ページをお願いします。

節 7 報償費、運動会参加賞 3,850 円は、次年度新 1 年生 18 名に対し、小学校運動会の参加賞を寄贈した費用となります。また音楽鑑賞等謝礼 30 万円は湯前小学校創立 150 周年記念事業の一環としまして、平成音楽大学によるミュージカル鑑賞の謝礼となります。

節 10 需用費では、教材・学校行事用消耗品、事務消耗品、施設用消耗品など、消耗品費で 204 万 5,826 円、令和 6 年度教科書改訂に伴う教師用教科書や指導書の購入費 404 万 5,069 円、印刷製本費 9 万 7,480 円は、学校経営案冊子、学校封筒などの印刷費用、光熱水費 424 万 615 円の内訳は、電気料 395 万円、水道料 29 万円、また、修繕料 127 万 5,882 円の主な支出は、水道ポンプ修理及び揚水ポンプ不良修繕で 59 万 7,960 円、非常通報設備及び教室エアコンなどの修繕料となります。需用費全体では 379 万 9,639 円の対前年増となっています。

節 12 委託料 259 万 3,783 円は、校内樹木の剪定等の管理委託 42 万 833 円、警備委託 42 万 1,080 円、校舎窓ガラス等清掃委託 88 万 5,412 円が主な内容となります。

節 13 使用料及び賃借料 585 万 6,993 円は、コピー使用料 52 万 3,543 円、182 ページになりますが、I C T 関連機器等使用料 445 万 764 円が主なものとなります。I C T 関連機器等使用料は、電子黒板リース台数が 10 台から 8 台へ減少したことと、学習ソフトウェアのリースが終了したことにより、159 万 7,327 円の減となっております。

節 17 備品購入費では、教材備品として、防滴型ワイヤレスアンプセット 26 万 2,900 円の備品を購入しました。また、図書購入費では、59 万 9,696 円を支出し、文学・芸術等の図書 366 冊を加え、年度末の蔵書数は 1 万 534 冊となりました。

目 2 教育振興費につきましては、323 万 3,147 円を支出しました。令和 5 年度と比較しまして 136 万 1,886 円の増となっております。

節 7 報償費、校内研修講師謝礼は、職員を対象として、がん教育及び健康教育について研修を行った際の講師の謝金 2 万 3,000 円を支出しました。

節 10 需用費の消耗品 1 万 9,090 円と委託料 1 万 5,000 円は、水稻などの農作物栽培など農業体験学習の費用となります。

節 18 負担金補助及び交付金は、小学校活動費への指定寄附としていただきました 100 万円を P T A 活動補助金として支出しました。

節 19 扶助費は、学用品、給食費などの特別支援分 10 名、準要保護 21 名分の補助として 203 万 1,057 円を支出しました。

項 3 中学校費となります。

中学校費につきましては、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものになりますが、総額で 4,264 万 5,099 円を支出しております。令和 5 年度より 656 万 9,234 円の増となりました。会計年度任用職員の人件費や教育振興費などが対前年で増となったものです。

目 1 学校管理費につきましては、4,043 万 9,250 円を支出しました。

184 ページをお願いします。

節 1 報酬で、生徒の検診に伴います、学校医報酬、薬剤師報酬及び会計年度任用職員報酬として、1,422 万 6,791 円を支出しました。中学校の会計年度任用職員は庁務手 1 名、図書室司書 1 名、特別支援教育支援員 3 名、教育支援センター指導員 1 名の合計 6 名となります。

節 3 期末勤勉手当等は会計年度任用職員の期末勤勉手当となります。

節 10 需用費は 705 万 755 円を支出しました。消耗品費 197 万 2,024 円は、コピー紙等の事務消耗品、校舎・施設等で使用します、営繕用消耗品、授業・行事用消耗品となります。光熱水費 400 万 3,210 円。光熱水費の内訳は電気 338 万 6,000 円、水道料 61 万 7,000 円です。

修繕料 86 万 420 円の主な支出は、校内通路の舗装修繕 45 万 5,400 円、教室エアコン修繕 11 万 6,490 円などが主な内容となります。

節 11 役務費では、40 万 183 円を支出し、通信費をはじめ、施設器具等の各種検査・点検、不燃物処理を実施しました。

節 12 委託料 373 万 6,727 円は、学校内の樹木剪定などの管理業務委託をはじめ、学力検査や検診費用、消防設備、プール機器、186 ページになりますが、エレベータ等の学校施設管理委託料となります。また、校内清掃委託料 116 万 2,612 円では、校舎及び体育館のガラス窓、床面の清掃ワックス塗布などを行ったものとなります。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー機、印刷機、下水道使用料、図書管理システムなどの経常的費用のほか、I C T 教育環境の整備としまして、教職員用パソコンや電子黒板用パソコン等のリース料が主なものとなります。合計で 522 万 7,352 円を支出しました。

節 17 備品購入費では、138 万 6,159 円を支出しました。

図書費として、184 冊の図書を購入し、59 万 9,559 円の支出をしております。中学校の蔵書数は 1 万 31 冊となりました。また、経年劣化に伴い、図書室の閲覧机 16 脚を購入、校舎内に配備してあります A E D の更新により 1 台購入しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、部活動補助金として 52 万円を交付し、陸上部、野球部、ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部の大会参加料、消耗品代などとして活用されています。

目 2 教育振興費につきましては、220 万 5,849 円を支出しました。
これは小学校と同様に 188 ページになりますが、節 19 扶助費 137 万 3,527 円が主なものとなります。扶助費の対象は特別支援 3 名、就学援助 8 名の計 11 名となっています。また伝統芸能継承活動において、プロの演奏家による和楽器制作及び演奏指導に関する経費として、節 7 報償費 26 万円、節 8 旅費 9 万 3,900 円、節 10 需用費 11 万 5,582 円、合計 46 万 9,000 円支出しました。

また、節 18 負担金補助及び交付金では、永年に亘る伝統芸能継承活動を評価され、古典の日 文化基金賞 未来賞を受賞、受賞賞金の 30 万円を財源として、湯前中学校 P T A 活動補助金として支出しました。

また、節 11 役務費では、伝統芸能で使用します衣装のクリーニング代 6 万 2,840 円を支出しておりますが、予算に不足を生じたため、節 10 需用費から 2,840 円を流用させていただきました。今後も予算管理につきましては十分注意ながら業務を進めてまいります。

項 4 社会教育費につきましては、2 億 110 万 3,815 円を支出しました。

令和 5 年度と比較しまして、1 億 1,265 万 9,324 円の増となります。増の主な理由としましては、熊本地震復興基金を財源とした、まんが美術館等改修事業と街なみ環境整備事業を財源とした御大師堂周辺整備事業の工事費等となります。まんが美術館等改修事業と御大師堂公園整備事業及び城泉寺屋根・九重石塔修理事業の関連予算合わせて 8,553 万円を令和 7 年度に繰越させていただきました。

188 ページをお願いします。

目 1 社会教育総務費につきましては、4,719 万 1,943 円を支出しました。令和 5 年度に対し 1,980 万 7,540 円の増となります。増の主な理由は、会計年度任用職員 1 名と職員人件費の増、まんが美術館他設備改修工事費の増などが要因となります。

目 1 社会教育総務費は、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等、また湯前まんが美術館他設備改修工事費となります。

節 1 報酬 4 万 4,400 円は、社会教育法第 15 条及び湯前町社会教育委員条例で規定します、社会教育委員会の会議及び研修会時の報酬となります。

節 8 旅費の委員出張に伴う費用弁償 1 万 9,200 円を合わせ、延べ 13 名の出席をいただいております。また、会計年度任用職員の報酬 205 万 1,748 円を支出しておりますが、時間外勤務手当が不足したことにより、節 7 報償費から 2,148 円を流用させていただきました。今後も予算執行状況の管理につきましては、十分注意しながら業務を進めてまいります。

節 7 報償費の中で、生涯学習奨励費として 93 万 3,600 円を支出しました。生涯学習では 15 教室を開講し、学習者延べ 139 名から受講申し込みがあり、各種講座を受講されました。また、特別講座として開催した、樹木育成管理講座では 25 名の受講がありました。生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、継続的な生涯学習事業を実施しているところとなります。また、国県の補助事業を活用し、地域学校協働活動の推進を図る事業の一環として、生徒の学力向上を目指した、地域未来塾を開講しました。協働活動推進員、未来塾講師謝金等で 43 万 1,000 円を支出しました。

二十歳を祝う会は、平成 16 年度生まれの対象者 34 名のうち、23 名が参加し、式典並びに沓川町有林において、記念植林を実施しました。

まんが授業では、令和 6 年 9 月に崇城大学芸術学部デザイン学科より木下裕士準教授及び学生 2 名が来校され、小学 4 年生、中学校では全学年を対象として、那須良輔を学ぶとともにタブレットを活用しながらマンガの歴史や技法を講義と実技で学習しました。

190 ページをお願いします

節 14 工事請負費では、湯前まんが美術館他設備改修工事を実施し、工事費 2,158 万 9,950 円を支出しました。また湯前まんが美術館他外部改修工事は令和 7 年 3 月に契約しており、節 12 委託料で 200 万円、節 14 工事請負費で 6,141 万円の計 6,341 万円を繰越させていただきました。

節 13 使用料及び賃借料 84 万 2,950 円は、生涯学習事業のパソコン・タブレット教室の使用機器費用が主なものとなります。

節 17 備品購入費 21 万 8,771 円は、中央公民館図書室用の図書として、一般図書 80 冊、児童書 46 冊の合計 126 冊を購入し、読書活動の推進を図りました。図書の貸し出しでは、

565名総数1,494冊の貸し出しがあり、対前年で人数、貸出図書数ともに減少しましたが、理由は図書交流棟新築工事が8月末まで実施され、本の貸し出しができない期間があったことによるものです。

節18 負担金補助及び交付金では、174万923円を支出し、各種団体補助金のほか、地域コミュニティ活性化事業補助事業では、6公民分館が地域内共用施設の整備、社会教育推進活動等に取り組み48万6,483円を支出しました。人権教育推進協議会補助金は、全国人権同和教育研究大会が熊本県で開催され、参加要請に対応するための参加費などの費用分が対前年より増額となりました。

192ページをお願いします。

目1 社会教育総務費の繰越明許は、湯前まんが美術館他改修工事実施設計委託料1,475万1,755円と湯前まんが美術館他改修工事費2,453万6,367円及び湯前中央公民館図書交流棟新築工事費4,032万6,305円の計6,486万2,672円を支出しました。新しくなった図書交流棟は、子どもから高齢者までどの年代でも利用できよう、バリアフリー化や畳の部屋を設け、また、外部ベンチを設けるなど、親子読書や自己学習の場として、年齢を問わず利用しやすい施設となりました。

目2 公民館費につきましては、1,252万473円を支出しました。中央公民館の維持管理費並びに公民分館長委託料、各地区公民館活動に対する補助が主なものとなります。

節7 報償費では、分館花づくり奨励費として、7公民分館に6万6,347円を支出し、分館の環境美化と地域住民の親睦を図りました。公民分館長会議謝金40万8,000円は、年3回開催された分館長会議時の延べ出席68名分の謝金となります。

節11 役務費は26万8,709円を支出しました。このうち公民館総合賠償保険料11万9,000円は、公益財団法人全国公民館連合会と保険会社が運営します、総合補償制度として、分館活動時やスポーツ大会等の公民館行事に対応する保険となります。令和6年度は、社会体育行事関係で2件の保険金請求事案がありました。

節12 委託料559万7,962円は、主なものとしまして、駐車場の公衆トイレ、屋外の清掃、施設内トイレ清掃を内容とした、中央公民館清掃委託料で71万8,495円、町内26公民分館の分館長に支払う年額委託料として、93万800円を支出しました。また、中央公民館管理人等委託料として、319万270円を支出しました。公民館清掃委託及び管理人等委託はシルバー人材センターの受託事業となっています。

また、194ページになりますが、グリストラップ収集運搬業務委託料は中央公民館調理室のグリストラップの清掃収集運搬のため1万7,160円支出しました。

節18 負担金補助及び交付金におきましては、26公民分館に分館活動費としまして、212万4,908円を支出し、分館施設整備補助金として4分館に分館改修費として2分の1を補助し、34万978円を支出しました。中里2公民分館屋根等修繕、田上公民分館外構工

事、植木公民分館外部倉庫修繕及びガス給湯器取り換え、野中田 3 公民分館スロープ設置工事が内容となります。

目 3 文化財保護費につきましては、405 万 6,422 円を支出しました。文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国、県、町指定文化財の維持管理に要する経常的経費、令和 6 年度は城泉寺屋根・九重石塔の基本設計業務委託と下里御大師堂公園工事第Ⅱ期を計画していましたが、年度内の工事完了が見込まれず委託料 212 万円、工事請負費 2,000 万円の計 2,212 万円を繰越とさせていただきました。

節 1 報酬文化財保護委員報酬 5 万 3,600 円と節 8 旅費の保護委員費用弁償 1 万 2,800 円、委員出張に伴う費用弁償 6,400 円では、年 2 回の保護委員会及び研修会 2 回分の費用となります。

節 10 需用費 41 万 7,342 円と節 12 委託料 247 万 8,452 円は、恒常的な文化財施設の維持管理費と城泉寺屋根・九重石塔の基本設計業務委託料の前払い金 88 万円と下里御大師堂公園工事に伴う説明版リニューアルのため看板等作成委託料 11 万 7,700 円支出しました。

196 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金 95 万 1,761 円は、各種団体負担金のほか、本町に存在する無形、有形の文化財の継承・維持管理をして頂いております団体等への補助として、地域文化財振興補助金 89 万 1,761 円を支出しました。令和 6 年度は建造物修理などの事業がなかったため、対前年 105 万 8,959 円の減となりました。不用額 14 万 5,239 円は湯前町歴史的風致維持向上協議補助金の事業実績により戻入されたものとなります。

目 3 文化財保護費の繰越明許は、下里御大師堂公園整備工事第 1 期及び公園休憩所新築工事が完了しました。下里御大師堂公園休憩所建築工事管理委託業務委託料と下里御大師堂公園整備工事第 1 期及び公園休憩所新築工事費合わせまして 2,846 万 1,415 円を支出しました。

目 4 美術館費につきましては、2,925 万 9,135 円を支出しました。令和 5 年度と比較し、866 万 1,647 円の増となりました。美術館特別展の事業委託料とそれに伴うグッズの購入費用が増の主な要因となります。

節 1 報酬では、休祝日の美術館・公民館図書室の窓口業務を務めます、会計年度任用職員 1 名分 182 万 6,100 円、まんが美術館活用に関します、地域おこし協力隊 2 名分 533 万 5,744 円の計 716 万 1,844 円を支出しました。地域おこし協力隊の活動は、美術館の企画運営や那須良輔作品のデジタルアーカイブ、各種媒体を活用した情報発信等となります。また、研修や交流活動等による関係人口の創出等の取り組みを行っています。

なお、地域おこし協力隊報酬で、予定を超過する時間外勤務があり、予算不足が生じたため、節7報償費から1万4,844円を流用させていただきました。予算執行状況の管理には十分注意しながら業務を進めてまいります。

198 ページをお願いします

節7報償費218万1,020円では、まんがコンクール入賞賞金等として94万円、審査員謝金33万4,110円を支出しております。令和6年度の風刺まんがコンクールでは、全国各地から640点の応募があり、令和5年度と比較し199点多い応募となりました。応募作品の特徴として、例年同様、猛暑や物価高騰、スマホ依存など、また令和6年度の特徴としては、オリンピックや新紙幣などをテーマにした作品が多くありました。ジュニア部門では、同様の社会問題に加え、地球温暖化や水質汚染など、自然環境問題を扱った作品が多くありました。

まんがイベント等謝金66万2,850円は、対前年94万9,397円の減であります。令和5年度は、夏の特別展において4人の漫画家をゲストとしてお招きしてトークショーを開催、その際の謝金分の減とまんが教室の講師謝金をまんが体験教室運営委託料に含め支出したため減となりました。また、令和4年度から継続して、湯前町まんがのまちづくりアドバイザー会議を設置しまして、大学や美術館関係者などの有識者から、美術館事業や関連イベント等に指導助言をいただき、6万円を支出しました。

学習マンガイラストコンテストは町内小中学生を対象として実施し、受賞商品代として6万円支出しました。令和5は企業からの寄付金を事業財源とし実施しましたが、令和6は自主事業となり縮小して実施したため24万8,109円の減となりました。

共同巡回展企画検討会議謝金は、一般財団法人地域創造の公立美術館共同巡回展開催助成事業の助成を受けて実施する事業のなかで、令和6年度は7年度の開催に向けての準備年度であり、事業実施に向けた企画検討会議のための有識者への謝金11万円を支出しました。

節8旅費130万6,983円のうち、普通旅費は、鎌倉で開催しました風刺漫画大賞審査会、公立美術館共同巡回展に係る他地域美術館との事業協議、漫画フェスタや特別展開催打ち合わせに要した費用となります。

節10需用費302万8,178円は、美術館の展示用消耗品のほか、アニメ『夏目友人帳』15周年記念展のグッズ購入費など215万8,841円、展示に係るポスター、チラシ・パネル等の印刷製本費43万408円、修繕料20万2,235円は、まんが美術館屋根修繕、トイレ換気扇修繕、公用車修繕、自動火災報知設備の修繕を行いました。

節12委託料973万6,166円は、特別展パッケージ制作委託料であり、まんが美術館リニューアル後の特別展第1弾として、令和6年11月から、アニメ『夏目友人帳』15周年記念展を開催し、オリジナルグッズを作成したほか、関連商品を多数仕入れて販売を行

いました。約2か月間の会期で6,685人と、まんが美術館の展示としては過去2番目に多い集客数となりました。

200 ページです。

熊本県の関係人口創出事業を財源とした、まんが体験教室運営委託72万3,206円を支出しました。

節13 使用料及び賃借料企画展に係る楽曲使用料1万995円支出しました。管内で使用するBGMの著作物使用料です。

節18 負担金補助及び交付金65万8,000円は、各種協議会負担金のほか地域おこし協力隊2名分の住宅費補助金36万円、また共同巡回展実行委員会負担金25万円が主なものととなります。

以上が美術館費となりますが、決算書258ページの主要な施策の成果におきまして、美術館の利用状況等を記載しております。

つづきまして、項5 保健体育費につきましては、9,276万1,431円を支出しました。前年度に対し、1,366万6,122円の減となりました。減の主な要因は、奥球磨ロードレース大会廃止による負担金と工事費請負費、また、令和5年度は繰越明許での工事を実施したため、対前年減となったものです。

目1 保健体育総務費につきましては、3,320万9,788円を支出しました。社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助金等、また地域おこし協力隊1名分の費用が主なものととなります。令和6年度は、春・秋の球技大会、町民体育祭、また、地域おこし協力隊1名を配置し、運動・スポーツを通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて活動していただきました。

節1 報酬から、202ページの節4 共済費までは、職員及び地域おこし協力隊1名分の人件費になります。

節7 報償費118万3,824円は、各種スポーツ大会賞品代、スポーツ推進員9名の謝金80万2,000円が主なものととなります。

節12 委託料120万1,078円は、主に小学生を対象とした、総合運動クラブ活動などを総合型地域スポーツクラブの湯前さわやかクラブ「だんだん」に委託したものととなります。併せまして、令和6年度は、中学校部活動へ指導者の派遣を行い、陸上・ソフトテニス・柔道の3種目で延べ287回の指導者派遣を実施しています。

スポーツコミュニティ活性化事業委託料11万円は、B&G海洋センタープールでSUPヨガ体験会の開催費用となります。

節18 負担金補助及び交付金697万8,782円は、各種団体の負担金・補助金と、204ページですが、奥球磨駅伝競走大会、自転車競技大会負担金等が主な内容となります。ま

た、全国スポーツ大会等出場奨励金 118 万 2,000 円では、陸上競技、野球、トランポリン、空手大会など延べ 39 人、2 団体に奨励金を交付しました。

目 2 体育施設費につきましては、1,728 万 5,365 円を支出しました。会計年度任用職員 1 名の人件費のほか、体育館、プール、グラウンド等社会体育施設の維持管理と整備に要した経費となります。

節 1 報酬から節 8 旅費までは、B & G 海洋センターの窓口業務を主体としました会計年度任用職員 1 名分の人件費となります。

節 10 需用費 507 万 8,680 円は、消耗品費 49 万 8,221 円、光熱水費 252 万 6,709 円、修繕料 199 万 3,598 円が主なものとなります。修繕料では、B & G 海洋センタープールろ過機のろ材交換に 113 万 8,203 円支出したため、修繕料全体で、対前年 116 万 1,163 円の増となりました。そのほか、火災受信機故障修繕、町民グラウンド野球場フェンス設置、B & G 海洋センター事務室受付カウンター修繕などを行いました。

206 ページをお願いします。

節 12 委託料 782 万 17 円は、B & G 海洋センタープール監視業務委託料 321 万 5,025 円、施設の平日、夜間と休祝日の窓口対応等のセンター管理人委託料 285 万 9,311 円であり、対前年増の主な要因は、湯前町民グラウンド周回園路沿い高木伐採委託料 85 万 7,285 円でクヌギ・ケヤキなど 10 本の高木を伐採しました。

節 17 備品購入費 21 万 7,680 円は、刈払機 2 台、SUP ボード用水中 LED ライト 10 個を購入しました。

目 3 給食費では 4,226 万 6,278 円を支出しました。学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものですが、前年度で 491 万 1,116 円の増となります。令和 5 年度 2 学期から開始の給食費無償化事業が、令和 6 年度は年度当初から開始したことと、学校給食センター調理業務委託料増額が主な要因となります。

節 1 報酬と節 8 旅費につきましては、給食運営委員の報酬・費用弁償を支出しております。また、節 10 需用費、並びに 208 ページ、節 11 役務費については、給食センター運営のための、経常的経費を支出しています。

節 12 委託料 2,068 万 8,305 円は、学校給食センター調理業務委託料 1,916 万 7,500 円が主なものとなりますが、調理員の人件費の増により対前年 103 万 5,900 円の増であります。

節 15 原材料費 22 万 8,744 円は、米の品種びかまるを給食に使用したもので、令和 5 年度は県補助金を充当し、提供回数を月 4 回としていたものを、令和 6 年度は町単独事業となったため月 2 回に減らしたことにより、27 万 1,512 円の減となりました。

節 18 負担金補助及び交付金 1,260 万 9,793 円では、学校給食費補助金として、1,230 万 2,793 円を支出しました。また、食材費が高騰していくなか、給食の量・質的安定を

図るため、安定供給支援事業として 30 万を支出しました。対前年 93 万 3,263 円減であります。令和 6 年度から給食費を値上げしたことにより減となりました。令和 6 年度の給食回数は、小学校 188 回、中学校が 185 回実施しており残食量も非常に少ない状況を維持しております。

これからも安全・安心でおいしい給食を提供していきたいと考えております。

以上をもちまして、款 9 教育費の説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（金子光喜君） これから款 9 教育費の質疑を行います。

ページは 173 ページから 208 ページです。

○1 番（田山幸平君） 198 ページ、美術館費、委託料の美術館特別展事業委託料についてですけども、イベントが終盤と言いますか、12 月に入られてから、確か売れ行きが好調だからトートバッグを新たに購入するっていうような流れがあったかと思えますけど、今現状で、その在庫と言いますか、売上の進捗などをお聞かせください。

○教育課長（赤池寛子君） 質問にお答えします。委託料のほうで、特別展事業委託料で 901 万 2,960 円のうち、グッズの製作委託料が約 480 万円ということで、それに加えて、仕入れ販売ということで、消耗品費のほうからグッズを購入して販売を行ってきたところです。3 月末時点のグッズの売り上げですけども、3 月末時点で、約 390 万円の売り上げになっております。グッズ全体で 620 万円費用をかけておりまして、そのうち 390 万円売り上げているということになっております。それ以降、令和 7 年度に入りましても、現在まで合計、トータルで 420 万円の売り上げになっておりまして、現在も主にクリアファイル、トートバッグのほうで順調に増えているところであります。

○1 番（田山幸平君） 何でしょうか、資料のほうで入館数みたいな、入場数みたいなとも、イベントをやってる当時は、当然 2,000～3,000 人みたいな桁から、やっぱそこをすぎると、100 人単位で、ぐっところやっぱ入館料なんか、少なめになっているところですけども、この確かなんか販権があるうちに増やそうみたいなことをおっしゃっていたかと思うんですが、この今後ですけども、なんでしょうか、もうさっきイベントを超えた後を見越して、さらにこう資金を投じて、こういったグッズを購入していくみたいな流れっていうのは、この実際に効果と言いますか、需要があるのかについてどういうふうに見立てられているか、お伺いいたします。

○教育課長（赤池寛子君） まんが美術館のグッズに関しましては、グッズを充実させまして、集客数を増やしていこうという、町長の考えもございましたことにより、グッズはですね、補正をしまして、製作を沢山したところでありますけども、やっぱり夏目友人帳のグッズと言いますのは、根強い人気がございます、夏目友人帳展が終わった後も、ずっとトートバック、夏目友人帳に関するクリアファイルですね、その売り上げ

のほうは順調に売り上げていっておりますので、今後もですね、ずっとですね、引き続いて、そのグッズを充実させて、集客数を図っていこうと考えております。

○3番（西 靖邦君） 180 ページですけども、節 10 の教科書改訂費として 404 万 5,069 円計上されていますが、学校によって教科書費に差があると認識しています。そこで児童 1 人当たりの平均教科書費は幾らになるのかをお伺いします。また、今回の改定により、教科書の内容面で大きな変化や特徴的な点があれば、併せて、お聞かせください。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 0 8 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款 9 教育費の質疑の途中です。発言を許します。

○教育課長（赤池寛子君） 西議員ご質問の 180 ページの教科書の改訂費、404 万 5,069 円ですけども、この費用につきましては、教師用の教科書、それから指導書、あと一部デジタル教科書の購入費用となります。児童 1 人当たりの金額と冊数につきましては、教科書につきましては、国からの無償配布ということになりますので、金額のほうは、予算のほうでは計上していないところです。また配布の冊数ですけども、一般的な教科数に応じた冊数の配布となっております。それから大きく変わった点はあるかというご質問ですけども、大きな変更点はあっておりませんけれども、4 年に 1 度の改定時期ということで、令和 5 年に改定となり、令和 6 年度にこのような費用のほうを計上させていただいたところであります。

○3番（西 靖邦君） 186 ページですけども、節 13 ですけども、今年度のコピー使用料が 87 万 6,558 円となっています。前年度よりですね、64 万円増加しているんですけども、これ何か大きな行事とかあってそのコピー枚数が増えたということなんでしょうか。詳細をお伺いします。

○教育課長（赤池寛子君） すいません。手元にちょっと資料がございませんので、後程答弁させていただきます。

○8番（倉本 豊君） 186 ページ。エレベーター管理料 76 万 5,600 円についてを伺います。これもうできてから何年になりますかね。

○教育課長（赤池寛子君） 正確ではございませんけれども、もう 20 年を超えていると認識しております。

○8番（倉本 豊君） 多分そうだと私も思っております。現在の利用はどのようになっていますか。

○教育課長（赤池寛子君） 現在の利用状況ですけれども、怪我をされた方、足を怪我をされた方が主に利用されることが主なようです。

○8番（倉本 豊君） その頻度はわかりませんよね、その怪我されたときということですね。そこはいいです。20年、ほとんど70数万円の委託料がずっと掛かっています。もう20年ということになりますと、もう1,000何百万円掛かっていますよね。これもう経年劣化によって今度は大規模な改修が来るのかなというふうにも思っていますが、そうすると相当な金額になってきますんで、一応もう止める方向で検討されてはいかがでしょうか。是非とも必要なんではないかな。他町村の学校には、おそらくないと思いますので。

○教育課長（赤池寛子君） 議員おっしゃるとおり、確かに毎年70万円の経費が掛かっているところではありますけれども、現在も学校新しく整備されるところにつきましては、エレベーターは標準装備が普通でありまして、またバリアフリー化ということで、エレベーターの設置につきましても、補助金等々ございますので、湯前中学校におきましても、できれば継続して、エレベーターの設置は行っていきたいとは考えております。

○8番（倉本 豊君） そうなりますと、小学校にも付けるということになるわけですかね。

○教育課長（赤池寛子君） 現段階では計画等ありませんけれども、また今後ですね、検討していければと思っております。

○8番（倉本 豊君） これ町長に見解をお聞きします。

○町長（長谷和人君） 現在学校の、小学校の生徒数が将来的にどうなってくるかっていうのは減少傾向もございますし、それから学級数についてもですね、1学年に1学級というところがございます、その中で、教室数については、現状維持という形になってくるのかなというふうに思っておりますので、将来的に、そういうふうな、エレベーターが必要だという場合につきましては、また改めて、教育委員会内部で検討いただきまして、そして、ハード整備もあるのかなと、ただその場合については、補助事業等が多分あるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうふうな活用も考えながらですね、対応したらどうかなというふうに思っておるところでございます、現状は先ほど課長が答弁しましたように計画がないということでございますので、将来的にはということで答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（倉本 豊君） その小学校にもし設置するんであればそういうことでしょうか、その中学校の現在あるエレベーターについてのご見解をお願いします。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。小学校の話だと、すいません。間違っておりました。中学校につきましては、現状利用数が少ないということで、将来的には、時間が経っているので、経年劣化が入っているので、止めたらどうだろうかというご見解

というふうに思ったところでございますが、ただ現状そういうふうな子どもがいると、エレベーターを使わなくちゃいけないという現状がございますので、エレベーターの耐用年数等が何年なるかちょっと私も存じていませんけども、そこら辺を見ながらですね、これ大規模改修というようなお話もあったところでございますが、現状を2年がかりで小学校・中学校校舎の改修をやっておりまして、その時にはですね、エレベーターの改修については行っていないという現状がございますので、これからですね、どれだけエレベーターの利用があるのかどうか、そこら辺を見ながらですね、私としては今の形で運営をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○教育長（栃原秀明君） 教育長の立場でお話をさせていただきたいと思います。実は、小学校が来る20日に運動会を控えておりますけれども、昨日、学校にまいりました折に、2人の児童が松葉杖をついて登校をいたしました。学校までは、保護者の方が車で送迎をしていただき、そのあと車降りまして、玄関、駐車場のところから玄関を上がって、教室に向かう場面を見ました。関係の児童のクラスの子どもたち、或いは、担任の先生方等々が支援をして、荷物等を持って、教室に向かう姿を見ました。校長先生にお話を聞いたところでもあります。エレベーターがあれば、そういう際にも、困らずに教室のほうに移動ができるのになという思いを持ったところでございます。ご承知のように、国、県では、インクルーシブ教育の推進ということを掲げております。障害のある人もない人も共に学ぶ学校づくりということです。その中に、中学校でエレベーターが設置されたというのには、いろんな経緯があったのではないかなというふうに推測いたします。つまり、エレベーターがないと教室に向かえない生徒さんが在籍をされていたのではないかと、そういう中で高額になったかもしれませんが、エレベーターを設置していただいた。その経緯を私は知りませんが、おそらく中学校で理由があって、当時設置をしていただいたというふうに考えるところです。私が住んでおります、多良木町の小学校、多良木小学校の校長の時に新築をしていただきました。その際にも、私の立場で、当時校長でしたので、教育委員会のほうにお願いをした経緯がございます。その後、多良木中学校の校舎建築もなされましたけれども、同じように、エレベーターが設置をしていただきました。今後、子どもたちが車椅子に乗って登校する、そういう時もあるかもしれません。そういった時に、エレベーターがあれば、いろんな意味で移動がしやすくなるというふうに考えます。したがって、今後、大規模改修等も、考えられるというふうに思いますけれども、そういったことも踏まえながら、今後、計画を立てていただく必要があるというふうに思っているところです。以上でございます。

○8番（倉本 豊君） 2人の見解はわかりましたが、今度改修が、もししなければならなかった時に、補助金が付けばいいんですけどね、例えば、1回止めましたとして、また新しく設置しますなら、新しく設置する場合は補助金があるということとし

よ。必要性はわからんではなかですけど、余りに、毎年毎年の経費がですね、加算できますんで、もう1回ちょっと考えることがあってもいいのかなというふうに私は思ったもんですからですね、必要であるということであれば、お金はどんどんとつぎ込んでいかんと仕方ないのかなとは思っています。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款9教育費の質疑を終わります。

款10災害復旧費の説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君） 款10災害復旧費について、ご説明いたします。

207ページから212ページまでとなります。

災害復旧費は、予算現額14億6,788万8,000円に対し、決算額は、4億5,622万4,743円、執行率は、31.1パーセント、歳出全体に占める割合は、9.4パーセントになります。なお、災害復旧費では、繰越明許費として、5億7,962万4,000円を、事故繰り越しとして1億9,235万5,000円を令和7年度に繰り越しました。

以下、主なものについて、項、目ごとに、ご説明いたします。

210ページをお願いします。

項1農林水産施設災害復旧費、目1林業用施設災害復旧費は、1,649万9,030円を支出しました。

節14工事請負費は、林道火の谷線災害復旧工事1,649万6,030円を支出し、年度内完了が困難な林道宮の谷線（2号箇所）ほか3か所の工事については、2億4,782万4,000円を令和7年度へ繰越しとしました。

次に、繰越明許の林業用施設災害復旧費は、節14工事請負費で林道宮の谷線・夜狩内線・牧良線の災害復旧工事に、合計1億7,880万6,367円を支出し、年度内完了が困難な林道牧良線（3号箇所）、（4号箇所）2か所の工事については、2,582万8,000円を令和7年度へ事故繰越しとしました。なお、3,900万円ほどの不用額がありますが、これは、令和6年度実施予定としておりました、林道牧良線1号箇所（3工区）について、施工箇所の奥側で県発注の治山工事が令和7年度末まで実施されることになり、本町工事を令和6年度に契約し令和7年度に事故繰り越しした場合でも令和7年度中の完了が不可能であり、国県との協議により、この工事を打ち切りとしたため不用額となりました。このため、林道牧良線1号箇所（3工区）については、令和7年度当初予算に組み直し、令和7年度後半に契約する予定としております。

次に、事故繰越しの林業用施設災害復旧費は、節14工事請負費で林道火の谷線災害復旧工事2,981万円を支出しました。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費は、1,112 万 3,366 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、牧良川災害復旧工事 1,110 万 5,592 円を支出し、町道牧良線（笹の平橋）災害復旧工事（他 2 合併）の内、牧良川復旧分について、年度内完了が困難なため 4,500 万円を令和 7 年度へ繰越しました。

次に、繰越明許の河川災害復旧費、節 14 工事請負費は、養谷川災害復旧工事の中間前払金 2,130 万円を支出し、年度内完了が困難なため、4,267 万 6,000 円を事故繰越としました。

212 ページをお願いします。

次に、事故繰越しの河川災害復旧費、節 14 工事請負費は、町道牧良線（笹の平橋）復旧工事の河川災害分について、令和 4 年から事故繰越したもので、毎年の大雨や台風等により、遅延が生じ年度内完了が困難なため、国県との協議により打ち切りとしたため予算現額 2,259 万 7,000 円の全額が不用額となりました。このため、残工事分については、令和 6 年度に補正予算を計上し、令和 7 年度に繰越しました。

次に、目 2 道路橋りょう災害復旧費は、9,254 万 9,257 円を支出しました。

節 10 需用費の修繕料は、令和 5 年の豪雨による町有林の崩土により町道牧良線のガードレールが壊れたため、54 万 4,500 円を支出しました。

節 12 委託料は、町道猪鹿倉横谷線・町道養谷線伍八橋の災害復旧工事測量設計業務委託等に 595 万 6,423 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷線の 5 つの工区分として、8,600 万 2,512 円を支出し、年度内完了が困難な 3 つの工区分及び町道永岡線法面災害防止対策工事分、2 億 8,680 万円を令和 7 年度に繰り越しました。

次に、繰越明許の道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷線・町道養谷線災害復旧工事の前払金 6,760 万円を支出し、年度内完了が困難なため、1 億 2,385 万 1,000 円を事故繰越としました。なお、2,000 万円程の不用額につきましては、入札残及び令和 5 年度から繰越しました概算工事費に不測の増額に備えて上乗せしていた分の残となります。

次に、事故繰越しの道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費は、令和 4 年度から事故繰越した町道牧良線・町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事で、毎年の大雨や台風などにより工事に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、国県との協議により出来高精算を行い、3,853 万 6,723 円を支出しました。このため、1 億 3,800 万円程の不用額となりました。なお、残りの工事分については、令和 6 年度に補正予算を計上し、令和 7 年度に繰越しました。

以上で、款 10 災害復旧費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから款 10 災害復旧費の質疑を行います。

ページは 207 から 212 ページです。

○3 番（西 靖邦君） 208 ページの款 10 の災害復旧費の不用額ですけども、2 億 3,968 万 4,257 円について伺います。前年度に比べましてね、約 1 億 6,300 万円増加しています。この増加はもう発注できなかった工事があったことによるもの、それ以外に不用額が生じた理由がある場合は、どのようなものか伺います。併せてですね、こうした不用額の発生を踏まえ、次年度の予算編成や工事計画においてどのような改善工夫を検討されているのか、所見をお聞かせください。

○建設水道課長（高木堅介君） 先ほど説明の中でも申しておりますが、事故繰り越しからの繰り越しはできませんので、その分、もうその年度で打ち切りまして、残った分がございます。あとは概算工事費で繰り越しをしておりますので、入札によります、入札の残がございます。それから着工して、また状況に応じて、工事請負が増額になる場合もございますので、上乗せして予算を組んでいる部分もございます。この災害復旧費が現年度から、繰越明許と事故繰越といきます中で、この不用額の調整というのがですね、もう更正減額できない部分もありますもんですから、なかなか、そこは難しいのかなと思っております。以上です。

○3 番（西 靖邦君） 年度内にどんな工事を発注したいというやつは、もう計画表か何かあるんでしょうか。その工事がなんぼ、その工事がなんぼで積み上げていったら、大体出るんじゃないですか。その年度に、令和 6 年度に工事を発注する予定の工事がありませんよね、それが概算金額やったらその積み上げで、どのくらいかなってこんだけおっきな不用額が出てこないんじゃないかなと私は思っているから、それでお尋ねしたんですけど。

○建設水道課長（高木堅介君） 災害復旧工事も現場現場で設計しまして、工事費出して入札をかけて施工するということになります。現年度につきまして、現年度で完結する分につきましては、竣工検査まで終わって支払い終わります、不用額が入札残、あと変更増減額して、不用額が残れば更正減額をするんですけども、なかなか年度内に完了っていうのが難しい現場が今多くなっておりまして、繰り越し、繰り越してなっていく関係でですね、1 つ 1 つの工事はきちんと工事費は出しているんですけども、この予算不用額の管理につきましては、ちょっと難しい部分がございます。特に、繰越明許、事故繰越分につきましては、どうしても予算上での、こういう額が見えてしまうことになってしまいますので、なるべく早め早めに各工事箇所を完了させて終わらせたいところではありますが、1 つの路線で、手前から終わらないと奥ができないとかございまして、今こういう状況になっているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、款 10 災害復旧費の質疑を終わります。

お諮りします。款 11 公債費から款 12 予備費までを一括して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認め、一括審議といたします。

款 11 から款 12 までの説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款 11 公債費をご説明いたします。

令和 6 年度は、3 億 538 万 9,786 円を返済いたしました。歳出全体に占める構成比は 6.3 パーセントになります。災害復旧工事等に関します、起債の返済が徐々に始まってまいりますので、総額も徐々に増えてきております。

目 1 元金 2 億 9,115 万 9,746 円。

213、214 ページをお願いします。

目 2 利子 1,423 万 40 円となりました。

なお、275、276 ページに詳細を掲載しております。

令和 6 年度末の差引現在高は、合計 36 億 1,145 万 1,000 円となっています。

戻って、213、214 ページをお願いします。

款 12 予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の全ての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから款 11 から款 12 までの質疑を行います。

ページは 211 から 214 ページです。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、歳出、款ごとの質疑を終わります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 歳入について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度の収入済額合計は 52 億 860 万 97 円となり、令和 5 年度と比較して 1 億 4,157 万 9,463 円の増となりました。

15、16 ページをお願いします。

款 1 町税は、町民のみなさんや町内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。収入済額 2 億 7,682 万 3,809 円となりました。歳入全体に占める構成比は、5.3 パーセントになります。令和 5 年度と比較して 1,977 万 8,759 円の減となりました。

項1 町民税は、個人・法人合わせて1億705万8,786円と令和5年度より874万5,639円減少しております。減の主な要因は、国が実施いたしました定額減税の影響でございます。ただし、定額減税で減収となった分は、後ほど出てまいります、地方特例交付金で補填されますので、町としての総額は影響がなかったところでございます。

項2 固定資産税は、1億3,448万5,475円を収入しました。令和5年度と比較して456万9,659円減少しておりますが、令和6年度は3年に1回の評価替えの年でありましたので、その結果により減となりました。なお、いずれも現年課税分の徴収率は99パーセント程度でございましたが今後も100パーセント徴収に向けて努力してまいります。

17、18 ページにかけて、

項3 軽自動車税は、1,908万9,740円を収入しました。

項4 町たばこ税は、1,566万8,258円を収入しましたが、喫煙者の減少と販売店の減少だと想定しておりますが、大きく減少いたしました。

項5 入湯税は、52万1,550円を収入しました。

款2 地方譲与税は、国が徴収した特定の税収を、町の道路延長や面積により譲与されるものでございます。3,926万7,000円を収入しました。令和5年度と比較して270万8,000円の増でございました。この地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の3税がございます。増の要因は、森林環境譲与税の基準見直しにより、私有林人工林面積の譲与割合を50パーセントから55パーセントに、人口の譲与割合を30パーセントから25パーセントに見直されたことによるものでございます。なお、この件につきましては、議員の皆様が上京される度に、地元選出の国会議員の先生方に要望活動を繰り返し行っていたいただいたおかげもあろうかと存じます。誠にありがとうございました。税収が増えることができました。

19、20 ページをお願いいたします。

款3 利子割交付金は、金融機関等から利子の支払いを受ける際に課税された税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に交付するものです。9万円を収入しています。

款4 配当割交付金は、株式の配当に課税される県税として一括徴収され、その一部が町に交付されるもので、109万4,000円を収入しています。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が町に交付されるもので、186万4,000円を収入しています。

款6 法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、527万5,000円を収入しています。

21、22 ページをお願いします。

款 7 地方消費税交付金は、地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業員数で案分し、町に対して交付するものです。8,971 万 5,000 円を収入しています。

款 8 環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の延長や面積で案分し、町に対して交付するものです。313 万 4,000 円を収入しています。

款 9 地方特例交付金は、住宅ローン減税及び冒頭にご説明いたしました、定額減税による個人住民税の減収分を補填する国からの交付金です。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されており、合わせて 1,483 万 8,000 円を収入しています。

23、24 ページをお願いします。

款 10 地方交付税は、地方公共団体の財政格差を小さくするため国から支給されるもので、19 億 763 万 3,000 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、36.6 パーセントで、令和 5 年度と比較しますと、4,257 万 4,000 円の増となっております。内訳としまして、普通交付税 17 億 4,483 万 3,000 円、特別交付税 1 億 6,280 万円を収入しました。

款 11 交通安全対策特別交付金は、交通事故の激増に対し、交通安全対策を推進する施策の一環として、地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために設けられたものでして、交通反則金のうち事務費を除いた 3 分の 1 が交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良道路延長の按分により市町村に交付されるものですが、交付すべき額が 25 万円に満たない市町村については、交付されないこととなっております。長い間、本町への交付は無いところでございます。

25 から 26 ページにかけて、款 12 分担金及び負担金は、利用者に負担してもらう受益者の負担金のこととして、1,294 万 8,097 円を収入しています。

項 1 負担金は、保育所広域入所児童保護者負担金、湯前保育園入所児童保護者負担金、老人福祉施設入所負担金、地域活動支援センター利用者負担金、地域人権教育指導員設置に伴う町村負担金を収入しております。

項 2 分担金は、二溝地区水利施設等保全高度化事業地元分担金を 454 万 5,000 円収入しております。

款 13 使用料及び手数料は、3,742 万 8,918 円を収入しています。

項 1 使用料、目 1 総務使用料、節 1 インターネット使用料は、45 万 2,460 円を収入しております。なお、インターネット使用料は令和 6 年度で終了しております。

目 2 民生使用料、節 1 社会福祉使用料 110 万 6,090 円は、高齢者生活福祉センター居住部門使用料を収入しました。

目 3 農林水産使用料 8 万 6,600 円は、農村環境改善センターの使用料になります。

目 4 土木使用料の住宅使用料は、2,843 万 38 円を収入しました。現年度分は徴収率 100 パーセントを達成できましたが、過年度分の徴収も引き続き努力してまいります。

27、28 ページをお願いします。

目 5 教育使用料は、113 万 4,330 円を収入しました。各体育施設等の使用料となります。

項 2 手数料、621 万 9,400 円は、目 1 総務手数料は戸籍住民印鑑証明手数料など、目 2 衛生手数料は畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料など、目 3 農林水産手数料は各種証明手数料。

目 4 教育手数料の美術館の美術館観覧料 410 万 2,300 円は、令和 5 年度と比較して約 7 倍の観覧料となりました。夏目友人帳特別展のおかげでもありますが、美術館担当職員の積極的な取り組みが功を奏しているところでございます。

29、30 ページにかけて、款 14 国庫支出金は地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金です。6 億 6,220 万 3,954 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は 12.7 パーセント、令和 5 年度と比較して、2 億 778 万 687 円の減となっていますが、減の主な要因は、災害復旧事業関係の減となります。

まず、項 1 国庫負担金の 3 億 8,070 万 1,126 円の主なものは、目 1 民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付費、障害児通所事業費等の国庫負担金、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

目 2 衛生費国庫負担金の 7 万 7,686 円は、養育医療費国庫負担金を収入しました。

目 3 土木費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金は、現年度分で 3,854 万 8,000 円、繰越明許分で 1 億 79 万 7,000 円、31、32 ページをお願いします。事故繰越分で 142 万円を収入しました。

項 2 国庫補助金は、2 億 7,539 万 4,500 円を収入しました。

目 1 総務費国庫補助金では、現年度分で 7,752 万 5,000 円、その中で下から 2 段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）は 1,251 万 1,000 円、その下、同じく定額減税一体支援枠分 5,683 万 2,000 円などを収入しております。繰越明許分で 3,244 万 7,000 円、その中で、同じく推奨事業メニュー分で 384 万円、一体給付枠分で 1,110 万円などを収入しております。

目 2 民生費国庫補助金は、33、34 ページをお願いします。節 1 障害者福祉費補助金を 69 万 2,000 円、節 2 児童福祉費補助金を 3,092 万 9,000 円、節 9 社会福祉費補助金を 19 万 1,000 円収入しております。また、繰越明許分で節 8 老人福祉費補助金 773 万円を収入しました。

目 3 衛生費国庫補助金は、感染症予防事業費国庫補助金など 111 万 7,000 円を収入しております。また、繰越明許分で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 11 万 5,500 円を収入しました。

目 4 土木費国庫補助金は、当年度分を 2,855 万 9,000 円、35、36 ページをお願いします。繰越明許分 3,747 万 7,000 円、事故繰越分 2,195 万 6,000 円を収入しております。

目 5 教育費国庫補助金は、特別支援教育就学奨励費補助金 28 万 3,000 円を収入しました。

目 6 消防費国庫補助金は、消防防災施設整備費補助金 242 万 3,000 円を収入しました。
項 3 委託金 610 万 8,328 円は、目 1 総務委託金で、消防団の力向上モデル事業委託金、
目 2 戸籍住民基本台帳費委託金で、中長期在留者住居地届出等事務委託金などを収入
しております。

37、38 ページをお願いします。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 0 5 分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の説明の
途中です。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君） 37 ページ、38 ページ。

款 15 県支出金は県が町に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付する
ものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するものです。5 億 9,322
万 7,262 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は 11.4 パーセントです。令和 5
年度と比較して 9,362 万 1,209 円の増となっております。増額の主な理由は農林水産業
費県補助金でして、災害復旧関連の補助金になります。

項 1 県負担金 1 億 2,548 万 1,192 円の主なものは、目 1 民生費県負担金で、子どもの
ための教育・保育給付費県費負担金 3,889 万 6,241 円ほか、熊本県障害者自立支援給付
費等負担金 4,220 万 3,125 円など、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者
保険基盤安定拠出金などを、それぞれ収入しております。

39、40 ページをお願いします。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金 686
万 8,000 円はじめ、熊本県企業局水の恵み交付金 1,000 万円、熊本県企業局協賛交付金
200 万円などを収入しております。また、繰越明許分として、熊本地震復興基金 4,254 万
2,000 円などを収入しました。

目 2 民生費県補助金は、4,327 万 1,066 円を収入しました。節ごとに、社会福祉費補助
金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金、
児童福祉費補助金、障害者福祉費補助金を、それぞれ収入しております。

43、44 ページをお願いします。

目 3 衛生費県補助金は、子ども医療費補助金 142 万 9,000 円、合併浄化槽設置補助金 68 万 1,000 円などを収入しております。

目 4 農林水産業費県補助金は、1 億 9,735 万 3,517 円を収入しております。

節 1 農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金 2,348 万 8,882 円ほか、多面的機能支払交付金 2,304 万 1,699 円、特定鳥獣適正管理事業補助金 371 万 3,000 円、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金 849 万 1,000 円などを収入しております。

45、46 ページをお願いいたします。

節 2 林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金 3,959 万 1,640 円、林業用施設災害復旧事業補助金 8,537 万 5,000 円などを収入しました。また、林業用施設災害復旧事業補助金は、繰越明許分として、1 億 1,977 万 8,000 円を収入しております。

目 5 教育費県補助金は、地域人権教育指導員設置費補助金、熊本県関係人口創出支援等補助金など、216 万 8,000 円を収入しました。

目 7 商工費県補助金は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金 441 万 7,000 円、47、48 ページにかけて、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金 1,653 万 2,000 円を収入しました。

項 3 委託金の 1,197 万 9,378 円ですが、目 1 総務費委託金では、県権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、人口動態事務委託金、農林業センサス委託金、衆議院議員選挙費委託金を収入しました。

目 2 商工費委託金では、九州自然歩道管理委託金を、目 3 土木費委託金では、県管理河川護岸雑草処理委託金など、目 4 農林水産業費委託金では、農地中間管理事業業務委託金 326 万 344 円を収入しております。

49、50 ページにかけて、款 16 財産収入は、町が所有する財産を貸し付けたり、売却したりして得る収入です。この他にも、基金積立金の利子等の財産運用収入も含みます。2,872 万 3,525 円を収入しております。

目 2 利子及び配当金では各基金の利子、そして下から 2 段目、上球磨森林組合配当金 177 万 8,968 円、球磨プレカット配当金 39 万 5,000 円を収入しています。

項 2 財産売払収入、目 1 生産物売払収入ですが、木竹売払収入で 2,323 万 3,888 円を収入しました。

51、52 ページをご覧ください。

目 2 物品売払収入 1 万 1,800 円は、鉄くずなどを処分した際の売り払い収入となります。

款 17 寄附金は、1 億 4,816 万 3,931 円を収入しております。ふるさと納税も自治体間の競争が激化しておりますが、現在、様々に対応策を講じて、また、担当者も努力いたしまして寄付額の増加に繋がったところでございます。

款 18 繰入金は、2 億 1,321 万 8,144 円となっています。

目 2 ふるさと応援基金繰入金から 944 万 3,000 円、目 3 公共施設等整備基金繰入金から 1 億 2,859 万 3,000 円、53、54 ページをご覧ください。目 4 熊本地震復興基金繰入金から 5,318 万円、目 5 湯前町宅地分譲事業等基金から 1,236 万円、目 6 湯前町情報通信関連事業整備基金繰入金から 627 万円を繰り入れました。また、介護保険特別会計基金から、337 万 2,144 円を繰り入れました。なお 222 ページに、基金の一覧表を載せておりますが、その中で、目 5 の湯前町宅地分譲事業等基金の繰入額の記載するのを示しておりますので、現在のタブレットに掲載しておる資料には載せておりませんので、これは議決事項ではなく、参考資料となりますので修正させていただきたいと思います。確認がおろそかになっておりまして、ご迷惑をおかけして、大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

款 19 繰越金は、繰越明許費分、事故繰越分を合わせて、前年度繰越金は、6 億 696 万 9,352 円でございます。歳入全体に占める構成比は、11.7 パーセントです。

55、56 ページをご覧ください。

款 20 諸収入は、4,588 万 1,305 円を収入しています。

項 3 雑入は、3,628 万 451 円です。

節 1 予防接種等徴収金は、各種検診の実施に伴う受診者の負担金等を収入しております。

57、58 ページにかけて、

節 2 雑入の 3,060 万円は、役場自動販売機電気料等 516 万 9,348 円をはじめ、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金、くれないの森、J T の森、J R 九州商事の森、ダイダンの森の造成事業助成金、くま川鉄道再生協議会へ本町から職員派遣していることに伴う他町村からの負担金などを収入しています。

項 4 受託事業収入は 680 万 2,063 円を収入しました。後期高齢者医療広域連合受託事業収入等になります。

59、60、61、62、63、64 ページにかけて、款 21 町債は、5 億 2,010 万円を借入れました。歳入全体に占める構成比は、10.0 パーセントです。令和 6 年度の借入れは、過疎地域持続的発展特別事業債、緊急防災・減災事業債、道路整備債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、住宅建設債、教育施設整備債、文化財施設整備債、公共土木施設災害復旧債、かんがい排水事業債、農業振興債、駅周辺整備事業債、商工業施設債、景観整備債で起債しました。

以上、歳入の総合計が 52 億 860 万 97 円となっております。

続きまして、215 ページをご覧くださいと思います。

実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差引きました差引額が、3 億 4,070 万 2,990 円となっております。このうち、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が 1 億 2,473 万 3,000 円、事故繰越繰越額が 739 万円となっております。これにより、実質収支額が 2 億 4,599 万 990 円となりました。また、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額が 1 億 2,300 万円となりました。

それから次のページからですが、財産に関する調書としまして公有財産の状況을載せています。

217 ページは総括表、219 ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳等をつけています。

221 ページに物品の自動車の状況を載せています。また、222、223 ページに基金の状況を載せているところです。これにつきましては、先ほど申しましたとおり修正をさせていただきますと思います。

それから 224 ページ以降については、付属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しています。説明は、省略をさせていただきます。

それから 269 ページ以降は、参考資料として収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を付しているところです。ご参考にさせていただきたいと思います。

以上で、歳入全般の説明を終わります。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5 番（椎葉弘樹君） 50 ページの基金利子についてお尋ねします。決算審査意見書 12 ページを見たところ、公金管理に関する検討委員会を年 1 回開催することになっているがここ数年間開催されていないというご指摘がありました。現在公金管理に関する検討委員会ってというのは、いつから開催されていないのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては、昨年度が会計室の職員の年度途中での退職が重なりまして、昨年 1 年間はできなかったところでございます。前の会計監理者の時期分だけ、2 年間開催していなかった。9 月 25 日に今年度の会議を開催する予定でおります。

○総務課長（西村洋一君） 失礼しました。9 月 24 日に開催するところでございます。

○5 番（椎葉弘樹君） この検討委員会は副町長が委員長ということになっておりまして、これは引き継ぎがうまく行かれてないのか、会計担管理者のほうに気づいてなかったのか。どのような状況なのか。

○総務課長（西村洋一君） 事務のほうは職員のほうで行っておりますので、副町長はその時の会長をしていただくということでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、以上で歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

-----○-----

○議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第1号、「令和6年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日9月18日、午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後3時24分

第 5 号

9 月 18 日 (木)

令和7年第8回湯前町議会定例会

[第5号]

令和7年9月18日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	認定第 1号	令和6年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	令和6年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	令和6年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	令和6年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	令和6年度湯前町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	報告第 6号	令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 8	議案第67号	工事請負契約の締結について
日程第 9	同意第 9号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第10号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	請願第 1号	人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
日程第12		委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会)
日程第13		議員派遣について
日程第14		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第15		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第16		広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第17		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番	田山幸平	2番	吉田精二
3番	西靖邦	4番	遠坂道太
5番	椎葉弘樹	6番	森山宏
7番	味岡恭	8番	倉本豊
9番	山下力	10番	金子光喜

なし

応招議員に同じ

なし

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中 山 政 人

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	栃	原	秀	総	務	課	長	西	村	洋
税	務	町	黒	木	博	保	健	福	祉	佐	藤	由美子
建	設	水	高	木	堅	企	画	観	光	伊	藤	賢一郎
教	育	課	赤	池	寛	農林振興課長兼農業委員会事務局長				浅	田	徹

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和７年第８回湯前町議会定例会、第１０日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第１ 認定第１号 令和６年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（金子光喜君） 日程第１、認定第１号、「令和６年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、９月１７日の議事を続けます。

ただいま、歳入全般の質疑が終了したところです。

これから、本件について総括及び補足質疑を行います。発言を許します。

○総務課長（西村洋一君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。先日私の歳入の説明の際に、基金からの繰入について、参考資料の表が漏れておったと申しましたが、その分につきまして、本日のタブレットに新たに再修正というところで掲載させていただいておりますので、それを最終的な議案としてご覧いただければと思います。また決算の金額等につきましては、３つ決算の資料が載っておりますが、どれを見てもその修正はありませんので、決算の金額には変更がないところでございますので、お知らせをしておきます。大変申し訳ございませんでした。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） おはようございます。椎葉議員と森山議員のほうから質問がございまして、ちょっと調査をさせていただきましたので御報告をさせていただきます。まず、ページの８９・９０ページですね、款の総務費、項の総務管理費、目１０情報通信管理費のルールウイングのＷｉ－Ｆｉ環境の件について、椎葉議員のほうからご質問がございまして、ルールウイングのほうのＷｉ－Ｆｉにつきましては、今公共のＷｉ－Ｆｉがルールウイングと湯～とびあ、それと駅舎のほうにもありまして、付属棟も今回新設をしましたけれども、あの周辺については公共のＷｉ－Ｆｉで賄えるということで確認が取れております。またサテライトオフィス、新築をしておりますけれども、それについては、新規で引き込みをしまして、対応するという事になっております。続いて、森山議員のご質問でございました、ページが１５５ページから１５６ページにかけて、ゆのまえ暮らし応援券の商工会員さんと会員外の使用率でございますけれども、商工会の会員さんの換金率が６９．６パーセント。会員さん以外が３０．４パーセントという形になっております。以上です。

○農林振興課長（浅田 徹君） おはようございます。農林振興課でございます。款５農林水産業費の中で質疑をいただきました事項につきまして、２点説明をさせていただきます。まず１点目、ページは１４６ページをお願いいたします。倉本議員からのご質疑

で目4畜産業費の節18負担金補助及び交付金の畜産奨励補助金283万6,000円、これに対し前年度が152万1,000円で対前年比の理由ということでございますが、令和6年度はですね、酪農農家の乳用牛導入が3件、計8頭の実績がございました。乳用牛につきましては、補助単価が1頭当たり18万円ですので、補助金額ベースですと、144万円となります。令和5年度が乳用牛の導入実績がございましたので、この乳用牛8頭分の144万円が純増となったということになります。次に、2点目となりますが、142ページをお願いいたします。農業総務費の節18負担金補助及び交付金で遠坂議員から湯前町農業再生協議会についての質疑があったところでございますけども、ページ飛びますけども、228ページをお願いいたします。主要な施策の成果の中でですね、農業再生協議会の主たる運用事業となります、経営所得安定対策に関します事業実績を掲載しておりますので補足の説明とさせていただきます。以上です。

○教育課長（赤池寛子君） おはようございます。昨日、西議員のほうからご質疑がありました、186ページのコピー使用料についてですけれども、コピー使用料が87万6,558円、それから令和5年度が23万3,870円ということで、この差ですけども、令和5年度につきましては、ICT関連機器等使用料に含めておりまして、令和6年はコピー使用料から支出してあるため、差が生じております。

○議長（金子光喜君） 昨日の補足の答弁が終わりました。引き続き、総括及び補足質疑を行います。

○3番（西 靖邦君） 効果の総括について伺います。令和6年度の予算執行については、各款において様々な事業が実施されております。そこで個別事業の内容に加えて、町全体として、町民生活、福祉、産業振興などにおいて、どのような行政効果や経済効果を得られたのか、町長の所見を伺います。併せて、こうした成果を今後の町政運営全般に、どのように生かしていく考えかについてもお尋ねします。以上2点について町長の所見を伺います。

○町長（長谷和人君） 改めまして皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。今西議員のほうから、行政効果ということで大変幅広いといいますが、難しいご質問をお受けしたところでございます。私といたしましては、2期、2年目の事業ということでこれまでとおり、行政経験を生かしながら、新たな気持ち、新たな力、それから新たな知恵を注ぎながら、6年度も全力で、まちづくりに傾聴してきたところでございます。特に、5本柱を挙げておりますけども、子どもたちに優しいまちづくりということと、もう1つが、安全安心なまちづくりということで挙げさせていただきましたので、ここにつきましては、しっかりと対応したというふうに思っております。また併せまして、令和2年7月豪雨災害から本年7月で、5年を経過したということで、復旧・復興そして創造的復興ということで、防災減災国土強靱化ということで、

今駅前の再開発も行わせていただいているというところでございます。併せまして、今現在、進んでおりますのが、物価高騰対応という部分もございまして、国の交付金も活用しながら、6年度では、各種事業につきまして、交付金を活用しながら、事業をさせていただいたというところでございます。またもう1つでございますけども、歴史風致の維持でこれまで、下町橋は5年度でございましたんですけども、大師堂それから周辺整備事業も実施させていただいたということと、それからもう1つ、先ほど子ども子育ての中に入っていたかと思うんですけども、そこら辺の制度の充実もさせていただいたというところでございます。効果ということになると、数値的な意味合いもあろうかというふうに思っておりますけども、これまで同様、「入りを量りて出づるを為す」ということを基本にしながら、しっかりと前を向いて、事業をさせていただいたというところでございます。なおこの決算書のほうにも出てきておりますけども、6年度で約2億1,000万ほど積み立てさせていただいております、26億あまりの基金の積み立てというふうな状況になっております。実質公債比率も6.1ということで、他の自治体より低いんではないかなというふうにも思っております。今後とも国の補助金、交付金等も活用しながら、しっかりと先ほど言いました、「入りを量りて出づるを為す」ということがございますので、これを前向きに捉えながら、今後とも対応していきたいというふうに思っております。大変大雑把なお話をさせていただいております。以上でございます。

○3番（西 靖邦君） こうした成果があるんですけども、成果でも26億円等の基金とかあるんですけども、この辺をですね、今後の町政運営全般にですね、どのように生かしていく考えかについて、伺います。

○町長（長谷和人君） すいません私が今勘違いしていたら申し訳ないんですけど、基金の活用について、先ほど、駅前再開発あたりも申し上げたところで、これ先ほど申し上げた重点的な部分だけ申し上げているんで、農業分野あたりは抜けている部分があるかと思っておりますけども、重点政策の部分だけをちょっと申し上げたところでございますけども、現在、駅前の再開発というのも掲げさせていただいております、その分と、それから併せまして、農業分野の担い手支援とかっていうのがございますんで、これらはもうすべて真水でございますんで、ここら辺はしっかりと議会の皆様方にも説明をしながら、基金の利活用についてもですね、十分検討しながら、利用させていただければというふうに思っているところでございます。

○1番（田山幸平君） すいません。ちょっと町長にお尋ねで、似たような内容で恐縮なんですけども、この令和6年度の各事業においてですね、これは良かったぞみたいな、何でしょうか設定していた数字より効果があったねみたいな、職員さんたちもよっしゃ

みたいな感じのものって、1つ、2つ挙げていただけると嬉しいんですけども、そちらよりお願いいたします。

○町長（長谷和人君） 私としては、この6年間町政を担わせていただいたところでございまして、いかにしてですね、少子高齢化、それから人口減少もですね、鈍化・減少させるかというところに力を注いできたところでございます。それに加えて、令和2年からでございましたか、新型コロナウイルス感染症、加えて令和2年の7月豪雨災害、この2つが大きく私の政策の中で、少しちょっと違うものが、そこに異物が入ってきたというところがございました。ただ逆に言いますと、先ほど申しました、くま川鉄道が来年の上半期で全線開通するというので、これも以前から申し上げておりますけれども、ピンチをチャンスに捉える時期だということで、ハード事業も整備しながら、併せて、ソフト事業、これも充実させていただけないかということで予算も組ませていただいております。例えばでございますけれども、まんが美術館についてもハード整備をさせて、今進めさせていただいております。稼げる漫画にできないかと、これまで見せるだけの漫画ではなくてですね、稼げる漫画でできないかということで、昨日もご質問があったところでございますけれども、夏目友人帳等のグッズ販売もをさせていただきました。それから、来年度になるわけでございますけれども上半期以降、かなりのお客様が訪れていただくんではないか、いかにして町内を回遊していただくか、こういう伏線をですね、まずは作るべきじゃないかということで、商工会のほうにも、交付金でございました、補助金でございましたが、お願いしまして、グッズ等ですね、販売等の、新しいグッズ等ですね、試作品あたりも作っていただいているというところでございますので、そういう点については、しっかりと前を向いて私としては対応できたんじゃないかなというふうに思っております。ただ申し上げますように、このコロナと災害、これがいわゆる現状まだ道半ばの、災害復旧につきましては、道半ばの状況になっておりまして、これがまだあとそうですね、3～4年ぐらいかかるのではなかろうかなというふうに思っております。しっかりと前を向いて、対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。ちょっとお答えになってない部分もあるかと思いますが、ちょっと総括的なお話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○1番（田山幸平君） 私も同じような、先ほど町長、併せて、答弁いただいたのかもしれませんが、本当に初めて決算を受け、なんですかね、決算の議会に居合わせていただけているんですけども、本当に自分も今回、漫画ですね、夏目友人帳であるとか、私もう1つ思ったのは、ワーケーションの企業誘致の方々、何かこう、この町のコロナとか確かに大変だったんでしょうけれども、改めてこう、ちょっと感じている部分というのは人を集めることが上手い町なのかなって思っております。今後の今付箋を引かれてい

るっていうことだったんですけども、今後にちょっと自分が思うところはですね、それをさらに住民さんたちと繋げていただく、やっばこう来ていただいた方と、ここに来た良さっていうのはやっばここに住む人たちとの関わりの中で、また付加価値であったり、オリジナルが出てくるかなと思っていますので、ぜひそういったところを連携といいますか、行動線を描いていただければなと思って質疑をさせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○5番（椎葉弘樹君） 西議員と田山議員の関連になります。なぜその効果が見えていないか、付属資料からは、情報は見れるんですけど、これまでの総合戦略とか総合計画の検証結果が多分出されてないから、そういうところが見えてないんだと思います。だから、数値的な情報等も全然出てきてない。今回ですね。そういうのを前提にして確認させていただきます。まず、令和5年度と令和6年度の検証結果というのは、議会への報告や町のホームページでの公表というのは、なぜ行われなかったのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員の総合戦略等の検証結果、議会のほうの意見ということで以前、多分聞いていたというところもございましたけれども、やはり計画に関してはですね、私たちのほうで諮問をさせていただいて、委員さん方で煮詰めていただいた分を報告をしている部分でございます。確かに議員さん方に報告をするべき部分、意見を聞くということも必要かと思いましたがけれども、諮問をしている協議会、委員会がございますので、そちらのほうで諮問をして、答申をいただいた部分で、私たちは数値の目標は住民の方にお知らせをしている、のかなと思っています。ホームページのほうがちょっと私も確認はしておりませんが、やはり、そういったところで数値の目標についてはですね、今後はホームページ等も含めまして公表していきたいと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） おそらく総合計画と総合戦略の令和6年度は節目の年だったので、そういう審議会等の開催等も踏まえて、上手く議会の報告とかもですね、できてなかったのかなと思うんですよ。令和4年度までは、全協で説明がありました。ところが、令和5年度と令和6年度、検証結果がなかったもので、かつ、ホームページのほうにも令和4年度までしか報告がない。これはやっぱり毎年度毎年度、やっばり公表していく必要があるのかなとは思っているところです。先ほどから言われている、第2期の節目となる令和6年度において、この総合戦略の総合的な総括、それがですね、ちょっと見えてないのかなと思うんですが、そういう総括をしっかりと総合戦略としてするべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 一応総合戦略の第2期の戦略の策定委員会が先日までございましたので、委員さん方からのご意見、色々いただいております。これを取りまとめまして、公表もですね、ホームページのほうで行っていきたいと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 検証結果は、決算を私たちが審議する上でも非常に参考になるデータです。ですから、できればですね、決算の前あたりまでにですね、その検証を終えられて、ある程度ですね、そしてしっかりと報告していただければ、我々は付属資料と総合戦略、総合計画の検証結果を踏まえて、この決算の審議ができますので、ぜひその辺りは、ご協力をいただければと思うところです。あと総合計画がですね、ホームページには、これまでずっともう検証結果とかも示されておられません。こういうのもですね、やっぱり総合戦略とともにですね、やっぱり公表していく必要があると思っているんですが、それについてはいかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 総合計画の検証結果ということで載せておりませんが、やはりこの総合計画と総合戦略がですね、どうしても今、時期的に離れている部分がございます、以前ご説明したかもしれませんけれども、総合計画・総合戦略が、もうほかの町村では一緒になっている部分もございます、数値目標がそれぞれ、同じ方向に向くように、今後ちょっと検討していこうかということで、担当のほうで今計画をしております。公表する部分についてはですね、検証については、今後、見直しを含めまして、検討していきたいと、それが総合計画と総合戦略一緒になった同時でいくのか、その件はまた運用の仕方をですね、担当、内部のほうでまた検証させていただいて、動いていきたいと思っております。

○3番（西 靖邦君） 先ほどの椎葉議員等の質疑と質問と関連あるかもしれませんけれども、効果の総括についても関連がありますけれども、次にですね、数値分析と改善について伺います。当初予算と比較した際に、特に支出が増えた分野や抑えられた分野、その主な要因についてご説明ください。併せて、こうした結果を踏まえ、今後の予算編成において、実績を重視すべき分野、また、当初見込みを重視すべき分野についてのお考えを伺います。さらに、当初の想定と実際の執行に大きな差が生じた分野や今後に向けての課題についてもお示しください。以上3点について、町長の所見を伺います。

○議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

○町長（長谷和人君） 大変難しい質問でございまして、まず予算というのはですね、見積の性格はもう持っているわけございまして、それが予算の区分、性質によっても違ってまいります。一般会計の中で、例えば扶助費等については、1月から始まり3月まで予算を確保しなくちゃいけないという部分がございまして、見込みで、例えば、落として3月に足らなかったという事態がございましてそういうのは当然余ってまいります。それからもう1つちょっと違ってくるのは、ハード整備等の事業を行う際につきましてはですね、当初委託料で予算を組ませていただきまして、積算をして、初めて本来の当初予算の中から上がったのか、減ったのかというのを見極めるわけございまして、その場合当然プラスになるわけございまして、なかなか当初予算を、見積が甘いというふうに言われるとなかなか難しいところがあるわけございまして、最終的に、そういうハード整備等も、2月3月まで工期が延びる場合につきましては、変更等がございまして、そこら辺も加味しながら残ってしまうという部分もあろうかなというふうに思っております。おっしゃったのが実績重視の予算にすべきじゃないかというふうなお話もされましたので、今後そこら辺を、今ご指摘をいただきましたので、しっかりと見定めながら、それから余った財源に、余った予算につきましては、しっかりとその理由付をしましてですね、的確に対応していったらどうかなというふうに思っております。なかなかそこら辺の運用というのが難しい部分があるということだけちょっとご理解いただければというふうに思っておりますのでございまして。

○3番（西 靖邦君） 今後ですね、運用について難しい、そういうのが今後に向けての課題になっていくんですかね。

○町長（長谷和人君） 課題というよりはさっき言いましたように、いかにして最小の予算で最大限の経費を生み出すかというのが謳われておりますので、そこでもっていきたいわけございまして、なかなか1年間通しておりますと、いろんな事態とか、想定が変化する場合もございまして、物価高騰等によっても単価等が変わったりするということがございまして、そこら辺はしっかりと、今いただきましたお話につきましては、注意をしながら、予算編成もさせていただければというふうに思っているところで、また決算時期につきましても、その分は当然余った分については先ほど言いましたように、ちゃんとした理由があるということであればいいのかなというふうに思っているところでございまして。

○4番（遠坂道太君） 私農業関係につきまして、お聞きしたいと思います。農業振興検討委員会というのがございまして、昨日は再生協議会の中で、事で聞かしまして、農業施策といった形のものを検討もされるというような言い方をされましたので、検討されて町長に答申をされるというふうだろうというふうに思っております。町単独事業も含めてですね、今までの農業政策の方針と取り組みを、新たに農業施策の取り組みを、構

築されてきたんじゃないかなと思うところでございます。今まで振興計画、令和5年から今年、7年度ぐらいまでの、どのような方針、農業施策の方針で取り組んでこられたか、それをまずお聞きしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 農業振興検討委員会で、町単独事業の検討等も含め、やっているところでございますけども、令和4年末にですね、町の農業振興プランっていうものを策定しております。これに大きく4つの柱、担い手対策、農地維持、そういった柱を立てて、それに紐づけた事業を形成しているわけでございます。昨日も答弁しているところでございますけども、今年度がその見直し時期というところで、町の単独事業も当然見直しするんですが、農業振興プラン、これも中身をですね、しっかりと見直していく必要があるかと考えております。担い手対策、農業者の人口減少、これ高齢化ですね、こういったものは避けられない状況かと考えております。

○4番（遠坂道太君） 一応大体、農業振興計画プランがあると思いますけれども、やはり今後7年度から見直しをされていくということになります。そして、農業情勢もですね、非常に変わってきておるわけでございます。6年度は検討委員会もなかったような話で、視察だけという形だったみたいですので、やはり一番大事な時期に、そういった形をとれなくて、やっぱ会議をしながら、やはり前のほうに進めていくというようなことが必要でなかったのかというふうに思います。そこで今後ですね、どのような施策のプランを持って農業のほうの振興に図っていかれるか、これは町長にお尋ねをしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 重要な5本の柱の1つでございますけども、農林業の持続的発展というのを掲げさせていただいておるところでございます。その大きな意味としては、基盤の強化、それから事業者支援、また、健全な発展という形でですね、挙げさせていただいておるところでございます。今課長が答弁しましたように、3年間のいわゆる第1期の湯前町農業振興プランというのが時期がまいておりますので、新たな、これからの農業振興のプランを検討委員会の中で揉んでいただきまして、答申をいただくということでございますんで、これを最大限ですね、尊重しながら、新たな計画をですね、プランを作らせていただければというふうに思っておるところでございます。しっかりと本町の産業の基盤でございますんで、それについては、前向きにしっかりと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○4番（遠坂道太君） 今町長の今後の考え方について伺ったわけですが、やはり私が知っている範囲の中で、町ぐるみで農業振興を図っていくという町村も宮崎の綾町でございますが、そこは有機農業の先駆者でございます。これは町あげて取り組んでおられました。だから1つの形と、町としての知名度も上がり、そして今から一番大事になっております、食の問題ですね。今後そういった形の取り組み方もですね、いろんな町あ

げての形もとれるようであれば、検討していただければというふうに思っているところでございます。町長のしっかりとした考えを持って、今後取り組んでいただければと思います。

○町長（長谷和人君） 先進地のお話も今しっかりとお聞きしましたので、そこら辺のどういうふうになっているか調べはさせていただきたいと思います。ただ私反論ではございませんけど、今やっております、農業振興制度、これ他町村と比較してというふうなところでちょっと今他町村の事例をおっしゃったんであれなんですけども、他町村に劣らぬ制度を私は今ちゃんと確立しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、前を向きながら、そして先ほど申しましたように検討委員会の答申をですね、最大限尊重しながらですね、農業振興のほうに向かっていきたい、持続的に農業ができるよう、前を向きながら一生懸命頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○4番（遠坂道太君） ありがとうございます。一応12月の一般質問で今後の施策について、やらせていただきたいと思いますので、町長もまたしっかりとした考えで、用意はしとって欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

○5番（椎葉弘樹君） 積立金についてお尋ねします。今回、令和6年度におきまして、4億1,232万円となっており、令和になってからは最高額ということになりました。さらに、基金全体の合計額も私が議員になってから初めて26億円を超えて、こちらも最高額に達している状況であります。一般的に基金の合計は、標準財政規模の15パーセント前後が全国平均とされていますが、人口減少地域では、20パーセントを超える自治体もあると承知しているところです。本町の場合、令和6年度の標準財政規模が21億円ほどですので、比率にして、21パーセントという現状であります。そこで町長にお尋ねします。本町としては、今後も基金の合計を増やしていく方向で財政運営を行っていくのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員ちょっと私が間違っていたら、後程ちょっと調べますけども、基金のその部分についての説明があったんですけども、基準財政需要額に対する15パーセントとしましたかね、それはですね、いわゆる財政調整基金のことを指しておるわけございまして、全体のことは指しておりません。ですので、一昨年度でございまして、財政調整基金を減らしまして、目的の基金のほうに動かしたということがございます。これは、実は国県あたりからですね、そういうふうなお達しっていいですか、そういうふうなお話をお聞きしましたんで、財政調整を減らしたという部分になっております。目的にあった、先ほど西議員がおっしゃったんですけども、それに目的の基金を活用しながら、各種事業でですね、その基金を活用させていただけないかなというふうに思っておりますので、一旦は財政調整基金に入れながら、それを分配して、各

種の基金のほうに積み立てさせていただいて、有効に活用させていただけないかなというふうに思っております。ですので今ご質問ございました基金につきましては、財政が許す限り、基金のほうに回させていただいてもらおうかなというふうに思っております。これは今日最後に出ますけども、健全化判断比率ですね。これの負債額を、いわゆる基金で引くという部分がございますので、これは負担比率が下がるというのは、結構なことでございますので、持っとったほうがいいというふうにも思いますし、ちゃんと有効に基金は活用させていただければと思ってるところで、ちょっと長くなってしまいました。申し訳ございません。

○5番（椎葉弘樹君） 町長からは許す限り基金のほうは積み立てていきたいということとで今ご答弁いただきました。財政調整基金について今から確認するところで、私の調べでは先ほどの基金全体の話でいうと、標準財政規模の15パーセント前後っていう調べをちょっとしたもんですからお尋ねしたところです。そこで財政調整基金についてなんですが、令和6年度には2億4,425万円を積み立て、合計で10億9,319万円となり、こちらも令和以降で最高額となりました。本町の標準財政規模に占める割合は40パーセント程度となっているところです。一般的には、先ほど町長からありました、標準財政規模の10パーセントから20パーセント程度が適正規模とされている例が多いようですが、法的にその上限の定め等はないところであります。そこで続けて町長にお尋ねしますが、本町の場合、財政調整基金について、どの程度の積立目標を持っておられるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 基準っていうのは持っておりませんけども、当然県あたりから、検査に来た場合についてですね、ご指摘を受ける可能性がございます。これは前の副町長の富安副町長がおりましたとき、財政担当でございましたんで、県で、そこら辺はしっかりと中を見てくれたところがございます。その中で、今年の分も幾らか積み上がっておりますけども、これにつきましては、今現在積み上がっている部分の財政調整基金もですね、先ほど答弁しましたように、その他の基金ですね、目的金あたりに実は振替えようというふうに思っておりましたんで、一旦、先ほど言いましたように、財調のほうに積み上げまして、その後、それらほかの基金のほうに積み増すということで、今そういうふうな打ち合わせを実はしていたところがございます。

○5番（椎葉弘樹君） 基金の残高しかり、財政調整基金などが令和6年度で軒並み最高額ということについて指摘したわけですが、本町において、その基金運用の方針やルールを定めているかについてお尋ねします。基金をできるだけ多く保有しておきたいという、許す限りというところは理解できるんですが、一方で、過大な資金保有とならないように、町としての明確な方針というのを示す必要があるのではないかと個人的には考えているんですが、町長については、町長はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） まず財政調整基金につきましては、法で繰越額の収支差額の2分の1を財政調整基金にしなければならないというところで、本町の場合はもうほぼほぼ歳入が不足しておりましたので、入れてもすぐ出さんといかんということで、法では定めてあったんですが、積まずに繰り越しておった部分があつてですね、でも2年前ぐらいから、やはり法で定められたのでちゃんと積まんといかんだらうということで一旦、財政調整基金に積んで、次の年に財源が不足しますので、切り崩して歳入しておったというところがありますので、決算の状況では、過去最高になったのはその理由も1つございます。またそれ以外の基金につきましては、本町ご存じのとおり、公共施設等も古くなってございまして、実際もう財政を扱つとる担当としましては、そもそも全然足りないなというのがありまして、町長が言われています、余裕があつたら積みたいというのはもう、15年から20年後には必ずやってくる建て替えの時には、間違いなく不足しますし、小学校・中学校も延命化を図りましたがあまり変わらないところもあります。またLED化等々また今後の歳入も不足することも予測されますし、国の財政がもし、今の景気のほうが上がっておりまして、またコロナ・災害があつて、やらなきゃならなかった事業がやらずに基金に積み上がった部分もございますので、正常化して、国の財政が交付税とかが10パーセントカットすればもう、1発でショートしますので、それからもう、基金を食っていかなければいけませんので、今のところちょっと言い方が悪いから申し上げますが、結果オーライで積み重なったところも、積み上がったところもございますので、町長がいつも言われます、入りを量りてのところですが、その部分で、いざという時に、住民の皆様方のサービスができないようになると困りますので、そういったところもありますので、だからといって本町の場合が、ほかの町村に比べてサービスが劣っているかというところではありませんので、上手な財源を使って資金を浮かせて貯金をするというのは、やはり基本ではないかと思っておりますので、運用につきましては、基金を財源としての事業を組み、町が積み立てますと、結局基金が終われば終わりますので、基金を使う部分の事業は基本的には、単発の事業、継続していく部分は、一般財源とかそういった国県の交付金、補助金を使ってやっていくというところを基本としております。個別にはそうではないところもこうしなければならない、期限が決まっておる分とかは、違う基金を崩して、一般財源で使えるようなところに、やりくりはやるかもしれませんが、基本は積み立てておきたいというのが基本というところでございます。計画的にじゃあそれは幾らまでなのかっていうところは、本町の場合はもうできないところで、現実的にはその年の余裕のある部分を積み立てているというのが、計画といえば計画というところでございます。以上です。

○5番（椎葉弘樹君） ご丁寧の説明していただいたんですが、私が聞きたかったのは、その基金運用の方針について、何か示す考えはないかといったところだったんです。当

然、公共施設等整備基金とかもですね、将来必要なことはわかっています。ただ入りを量りてって言うのであれば、大体どのくらい、何億円ぐらい積み立てておけば、ある程度準備が万全なのかとかですね、それぞれの基金の目的に合わせて、この基金は大体幾らぐらい積んでおこうとかいう大まかな方針っていうのはあったほうがいいのかなと思っているんですよ。もう今のように余ったから基金へ基金へっていうのだと、その過剰な保有にっていうところも懸念がちょっとあったもんですから聞いたところでした。町長そこは、やっぱり大枠の、入りを量るという意味でも、基金の大枠の方針について、やっぱりある程度町としても方向性示すべきじゃないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大枠という言葉はずっと行かせていただければいいのかなと思うんですけども、なかなか一旦計画したならば、それが独り歩きするというのが、これまでいろんな計画書を作った中での部分がございますので、作らないとは申しませんが、今後老朽化した公共施設等の補修、また新たな事業等もございますので、その例をちょっと見ながらですね、どんなものができるかちょっと、他の自治体がそういうのがあるかどうかちょっと調べさせていただきまして、検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○5番（椎葉弘樹君） 関連して実質収支について確認します。まず長谷町政において健全な財政運営に取り組まれていることについては、敬意を表するところでございます。実質収支比率は5期連続で10パーセントを超えて、過去最大となっております。標準値が、3パーセントから5パーセント程度であることを考えますと、大きな数値となっております。町長にお尋ねしますが、令和7年度以降も、実質収支比率10パーセント以上を目指していく考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） これ監査の中でもご指摘がございますので、その範囲で持っていけば一番良いのかなというふうに思っております。ただなかなか、その年度によりまして投資的な事業とか、部分がございますので、そこで、その年度の変化があるということなので難しいところがございまして、健全化をやっていくっていうことは基本にしながらもですね、しっかりとこの数値も睨みつけながらですね、今後とも健全な財政運営を行えればというふうに思っているところでございます。なかなか難しい部分がございます。

○5番（椎葉弘樹君） これ最後の質疑にしますけど、健全な財政とても良いんですが、ちょっと標準の数値からすると、ちょっと高めになっているなというのをちょっと気になっていたところでした。これが高いということは、その財政余力があるというふうにも受け止められかねないということでもあります。近年ではその基金の積み立ても増えているというところで、そのバランスっていうのも大事になっていくかと思っています。総合戦略で掲げる、地域経済の景気刺激策や新たな福祉教育政策、などに積極的な財政

出勤することも時には必要ではないかと考えております。長谷町政の2期目も後半戦です。そこで最後に町長に確認しますが、今後、実質収支比率を3パーセントから5パーセント、時には、これを割り込むような積極財政を行う考えはありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 実質収支3から5でございますけども、1点もうこの数値から言うと余ったように見えるわけでございますけど、実際単年度収支を見ると、6年度、それから4年度は、マイナスでございまして、先ほど課長が答弁しましたように、本来でございましたらば、その年度で発生する歳入から、その年度の歳出で行うべきなのが一番のやり方でございます。それを次の年度に繰り越しをしたその財源で実は生きているという、ちょっと生きているっていうのは、表現があんまり過大すぎるかもしれませんが、そういう部分も実は、本町の場合はもう従来からずっとこの繰り越しで、予算です、余ったやつで次の年度の財源を潤すという形でずっと取ってきました。その形態が実はまだできていない。しっかりと進化できてないと、そこをですね、やっぱり単年度収支の部分の中で黒字化する。それによって、この3パーセントから5パーセントも達成できるんじゃないかというふうな部分がございまして、椎葉議員ご指摘のとおりでございますので、ここら辺はしっかりと中身を精査しながらですね、予算・決算等も十分注意しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 第2期総合戦略の総括はまだ確認できておりませんが、おそらく厳しい状況なんだろうなというのは推察するところです。今第3期総合戦略も動いておりますので、そちらに向けてですね、積極的に、令和7年度以降ですね、ちょっと積極的な動きが見えてきておりますので、そういう積極財政のところも意識しながらの財政運営をしていただければと思います。

○町長（長谷和人君） 1点だけちょっと補足、椎葉議員の質問に対して、補足させていただくところでございますけども、以前もちょっと申し上げておりました、実は本年10月1日で国勢調査が行われます。5年前でございましたが、3,760人になったか、ちょっと申し上げませんが、この数値が今住基台帳でいきますと3,300ちょいでございまして、これより下がる可能性が高い。これによって、いわゆる約4割の地方交付税がですね、単位表の中に国調の数字を入れるという部分がございまして、大変これ、私としては、懸念しておるといいますか、心配しております。これまでは2年後にですね、国調調査の人数を地方交付税の算定の中に入れ込んでいたんですけども、ちょっとこの前県に参まりましたときにですね、みなしで来年度ひょっとすればこの単位表に、国調の最新の数字をかけるかもしれませんと、そういうのが総務省で動きがっております。来年あるかどうかわかりません。でここら辺もですね、大変これからの財政の計画を立てるときにですね、私としてはこの難しい局面が出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、ここら辺も議員の皆様方も、私がこういうふうな発言をしとっ

たということもちょっと記憶に留めていただければというふうに思っております。なお今後、こういうふうなお話を実はさせていただいております、国にまいりましたときにもですね、そういうお話をちょっとさせていただくところもありました。今後ともしっかりとですね、そういうふうなことも対応していければというふうに思っております。大変今後の財政厳しいということだけちょっと最終的に申し上げるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（森山 宏君） 総務課長の丁寧な説明があったんですけども、椎葉議員が言われる実質収支、私は逆に経常収支比率について伺います。これがもう9割近く、89.1パーセントというふうになっております。熊本県下でも多分トップクラスに行くんではないかなというふうに思います。これに3か年の平均だったかな、3か年で計算するとやったかなと思いますけども、今町長が言われたように、国勢調査の人数で住民台帳ですかね、その人数で地方交付税交付金が減じられるっていうのは、本当危惧するところですけども、これはもうしょうがなく割合ですので減るんだろうと思います。減るということは地方交付税が本町に占める割合ものすごく大きいので、そうなりますと逆にこの経常収支比率、これ9割超すかなと思いますけども、今後の検討まで含めて、ご答弁願います。

○総務課長（西村洋一君） 昨今のですね、人件費の高騰、物価高騰、また扶助費の高騰、経常収支比率に関係します経費は軒並み向上しておりますので、社会情勢に全く変化がなくても今から悪化するのは見えてまいります。ただし、国からの交付税等は、国の税収のパーセンテージとかもあつたりしますので、国の景気がよければ総額が膨れますので、その分出てきたり、また国が払えない場合は、特例交付金で町がこう一旦借金をして払ってくれたりしますので、国がその辺は、コントロールしますが、間違いなく同じことを続けていけば悪化していくというのはもう間違いないところでございます。ですので、経費のかからないような行政運営もしていかなければなりませんし、積極的に施策を打たなければいけません、無駄な支出は抑えなければならぬ、当然のところでございます。これ先ほどのあれしますが、本町標準財政規模が20数億で、48億円今支出しておりますので、本町の場合は消極的ではなく、超積極的な運営をやっておるんじゃないかという、財政担当の認識ではございます。町から国県が絞ればもう1年で厳しくなる。依存財源が非常に大きい自治体であるというところでございます。

○議長（金子光喜君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第1、認定第1号、「令和6年度湯前町一般会計決算の認定について」総括及び補足質疑の途中です。発言を許します。

○7番（味岡 恭君） 給食費についてですね、208ページの8の18の負担金補助及び交付金について、お尋ねをします。学校給食費補助金約1,230万円と学校給食安定供給補助金ですが30万円決算されています。2件を合計しても、学校給食費が足りないんじゃないかということではかを探しましたらですね、扶助費の中に、学校給食費補助ということで小学校が約139万円、中学校が55万5,000円が決算されています。以上を計算しても1,455万円ぐらいです。学校給食費にはまだまだ不足するんじゃないかというように考えられます。ほかに学校給食費の補助金があるのでしょうか。町の支給米、支給食用米ですか、を引いて、生徒の学校給食費は、合計して幾らになるのか、また小学校と中学校の1人当たりの単価はどうかお尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君） 学校給食の補助金についてご説明いたします。議員お尋ねの学校給食の補助金、それから学校給食安定供給支援事業補助金、それから小中学校の扶助費の給食費補助、これ以外に補助がないのかということですが、これ以外の補助等はありません。それから生徒の学校給食費、合計して幾らなのかという質問ですが、学校の給食費、学校給食会計での食材費全体では、1,770万円程度となっておりますが、児童生徒にかかる食材費は、そのうち1,455万円程度となっております。それから小学校と中学校の1人当たりの単価になりますけれども、小学校が286.7円、中学校が343.67円となっております。以上です。

○7番（味岡 恭君） 生徒の食事というんでしょうか。実数は約181日ぐらいで考えてもよろしいんでしょうか。お尋ねします。

○教育課長（赤池寛子君） 令和6年度の給食の回数ですけれども、小学校が年回数188回、それから中学校が185回でありました。

○7番（味岡 恭君） 学校給食補助金は、令和5年度から始まったんじゃないかと思います。6年度からの物価が異常に高騰しております。予算が厳しいのではないかと。また、新年度も今の予算では厳しいのではないかと心配しています。生徒1人当たりの単価は、6年度と比較してですね。6年度は決算でどのくらいアップしたのでしょうかお尋ねします。また、小学校で低学年と高学年の食事の量は差があるのかをお尋ねいたします。

○教育課長（赤池寛子君） ご質問の児童生徒1人当たりの単価ですけれども、小学校でいきますと、令和5年度が245.74円から、令和6年度が286.7円ですので、小学校では40.96円のアップです。それから中学校で、令和5年度が297.29円から、令和6年度は343.67円アップしておりますので46.38円のアップとなります。それから小学校で低

学年と高学年での量の差になりますけれども、小学生の中学年ですね、650 キロカロリーというのを基にしております、低学年と高学年は、主にご飯の量でエネルギー量を加減してあるといったところです。だいたいカロリーにしまして、低学年が 530 キロカロリー、高学年が 780 キロカロリーぐらいに設定しております。ご飯の量ですけれども、小学生の中学年が 170 グラム程度と、これを基準にしまして、低学年・高学年で増減をして調整してあるといった状況です。

○7 番（味岡 恭君） 教育長にお尋ねしますが、これは新年度の予算のところで聞かべきだと思うんですが、今年も去年もですね、今年も異常な物価高騰がまだまだ続いています。学校給食に携わっておられる方は大変だと思います。小学校、中学校は成長の時期です。食事はとても大切なものだと思っております。予算を辛抱することなく、補正を組んででも頑張りたいと思うのですが、教育長の考え方をお尋ねします。

○教育長（栃原秀明君） 味岡議員、ありがとうございます。学校給食に使われる、食材の質や栄養バランスを落とすことなく、これまでどおりのおいしい給食を提供していくことは、子どもたちに、質の高い食育を推進するという観点からも、教育上の責務であるというふうに思っております。したがって、今後補正が必要となる場合におきましては、ぜひお願いをしたいと考えております。以上でございます。

○7 番（味岡 恭君） 今現在おられる栄養士の方も、非常に勉強熱心で非常に真面目な優秀な方だというふうに聞いております。今後くれぐれも、子どもの成長をですね、手助けするように、栄養管理をしていただきたいと思います。

○4 番（遠坂道太君） 協働の森づくり事業についてお伺いします。現在、J T、紅中、ダイダン、J R 九州商事の 4 社と協定されております。J R 九州商事との協定期間が 6 年度で満了となったわけですが、新しい協定として、みらい工房との協定ができたということですが、J R 九州商事との協定は、今後ですね、終わったのか、それもお伺いしたいと思います。また成果につきましては、私も理解していると思います。公有林の整備ができているという形と、やはり公有林の多い町特有の事業の取り組みだなというふうに考えておりますので、J R 九州との何か問題があって協定が終わったのか、それにつきまして、お伺いをしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） まず J R 九州商事の森でございますけれども、2 期 6 年の計画というところで、期間満了に伴って協定を終えたということでございます。その後、J R 九州商事さんとはですね、町との包括連携協定を締結しているところでございます。以上です。

○4 番（遠坂道太君） 何か不都合があってじゃなくて、満了期間が終わったということで理解したいと思います。そして、今の包括的な協定を結んで、ドローンとかそういう辺りの形を取り組んでいらっしゃるということと理解をしているところでございます。

また今後ですね、協働の森づくりのですね、やはり、取り組んでいかれると思いますけれども、ほかのところの呼びかけとか、どのような方向で企業との結びを取り組んでいかれるか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（浅田 徹君） 令和7年度現在のお話になりますけれども、JTさん、それから紅の森、これ紅中さんですね、会社名が。それからダイダンの森、それからみらい工房さんっていうところで4つの企業さんと今提携しているところでございます。森づくり活動等の運用を考えますとですね、なかなか幅広く企業さんを増やすことは、現状では厳しいのかなと思っております。県のほうから、マッチングの案内等もありますので、事業調整も含めて、できるだけですね、努力をしていきたいと、そのように考えております。

○4番（遠坂道太君） ありがとうございます。今後ほかの企業もですね、そういう森づくりを形に取り組んでいかれるところがあればですね、幸いかと思いますし、また町長がいつも言っておられます、儲かる事業をやっていくということでございますので、やはりいろんなところで、湯前町の木をですね、スギとかヒノキを売り出していける、商売で結べていかれるような、やはり企業との連携をとっていただきたいというふうに考えておるところでございますので、町長はどのように今から考えているか、それにつきましてお伺いします。

○町長（長谷和人君） JR九州商事様とはですね、残念ながら契約が更新できなかったんですけども、先ほど課長が言いましたように、包括連携協定を結ばせていただいております。もう遠坂議員が先ほどお話がございましたけれども、これまでドローンとかの購入、それからオペレーターの育成等も実はその間におきまして、期間中におきまして、連携をさせていただきましたので、そういう延長をですね、今回させていただいたというところでございます。今残りました4企業様とはですね、いわゆる先ほどの質問の中でございましたけれども、関係人口の創出ということと、それからもう1つはですね、この町有林の造成、植林から下刈り、そして育林、撫育、これの一部を企業様が担っていただくということで、財源の確保というのもございましたんで、私としては積極的に、今までの前町長から、2社3社ほど増やさせていただいたところでございます。ただいかなせん、今町有林の造成事業の中で、大体この4社でですね、今賄いが可能になっておるところでございますんで、ここは精一杯4社とお付き合いさせていただきながらですね、取り組みをさせていただければというふうに思っているところでございます。

○1番（田山幸平君） すいません。これまでご答弁いただいた中で、財政的に非常に厳しいということに関連してじゃないんですけども、歳入の中の、この滞納繰越分の徴収率っていうのが、大体前年とかも比較して2割3割程度っていうふうにお見受

けしているんですけども、これが为什么呢、数字的に 50 パーセント 60 パーセントに上がっていかないような背景というか、そういったものをお尋ねいたします。

○税務町民課長（黒木博行君） 滞納繰越分の徴収率等については、ちょっと令和 5 年度と比較しまして、令和 6 年度はちょっと下がったようなところもあります。一応、町の徴収の方針としましては、現年度の自主納付を促して行って、現年度の滞納を減らして、そして滞納に繋げないような取り組みをメインとしてあと滞納者については、財産調査等を行いながら、差し押さえだったり、そういった滞納処分のほうを進めていくようにしております。その中で、調査の結果、資産等もない、預金等もない、見込まれる収入も少ないと、そういった方とかいらっしゃった場合はですね、執行停止や不納欠損といったことを肅々と進めていければなというふうに考えております。以上です。

○4 番（遠坂道太君） 公営住宅のですね、入居の際に關しての保証人の取り扱いについて伺いたいと思います。令和 2 年 2 月 20 日付で、国土交通省住宅局から、公営住宅への入居の際の取り扱いについて、保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとしており、住宅に困難する低所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であるとを理由に入居ができないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えていますといった内容でですね、通知がなされていると思います。そこで町として、保証人の取り扱いについての、その時期に検討されたのか伺いたいと思います。

○建設水道課長（高木堅介君） ご質問の国が示した方針ですか、そのことについては検討しております。本町としましては、これまでどおり、保証人をお願いするというところで決定というか、方針はこれまでどおりということであります。

○4 番（遠坂道太君） 今課長からも保証人を必要とするということでございますけれども、これ令和 6 年度 4 月時点での国土交通省の保証人の関係を見てみますと、公営住宅のですね、事業主体の 1,667 のうち、463 が保証人を認めないと、後は免除する場合がありますとか、免除することはないといった形でデータが出ております。そこで例えば、高齢者や障害者、DV 被害者や生活保護者や病気、被災者等のですね、方の保証人を確保することが困難な時は免除することはあるのかそれにつきまして、お伺いしたいと思います。特例というような形で考えておられるか伺います。

○建設水道課長（高木堅介君） これまで本町で公営住宅募集かけまして、申し込みがありまして、保証人を求めた際に保証人がおられないとかっていう事案がこれまでありませんでした。そういうことを踏まえて、これまでどおりやっているところですけども、国からそういうことが示されておりますので、ちょっと再度、中身を詳しく確認させていただき、検討といいますか、確認したいと思います。

○４番（遠坂道太君） よければ確認をしてですね、どうせ条例等の確認も私もちよつと見てないもんですから、よければこういう特例法をですね、考えていただければというふうに思っているところでございます。今後そういういろんな形ですね、生活困難な人達がいらっしゃるということも出てきますので、今後検討していただければと思います。以上です。

○議長（金子光喜君） 決算の総括から外れないような質疑をお願いいたします。
ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、以上で全ての質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、反対討論から行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 次に、賛成討論を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、認定第１号、「令和６年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。
ここで、議長席を副議長と交替します。

-----○-----

○副議長（椎葉弘樹君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

-----○-----

日程第２ 認定第２号 令和６年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第２、認定第２号、「令和６年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○税務町民課長（黒木博行君） 認定第２号、令和６年度湯前町国民健康保険特別会計決算についてご説明させていただきます。

国民健康保険は、平成３０年度から国民健康保険法の一部改正によりまして、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、町は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っております。今後も、県と連携しながら、安定した運営となるよう努めてまいります。

本町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数 492 世帯、被保険者数 714 人です。人口に占める割合は 21 パーセントとなっています。近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などにより減少しております。掛かる医療費については、令和 5 年度より一人当たり 1 万 7,123 円減少の 53 万 941 円となりました。10 年前の平成 26 年度 35 万 3,470 円と比べますと、17 万 7,471 円増加しています。加入者数は、年々減少しておりますが、掛かる医療費については、令和 5 年度に引き続き、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。取り立てて地域性のある疾病がある訳ではありませんが、医師等の人件費に掛かる診療報酬の改定や物価高騰により医療費が高額化しているものと考えます。被保険者数が減少しているなかで、大きな病気になられる方々が、少数であったとしても、医療費が大きく振れる可能性がありますので、今後も被保険者への適正な受診、早期発見につながる健診の受診を推進してまいりたいと思っております。

では、決算書の 15、16 ページをお願いします。

事項別明細書の歳出から説明いたします。

款 1 総務費については、支出済額 1,863 万 700 円となりました。職員の人件費、保険税の賦課徴収、国保運営協議会に掛かる経費など、事務的経費が主なものになります。

目 1 一般管理費において、前年度と比較して 130 万 8,163 円の増となっております。

節 10 需用費では、被保険者証カード等の印刷費製本費に 36 万 6,190 円、また節 12 委託料では、国民健康保険システム改修業務委託料に 223 万 7,400 円を支出しました。

これは、令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証が開始されたことに伴いまして、保険証の発行ができなくなり、代わりに資格確認証を発行することとなったため、システム改修と資格確認証の台紙の印刷が必要となり支出したのになります。

節 18 負担金補助及び交付金には、オンライン資格確認等運営負担金に 2 万 9,556 円を支出しました。

17、18 ページになります。

項 2 徴税費につきましては、目 1 賦課徴収費は、国保会計で管理する軽自動車に係るものが主なものになります。

節 10 需用費は、燃料費 2 万 7,989 円、修繕料 16 万 6,914 円、節 11 役務費は、車検手数料 1 万 5,950 円、自賠責保険料 1 万 9,340 円、自動車共済保険料 1 万 3,190 円、節 26 公課費は、自動車重量税 8,200 円をそれぞれ支出しました。また、納付書等の印刷に 5 万 3,900 円を支出しました。

項 3 運営協議会費については、7 万 3,800 円を支出しました。湯前町国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、令和 6 年度では国保運営協議会の 2 回の開催及び国保主管課長合同研修に参加しております。

款 2 保険給付費については、支出済額 3 億 2,729 万 1,358 円を支出しました。

項 1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた額 2 億 7,989 万 4,566 円を支出しました。前年度比 4,588 万 4,781 円で 14.2 パーセントの減となりました。1 人あたりに換算しますと、39 万 2,009 円となり、前年度比 8,613 円で 2.1 パーセントの減となっております。令和 5 年度と比較し、被保険者の減少に伴い、入院、外来、調剤等は、減少若しくは横ばいとなっておりますが、歯科診療につきましては、診療報酬の改定等により、件数が減少しているにもかかわらず、費用負担は増加しております。

19、20 ページになります。

項 2 高額療養費については、支出済額 4,683 万 6,582 円となりました。前年度比 812 万 2,832 円、14.8 パーセントの減となっております。高額療養費の対象者の中には、長期疾病の増加に伴う入院の長期化や、高額な手術や治療を受ける方が散見されますが、先ほどご説明しましたとおり、町全体での医療費が減少したことが要因と考えております。

項 3 出産育児諸費については、1 名分、50 万 210 円を支出しました。参考ですが、令和 6 年度の本町の出生者数は、男 7、女 10 の合計 17 名となっています。

項 4 葬祭諸費については、6 万円支出しました。令和 6 年度中に亡くなられた方が 86 名おられました中で、国保対象者 3 名分を支出しました。

21、22 ページになります。

項 5 移送費については、支出ありませんでした。

款 3 国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります、保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分し、決定することになっています。支出済額 1 億 1,612 万 5,358 円となりました。内訳としては、項 1 医療給付費分 8,179 万 2,492 円、項 2 後期高齢者支援金等分 2,549 万 4,773 円、項 3 介護納付金分 883 万 8,093 円となりました。

款 4 保健事業費については、939 万 6,699 円を支出しました。

項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費としまして、361 万 6,007 円を支出しました。令和 6 年度においては、対象者 612 名のうち 368 名が受診され、その実施率は 60.1 パーセントになりました。令和 5 年度に比べ、2.1 パーセントの増となりました。また、例年 5 月に実施しております集団検診では、総合健診を含め、がん検診と特定健診を一体的に進めながら、同時に歯周疾患検診の体制も整え実施しました。今後も検診の体制を整備しつつ、引き続き受診勧奨を行っていきたいと思います。

23、24 ページになります。

項 2 保健事業費については、554 万 4,423 円を支出しました。主なものとしまして、目 1 保健衛生普及費、節 12 委託料に、国保保健指導事業委託料として 320 万 4,784 円を支出しました。令和元年度から引き続き実施しているもので、全額、国の特別交付金対象となっております。集団検診及び特定検診の未受診者へ、人工知能を活用して、過去の健診や病院等の受診状況や履歴を分析し、令和 6 年度受診分の計 2 回の受診勧奨通知を行いました。受診率は増加傾向にはありますが、今後とも受診増に繋がるような取り組みを進めていきたいと思っております。

25、26 ページになります。

款 6 基金積立金につきましては、国民健康保険給付基金の定期利息分となる、2 万 3,575 円を支出し、積立てました。基金残高は、年度末現在で 1 億 186 万 461 円となりました。

款 7 諸支出金については、目 1 一般被保険者保険税還付金 1 名分 3 万 600 円を支出しました。これは遡及して社会保険に加入されたことに伴う還付となります。

目 4 償還金は、令和 5 年度保険給付費等交付金が確定しましたので、超過交付分 27 万 2,000 円を返還しました。

目 5 国庫支出金返還金では、令和 5 年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金について、額が確定しましたので、超過交付分 5,000 円を返還しました。

歳出の総額は、予算現額 4 億 8,876 万 1,000 円に対し、支出済額 4 億 7,177 万 5,290 円となり、執行率 96.5 パーセントとなりました。前年度比では、マイナス 4,249 万 4,154 円、8.3 パーセントの減となりました。先ほどご説明しましたとおり、療養諸費の減が大きなウェイトを占めております。

続きまして、歳入の説明をいたします。7、8 ページをご覧ください。

款 1 国民健康保険税につきましては、調定額 9,119 万 5,373 円に対しまして、収入済額 7,341 万 2,613 円、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせまして 80.5 パーセントとなり、前年度比で 1.1 パーセント下落しました。調定額は、前年度比マイナス 490 万 6,514 円、5.11 パーセントの減、収入済額は、前年度比 500 万 3,181 円、6.38 パーセントの減となりました。調定額、収入額いずれも減であった要因としましては、被保険者数が減少してきており、また、所得による軽減が一部あったことに伴うものとなります。収入未済額は、1,596 万 4,315 円となっております。前年度より 118 万 4,358 円の減となりました。不納欠損額 181 万 8,445 円の影響もありますが、令和 6 年度も前年と同様に早期着手にて新規の滞納を極力減らすことにより令和 5 年度に引き続き滞納繰越額が縮小できました。今後も減少させていけますよう徴収業務を進めてまいりたいと思います。

款 2 使用料及び手数料につきましては、目 1 督促手数料、節 1 督促手数料として 2 万 4,000 円を収入しました。

9、10 ページになります。

款 3 県支出金については、収入済額 3 億 3,682 万 6,744 円となりました。

項 1 県補助金 目 1 保険給付費等交付金 節 1 普通交付金は 3 億 2,108 万 744 円を受け入れました。これは、町が医療機関等へ国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県が負担することになっているため交付されるものです。

節 2 特別交付金は、1,192 万 5,000 円を受け入れました。これは、市町村の事情によって交付されるもので、国保税の収納率や特定検診の受診率、特定保健指導の実施率の向上など、点数化されたものを基に配分され、また、特定検診や保険事業に要した経費を含めて交付されたものです。

目 2 社会保障・税番号システム整備費補助金は、382 万 1,000 円を受け入れました。これは、マイナ保険証の開始に伴うシステム改修に対する補助金となります。

款 4 財産収入については、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金に、国民健康保険給付基金積立金の利子 2 万 3,575 円を収入しました。

款 5 繰入金については、収入済額 4,301 万 9,946 円、前年度比マイナス 86 万 1,779 円、1.96 パーセントの減となりました。保険基盤安定繰入金、保険税、保険者軽減分のほか、事務費を含む職員給与費や財政安定化支援事業など、国保会計の負担軽減を目的としたもので、国、県、町の負担による法定内での一般会計からの繰入金となっております。

11、12 ページになります。

款 6 繰越金については、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に 5,961 万 5,981 円を受け入れました。前年度比 94 万 8,937 円、1.62 パーセントの増となりました。

款 7 諸収入については、収入済額 537 万 8,049 円となりました。

項 1 延滞金及び過料に、一般被保険者の延滞金分として 56 万 4,010 円。

項 2 預金利子に、普通預金利子として 4 万 3,915 円を収入しました。

13、14 ページになります。

項 3 雑入では、目 1 一般被保険者返納金は、受け入れはありませんでした。

目 2 雑入、節 1 雑入は、令和 5 年度において、概算で支払っていました 2 月診療分の医療給付費の清算金として、476 万 7,132 円を受け入れました。また、令和 5 年度に発生した第三者行為に伴う保険給付費の損害賠償金に 1 件分、2,992 円を受け入れました。

歳入合計は、調定額 5 億 3,608 万 3,668 円に対し、収入済額 5 億 1,830 万 908 円となりました。前年度比でマイナス 5,558 万 4,517 円、9.69 パーセントの減となりました。

27 ページをお願いします。

実質収支に関する調書になります。

表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに、4,652 万 5,618 円となり、令和 7 年度へ繰越しました。

続きまして 28 ページになります。

財産に関する調書の 4 基金については、令和 6 年度末現在で、1 億 186 万 461 円を保有しております。

次に、国民健康保険事業の状況として、29 ページから 31 ページにかけて、付属書類を添付しております。参考にご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。

○3 番（西 靖邦君） 16 ページのですね、節の 12、コクホライン保守委託料について伺います。本年度はですね、45 万 1,000 円が計上されております。前年度は 22 万円でしたんですけども、おおよそ 2 倍となっています。この増額は保守における点検項目や作業内容が増えたためなのかお尋ねします。

○副議長（椎葉弘樹君） ここで昼食のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○副議長（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第 2、認定第 2 号、「令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」の質疑の途中です。発言を許します。

○税務町民課長（黒木博行君） 先ほどの西議員の質問に回答させていただきます。コクホライン保守委託料の増ということですが、コクホラインと申しますのが、国の報告様式の作成のためのシステムとなっておりまして、国の制度改正等があった際に報告様式の追加であったり、様式の内容の修正があったために、令和 6 年度は増加したというものになります。7 年度につきましても、当初予算でまた半額程度に抑えられておりますけれども、途中で国の制度改正等があった場合、補正等で対応させていただくことになると思いますけど、その際はよろしくお願いします。

○副議長（椎葉弘樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第3号 令和6年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第3、認定第3号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 認定第3号、令和6年度湯前町介護保険特別会計決算について、ご説明いたします。まず、介護保険事業運営状況についてお伝えします。

令和6年度末時点におけます、第1号被保険者数は、令和5年度と比較しまして、9人減の1,560人、そのうち要介護・要支援認定者数は、8人減の279人です。認定率は、0.1ポイント増の17.8パーセントとなりました。また、介護サービス受給者は、前年度比5人減の254人で、介護給付費は、5億6,946万2,756円、受給者一人当たり給付費は224万1,979円となりました。なお、令和7年度補正予算（第2号）でご説明いたしましたが、令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定により、実質収支を計算しました結果、1,315万1,917円の黒字となり、介護保険給付基金に積立てることができました。今後も介護予防事業を推進しながら、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

次に、事項別明細書、歳出から主なものについてご説明いたします。

歳出総額は予算現額6億8,093万5,000円に対し、6億6,198万6,692円を支出しました。令和5年度と比較して、2,185万802円の増となりました。増の主な要因は、保険給付費の増です。

19ページ、20ページをご覧ください。

款1総務費につきましては、2,247万9,607円を支出しました。令和5年度と比較して526万円ほどの減となりました。減の主な要因は、人事異動に伴う人件費の減です。

次に、主なものを項または目ごとにご説明いたします。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険係1名の人件費、介護保険制度改正に伴うシステム対応のほか、ケアプランデータ連携システム導入促進補助金など合計930万6,756円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金のケアプランデータ連携システム導入促進補助金は多良木町、水上村、湯前町の上球磨 3 町村で令和 6 年度熊本県ケアプランデータ連携による、活用促進モデル地域づくり事業補助金を活用し実施したもので、各町村内の介護サービス事業所に対してケアプランデータ連携システムの導入支援を行いました。支援の目的は、情報共有及び報酬請求等の効率化及び従業者の負担軽減を図り、就業環境の改善、介護サービスの安定的な提供体制を確保するもので、本町内では福寿壮、湯前町社会福祉協議会へシステム導入及び操作サポート支援等にかかる補助金、合計 38 万 2,000 円を支出しております。

21 ページから 22 ページの項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料賦課徴収にかかる経費として 12 万 3,195 円を支出しました。

項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費のほか、節 11 役務費の主治医意見書作成手数料 132 万 2,101 円、24 ページの節 18 負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金 386 万 2,636 円など、介護認定調査にかかる経費としまして、1,297 万 5,856 円を支出しました。なお、球磨郡介護認定審査会負担金は、令和 5 年度と比較して 550 万 7,000 円ほどの減となっておりますが、これは、令和 5 年度に球磨郡介護認定審査会におきまして、リモート審査へ移行するための新システム導入にかかる臨時的な経費負担があったためです。

23 ページから 24 ページの、項 4 運営協議会費、目 1 運営協議会費は、本町の介護保険事業運営についてご審議いただき、湯前町介護保険運営協議会にかかる経費として、7 万 3,800 円を支出しました。

款 2 保険給付費は、5 億 6,946 万 2,756 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、1,625 万 7,000 円ほどの増となっております。増の主な要因は、施設介護サービスなどの利用件数の増です。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護認定の方が利用された介護サービス給付費を 5 億 1,223 万 7,660 円支出しました。介護サービス区分毎の給付費では、要介護認定となった施設入所の被保険者に対する施設介護サービス給付費を、令和 5 年度と比較して、約 2,217 万円増の 2 億 5,967 万 5,096 円を支出しました。特に、介護給付費のうち、特定施設入居者生活介護、老人福祉施設、介護医療院と施設サービスを利用される方が増加したことによるものです。

項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援認定の方が利用された介護予防サービス給付費であり、1,128 万 6,862 円を支出しました。介護予防サービス区分毎の給付費は、要支援認定となった在宅の被保険者に対する介護予防サービス給付費を、令和 5 年度と比較して、63 万 4,797 円減の 970 万 5,231 円を支出しました。主な減の要因は、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所生活介護の利用件数の減です。

25 ページから 26 ページの、項 4 高額介護サービス等費は、一月に支払われた介護サービス利用者負担について、所得段階に応じた上限額を超えた分を申請により払い戻す制度で、高額介護サービス等費 1,413 万 5,482 円など、合計 1,562 万 2,351 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、239 万 4,303 円の増となっております。

項 5 特定入所者介護サービス等費の節 18 特定入所者介護サービス費は、低所得の方の施設サービス利用の際、食費と居住費の自己負担限度額を超えた分の補足給付として、2,984 万 493 円を支出しました。施設介護サービスと連動するものであり、令和 5 年度と比較して約 29 万 5,000 円の減となっております。

25 ページから 28 ページにかけまして、款 3 地域支援事業費は、3,051 万 8,305 円を支出しました。令和 5 年度と比較して 172 万 181 円の減となりました。減の主な要因は、会計年度任用職員の減員によるものです。

項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、総合事業対象者の介護予防事業にかかる経費で、817 万 3,348 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、467 万円ほどの減となりました。減の主な要因は、介護予防事業の支援に係る会計年度任用職員の減員による人件費 1 名分の減と、28 ページの節 18 負担金補助及び交付金の各負担金の減です。

節 18 負担金補助及び交付金の第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業負担金は、要支援者等総合事業対象者などのホームヘルプサービス及びデイサービスの利用にかかる事業負担金として、合計 733 万 5,450 円を支出しました。前年度と比較して利用件数の減に伴い、166 万 2,000 円ほどの減となっております。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成にかかる経費として、介護予防ケアマネジメント委託料 137 万 9,020 円を支出しました。

項 2 一般介護予防事業費は、男性料理教室や各種運動教室などの一般介護予防事業にかかる経費として 78 万 260 円を支出しました。公民分館におけます、いきいき運動クラブの活動もこの一般介護予防事業であります。令和 6 年度は、23 箇所、年間 975 日、延べ 6,214 人が参加されております。

29 ページから 30 ページの、項 3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援にかかる経費など、合計 2,011 万 8,458 円を支出しました。令和 5 年度と比較して、291 万 1,454 円増となりました。

目 1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 535 万 8,507 円を支出しました。なお、令和 6 年度当初の上球磨地域包括支援センターの人員体制は、主任介護支援専門員 2 名、保健師 4 名、社会福祉士 1 名、合計 7 名でしたが、年度途中から社会福祉士が産休取得されましたので、令和 6 年度末時点での人員体制は 6 名となりました。

目 3 任意事業費は、認知症サポーター養成講座や家族介護用品支給事業など、35 万 9,688 円を支出しました。認知症サポーター養成講座は、地域や職場をはじめ、湯前小学校 5 年生と湯前中学校 2 年向けの講座を開催し、サポーターの養成に努めました。

節 19 扶助費は、家族介護用品支給事業 31 万 4,609 円を支出しました。令和 6 年度は、支給要件対象者 12 名に対し、紙おむつなどを支給し、介護者の経済的負担を軽減しました。

31 ページから 32 ページをご覧ください。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、高齢者の在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を目的とした事業で、上球磨地域包括支援センターへの事業委託料 197 万 2,185 円を支出しました。また、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業委託料 325 万 2,799 円を支出しました。これは、圏域全体での事業の取り組みも実施しており、人吉球磨 10 市町村で構成する連絡協議会の事務局を令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間、本町が輪番で担っており、代表で 9 市町村からの負担金徴収のうえ、本町負担金 12 万 3,600 円を含め、委託先の球磨郡医師会へ支出しております。

目 5 生活支援体制整備事業費は、地域における生活支援サービスの充実と介護予防事業の推進等を担う、生活支援コーディネーターの配置及び、それに関連する地域支援事業全般の支援業務を湯前町社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーター業務委託料 444 万 8,400 円を支出しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的に設置しました、認知症初期集中支援チームに係る、上球磨地域包括支援センターへの委託料など、合計 435 万 415 円を支出しました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者によります、多職種連携・多職種協働による個別事例検討を行い、地域のネットワーク構築や課題把握などを推進する事業として、上球磨地域包括支援センターへの事業委託料 32 万 6,464 円を支出しております。

31 ページから 34 ページにかけまして、款 4 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費にかかる令和 5 年度実質収支による余剰金及び基金利子を合計 1,041 万 1,580 円、積み立てしております。

33 ページから 44 ページの款 5 諸支出金は、令和 5 年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に基づきます、国・県・支払基金及び一般会計への精算返還金を支出しました。

款 6 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入についてご説明いたします。

歳入総額は、予算額 6 億 8,093 万 5,000 円に対し、6 億 9,530 万 3,807 円を収入しました。令和 5 年度と比較しまして、933 万 6,000 円ほどの増となっております。増の主な要因は、第 9 期介護保険事業の初年度となります令和 6 年度から保険料基準額をしたことに伴います、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増と諸収入の増となっております。歳入の、主なものについてご説明いたします。

事項別明細書、9 ページから 10 ページをご覧ください。

款 1 保険料は、調定額 1 億 1,046 万 4,480 円に対し、収入済額 1 億 963 万 5,979 円、徴収率 99.2 パーセントとなっております。また、収入未済額は、令和 5 年度と比較して 19 万 6,721 円増の 82 万 8,501 円となりました。現年度分の特別徴収保険料は、徴収率 100 パーセント、普通徴収保険料は徴収率 96.1 パーセント、収入未済額は 27 万 3,671 円となっております。

滞納繰越分については、徴収率 3.2 パーセント、収入未済額は 62 万 6,150 円となりました。また、令和 6 年度の不能欠損処分はございませんでした。

款 2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しております。

款 3 国庫支出金は、1 億 7,967 万 7,740 円を収入しました。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、1 億 691 万 7,400 円を収入しました。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、5,660 万円を収入しました。

11 ページ、12 ページの目 2 及び目 3 は、地域支援事業交付金を収入しました。

目 4 保険者機能強化推進交付金及び目 5 介護保険保険者努力支援交付金につきましては、この 2 つの交付金をインセンティブ交付金と言います。高齢者の自立支援、重症化予防や健康づくり等に向けた保険者の取り組みに対し、それぞれの評価指標の達成状況に基づきまして交付金が配分されるものです。令和 6 年度、本町は熊本県で 1 位、全国 3,000 人未満の自治体で 8 位にランクインしております。これにより、令和 5 年度よりも 300 万円増の、478 万 9,000 円の交付を受けております。

目 6 介護保険事業費国庫補助金は、制度改正に伴うシステム改修補助金を収入しました。

款 4 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で 1 億 5,661 万円を収入しました。

13 ページから 14 ページにかけまして、款 5 県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金 9,188 万 9,553 円を収入しております。

15 ページから 16 ページにかけまして、款 7 繰入金は、項 1 一般会計繰入金 1 億 840 万 9,000 円を収入しました。

款 8 繰越金は、前年度繰越金 4,583 万 1,379 円を収入しました。

款 9 諸収入は、前年度比較 313 万 1,327 円増の 321 万 3,240 円を収入しました。預金
利子や男性料理教室参加費のほか、歳出でご説明いたしました令和 6 年度に人吉球磨在
宅医療・介護連携推進協議会の事務局を担うことに伴いまして、構成 9 市町村からの負
担金 312 万 9,199 円を収入しております。

37 ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額 6 億 9,530 万 3,807 円、歳出総額 6 億 6,198 万 6,692 円、歳入歳出差引額 3,331
万 7,115 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなしで、実質収支額は、3,331 万 7,115
円となっております。

38 ページは、財産に関する調書です。

介護保険給付基金は、令和 6 年度末現在高が、5,281 万 3,165 円です。

39 ページから 40 ページにかけては、介護保険事業状況。

41 ページから 42 ページにかけては、保険給付費状況を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。

○3 番（西 靖邦君） 20 ページですけども、節 12 ケアプランデータ連携システム導入
操作サポート業務委託料についてお伺いします。5 万 9,950 円が計上されています。先
ほど説明がありましたが、このシステムによりですね、具体的にどこどこのデータが
連携され、これにより、職員の業務負担の軽減に繋がったのかどうかについてお伺いし
ます。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 西議員のご質問にお答えいたします。先ほど町内の
対象事業としましては、福寿壮と湯前町社会福祉協議会、この 2 事業所になっておりま
す。こちらの連携内容についてですが、サービスの種別としましては、居宅介護支援事
業所、それと通所介護を担っていらっしゃる事業所、こことここの情報連携、そうい
ったことが連携によって、通常、人員的に情報連携をとられていたところが、システム
でその情報連携ができるようになるということで、事務の効率化が図られるという内容
になっております。また支援内容としましては、そのためのライセンス料の補助、それ
と、その機器を操作する操作を指導する指導補助、こういったものを、この事業で支援
しているところです。

○3 番（西 靖邦君） そしたらそういう、その連携効果がですね、町民のサービス向
上にどのように反映されていくのかについても、お伺いします。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） 具体的な事務の効率化の部分ですが、特に目に見え
ていますが、各事業所にいらっしゃいます、ケアマネ様方が作成されます、ケアプラ
ンですね、そういったケアプランがこれまで紙媒体で事業所、それぞれ手渡しでやられ

ていたものが、オンライン上で共有できるようになったというところで、その往復の時間と人件費ですね、ていうのが具体的に良くなったところでございます。

○3番（西 靖邦君） そのスピード感によって、その町民へのサービスも向上したということですね。連携が速くなったということは。

○保健福祉課長（佐藤由美子君） そうですね、今やはりこの対象になられる方々は、ケアプラン対象になる方々っていうのが、やはり多くございますので、やはりお1人でも早くですね、そのケアプラン内容の情報交換というのができることによりまして、やはり迅速な、対象っていうのが取れているところでございます。

○副議長（椎葉弘樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第4 認定第4号 令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第4、認定第4号、「令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○税務町民課長（黒木博行君） 認定第4号、令和6年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明いたします。

湯前町の後期高齢者医療保険対象者は3月末現在967人で、総人口3,401名でしたので、占める割合は、28.4パーセントとなります。この制度が始まった平成20年度当時は、20.8パーセントでしたので7.6パーセントの伸びとなっております。いわゆる、団塊の世代と言われる方々が続々と75歳になられてきており、その一方で亡くなられる方もおられますが、被保険者数は前年度から14人の増となっております。人口は年々減少していますので、自ずと後期高齢の被保険者の占める割合は、大きくなっており、かかる医療費につきましては、制度開始当初の平成20年度の一人当たり約70万円から、令

和6年度につきましては、約97万円となっており、27万円程の増加となっています。今後とも、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険事業等に取り組み、安定運営に努めてまいりたいと思います。

それでは、9ページ、10ページをご覧ください。

事項別明細書の歳出からご説明いたします。

款1総務費につきましては、支出済額79万6,450円となりました。後期高齢者医療広域連合とのネットワーク回線使用料や一体的実施業務委託料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものになります。前年度に比べて、マイナス20万6,888円、20.6パーセントの減となっております。

主な要因としましては、令和5年度から取り組んでおります、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係るもので、項1総務管理費、目1一般管理費の節10需用費において、使用する消耗品の購入が12万6,461円減少したこと、節12委託料において、その業務委託として公立多良木病院への支出が2万2,000円減少したことによります。また、項2徴収費において、節11役務費では、納付書の送付に必要な通信費、保険料の口座振替手数料に、合わせて6万3,663円を支出しました。

款2後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額7,553万5,275円となりました。前年度比842万1,075円、12.5パーセントの増となりました。そのため、1人当たり納付金は7万8,113円で、前年度比7,689円、9.8パーセントの増となりました。

11、12ページをご覧ください。

款3諸支出金につきましては、項2繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金において、前年度実質収支額と同額の87万9,283円を一般会計へ繰り出しました。

款4予備費につきましては、支出はありませんでした。

歳出総額は、7,721万1,008円で、執行率98.3パーセントとなりました。

次に、事項別明細書により歳入のほうを説明いたします。

5、6ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料については、調定額5,005万8,600円に対し、収入済額は、4,960万3,620円となりました。前年度比710万1,120円、16.7パーセントの増となりました。

目1特別徴収保険料は、3,676万6,700円を収納しました。保険料全体の74.1パーセントを占めております。

目2普通徴収保険料は、現年度分が1,283万6,920円を収納し、滞納繰越分は収納ありませんでした。現年度、滞納繰越分を合わせた徴収率は、95.9パーセントで、昨年度の徴収率98.1パーセントを2.2パーセント下回ってしまいました。令和6年度についても、昨年度に引き続き収入未済額が発生し、合計54万9,580円を令和7年度へ繰り越す

こととなりました。徴収率が再び 100 パーセントとなりますよう、早期に徴収に努めたいと思っております。

款 2 使用料及び手数料については、督促手数料として 6,400 円収入しました。

款 3 繰入金については、収入済額 2,688 万 7,725 円となり、前年度比 137 万 6,125 円、5.4 パーセントの増となっております。

繰入金の大部分を占める、目 2 保険基盤安定繰入金については、節 1 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金でありまして、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるものです。収入済額 2,688 万 7,725 円となり、前年度比 137 万 6,125 円、5.4 パーセントの増となっております。

7 ページ、8 ページをお開き下さい。

款 4 諸収入については、項 2 預金利子、目 1 預金利子に、普通預金利子として、3,712 円を収入しました。

款 5 繰越金、項 1 繰越金については、目 1 繰越金 87 万 9,283 円は、令和 5 年度からの繰越金となります。

収入済額の合計は、7,738 万 740 円となりました。

歳入の説明は以上になります。

次に、13 ページをご覧ください。実質収支に関する調書になります。

表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに 16 万 9,732 円となりました。

15 ページに付属書類として、後期高齢者医療状況を添付しております。参考にご覧ください。

これで説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 4 号、「令和 6 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和6年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第5、認定第5号、「令和6年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君） 認定第5号、令和6年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算について、ご説明いたします。

1ページ、2ページをお願いします。

（1）収益的収入及び支出です。

収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,826万4,000円に対し、決算額8,838万3,209円で、収入率は、100.1パーセントでした。

支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額7,253万6,000円に対し、決算額6,419万9,852円となりました。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

（2）資本的収入及び支出になります。

収入につきましては、第1款、資本的収入、予算額1億5,215万3,000円に対し、決算額9,058万5,000円となりました。

支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額2億82万2,000円に対し、決算額9,143万802円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額84万5,802円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84万5,802円で補填しました。

次に、5ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は、7,362万2,941円。

2 営業費用は、5,294万6,629円で、営業利益は、2,067万6,312円となりました。

3 営業外収益は、809万7,599円。

4 営業外費用は、815万2,763円、経常利益は、2,062万1,148円となり、

5 特別利益、6 特別損失はありません。

この結果、当年度純利益は、2,062万1,148円となり、前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額はなく、当年度末処分利益剰余金は、同額の2,062万1,148円となりました。

次に、6ページをお願いします。剰余金計算書です。

資本金としましては、前年度の減債積立金の取り崩しに伴う自己資本金の組み入れにより、当年度末残高は、左側の下の欄2億9,442万985円となりました。剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となりました。利益剰余金

につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の議会の議決による利益剰余金の処分により、2億4,145万2,224円となりました。

その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の議会の議決による処分により、1億1,504万7,580円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が2,062万1,148円となり、利益剰余金合計3億7,712万952円で、資本合計は6億7,685万5,258円となりました。

7ページをお願いします。貸借対照表です。

資産の部で、下から7行目、固定資産合計9億6,991万333円、下から2行目、流動資産合計4億3,714万7,763円となり、一番下、資産合計が14億705万8,096円となりました。

次に、8ページ、上段、負債の部です。

表の上から5行目、3固定負債計4億7,725万3,764円、次からの8行目、4流動負債計1,577万4,262円、次から4行目、5繰延収益合計2億3,717万4,812円となり、その下の負債合計が7億3,020万2,838円となりました。

次に、下段、資本の部です。

3行目、6資本金合計2億9,442万985円、下から3行目、7剰余金合計3億8,243万4,273円、次の資本合計6億7,685万5,258円となり、一番下、負債資本合計が14億705万8,096円となりました。

次に、9ページをお願いします。

令和6年度湯前町水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。右側、上から2番目の未処分利益剰余金2,062万1,148円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、資本金への組入を除いた額の3分の2にあたる、1,374万7,432円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の687万3,716円を建設改良積立金に処分する（案）になります。

次に、10ページの事業報告です。

（1）概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より5戸減の1,556戸、総有効水量44万1,207立米、総給水量56万2,466立米となりました。なお、漏水箇所の修理などにより、有収率は令和5年度と比較して、4.7パーセント増の78.4パーセントとなりました。

11ページから14ページは、（2）工事、（3）業務、（4）会計に関すること、また、15ページ以降は、付属明細書となりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和6年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

○副議長（椎葉弘樹君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時54分

再開 午後2時06分

-----○-----

○副議長（椎葉弘樹君） 休憩終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 認定第6号 令和6年度湯前町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長（椎葉弘樹君） 日程第6、認定第6号、「令和6年度湯前町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○建設水道課長（高木堅介君） 認定第6号、令和6年度湯前町下水道事業会計利益の処分及び決算について、ご説明いたします。

令和6年度下水道事業会計につきましては、令和5年度までの特別会計から企業会計へ移行した初年度となります。

1ページ、2ページをお願いします。

（1）収益的収入及び支出です。収入につきましては、

第1款下水道事業収益、予算額1億4,905万3,000円に対し、第2款決算額1億4,941万7,317円、収入率は、100.2パーセントでした。

支出につきましては、第1款下水道事業費用、予算額1億4,801万2,000円に対し、決算額1億5,161万5,895円となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出です。収入につきましては、

第1款資本的収入、予算額2,604万円に対し、決算額2,604万円となりました。

支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額7,756万3,000円に対し、決算額7,756万2,946円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,152万2,946円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万9,086円及び当年度損益勘定留保資金4,818万3,860円で補填しました。

次に、5 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は、5212万693円、

2 営業費用は、1億2,999万8,427円で、営業損失は、7,787万7,734円となりました。

3 営業外収益は、9,213万1,347円。

4 営業外費用は、1,292万9,214円で、経常利益は、132万4,399円となりました。

5 特別損失は、令和6年4月に企業会計へ移行した際の令和5年度特別会計分の経費100万7,800円であります。内訳は、令和5年12月から令和6年3月までの賞与分36万3,000円と法定福利費分8万7,000円、令和5年度消費税確定申告分55万7,800円となります。この結果、当年度純利益は、31万6,599円となり、前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額はなく、当年度末処分利益剰余金は、同額の31万6,599円となりました。

次に、6 ページをお願いします。剰余金計算書です。

資本金につきまして、前年度末残高は、令和5年度特別会計から令和6年度企業会計へ移行の際の固有資本金が10億2,966万3,291円、当年度変動額が一般会計からの出資金1,714万円で、一番下の欄の当年度末残高が10億4,680万3,291円となりました。

次に剰余金のうち、資本剰余金はありません。

利益剰余金につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高が31万6,599円となり、利益剰余金合計も同額の31万6,599円で、資本合計は、10億4,711万9,890円となりました。

7 ページをお願いします。貸借対照表です。

資産の部で、下から6行目、固定資産合計24億9,062万1,177円、下から2行目、流動資産合計1億450万8,337円となり、一番下、資産合計は25億9,512万9,514円となりました。

次に、8 ページ、上段、負債の部です。

表の上から6行目、3 固定負債計5億1,606万8,529円。

次から10行目、4 流動負債合計7,485万6,694円。

次から4行目、5 繰延収益合計9億5,708万4,401円となり、その下の負債合計が、

15 億 4,800 万 9,624 円となりました。

次に、下段、資本の部です。

6 行目、6 資本金合計 10 億 4,680 万 3,291 円、下から 3 行目、7 剰余金合計 31 万 6,599 円。次の資本合計 10 億 4,711 万 9,890 円となり、一番下、負債資本合計が 25 億 9,512 万 9,514 円となりました。

次に 9 ページをお願いします。

令和 6 年度湯前町下水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。

右側、上から 2 番目の未処分利益剰余金 31 万 6,599 円は、全額を建設改良積立金に処分する（案）になります。

次に、10 ページの事業報告です。

（1）概況、業務状況につきましては、下水道への接続完了世帯数が、前年度より 4 世帯増の 1,061 世帯、接続率は 84.68 パーセントで、前年度より 0.39 パーセントの上昇となりました。また、球磨川上流浄化センターへの流入水量は、34 万 4,102 立米で、前年度より 1 万 910 立米増加しました。

12 ページから 13 ページは、（2）業務、（3）会計に関すること、また、14 ページ以降は、付属明細書となりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。

○1 番（田山幸平君） 上水道に比べてじゃないですけども、この下水道事業にして、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、運営上は 30 数万円の黒字で、設備投資に関しては 5,000 万円近く不足している分をずっと補填していっていき、補填していきみたいな、なかですね、今後人口が減ったりとかですね、維持管理をしていく上でどんどんなんでしょうか、せっぱ詰まったような状況になっていくっていうかそういうような捉え方で間違いないでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 下水道事業につきましては、下水道使用料の収入が住民の方からの負担になっているところであります。この下水道事業で大きいのは最終処分場の球磨川上流浄化センターですね、錦町にありますけれども、その処理場に係る維持管理、あと設備の更新とかありますので、その分の負担金が一番今大きなところかなと思っております。今年度、下水道事業の経営戦略の改定業務を今業務委託しております。請負った業者と打ち合わせしながら、今年中に下水道経営戦略を改定することにしております。その中で、下水道使用料は人頭割と人数割ですね、なっているところを、流した量の重量制に移行することも考えておりますので、そこで人口減少の中ですね、そういうところの収入と今後の負担と、そういうところも勘案しながら、料金改定も加

味しながら、ただどうしても一般会計からの繰り入れですね、町からの持ち出しは出てくるところは必要になってきますので、そういうのもバランスも見ながらですね、今年度、経営戦略の改定で今後の見通しも含めてですね、計画を作っていくところでありま

○1番（田山幸平君） 料金改定等でも、その収支部分についても見直していうか、今後検討されていくというような内容かと理解しているんですけども、単純にこうなんですかね、後の資料のほうに今 1,200 世帯接続が可能な中、残り 200 件ぐらい、未接続の家屋が、お家があるってところでなんですけど、こういった方々が実施をしていただくのもまた使用料金の要は収入の確保みたいなのところにも繋がっていくかと思うんですが、補助金等を出されて、されているかと思うんですけど、これの为什么呢、促進であるとか、なんかそういうこうなんですかね、使ってくださいみたいな、この数字をですね、戸数を伸ばすような取り組みとか、ああいうのは現状どうなっているんでしょうか。

○建設水道課長（高木堅介君） 下水道に接続する場合の補助金ですね、これは供用開始を3年以内という縛りもありまして、今ほとんどのところが元々家があったところは、その補助金から対象には外れていくところであります。ただ新築、新しく建てる場合は、補助金がありますので、そういうところは、接続は当然される場所であります。今年度に入りまして、その供用開始後3年を超えた世帯からの接続もありました。未接続のところは、把握はしておりますので、文書であったり、必要に応じて、もう個別に回ったりですね、そういうところをしていきたいと思っております。なかなか下水道に切り替える際に費用もかかりますので、なかなか難しい世帯もあるかもしれませんが、接続率の上昇アップにはですね、努力してまいりたいと思います。

○1番（田山幸平君） 料金改定の部分でちょっと先ほどなんか人頭制から人数割、重量制でしょうかね、家族の世帯数から使った分だけみたいなのところを踏まえてされていくってことなんですけども、为什么呢、こうなんでしょうか、結構節水っていうかあんまり水を使わないトイレとかじゃないのかなと思うんですけども、昔に比べてですね、そうした時に人数からいただいていた分が、なんです、元が取れる、下手したら下がっちゃうんじゃないかなとかもちょっと思ったりするんですけども、その部分っていうのは、今後でしょうかね。

○建設水道課長（高木堅介君） トイレに関しては節水型というんですか、あると思います。上水道の使用状況を見ますと、極端に減っているということはございませんので、台所であったり風呂場であったりの水は下水道に流れるということで、ただ、そういう節水型トイレも普及があるというのは、そういうことも踏まえて、今年度改定します経営戦略の中でもですね、検討していきたいと思います。

○1番（田山幸平君） もう結構湯前はこうば一つところ、何ですかね、下水道管の普及率って高いっていうかと思うんですけども、現実的にどうかわかりませんが、そもそも下水道施設設備からの脱却っていうか、合併浄化槽への移行みたいなことって可能なんでしょうか。将来の負担軽減っていいですか、そういった目的のためにですけども。

○建設水道課長（高木堅介君） 下水道につきましては、まず町全体で下水道の整備区域の設定がございます。175ヘクタールになります。その区域内は、もう下水道法で定められておりまして、区域内のところは、下水道に接続しなければならないという法律ではなっております。この区域以外のところが、現在汲み取りであったりっていうところは、浄化槽の設置をしていただくというところで、年間に、決算でもあったと思いますが、5基ぐらいですかね3基から5基ぐらいの設置があっているところです。下水道からその浄化槽への変更するというのは、その計画から見直しをしないといけなくなりまして、現実的にはないかなと思います。

○副議長（椎葉弘樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和6年度湯前町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、可決及び認定することに決定しました。

—————○—————

○副議長（椎葉弘樹君） ここで、議長席を議長と交替します。

—————○—————

日程第7 報告第6号 令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（金子光喜君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第6号、「令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第6号、令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定により、令和5年度の財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 報告第6号、令和6年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告いたします。

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものです。まず、4指標及び資金不足の比率を計算しております表により説明いたします。3ページをご覧ください。

I 実質赤字比率の状況です。

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計の実質収支額の2億4,599万1,000円の黒字額を標準財政規模21億7,178万2,000円で除した比率が、実質赤字比率として、マイナス11.32パーセントとなっております。マイナスの赤字比率は、黒字を意味しております。

II、連結実質赤字比率の状況です。

特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町全体の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計ほか3つの特別会計、2つの公営企業会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の⑤8億4,978万6,000円を標準財政規模で除した比率が、マイナス39.12パーセントとなっております。こちらも黒字を維持しており問題ない数値となっているところです。

4ページをご覧ください。

III、実質公債費比率の状況です。

一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入の指数数値としても使用されるもので3か年平均値となっております。各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、令和4年度6.61886、令和5年度5.32144、令和6年度6.40429となっております。右側下の黒太線で囲っていますが、3か年間の平均を記載しており、6.1パーセントとなっております。なお、この比率が18パーセント以上になると、地方債を発行するにあたり総務省の許可を得なければならない、25パーセント以上では、一般単独事業債の発行が制限され、35パーセント以上では、一般公共事業債の発行が制限されることになります。本町は6.1パーセントですので、問題ないところでございます。

5ページをご覧ください。

IV、将来負担比率の状況です。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合等の将来の地方債額等でありまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございます。マイナス 59.3 パーセントとなっております。数値的には問題を及ぼす数値とはなってございません。

6 ページをご覧ください。

V 資金不足比率の状況です。

各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。まず、水道事業会計は、マイナス 581.7 パーセントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございません。下水道事業会計についても、マイナス 184.5 パーセントとなっております。こちらも、いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございません。

以上が各比率の数値結果でございます。

ここで、2 ページに戻っていただきたいと思います。

先ほど、各比率についてそれぞれご説明いたしましたが、1 健全化判断比率の表になります。まず、実質赤字比率がマイナス 11.32 パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフンで表示して該当なしとなります。早期健全化基準 15 パーセント、財政再生基準 20 パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス 39.12 パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。

早期健全化基準 20 パーセント、財政再生基準 30 パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、実質公債費比率は、6.1 パーセントです。早期健全化基準 25 パーセント、財政再生基準 35 パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、将来負担比率は、マイナス 59.3 パーセントです。早期健全化基準 350 パーセントを下回り、該当していないところです。

これによりまして、健全化判断比率 4 指標とも早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、問題となる数値に該当なしとなります。ちなみに、ただいまご説明いたしました、早期健全化基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政健全化団体に指定されます。これは自治体の破綻の一步手前で倒産寸前の状況を意味します。また、財政再生基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政再生団体に指定されます。これは自治体の破綻を意味します。今後も、こうならないよう自治体運営に努めてまいります。

次に、資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計、マイナス 581.7 パーセント、湯前町下水道事業特別会計マイナス 184.5 パーセントですので、両会計とも資金不足ではありませんので、ハイフンで表示しております。経営健全化基準 20 パーセントを上回ると制限が出てまいります。

これまでご説明いたしましたとおり、本町における各比率の数値に問題はない結果でございます。決算書の最後に、健全化比率関係の監査意見書が付けられております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします

○議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります。発言を許します。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで、報告第 6 号、「令和 6 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第 8 議案第 6 7 号 工事請負契約の締結について

○議長（金子光喜君） 日程第 8、議案第 6 7 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 6 7 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R 4 災補橋第 519 号、伍八橋災害復旧工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第 6 7 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

1. まず契約の目的は、R 4 災補橋第 519 号、伍八橋災害復旧工事の契約でございます。工事の概要ですが、橋梁の復旧延長 16.4 メートル、橋梁の上部工が P C 単純中空床版橋、下部工が逆 T 式橋台 2 基、それから、コンクリートブロック積み工 183.3 平米、大型ブロック積み工 27.7 平米、根固めブロック 88 個、それから、排水構造物工 37.3 メートルでございます。

2. 契約の方法は、指名競争入札。

3. 契約の金額は、1 億 1,000 万円。税込みの金額となります。

4. 契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1385

名称：株式会社 ハリマ建設

代表者氏名：代表取締役 江上 公大 氏でございます。

資料として、2 ページに仮契約書、それから議案説明資料としまして、今回の工事の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 7 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 同意第 9 号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第 9、同意第 9 号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第 9 号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 湯前町 2 4 1 5 番地 6

氏名 右田 義郎 さんでございます。

現在 1 期目をお務めいただいておりますのでございます。固定資産に関する専門的知識がございますので、再任をお願いするものでございます。また、知識が豊富であるということで、適任であると判断し、再任をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第9号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第10 同意第10号 湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第10、同意第10号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第10号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 湯前町1159番地

氏名 松原 九州男 さんでございます。

これまでの職歴から、社会情勢の変化にも敏感であり、かつ各種情報取得も得意であることから、適任であると判断し、新たに選任をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第10号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、同意第10号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第11 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について

○議長（金子光喜君） 日程第11、請願第1号、「人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について」を議題とします。

本請願は、総務厚生文教常任委員会の審査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が提出されています。本件について、委員長の報告を求めます。

○総務厚生文教常任委員長（遠坂道太君） 請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について、総務厚生文教常任委員会の報告を行います。

本請願につきましては、6月定例会において、総務厚生文教常任委員会に付託され、その後、委員会を2回開催し、慎重審議をいたしました。第1回は、令和7年6月12日に開催し、請願内容の確認及び紹介議員の委員会への出席要請を決定しました。第2回を、令和7年7月31日開催し、紹介議員からの経緯及び内容説明を受け、請願者からの資料を基に審査いたしました。その結果、請願の趣旨としては、補助金の増額と、その財源として、ふるさと納税応援メニューに人吉球磨准看護学院助成を追加するものでありましたが、この請願事項は、議会の権限事項に属するとは言いがたいものの、本地域における医療体制の構築、医療従事者の確保・育成の意味から、請願の趣旨・願意は十分理解できるとの意見でありました。

よって、請願につきましては、採決の結果、趣旨採択とすることにし、賛成総数でありましたので、委員会の審査結果は、趣旨採択として、湯前町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

○議長（金子光喜君） この報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号、「人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、趣旨採択です。この請願は委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第12 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）

○議長（金子光喜君） 日程第12、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、広報常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で広報常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第13 議員派遣について

○議長（金子光喜君） 日程第13、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 4、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 5 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 5、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 6 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 1 6、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 17、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） これで、令和 7 年第 8 回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 2 時 58 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

